

(参考資料2) 設工認から保安規定への反映項目確認

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
1-1	へ-1	(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、 <u>巡視・点検、施設定期自主検査、並びに補修及び改造を含む加工施設の安全機能を維持するための活動</u> (以下「 <u>保全</u> 」という。) において <u>留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。</u>	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 (設計・開発の結果に係る情報) 第12条の3 3. (2) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること(設計・開発の結果として、施設及び設備の配置及び構造上の特徴、並びに施設及び設備の経年劣化の観点から、 <u>保全において留意すべき事項を抽出し、記録し、第62条の6に定める保全計画に反映して保全を実施するため、その記録を維持することを含む。</u>)	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 基保-021設計管理基準 4. 設計の管理方法 ・改造の各段階に必要な要求事項を含めた管理方法を表2に示す(表2内)設計からのアウトプット (5) 設計者は、要保-283「設計関連文書作成 要領」に基づき設計結果をとりまとめた「設計報告書」を作成し、設計管理者に提出する。表6に設計結果に含める事項を示す。 (表6内) 6) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のための適切な情報(設計・開発の結果として、施設及び設備の配置及び構造上の特徴、並びに施設及び設備の経年劣化の観点から、 <u>保全において留意すべき事項を抽出し、その記録を維持することを含む。</u>)
1-2	へ-1	(7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、 <u>保全に係る計画</u> (以下「 <u>保全計画</u> 」という。) を策定し、 <u>保全計画に基づき保全を実施する。</u>	No.1-1と同じ。	No.1-1と同じ。
1-3	へ-1	(8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、 <u>保全の継続的改善を図る。</u>	(不適合管理、是正処置及び未然防止処置) 第62条の9 4. 各部長は、保全の実施結果、原子力施設における保全に関する最新の知見及び第15条の3に定める技術情報の共有結果を踏まえて評価を行い、 <u>保全の継続的改善を図る。</u>	基保-018補修及び改修基準 4. 保全活動 4.9 保全の結果の確認・評価 各部長は、(1)点検計画、(2)定期事業者検査の実施計画、(3)設計及び工事の計画、(4)巡視の計画、(5)特別な保全計画に従って、保全を実施し、その記録を確認・評価する。 7. 施設管理に係る評価及び改善 7.1 評価 各部長は、自らが実施した補修及び改修について、設備管理部長の作成した本基準に対する結果を確認し、不適合があれば基保-023「評価改善基準」に従い設備管理部長へ報告する。ただし、設備管理部長自らに対する報告の必要はない。 7.2 改善 設備管理部長は、前項の報告の評価の結果及び自ら確認した結果、並びに必要に応じて実施する内部コミュニケーション(部内会議、グループ会議、設計会議、自部門内からのトラブル・改善報告書)により評価した結果、施設管理に関する基準、要領、標準を改善する。なお、上記第59条第2項以外によっても施設管理に関する基準、要領、標準の改善を行ってよいものとする。
1-4	へ-6	表へ-1-2 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする設備・機器及び変更内容 第2加工棟  燃料集合体保管ラックE型No.1 撤去	別表4 臨界安全管理に係る核的制限値(第33条関係) 燃料集合体保管ラックE型 削除	基保-037 臨界安全管理基準 別表-1 臨界安全管理に係る核的制限値及びその遵守方法 (燃料集合体保管ラックE型の記載を削除)
1-5	へ-12	表へ-2-2 輸送容器搬送コンベアNo.1-2 仕様注釈 (2) ~建物外扉付近(1箇所)及びコンベアカバーNo.1の出入り扉付近(1箇所)に設置している「開放厳禁」の表示灯の点灯状況により作業者に注意を促しながら、 <u>建物外扉とコンベアカバーNo.1の出入り扉を同時開放しない、かつ、建物外扉とコンベアカバーNo.1のシャッタを同時開放しない管理を行う。</u>	別表3 保安上特に管理を必要とする設備(第31条関係) (注1) 建物外扉付近(1箇所)及びコンベアカバーの出入り扉付近(1箇所)に設置している「開放厳禁」の表示灯の点灯状況により作業員に注意を促しながら、 <u>建物外扉とコンベアカバーの出入り扉を同時開放しない、かつ、建物外扉とコンベアカバーのシャッタを同時開放しない管理を行う。</u>	基保-003 加工施設の操作基準(燃料製造部) 4-7 保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保 燃料製造部長は、前項に示す保安上特に管理を必要とする各設備の機能を確保するため、以下の措置を講じる。具体的には、「加工施設の操作要領(燃料製造部)」(要保-107)「加工施設の操作要領(第2開発室)」(要保-173)及び「定期事業者検査実施要領(燃料製造部)」(要保-381)に定める。上記措置には、輸送容器搬送コンベアNo.1-2及び輸送容器搬送コンベアNo.2-2を操作するに当たり、建物外扉付近(1箇所)及びコンベアカバーの出入り扉付近(1箇所)に設置している「開放厳禁」の表示灯の点灯状況により作業員に注意を促しながら、 <u>建物外扉とコンベアカバーの出入り扉を同時開放しない、かつ、建物外扉とコンベアカバーのシャッタを同時開放しない管理を行うことを含む。</u>
1-6	へ-27	表へ-3-2 輸送容器搬送コンベアNo.2-2 仕様注釈 (2) ~建物外扉付近(1箇所)及びコンベアカバーNo.2の出入り扉付近(1箇所)に設置している「開放厳禁」の表示灯の点灯状況により作業員に注意を促しながら、 <u>建物外扉とコンベアカバーNo.2の出入り扉を同時開放しない、かつ、建物外扉とコンベアカバーNo.2のシャッタを同時開放しない管理を行う。</u>	No.1-5と同じ。	No.1-5と同じ。
1-7	へ-82	表へ-9-1 ペレット保管ラックB型No.1仕様 最大貯蔵能力を削減することにより、ウランのインベントリの低減を図っている。 最大貯蔵能力を削減することにより、さらなる総量の低減を図っている。 さらに、 <u>最大貯蔵能力を削減することにより、加工施設のリスクの低減を図っている。</u>	別表15 核燃料物質の最大貯蔵能力(第70条関係) (3) 第2加工棟  濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン 酸化ウランペレット 38 ton-U	基保-003 加工施設の操作基準(燃料製造部) 4-15 核燃料物質の貯蔵 (1) 核燃料物質の貯蔵 ② 燃料製造部長は、貯蔵施設の貯蔵量について第3表に示す最大貯蔵容量以下とすること。 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力  3800kg-U

(*) 本欄に記載のNo. n-m(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
1-8	へ-95	表へ-13-1 燃料棒保管ラックB型No.1仕様 最大貯蔵能力を削減することにより、ウランのインベントリの低減を図っている。 最大貯蔵能力を削減することにより、さらなる線量の低減を図っている。 さらに、最大貯蔵能力を削減することにより、加工施設のリスクの低減を図っている。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 別表15 核燃料物質の最大貯蔵能力（第70条関係） (3) 第2加工種 濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン 燃料 棒 41ton-U	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 基保-003 加工施設の操作基準（燃料製造部） 4-15 核燃料物質の貯蔵 (1) 核燃料物質の貯蔵 ② 燃料製造部長は、貯蔵施設の貯蔵数量について第3表に示す最大貯蔵数量以下とすること。また、燃料製造部長に指示された者は、貯蔵量を確認し、燃料製造部長の確認を受けること。具体的には、「加工施設の操作要領（燃料製造部）」（要保-107）「臨界安全管理要領書（第2開発室）」（要保-001）に定める。 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 41000kg-U
1-9	へ-99	表へ-13-2 燃料棒保管ラックB型No.2仕様 最大貯蔵能力を削減することにより、ウランのインベントリの低減を図っている。 最大貯蔵能力を削減することにより、さらなる線量の低減を図っている。 さらに、最大貯蔵能力を削減することにより、加工施設のリスクの低減を図っている。	No.1-8と同じ。	No.1-8と同じ。
1-10	へ-110	表へ-16-1 燃料集合体保管ラックE型No.1仕様 設備・機器の撤去を行い、最大貯蔵能力を削減することにより、ウランのインベントリの低減を図っている。 設備・機器の撤去を行い、最大貯蔵能力を削減することにより、線量の低減を図っている。 設備・機器の撤去を行い、最大貯蔵能力を削減することにより、加工施設のリスクの低減を図っている。	別表15 核燃料物質の最大貯蔵能力（第70条関係） (3) 第2加工種 削除	基保-037 臨界安全管理基準 別表-1 臨界安全管理に係る核的制限値及びその遵守方法 燃料集合体保管ラックE型の記載を削除。
1-11-1	へ-111	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。	（改造） 第64条 各部長は、施設の改造を行う場合、自ら実施する又は設備管理部長に実施を依頼する。 2. 設備を所管する担当部長又は設備管理部長は、前項の改造を実施するに当たっては、関係部長と協議の上、（工事）作業計画を作成し、核燃料取扱主任者が許認可事項に該当する又は保安上重要と判断した改造については、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得る。	基保-018 補修及び改造基準 4.5 補修及び改造 B. 改造 4.5.B3（工事）作業計画 改造を実施する担当部長又は設備管理部長は、実施に際して関係部長及び核燃料取扱主任者と協議の上、（工事）作業計画を作成し、火災爆発防止その他の安全対策を講じて実施する。
1-11-2	へ-111	・本工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。	（保安計画の策定） 第62条の6 6. (3) 担当部長は、工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置として、補修及び改造に関わる工事においては、それぞれ第63条及び第64条に基づいて作成する（工事）作業計画に、労働安全衛生法関係法令を考慮して、保安を確保するための具体的な対策を計画する。また、点検等においては、加工施設の操作に関する計画として第25条に、放射線管理に関する計画として第38条に、それぞれ基づいて策定する基準に従い保安を確保する。	基保-018 補修及び改造基準 4.5 補修及び改造 B. 改造 4.5.B3（工事）作業計画 改造を実施する担当部長又は設備管理部長は、実施に際して関係部長及び核燃料取扱主任者と協議の上、（工事）作業計画を作成し、労働安全衛生法関係法令を考慮して、火災爆発防止その他の安全対策を講じて実施する。
1-11-3	へ-111	a. 一般事項 ・本工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。	（計器及び放射線測定器の校正） 第59条の5 加工施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については校正を1年ごとに行う。ただし、放射線測定器についての校正は、第53条に基づく点検時に行う校正とする。	基保-018 補修及び改造基準 4.7 計量器管理 イ) 定期事業者検査で使用する計量器管理 定期事業者検査対象で保安のために直接関連を有する計器は年に1度の校正を行う。
1-11-4	へ-111	・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立ち入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。	No.1-11-2と同じ。	No.1-11-2と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No.*	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
1-11-5	へ-111	<p>・発生した廃棄物の仕掛品について、管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛品の保管場所にて金属製容器に収納する。</p> <p>・第1種管理区域に設置した設備の撤去に当たって発生する廃棄物は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管施設で保管する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管容量(200 Lドラム缶換算約11170本)は、現在の保管容量約8200本を踏まえ、新規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管容量を十分に吸収できることを確認している。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>(廃棄物の仕掛品) 第72条の2 各部長は、廃棄物の仕掛品を一時保管する場合は、次の各号に定める措置を講じるとともに、必要に応じて防火対策を講じる。 (1) 廃棄物の仕掛品は、可燃性のものと不燃性のものに分別し、汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、別図2～(3)に示す第2廃棄物処理室の廃棄物の仕掛品の保管場所にて保管した後、別図3に示す保管施設設備に運搬する。</p> <p>(放射性固体廃棄物) 第73条 各部長は、放射性固体廃棄物(焼却等による処理後の廃棄物を含む)を保管するときは次の各号に定める事項に従い金属製容器に収納する。 (1) 廃棄物は可燃性廃棄物と不燃性廃棄物に分類する。 (2) 廃棄物は汚染の広がりを防止するための措置を講じて、ドラム缶に収納する。 (3) 廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納する。 2. 燃料製造部長は、放射性固体廃棄物を別図3に示す保管施設設備に保管し、廃棄物を入れる容器等には放射性廃棄物を示す標識をつけ、別表18で記録された内容と照合できるような整理番号等を表示する。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>基準-009放射性廃棄物管理基準 2. 保管廃棄物の発生部門と保管、処理部門 2-1 保管廃棄物の発生部門 (1) 廃棄物の仕掛品は、可燃性のもの、難燃性のもの又は不燃性のものに分別し、ポリシート等による汚染の広がりを防止するための措置を講じて、防火対策としてドラム缶等の金属製容器に収納する。 3. 保管廃棄物の取扱い 3-3 梱包(封入) ①各部長は、放射性固体廃棄物をポリシート等で密封の上ドラム缶または金属製容器に収納する。また、フィルタは、ポリシート等による汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、廃棄物登録手続きの際に金属製容器から取り出して、第2廃棄物処理室より廃棄物貯蔵棟へ搬出する。金属製容器に収納することが困難な場合はポリシート等で密封する。 6. 保管方法 6-1 放射性固体廃棄物(通常品) 燃料製造部長は、放射性固体廃棄物(液体を除くゴミ類)が入ったドラム缶を図2に示す第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟又は第1加工棟で保管する。また、廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納し第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟又は第1加工棟で保管する。</p>
1-11-6	へ-111	<p>・本工事における管理区域内の作業については、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等について記載した(工事)作業計画を作成し作業を実施する。</p> <p>・工事の安全対策として、溶接作業は、防護マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業は、墜落制止用具の装着、足場の設置等により落下を防止する。</p> <p>・第1種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼働させることで負圧及び換気機能を維持する。</p> <p>・核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置する。</p> <p>・工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区分に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事区分に順次移し替えて、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も臨界防止、閉じ込めの機能を維持する。</p>	<p>(漏えい管理) 第34条 3. 設備管理部長は、第1種管理区域内の部屋は、給排気設備により平均6回/時以上の換気を行い、空気中の放射性物質濃度が放射線業務従事者に係る濃度限度以下となるよう管理する。</p> <p>(被ばくの低減措置) 第50条 各部長は、管理区域内で作業を行う場合には、線量限度を超えないこととはもとより、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するために、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線業務従事者の受ける線量を低くするよう努める。</p> <p>4. 各部長は、設備のクリーニング、工事等の一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合には、一時的に簡易的なフードを被覆し、放射線業務従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を管理させる。環境安全部長は、可搬式ダストサンブラ、エアスニフアを用いて局所的な放射性物質濃度を測定する。</p> <p>(操作上の一般事項) 第30条 2. 各部長は、非常作業であって、核燃料物質を取り扱う場合、あらかじめその臨界安全管理及び被ばく管理の方法を標準類に定めるか、又は、非常作業の都度、事前に核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p>	<p>基準-026加工施設の操作基準(設備管理部) 4-8 漏えい管理 (3) 換気 設備管理部長は、第1種管理区域内の部屋は、給排気設備により平均6回/時以上の換気を行い、空気中の放射性物質濃度が線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度以下となるよう管理する。</p> <p>基準-001放射線管理基準 10. 被ばくの低減措置 10-2 作業方法の立案(第50条第1項) 各部長は、工事作業計画の策定にあたり、「合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減する」ため、「遮蔽」「距離」「時間」の外部被ばく防護の3原則を有効に利用すると共に内部被ばくの防護の観点(作業場所の核燃料物質を少なくする。作業前に湿式除染する。防護具を着用する。)から立案する。 10-3 一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合の措置 各部長は、設備のクリーニング、工事等の一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合には、一時的に簡易的なフードを被覆し、放射線業務従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を管理させる。環境安全部長は、可搬式ダストサンブラ、エアスニフアを用いて局所的な放射性物質濃度を測定する。</p> <p>基準-003加工施設の操作基準(燃料製造部) 4-5 操作上の一般事項 (2) 非常作業の管理 燃料製造部長は、標準類に定められていない作業、いわゆる非常作業であって、核燃料物質を取り扱う場合、次の事項を遵守する。 ① 臨界安全管理や被ばく管理の方法を、あらかじめ標準類に定めるか、又は非常作業の都度、事前にその方法について核燃料取扱主任者の確認を受ける。 ② 予期しないトラブル等により定められた手順を逸脱した作業、もしくは全く新しい作業を実施せざるを得なく、かつ、標準類に制定する時間が無い場合、その作業の都度(工事)作業計画により、臨界安全管理や被ばく管理の方法及び作業内容について事前に核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>(基準-026加工施設の操作基準(設備管理部)、基準-028加工施設の操作基準(環境安全部)、基準-032加工施設の操作基準(品質保証部)も上記と同様に規定があることを確認した)</p>

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No.*	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
1-11-7	へ-111	<p>・本工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、保安規定に基づき、<u>巡視・点検、施設定期自主検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。</u></p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>(保全計画の策定) 第62条の6 各部長は、施設管理目標を達成するため、施設管理の実施に関する計画として以下の保全計画を策定する。施設及び設備の改造のための設計・開発管理を行った場合の保全計画の策定に当たっては、第12条の3第3項(2)に定めるところにより記録された保全において留意すべき事項を踏まえ、なお、事業所の加工施設が使用開始後の原子力施設であることを踏まえ、保全計画の始期は直近(次回)の定期事業者検査の開始日とし、保全計画の期間はそ次(次々回)の定期事業者検査の開始日前日までの期間とする。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>基保-018 補修及び改造基準 4.4 保全計画の策定 各部長は、(1)点検計画、(2)定期事業者検査の実施計画、(3)設計及び工事の計画、(4)巡視の計画、(5)特別な保全計画を策定する。</p>
1-11-8	へ-111	<p>・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。</p>	No.1-11-2と同じ。	No.1-11-2と同じ。
1-12	へ-112	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき(工事)作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 b.放射線管理 ・本工事は管理区域にて実施するため、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。 ・核燃料物質への接接作業は、時間管理及び確隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。</p>	<p>(管理区域への出入管理) 第44条 2. 環境安全部長は、施設等により管理区域にみだりに人の立ち入りできないような措置を講じるとともに、立ち入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。 (1) 管理区域出入口を経由すること ただし、環境安全部長の承認を得てその指示に従う場合はこの限りでない。 (2) 所定の個人線量測定器を着用すること ただし、第47条に定める管理区域一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、環境安全部長があらかじめ定められた方法に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(被ばくの低減措置) 第50条 各部長は、管理区域内で作業を行う場合には、線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するために、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線業務従事者の受ける線量を低くするよう努める。</p>	<p>基保-001 放射線管理基準 5. 管理区域への出入管理 5-3 管理区域にみだりに人の立ち入りできないような措置 環境安全部長は、施設・区画により管理区域にみだりに人の出入りができないようにする。環境安全部長は、放射線業務従事者以外の者を管理区域に立ち入らせる場合には次の処置を行うと共に立入記録の確認を行う。 5-5 管理区域に立ち入る者に対して遵守させる措置(第44条第2項) 環境安全部長は、管理区域に、立ち入る者に対して次の事項を遵守させるとともに第1加工棟、第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟の管理区域出入口に「管理区域の立入時注意事項」を掲示し周知する。 5-5-1 管理区域出入口を経由すること。 5-5-2 所定の個人線量測定器を着用すること。</p> <p>10-2 作業方法の立案(第50条第1項) 各部長は、工事作業計画の策定にあたり、「合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減する」ため、「遮蔽」「距離」「時間」の外部被ばく防護の3原則を有効に利用すると共に内部被ばくの防護の観点(作業場所の核燃料物質を少なくする。作業前に湿式除染する。防護具を着用する。)から立案する。</p>
1-13	へ-112	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき(工事)作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 c.防火管理 ・工事に当たって、火気作業(溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用)を行う場合は、防火管理規程に基づき、周辺に火花が飛散しないよう不燃材シートで確実に養生するとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。 ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。 ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。</p>	<p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 手順書の整備 1 環境安全部長は、火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関し、火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び報知、消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。 2 燃料製造部長、設備管理部長、環境安全部長及び品質保証部長は、加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。</p>	<p>基保-039 設計想定事象等対処活動基準 6. 火災等発生時(内部火災) (4) 手順書の整備 1 環境安全部長は、火災の発生を消防吏員に確実に通報するために、あらかじめ通報手順を定めるとともに、消防吏員が到着するまでに行う活動手順を定める。また、火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関し、火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び報知、消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。 2 燃料製造部長、設備管理部長、環境安全部長及び品質保証部長は、加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。</p>
1-14	へ-112	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき(工事)作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 d.異常発生時の対策 ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。 ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。</p>	<p>(異常時の措置) 第36条 加工施設の操作に関し、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常(異常の検知を知らせる警報が作動した場合を含む。)を含む。)を、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生を察見した者は、直ちに担当部長に通報する。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 10. 設計想定事象の発生時(その他) 資機材の配備 2 設備管理部長は、加工施設に、事故時に放射線業務従事者が速やかに屋外へ退避できるように誘導灯、床面への表示等により容易に識別できる安全避難通路及び非常口を設けるとともに、停電時に備えてバッテリーを内蔵する非常用照明、誘導灯を設置する。</p>	<p>基保-012 異常時の措置基準 2. 異常時措置の原則 2-1 異常時の措置 (1) 加工施設の操作に関し臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容の落下、可燃性ガスの漏えい等を含む異常、火災若しくは爆発、内部溢水、地震その他の自然現象、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生、社内外通報が必要となる可能性のある異常事象、異常事象に進展するおそれのある事象、異常警報の発報(吹鳴)並びにインターロック機構の作動等(下線部を以下、異常事象等という。)を察見した者又は確認した者(以下、現認者という。)は、原因調査等の事実確認の前に、直ちに操作責任者に通報する。異常事象等の通報を受けた操作責任者は原因調査等の事実確認の前に、直ちに、担当部長にその旨を通報する。なお、核物質防護に係る緊急事象等については、核物質防護管理者に通報するとともにその後の対応の指示を仰ぐ。</p> <p>基保-039 設計想定事象等対処活動基準 1.4. その他の設計想定事象等 (3) 必要な電源その他資機材の配備 2 設備管理部長は、加工施設に、事故時に放射線業務従事者が速やかに屋外へ退避できるように誘導灯、床面への表示等により容易に識別できる安全避難通路及び非常口を設けるとともに、停電時に備えてバッテリーを内蔵する非常用照明、誘導灯を設置する。</p>

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No.*	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
1-15	ページ番号なし	保安品質保証計画書	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 (保安品質マニュアル) 第4条の3 社長は、保安品質マニュアルとして「 <u>保安品質保証計画書</u> 」を制定し、次に掲げる事項を定める。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 保社-1001 保安品質保証計画書
1-16	添付1-6	加工事業変更許可申請書において、竜巻対策として最大貯蔵能力を削減してウランのインベントリを低減することに伴う変更（工事を伴わない） 加工事業変更許可申請書において、竜巻対策として貯蔵設備を撤去してウランのインベントリを低減することに伴う変更 加工事業変更許可申請書において、最大貯蔵能力を削減して加工施設のリスクの低減を図ることに伴う変更（工事を伴わない） 加工事業変更許可申請書において、貯蔵設備を撤去して加工施設のリスクの低減を図ることに伴う変更	No.1-7、No.1-8、No.1-10と同じ。	No.1-7、No.1-8、No.1-10と同じ。
1-17	添付1-7	核的制限値を設定している。	(臨界安全管理) 第33条 各部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかか十分裕度を残った減速条件を組み合わせた別表4に掲げる制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(1)、(2)及び(5)を操作用員に遵守させ、十分な対策を講じる。	基保-037 臨界安全管理基準 4、臨界安全管理上の措置 担当部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量、寸法、容積、体積又は核燃料物質中の水分が別表-1に示す核的制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。 作業を行わせる場合、以下の(1)～(6)を放射線業務従事者に遵守させ、作業管理をさせなければならない。
1-18	添付1-17	本加工施設において取り扱うウランは、濃縮度が5%以下の粉末、ペレット、燃料棒及び燃料集合体の形態である。事業所外からの搬入に先立って、事前に成績書により、臨界安全管理のため濃縮度、質量及び減速条件について確認する手順を定めている。	(核燃料物質の管理に係る計画及び実施) 第66条 燃料製造部長は、第68条に記載する事項を定めた核燃料物質の受入れ、払出しに関する基準を定める。 各部長は、第17条に定める職務に従い、第69条から第70条に記載する事項を定めた核燃料物質の運搬及び貯蔵に関する各基準を定める。	基保-008 核燃料物質等運搬基準 4-6 核燃料物質の受入、払出し (1) 核燃料物質の受入 (2) 核燃料物質の受入仕揃値の確認 (3) 核燃料物質の払出し
1-19	添付1-23	基本方針（複数ユニットの臨界安全）に示したとおり、本加工施設を、臨界安全管理上、次の9つの領域に区分する。	No.1-17と同じ。	No.1-17と同じ。
1-20	添付1-51	本申請の対象を収納する第2加工棟の屋根は、設計で想定する降下火砕物の堆積厚さに耐える設計としている。また、降下火砕物を確認した場合に、速やかに除去する措置を講じることから、安全機能を損なうおそれはない。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 7. 設計想定事象の発生時(火山活動(降下火砕物)) 手順書の整備 1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。	基保-039 設計想定事象等対処活動基準 1.1 自然現象発生時(火山活動(降下火砕物)) (4) 手順書の整備 1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。
1-21	添付1-52	本申請の対象を収納する第2加工棟の屋根は、設計で想定する積雪厚さに耐える設計としている。また、これを超える積雪が生じるおそれがあるときは、除雪等の措置を講じることから、安全機能を損なうおそれはない。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 8. 設計想定事象の発生時(積雪) 手順書の整備 1 設備管理部長は、加工施設の建物は、「大阪府建築基準法施行細則」に定める積雪及び過去の最深積雪よりも深い積雪に対して十分に耐えるが、これを超える積雪が生じるおそれがある場合は、除雪等の処置を講じる。	基保-039 設計想定事象等対処活動基準 1.2 自然現象発生時(積雪) (4) 手順書の整備 1 設備管理部長は、加工施設の建物は、「大阪府建築基準法施行細則」に定める積雪及び過去の最深積雪よりも深い積雪に対して十分に耐えるが、これを超える積雪が生じるおそれがある場合は、除雪等の処置を講じる。
1-22	添付1-54	酸化ウランペレットの貯蔵施設であるペレット保管ラックB型No.1を設置している第2加工棟の最大貯蔵能力を から に削減し、燃料棒の貯蔵施設である燃料棒保管ラックは型No.1及び燃料棒保管ラックB型No.2を設置している第2加工棟の最大貯蔵能力を から に削減し、また、燃料集合体の貯蔵施設である燃料集合体保管ラックB型No.1の撤去を行い、第2加工棟の最大貯蔵能力を削減することにより、ウランのインベントリの低減を図っている。	No.1-7、No.1-8、No.1-10と同じ。	No.1-7、No.1-8、No.1-10と同じ。
1-23	添付1-63	[5.5-F1] 施設の操作に係る情報システム(施設運転制御システム)は、社内コンピュータシステムの接続はなく外部と物理的に遮断した設計とし、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスによる妨害行為又は破壊行為を遮断する。これらの情報システムは、核物質防護規定に基づき、その機能を維持管理する。	(加工施設への人の不法な侵入等の防止) 第46条の2 (5) 加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムに対して、不正アクセスによる妨害破壊行為を遮断し、サイバーテロを未然に防止するとともに、調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行い、内部からの不正操作を防止する。情報システムに対する妨害破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合の対応を行う。	基保-035 周辺監視区域管理基準 4-3 不正アクセスの防止 (1) 環境安全部長は、サイバーテロを未然に防止するため、加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムに対して、不正アクセスによる妨害破壊行為を遮断する。 (2) 環境安全部長は、内部からの不正操作を防止するため、調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行う。
1-24	添付1-73	また再生濃縮ウランの配置については、加工事業変更許可申請書に基づき保安規定に定めて管理する。	(核燃料物質の貯蔵) 第70条 (4) 再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、別表15に定める貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に総量の多い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。 <u>別表15 核燃料物質の最大貯蔵能力(第70条関係)</u> (注1)～(注5)、(注8)	基保-003 加工施設の操作基準(燃料製造部) 4-15 核燃料物質の貯蔵 (1) 核燃料物質の貯蔵 ④ 燃料製造部長は、再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、第1図-A、-Bに示す貯蔵施設の所定の区域に貯蔵すること。 第1図-A、-B

(*) 本欄に記載のNo.n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
1-25	添付1-74	酸化ウランペレットの貯蔵施設であるペレット保管ラックB型No.1を設置している第2加工棟の最大貯蔵能力を41 ton-U から38 ton-U に削減し、燃料棒の貯蔵施設である燃料棒保管ラックB型No.1及び燃料棒保管ラックB型No.2を設置している第2加工棟の最大貯蔵能力を41 ton-U から41 ton-U に削減し、また、燃料集合体の貯蔵施設である燃料集合体保管ラックE型No.1の撤去を行い、第2加工棟の最大貯蔵能力を削減することにより、さらなる線量の低減を図っている。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-7、No.1-8、No.1-10と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-7、No.1-8、No.1-10と同じ。
1-26	添付1-82	・本設備の配置及び構造上の特徴、並びに設備の経年劣化の観点から、巡視・点検、施設定期自主検査、並びに補修及び改造を含む加工施設の安全機能を維持するための活動（以下「保全」という。）において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。 ・保全において留意すべき事項を踏まえて、保全に係る計画（以下「保全計画」という。）を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。 ・保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。	No.1-1、No.1-2、No.1-3と同じ。	No.1-1、No.1-2、No.1-3と同じ。
1-27	添付1-87	なお、液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から周辺監視区域外に排出する前に、バッチ方式により放射性物質の濃度が周辺監視区域外の水中濃度限界以下であることを確認する手順を定めている。	(放射性液体廃棄物) 第74条 環境安全部長は、別図2-(2)の排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量指示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。 2. 環境安全部長は、前項の排水口より放射性液体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排水貯留内における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。また、第1種管理区域内の汚し（手洗い、シャワー）及び空調ドレン水タンクには、通常時において有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策を講じ、放射線業務従事者に遵守させる。	基保-001放射線管理基準 17. 放射性液体廃棄物 17-4 排水口の放射性液体廃棄物の管理（第74条1項、2項） 環境安全部長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するため以下の管理を行う。排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量指示第8条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度（3ヶ月についての平均値が20mBq/cm ³ (U234)）を超えないようにするため、排水槽または貯留槽より排水を放出しようとするときは、その都度槽内の排水中の放射性物質濃度を測定し、その排水中の放射性物質濃度が、表8の水中の放射性物質濃度が管理目標値（3ヶ月についての平均値が8mBq/cm ³ (U234)）以下であることを確認する。
1-28	添付1-96	さらに、酸化ウランペレットの貯蔵施設であるペレット保管ラックB型No.1を設置している第2加工棟の最大貯蔵能力を41 ton-U から38 ton-U に削減し、燃料棒の貯蔵施設である燃料棒保管ラックB型No.1及び燃料棒保管ラックB型No.2を設置している第2加工棟の最大貯蔵能力を41 ton-U から41 ton-U に削減し、また、燃料集合体の貯蔵施設である燃料集合体保管ラックE型No.1の撤去を行い、第2加工棟の最大貯蔵能力を削減することにより、加工施設のリスクの低減を図っている。	No.1-7、No.1-8、No.1-10と同じ。	No.1-7、No.1-8、No.1-10と同じ。
1-29	付属1-1へ付	表1-1 今回申請する設備、機器の単一ユニットの臨界評価方法及び臨界管理方法	別表4 臨界安全管理に係る核的制限値（第33条関係） (制限値、運転管理欄に記載している。)	基保-037臨界安全管理基準 4. 臨界安全管理上の措置 担当部長は、核燃料物質を取扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量、寸法、容積、体積又は核燃料物質中の水分が別表-1に示す核的制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。 作業を行わせる場合、以下の(1)～(6)を放射線業務従事者に遵守させ、作業管理をさせなければならない。
1-30	添付3-10	なお、貯蔵施設以外の設備・機器における取扱量は、貯蔵施設の最大取扱量の内数として管理しているが、ここでは保守的に全ての設備・機器の取扱量の総和とする。	(核燃料物質の貯蔵) 第70条 (5) 核燃料物質の貯蔵施設以外の設備・機器におけるウランの取扱量は、核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。	基保-003加工施設の操作基準（燃料製造部） 4-15 核燃料物質の貯蔵 (1) 核燃料物質の貯蔵 ⑤核燃料物質の貯蔵施設以外の設備・機器におけるウランの取扱量は、核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。
1-31	添付3-10	また、取り扱うウランの性状を考慮して、耐震重要度分類第1類の設備に収納する燃料棒及び燃料集合体はDR=0.002、第2類及び第3類の設備に収納される燃料棒及び燃料集合体はDR=0.02、第1類相当の固縛を行ったドラム缶はDR=0.001、第1類の設備に収納される粉末保管容器はDR=0.02、第2類及び第3類の設備に収納する粉末保管容器はDR=0.2、保護容器（旧AF型輸送容器）はDR=0.002に設定した。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 4. 設計想定事象の発生時（地震） 手順書の整備 2. 燃料製造部長は、ドラム缶を最狭小して保管する場合は、最上段のドラム缶をパレット及び金属用具により固縛する方法によって、地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないように対策を講じる。さらにパレットを連結させて転倒耐力を高める対策を講じる。また、ドラム缶の蓋をリングバンドで固定し、ドラム缶内の収納物はプラスティック袋に収納し、固体廃棄物が漏れないよう措置を講じる。一段積みする場合には、ドラム缶の蓋をリングバンド等により積載本まどめて固縛する方法によって、転倒を防止する対策を講じる。 6. 燃料製造部長は、ドラム缶その他の金属製容器の保管廃棄に当たっては、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる。	基保-039設計想定事象等対処活動基準 9. 自然現象発生時（地震） (4) 手順書の整備 2. 燃料製造部長は、ドラム缶を最狭小して保管する場合は、最上段のドラム缶をパレット及び金属用具により固縛する方法によって、地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないように対策を講じる。さらにパレットを連結させて転倒耐力を高める対策を講じる。また、ドラム缶の蓋をリングバンドで固定し、ドラム缶内の収納物はプラスティック袋に収納し、固体廃棄物が漏れないよう措置を講じる。一段積みする場合には、ドラム缶の蓋をリングバンド等により積載本まどめて固縛する方法によって、転倒を防止する対策を講じる。 6. 燃料製造部長は、ドラム缶その他の金属製容器の保管廃棄に当たっては、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
1-32	添付3-10	ウランは耐衝撃性能を有した保護容器及び粉末保管容器に密閉している。保護容器は1 設置まで取扱いは最大高さを1 m 以下で管理するため落下しても破損は生じないが保守的に10% が影響を受けるものとする。また粉末保管容器内については、上記と同様に取り扱う。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30 条の3 関係） 4. 設計想定事象の発生時（地震） 手順書の整備 7 燃料製造部長は、粉末・ベレット貯蔵容器1 型の設置に当たっては、 <u>固縛して設置し、1.0 Gの水平地震力に対して転倒を防止する。取扱いは、最大高さ約1 m以下とすることによって、落下、転倒しても、粉末・ベレット貯蔵容器1 型に収納した閉じ込め機能を有する粉末保管容器が損傷することを防止する。</u>	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 基保－0 3 9 設計想定事象等対処活動基準 9. 自然現象発生時（地震） (4) 手順書の整備 3 燃料製造部長は、粉末・ベレット貯蔵容器1 型の設置に当たっては、 <u>固縛して設置し、1.0 Gの水平地震力に対して転倒を防止する。取扱いは、最大高さ約1 m以下とすることによって、落下、転倒しても、粉末・ベレット貯蔵容器1 型に収納した閉じ込め機能を有する粉末保管容器が損傷することを防止する。</u>
1-33	添付3-10	地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないように、ドラム缶を強固に固定するが、転倒する割合は安全側に10%とする。また、転倒したドラム缶のうち蓋が開く割合として10%見込む。さらに蓋が開いたドラム缶からウランが漏えいする割合として10%見込む。	No. 1-31と同じ。	No. 1-31と同じ。
1-34	添付3-10	F3 竜巻の竜巻荷重あるいは飛来物による損傷を想定する建物を添5ヌ(n)の第3表に示す。建物内におけるウランを含む設備・機器については、必要に応じて固縛対策を施すため、これらの設備・機器が建物外へ飛散することはない。また、規則解釈別記に示される考えに従い、固縛等以外のF3 竜巻対策を評価上考慮しないものとしている。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30 条の3 関係） 5. 設計想定事象の発生時（竜巻） 資機材の配備 2 燃料製造部長は、 <u>ウランを含む設備・機器が建物外へ飛散することがないよう必要に応じて固縛するための資機材を配備する。</u>	基保－0 3 9 設計想定事象等対処活動基準 1 0. 自然現象発生時（竜巻） (3) 資機材の配備 2 燃料製造部長は、 <u>ウランを含む設備・機器が建物外へ飛散することがないよう必要に応じて固縛するための資機材を配備する。</u>
1-35	添付3-11	添5ヌ(n)の第3表 F3 竜巻の建物への影響 注2：第1加工棟北側に設置する遮蔽壁を兼ねた防護壁及び竜巻のソフト対策として行う車面の退避措置により、トラックウィング車は第1加工棟に飛来するおそれがないことから、ワゴン車の飛来を想定する。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30 条の3 関係） 5. 設計想定事象の発生時（竜巻） 手順書の整備 2(2) 五 環境安全部長は、 <u>大型車面含む構内車面はその有無を確認し、飛来物として安全機能を有する施設に到達するおそれのない駐車場又は敷地外に退避する措置を講じる。</u> 六 環境安全部長は、 <u>加工施設の北側に隣接する事業所内で本加工施設に影響を及ぼすおそれのある区域にある大型車面（トラックウィング車）はその有無を確認し、その区域外に退避する措置を講じる。</u> 添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30 条の4 関係） 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 6 環境安全部長は、 <u>竜巻及びその他の自然災害の予測情報を確認した時点で事前の対応についても明確にし、構内運搬作業の中止、核燃料物質の固縛・固定、退避措置、構内車面の避難、可搬式発電機等の必要資機材の確保や移動等を行う。</u>	基保－0 3 9 設計想定事象等対処活動基準 1 0. 自然現象発生時（竜巻） (4) 手順書の整備 2 環境安全部長は、加工施設から 30 km の範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度 1、かつ雷ナウキャスト活動度 3 が発表され、降水ナウキャストにより降水強度 50mm/h 以上が予測された場合に、 <u>燃料製造部長及び品質保証部長に以下の対応を実施させるか又は自ら実施する。</u> 2) 連絡を受けた対策要員は核燃料物質等を取扱っている工程について確認し、以下の対策を 30 分以内に実施する。対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。 ⑤環境安全部長は、 <u>大型車面含む構内車面はその有無を確認し、飛来物として安全機能を有する施設に到達するおそれのない駐車場又は敷地外に退避する措置を講じる。</u> ⑥環境安全部長は、 <u>加工施設の北側に隣接する事業所内で本加工施設に影響を及ぼすおそれのある区域にある大型車面（トラックウィング車）はその有無を確認し、その区域外に退避する措置を講じる。</u> 1 5. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (4) 手順書の整備 6 環境安全部長は、 <u>竜巻及びその他の自然災害の予測情報を確認した時点で事前の対応についても明確にし、構内運搬作業の中止、核燃料物質の固縛・固定、退避措置、構内車面の避難、可搬式発電機等の必要資機材の確保や移動等を行う。</u>
1-36	添付3-11	第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟は、想定する飛来物が壁を貫通するおそれがある。第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟の保管廃棄施設では想定する飛来物から直接的な影響を受けるドラム缶に対してDR=1 とし、これ以外は飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶の固縛は、専用の治具によりドラム缶の蓋を抑え、蓋が開きにくい措置を講じることからDR=0.01 とする。	No. 1-31と同じ。	No. 1-31と同じ。
1-37	添付3-11	～、降下火砕物が降下したときの対策として、建物に降下火砕物の堆積が認められれば、降下火砕物を除去する措置を講じることとする。ここでは、降下火砕物の除去作業が実施できないことを想定し、降下火砕物の堆積による影響について評価した。～	No. 1-20と同じ。	No. 1-20と同じ。
1-38	添付3-13	加工施設を臨界安全管理上、次の9つの領域に区分して管理する。	No. 1-19と同じ。	No. 1-19と同じ。
1-39	添付3-14、 添付3-15	放射線防護上の遮蔽のために壁、屋根、遮蔽壁等を取、かつ、再生濃縮ウランの貯蔵及び保管廃棄する位置を管理することにより、通常時における貯蔵施設及び放射性廃棄物の保管廃棄施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSv より十分に低減する設計とする。	No. 1-24と同じ。	No. 1-24と同じ。
1-40	添付3-15	ウランを収納する設備・機器は飛散及び漏えいのない設計とし、ウランを取り扱う設備・機器は、耐腐食性を有する材料を用いるとともに、空気中への飛散及び漏えいを防止する設計とする。ウランが飛散・漏えいした場合にはそれを検知し、警報を発する設計とする。汚染が発生するおそれのある区域を第1種管理区域として管理し、第1種管理区域内の空気は、含まれる放射性物質を十分に除去した後、環境に放出する設計とする	(管理区域の区分) 第4 1 条 前条の管理区域は、次の各号に基づき別図2－(2)及び別図2－(3)のとおり区分する。 (2) 汚染のおそれのない区域以外の区域：(第1種管理区域) 別図2－(2) 管理区域、保安区域及び周辺監視区域 別図2－(3) 管理区域及び保安区域	基保－0 0 1 放射線管理基準 1. 管理区域 1-2 管理区域 恒設の管理区域を、図1に示す。また、管理区域の概念図を図2に示す。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
1-41	添付3-15	粉末状のウランは、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造の粉末保管容器に収納して保管し、ウラン粉末の飛散及び漏えいのないように管理する。	<p>（漏えい管理） 第34条 各部長は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質等の飛散及び漏えいがないように以下の対策を講じる。 5. 燃料製造部長は、粉末状のウランは、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造の粉末保管容器に収納して保管し、ウラン粉末の飛散及び漏えいのないように管理する。</p>	<p>（漏えい管理） 青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>基保－003加工施設の操作基準（燃料製造部） 4-9 漏えい管理 (1) 漏えいの防止 燃料製造部長は、加工施設を操作する場合は、設備や施設からの核燃料物質等の漏えいがないように以下の対策を講じる。 <u>⑤粉末状のウランは、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造の粉末保管容器に収納して保管し、ウラン粉末の飛散及び漏えいのないように管理する。</u></p>
1-42	添付3-15、 添付3-16	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(5) 第1種管理区域内でウランが飛散するおそれのある設備・機器は、室内空気汚染を防止するため、囲い式フード等を設け、定期的にその能力について測定、点検して管理する	<p>（保全計画の策定） 第62条の6 各部長は、施設管理目標を達成するため、施設管理の実施に関する計画として以下の保全計画を策定する。施設及び設備の改造のための設計・開発管理を行った場合の保全計画の策定に当たっては、第12条の3第3項(2)に定めるところにより記録された保全において留意すべき事項を踏まえる。なお、事業所の加工施設が使用開始後の原子力施設であることを踏まえ、保全計画の始期は直近（次回）の定期事業者検査の開始日とし、保全計画の期間はその次（次々回）の定期事業者検査の開始日前日までの期間とする。 (1) 点検計画 (2) 定期事業者検査の実施計画 (3) 設計及び工事の計画 (4) 巡視の計画 (5) 特別な保全計画</p>	<p>基保－018補修及び改造基準 4. 保全活動 4.9 保全の結果の確認・評価 各部長は、(1)点検計画、(2)定期事業者検査の実施計画、(3)設計及び工事の計画、(4)巡視の計画、(5)特別な保全計画に従って、保全を実施し、その記録を確認・評価する。</p>
1-43	添付3-16	警報が発せられた場合は、その原因を究明して必要な対策を講じることにより、排気中の放射性物質濃度を線量告示に定める空気中濃度限度以下に管理する。	<p>（放射性気体廃棄物） 第75条 環境安全部長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が線量告示で定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。 4. 環境安全部長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。 5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議して、その原因を調査し、適切な措置を講じる。</p>	<p>基保－001放射線管理基準 18. 放射性気体廃棄物 18-3 排気口の放射性気体廃棄物の管理 環境安全部長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するため以下の管理を行う。排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度（3ヶ月についての平均値が10nBq/cm³ (U234)）を超えないようにするため、排気口に排気用モニタを設置し排気中の放射性物質濃度が表8に定める管理目標値（3ヶ月についての平均値が1.5nBq/cm³ (U234)）以下であることを確認する。 18-5 排気中の放射性物質濃度が異常に高くなりまたは高くなるおそれのある時の通知勧告 環境安全部長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。 18-6 勧告を受けたときの措置 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議して、その原因を調査し、「異常時の措置基準」に定める適切な措置を講じる。</p>

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
1-44	添付3-16	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(3) 第1種管理区域内の室内の圧力は、高性能エアフィルタ、排風機及び排気ダクトで構成する排気設備によって外気に対して負圧を維持することにより閉じ込めの管理を行い、室内の負圧は差圧計によって監視する。また、排気設備を停止し、当該負圧を維持しない場合にあつては、核燃料物質の取扱いを停止するとともに、加工設備本体の設備における核燃料物質の除去及び貯蔵施設での保管等による閉じ込めの管理を行う。	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>(漏えい管理) 第34条 2. 設備管理部長は、第1種管理区域で核燃料物質等を取り扱うときは、給排気設備により第41条に定める第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧に維持するとともに、室内の負圧を差圧計により連続的に監視する。</p> <p>(給排気設備の停止に係る措置) 第65条 設備管理部長は、計画停電等で加工施設の第1種管理区域の給排気設備を停止する場合は、各部長が以下の保安上の措置を講じていることを確認し、核燃料取扱主任者に給排気設備の停止実施前にその措置が適切であることを確認を受ける。 (1) 加工施設の通常の使用の停止 (2) 核燃料物質の適切な除去・閉じ込め</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>基保-026加工施設の操作基準(設備管理部) 4-8 漏えい管理 (2) 給排気設備の運転 設備管理部長は、第1種管理区域で核燃料物質等の取り扱いが行われるときは、給排気設備により第41条に定める第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧に維持するとともに、室内の負圧を差圧計により連続的に監視する。給排気設備を点検等のために停止する場合には、一部の給排気設備を運転することにより第1種管理区域を大気圧以下に係つ措置を取る。</p> <p>基保-018補修及び改造基準 4.6 給排気設備の停止に係る措置 4.6.1 停止措置 設備管理部長は、計画停電時の施設の電気工作物の点検、又は長期休日等のため、加工施設の第1種管理区域の給排気設備を停止することができる。この場合設備管理部長は、各部長が以下の保安上の措置を講じていることを各部からの書面にて確認する。また、設備管理部長は核燃料取扱主任者へ確認結果を報告し給排気設備停止前にその措置が適切であることを確認を受ける。但し、一部の給排気設備の運転を行い、第1種管理区域を大気圧以下に係つ場合には第65条は適用されない。 4.6.2 加工施設の通常の使用の停止 各部長は加工施設の給排気設備停止時の安全を確保するため、所管する設備での通常の使用(生産活動)を停止する。さらに、不要な者の出入りを制限する。第1種管理区域内の点検等の保安活動に際しては、立入者に半面マスクを着用させる。また、商用電源が供給されない場合であっても、放送設備、火災警報設備及びガンマ線エリアモニタの機能を確保する。 4.6.3 核燃料物質の適切な除去・閉じ込め 核燃料物質を取り扱う部署の部長は、給排気設備停止時の室内換気の停止に伴う汚染防止のため、第1種管理区域内の工程内の核燃料物質を適切に除去し、所定の容器に入れ貯蔵設備へ収納する等により適切に閉じ込める。</p>
1-45	添付3-16	この室内の負圧は差圧計により連続的に監視し、負圧が維持できない場合は警報を発するようにし、管理する。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 10. 設計想定事象の発生時(その他) 資機材の配備 11 設備管理部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡ができるように、警報装置及び多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。	基保-039設計想定事象等対処活動基準 1.4. その他の設計想定事象等 (3) 必要な電源その他資機材の配備 11 設備管理部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡ができるように、警報装置及び多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。
1-46	添付3-17	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。第1種管理区域内の部屋は、排気設備により閉じ込めの管理を行う場合にあつては、所要の換気を行う等により、空気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める濃度限度以下となるよう管理する。	<p>(放射性気体廃棄物) 第75条 環境安全部長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が線量告示で定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。 2. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、ダストモニタ(排気用モニタ)等により連続的に監視するとともに、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。</p>	<p>基保-001放射線管理基準 18. 放射性気体廃棄物 環境安全部長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するため以下の管理を行う。 排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度(3ヶ月についての平均値が10nBq/cm³(I234))を超えないようにするため、排気口に排気用モニタを設置し排気中の放射性物質濃度が表8に定める管理目標値(3ヶ月についての平均値が1.5nBq/cm³(I234))以下であることを確認する。 環境安全部長は、排気用モニタのろ紙の測定記録である「排気中放射性物質濃度測定記録」またはチャート紙により放射性物質の濃度及び放出量を連続的に確認する。</p>
1-47	添付3-17	ウラン取扱い時に開閉する開口部を有しない設備・機器に対してはフード内部の負圧を差圧計で確認し、ウラン取り扱い時に開閉する開口部を有する設備・機器に対してはその開口部の風速が0.5 m/秒以上となるように開口部の風速を定期的に測定、点検して管理し、ウランの室内への飛散を防止する。	No.1-42と同じ。	No.1-42と同じ。
1-48	添付3-17	設備のクリーニング、工事等でウラン粉末を開きフードで取り扱うことが困難な場合は、一時的に簡易的なフードを設置するか機作員が呼吸保護具を着用する作業管理を行い、内部被ばくを防止する。	(被ばくの低減措置) 第50条 4. 各部長は、設備のクリーニング、工事等の一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合には、一時的に簡易的なフードを設置し、放射線業務従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用させる。環境安全部長は、可搬式ダストサンブラ、エアスニファを用いて局所的な放射性物質濃度を測定する。	<p>基保-001放射線管理基準 10. 被ばくの低減措置 10-5一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合の措置 各部長は、設備のクリーニング、工事等の一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合には、一時的に簡易的なフードを設置し、放射線業務従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用させる。環境安全部長は、可搬式ダストサンブラ、エアスニファを用いて局所的な放射性物質濃度を測定する。</p>

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
1-49	添付3-18	火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関し、火災防護基準を参考に、火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び報知、消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 1 設計想定事象の発生時（内部火災） 手順書の整備 1 環境安全部長は、火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関し、火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び報知、消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 基保-039設計想定事象等対処活動基準 6. 火災等発生時（内部火災） (4) 手順書の整備 1 環境安全部長は、火災の発生を消防吏員に確実に通報するために、あらかじめ通報手順を定めるとともに、消防吏員が到着するまでに行う活動手順を定める。 また、火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関し、火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び報知、消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。
1-50	添付3-18	加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 1. 設計想定事象の発生時（内部火災） 手順書の整備 2 燃料製造部長、設備管理部長、環境安全部長及び品質保証部長は、加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。	基保-039設計想定事象等対処活動基準 6. 火災等発生時（内部火災） (4) 手順書の整備 2 燃料製造部長、設備管理部長、環境安全部長及び品質保証部長は、加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。
1-51	添付3-19	空気混入を防止するために火災を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 1. 設計想定事象の発生時（内部火災） 手順書の整備 5 燃料製造部長及び品質保証部長は、空気混入を防止するために火災を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。	基保-039設計想定事象等対処活動基準 6. 火災等発生時（内部火災） (4) 手順書の整備 5 燃料製造部長及び品質保証部長は、空気混入を防止するために火災を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。
1-52	添付3-19	また、ウラン粉末は不燃材であるステンレス鋼製の容器（粉末保管容器）に収容した状態で保管、運搬等の取扱いを行う。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 1. 設計想定事象の発生時（内部火災） 手順書の整備 6 燃料製造部長及び品質保証部長は、ウラン粉末は不燃材であるステンレス鋼製の容器（粉末保管容器）に収容した状態で保管、運搬等の取扱いを行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。	基保-039設計想定事象等対処活動基準 6. 火災等発生時（内部火災） (4) 手順書の整備 6 燃料製造部長及び品質保証部長は、ウラン粉末は不燃材であるステンレス鋼製の容器（粉末保管容器）に収容した状態で保管、運搬等の取扱いを行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。
1-53	添付3-19	～消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出するものとする。～	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 1. 設計想定事象の発生時（内部火災） 資機材の配備 2 設備管理部長は、加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備を、消防法に基づき設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。 3 設備管理部長は、消防法に基づき、建築規模が大きく複層階建である第2加工棟には屋内消火栓を、第1加工棟には屋外消火栓を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出するものとする。 5 設備管理部長は、加工施設には2台の可搬消防ポンプを備える。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。 6 設備管理部長は、消防法に規定する数を十分上回るように消火器を配置するとともに、設置場所で想定される火災に対応した種類を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。	基保-039設計想定事象等対処活動基準 6. 火災等発生時（内部火災） (3) 必要な電源その他資機材の配備 2 設備管理部長は、加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備を、消防法に基づき設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。 3 設備管理部長は、消防法に基づき、建築規模が大きく複層階建である第2加工棟には屋内消火栓を、第1加工棟には屋外消火栓を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出するものとする。 5 設備管理部長は、加工施設には2台の可搬消防ポンプを備える。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。 6 設備管理部長は、消防法に規定する数を十分上回るように消火器を配置するとともに、設置場所で想定される火災に対応した種類を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。
1-54	添付3-19	初期消火活動を確実にするため、防火のための組織を編成し、定期的に訓練を実施する。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 1. 設計想定事象の発生時（内部火災） 手順書の整備 3 環境安全部長は、初期消火活動を確実にするため、防火のための組織を編成し、定期的に訓練を実施する。	基保-039設計想定事象等対処活動基準 6. 火災等発生時（内部火災） (4) 手順書の整備 3 環境安全部長は、初期消火活動を確実にするため、防火のための組織を編成し、定期的に訓練を実施する。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
			青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所
1-55	添付3-19	加工施設の建物の各室は、屋内消火栓又は屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から各室へのアクセスルート及び第2加工棟にあっては各室の屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2つ以上設ける。	添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の4関係） 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の配備 3 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。大地震時において倒木等が道を塞ぐ場合等を考慮して、事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。	基保－039設計想定事象等対処活動基準 1 5. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (3) 必要な電源その他資機材の配備 3 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。大地震時において倒木等が道を塞ぐ場合等を考慮して、事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。
1-56	添付3-20	安全機能を有する施設に属する消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても加工施設の安全機能を損なわない設計とする。(i) 消火器は消防法に基づく法令点検で使用期限を確認し、使用期限が近づいているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行う。(ii) 消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 1. 設計想定事象の発生時（内部火災） 手順書の整備 8 設備管理部長は、消防法に基づく法令点検で消火器の使用期限を確認し、使用期限が近づいているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行う。	基保－039設計想定事象等対処活動基準 6. 火災等発生時（内部火災） (4) 手順書の整備 8 設備管理部長は、消防法に基づく法令点検で消火器の使用期限を確認し、使用期限が近づいているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行う。
1-57	添付3-20	ウラン粉末を非密封で取り扱う火災区域内に設置する設備・機器の油圧ユニット等については、油火災の発生防止対策と拡大防止対策を講じる。(a) 油火災の発生防止 ① 油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。② 油圧ユニットの作動油タンクのホース接続部等からの油の漏えいによる火災発生を防止するため、作動油タンクにはオイルパンを設けるとともに周囲を吸着材で囲う。オイルパン内に油が確認された場合は拭き取り等を行う。③ 油圧ホースは適切な時期に交換することとし、劣化による破裂、油の噴出を防止するよう手順書を整備する	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 1. 設計想定事象の発生時（内部火災） 手順書の整備 9 燃料製造部長は、油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。	基保－039設計想定事象等対処活動基準 6. 火災等発生時（内部火災） (4) 手順書の整備 9 燃料製造部長は、油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。
1-58	添付3-21	また、火災区画内の火災源に対しては、添5子(e)の第8表に示す延焼防止対策に加えて、火災源の周囲に可燃物を配置しない管理を行うことにより、火災の伝播を防止でき、火災区画内において、火災源から防護対象設備への火災の伝播はない。	No.1-57と同じ。	No.1-57と同じ。
1-59	添付3-21	火災発生時の初期消火活動を確実にするための対策として、火災の発生を防止するため、加工施設の建物への可燃物及び危険物の持ち込みと保管管理等について定める。(a) 本加工施設内で使用する危険物は、消防法に基づく屋内貯蔵所又は少量危険物貯蔵所にて保管し、必要量のみを取り出して加工施設の建物に持ち込み、転倒防止対策を講じた金属製の保管庫に施錠保管し、その保管量の管理を行う。(b) 加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するが（約100g/日/作業場所）、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な二酸化炭素消火器、金属消火器及び乾燥砂（消火用）を配置する。(c) 発生したジルカロイの加工くずは、作業場所にて金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所にて水没させて保管する管理を行う。(d) 可燃物を火災区画に持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを加工施設（建物）に持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 1. 設計想定事象の発生時（内部火災） 手順書の整備 12 燃料製造部長は、加工施設内で使用する危険物について、消防法に基づく屋内貯蔵所又は少量危険物貯蔵所にて保管し、必要量のみを取り出して加工施設の建物に持ち込み、転倒防止対策を講じた金属製の保管庫に施錠保管し、その保管量の管理を行う。 13 燃料製造部長は、加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するが（約100g/日/作業場所）、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な二酸化炭素消火器、金属消火器及び乾燥砂（消火用）を配置する。 14 燃料製造部長は、発生したジルカロイの加工くずについて、作業場所にて金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所にて水没させて保管する管理を行う。 2 燃料製造部長、設備管理部長、環境安全部長及び品質保証部長は、加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみをもち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。	基保－039設計想定事象等対処活動基準 6. 火災等発生時（内部火災） (4) 手順書の整備 12 燃料製造部長は、加工施設内で使用する危険物について、消防法に基づく屋内貯蔵所又は少量危険物貯蔵所にて保管し、必要量のみを取り出して加工施設の建物に持ち込み、転倒防止対策を講じた金属製の保管庫に施錠保管し、その保管量の管理を行う。 13 燃料製造部長は、加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するが（約100g/日/作業場所）、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な二酸化炭素消火器、金属消火器及び乾燥砂（消火用）を配置する。 14 燃料製造部長は、発生したジルカロイの加工くずについて、作業場所にて金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所にて水没させて保管する管理を行う。 2 燃料製造部長、設備管理部長、環境安全部長及び品質保証部長は、加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみをもち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。
1-60	添付3-21	火災発生時の初期消火活動を確実にするための対策として、防火のための組織編成、消火訓練、夜間・休日を含む体制の整備、消火設備等の維持管理を行う。また、火災発生時における初期消火活動に必要な通報連絡設備の配備、初期消火活動要員の配置を行うとともに、初期消火活動に必要な消火設備及び資機材の配備を行う。この体制は、重大事故に至るおそれがある事故で想定している火災の複数同時発生時の場合と同一の体制とする。（添付書類7ロ(ハ)参照）	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 1. 設計想定事象の発生時（内部火災） 要員の配置 1 環境安全部長は、火災発生時の初期消火活動を確実にするため、防火のための組織編成、夜間・休日を含む体制の整備を行い、火災発生時における初期消火活動に必要な初期消火活動要員の配置を行う。夜間及び休日の体制は、重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時に備えた夜間及び休日の体制と同一の体制とする。 1. 設計想定事象の発生時（内部火災） 資機材の配備 1 環境安全部長は、消火活動に必要な防火衣、フィルタ付防護マスク、投光器等の資機材を分散配置し、アクセスルートを確保する。	基保－039設計想定事象等対処活動基準 6. 火災等発生時（内部火災） (1) 必要要員の配置 環境安全部長は、火災発生時の初期消火活動を確実にするため、防火のための組織編成、夜間・休日を含む体制の整備を行い、火災発生時における初期消火活動に必要な初期消火活動要員の配置を行う。夜間及び休日の体制は、重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時に備えた夜間及び休日の体制と同一の体制とする。 (3) 必要な電源その他資機材の配備 1 環境安全部長は、消火活動に必要な防火衣、フィルタ付防護マスク、投光器等の資機材を分散配置し、アクセスルートを確保する。
1-61	添付3-21	(*) 第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油（以下「廃油」という。）は、液体が漏れ又はこぼれにくく、かつ浸透しにくい金属製容器（液体用ドラム缶）に収納し、受け皿等の汚染の広がりを防止するための措置を講じて、第5廃棄物貯蔵棟に設置した消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所に保管する。このため、廃油が着火したとしても第5廃棄物貯蔵棟内に延焼するおそれはない。また、第5廃棄物貯蔵棟で火災が発生したとしても廃油への延焼のおそれはない。このため、廃油は火災源として考慮しない。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 1. 設計想定事象の発生時（内部火災） 手順書の整備 15 燃料製造部長は、第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油は、液体が漏れ又はこぼれにくく、かつ浸透しにくい金属製容器（液体用ドラム缶）に収納し、受け皿等の汚染の広がりを防止するための措置を講じて、第5廃棄物貯蔵棟に設置した消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所に保管する。	基保－039設計想定事象等対処活動基準 6. 火災等発生時（内部火災） (4) 手順書の整備 15 燃料製造部長は、第1種管理区域内で発生する放射性液体廃棄物（廃油等の液体ゴミ類）は、金属製の液体廃棄物ドラム缶に封入し、受け皿等の汚染の広がりを防止するための措置を講じて、第5廃棄物貯蔵棟（消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所）に保管する。

(*) 本欄に記載のNo. n-m-kは、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No.*	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
1-62	添付3-21	～また、消火用資機材が配備されていること、誘導灯や非常用照明の設置、床面への表示等により容易に識別でき、また非常口を設け、消火活動のため火災源に近づくことができるアクセスルートを2つ以上確保することから、粉末消火器を使用した手動による初期消火活動が可能と判断する。粉末消火器による初期消火活動に係る詳細は、別添付(ロ)～7に示す。粉末消火器を用いた初期消火が困難な場合は、水消火設備(屋内消火栓又は屋外消火栓)を使用する。活動の流れは、重大事故に至るおそれがある事故の拡大防止対策と同一とする(添付書類七)。	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>10. 設計想定事象の発生時(その他) 資機材の配備</p> <p>2 設備管理部長は、加工施設に、事故時に放射線業務従事者が速やかに屋外へ退避できるように誘導灯、床面への表示等により容易に識別できる安全避難通路及び非常口を設けるとともに、停電時に備えてバッテリーを内蔵する非常用照明、誘導灯を設置する。</p> <p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の4関係)</p> <p>1 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の配備</p> <p>3 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない管理を行う。大地震時において倒木等が道を塞ぐ場合等を考慮して、事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 手順書の整備</p> <p>16 所長は、粉末消火器により消火を行わせ火災の拡大を防止する。粉末消火器を用いた消火が困難な場合は、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員に指示し、水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火させる。活動の流れ(粉末混合機等を設置する火災区画への放水実施可否の判断基準を含む。)は、重大事故に至るおそれがある事故発生時の拡大防止対策と同一とする。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>基保-039設計想定事象等対処活動基準</p> <p>14. その他の設計想定事象等</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>2 設備管理部長は、加工施設に、事故時に放射線業務従事者が速やかに屋外へ退避できるように誘導灯、床面への表示等により容易に識別できる安全避難通路及び非常口を設けるとともに、停電時に備えてバッテリーを内蔵する非常用照明、誘導灯を設置する。</p> <p>15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>3 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない管理を行う。大地震時において倒木等が道を塞ぐ場合等を考慮して、事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする</p> <p>6. 火災等発生時(内部火災)</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>16 所長は、粉末消火器により消火を行わせ火災の拡大を防止する。粉末消火器を用いた消火が困難な場合は、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員に指示し、水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火させる。活動の流れ(粉末混合機等を設置する火災区画への放水実施可否の判断基準を含む。)は、重大事故に至るおそれがある事故発生時の拡大防止対策と同一とする。</p>
1-63	添付3-25	敷地で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう地面等に固定固縛を行う。	<p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>5. 設計想定事象の発生時(竜巻) 手順書の整備</p> <p>2 環境安全部長は、加工施設から30kmの範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度1、かつ雷ナウキャスト活動度3が発表され、降水ナウキャストにより降水強度50mm/h以上が予測された場合に、燃料製造部長及び品質保証部長に以下の対応を実施させるか又は自ら実施する。</p> <p>(2) 連絡を受けた対策要員は核燃料物質等を取扱っている工程について確認し、以下の対策を30分以内に実施する。対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。</p> <p>七 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛する。</p>	<p>基保-039設計想定事象等対処活動基準</p> <p>10. 自然現象発生時(竜巻)</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>2 環境安全部長は、加工施設から30kmの範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度1、かつ雷ナウキャスト活動度3が発表され、降水ナウキャストにより降水強度50mm/h以上が予測された場合に、燃料製造部長及び品質保証部長に以下の対応を実施させるか又は自ら実施する。</p> <p>(2) 連絡を受けた対策要員は核燃料物質等を取扱っている工程について確認し、以下の対策を30分以内に実施する。対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。</p> <p>⑦環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛する。</p>
1-64	添付3-26	更なる安全性余裕を確保するため、藤田スケール3の竜巻の最大風速92m/sを想定し、風荷重による損傷及び飛来物による貫通に対し、核燃料物質等の施設外への飛散を防止する措置を行う。	<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の4関係)</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の配備</p> <p>1 設備管理部長及び環境安全部長は、事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用器具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれることがないよう、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して配備することとし、固縛等の転倒・飛散対策を講ずることを考慮し保管場所、保管方法、数量を定め保管する。また、資機材については、定期的には、負数、外観及び機能の点検を実施する。(別表21)</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備</p> <p>6 環境安全部長は、竜巻及びその他の自然災害の予測情報を確認した時点での事前の対応についても明確にし、構内運搬作業の中止、核燃料物質の固縛・固定、退避措置、構内車両の避難、可搬式発電機等の必要資機材の確保や移動等を行う。</p>	<p>基保-039設計想定事象等対処活動基準</p> <p>15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>1 業務管理部長及び環境安全部長は、事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用器具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれることがないよう、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して配備することとし、固縛等の転倒・飛散対策を講ずることを考慮し保管場所、保管方法、数量を定め保管する。また、資機材については、定期的には、負数、外観及び機能の点検を実施する。</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>6 環境安全部長は、竜巻及びその他の自然災害の予測情報を確認した時点での事前の対応についても明確にし、構内運搬作業の中止、核燃料物質の固縛・固定、退避措置、構内車両の避難、可搬式発電機等の必要資機材の確保や移動等を行う。</p>

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係事項	関係下部規定等
1-65	添付3-27	安全設計で想定したF1 竜巻に加え、年超過確率が一桁低いF3 竜巻の最大風速92 m/s に対する防護対策を行うことにより、更なる安全性余裕を確保する。(b) ソフト対策 竜巻襲来時のソフトな対応を実施するための体制の整備、竜巻襲来が想定される段階で採る措置を以下に示す。① 体制の整備～ ② 注意喚起～ ③ 警戒態勢～	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30 条の3 関係） 5. 設計想定事象の発生時（竜巻） 要員の配置 1 環境安全部長は、竜巻襲来が想定される段階での連絡体制として、連絡要員は1 名以上、対策要員は2 名以上を事業所に配置する。また、複数工程での対策を想定する場合は、各工程に1 名以上の対策要員を配置する。 5. 設計想定事象の発生時（竜巻） 手順書の整備 1 環境安全部長は、竜巻発生時の防護対策は、迅速に対応するため、注意喚起として事前準備を実施する。大阪府に対し竜巻に関する気象情報及び雷注意報が発表された場合に、燃料製造部長に以下の対応を実施させるか又は自ら実施する。 2 環境安全部長は、加工施設から30 km の範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度1、かつ雷ナウキャスト活動度3が発表され、降水ナウキャストにより降水強度50 mm/h以上が予測された場合に、燃料製造部長及び品質保証部長に以下の対応を実施させるか又は自ら実施する。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 基保－039 設計想定事象等対処活動基準 10. 自然現象発生時（竜巻） (1) 必要な要員の配置 1 環境安全部長は、竜巻襲来が想定される段階での連絡体制として、連絡要員は1 名以上、対策要員は2 名以上を事業所に配置する。また、複数工程での対策を想定する場合は、各工程に1 名以上の対策要員を配置する。 (4) 手順書の整備 1 環境安全部長は、竜巻発生時の防護対策は、迅速に対応するため、注意喚起として事前準備を実施する。大阪府に対し竜巻に関する気象情報及び雷注意報が発表された場合に、燃料製造部長に以下の対応を実施させるか又は自ら実施する。 2 環境安全部長は、加工施設から 30 km の範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度 1、かつ雷ナウキャスト活動度 3 が発表され、降水ナウキャストにより降水強度 50 mm/h 以上が予測された場合に、燃料製造部長及び品質保証部長に以下の対応を実施させるか又は自ら実施する。
1-66	添付3-28	その上で、降下火砕物に対し、保守的に積雪の有無にかかわらず、気中の降下火砕物の状態を踏まえて加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに除去する措置を講じることにより、その損傷を防止する。	No.1-20と同じ。	No.1-20と同じ。
1-67	添付3-28	作業員が屋根に上るための梯子等の構造を、地震力に対して十分な強度をもって設置するとともに、必要な防護具や資機材を常備する。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30 条の3 関係） 7. 設計想定事象の発生時（火山活動（降下火砕物）） 手順書の整備 2 設備管理部長は、作業を行う作業員が屋根に上るために必要となる梯子等の構造を十分な強度をもって設置する。 3. 設計想定事象の発生時（火山活動（降下火砕物）） 資機材の配備 1 設備管理部長は、火山活動（降下火砕物）発生時に必要な防護具及び資機材を配備する。	基保－039 設計想定事象等対処活動基準 11. 自然現象発生時（火山活動（降下火砕物）） (4) 手順書の整備 2 設備管理部長は、作業を行う作業員が屋根に上るために必要となる梯子等の構造を十分な強度をもって設置する。 (3) 必要な電源その他資機材の配備 設備管理部長は、火山活動（降下火砕物）発生時に必要な防護具及び資機材を配備する。
1-68	添付3-28	また、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30 条の3 関係） 7. 設計想定事象の発生時（火山活動（降下火砕物）） 手順書の整備 3 燃料製造部長及び設備管理部長は、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。	基保－039 設計想定事象等対処活動基準 11. 自然現象発生時（火山活動（降下火砕物）） (4) 手順書の整備 3 燃料製造部長及び設備管理部長は、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。
1-69	添付3-28	～この堆積速度4 cm/日を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除灰作業を完了するよう手順を定める。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30 条の3 関係） 7. 設計想定事象の発生時（火山活動（降下火砕物）） 手順書の整備 1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。	基保－039 設計想定事象等対処活動基準 11. 自然現象発生時（火山活動（降下火砕物）） (4) 手順書の整備 1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。
1-70	添付3-28	また、これを超える積雪が生じるおそれがある場合は、除雪等の処置を講じることにより、積雪が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。	No.1-21と同じ。	No.1-21と同じ。
1-71	添付3-28	給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施し、万一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合はフィルタの清掃等を実施し、生物学的事象が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30 条の3 関係） 9. 設計想定事象の発生時（生物学的事象） 手順書の整備 1 設備管理部長は、換気に用いられる給気口にはフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施する。 2 設備管理部長は、万一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合はフィルタの清掃等を実施する。	基保－039 設計想定事象等対処活動基準 13. 自然現象発生時（生物学的事象） (4) 手順書の整備 1 設備管理部長は、換気に用いられる給気口にはフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施する。 2 設備管理部長は、万一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合はフィルタの清掃等を実施する。
1-72	添付3-29	(e) 敷地内に入構する燃料輸送車両については、積載燃料の量を制限するとともに、防護対象施設からの離隔距離を十分確保するよう運搬ルート及び駐車場所を制限する。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30 条の3 関係） 5. 設計想定事象の発生時（外部火災） 手順書の整備 5 環境安全部長は、敷地内に入構する車両に対して、運搬する危険物量、高圧ガス量並びに運搬ルート及び駐車場所を制限して管理することにより、想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する。	基保－039 設計想定事象等対処活動基準 7. 火災等発生時（外部火災） (4) 手順書の整備 5 環境安全部長は、敷地内に入構する車両に対して、運搬する危険物量、高圧ガス量並びに運搬ルート及び駐車場所を制限して管理することにより、想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して、防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No.*	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係事項	関係下部規定等
1-73	添付3-29	延焼防止に必要な対策活動を実施するための手順、機器及び体制を含めた火災防護に関する計画を定め、内部火災発生時と同様の措置を講じる。	青字 ：本申請事項 アンダーライン ：設工認該当箇所 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 1 設計想定事象の発生時(外部火災) 手順書の整備 2 環境安全部長は、敷地内に消火栓等を設置するとともに、 環境安全部長は、延焼防止に必要な対策活動を実施するための手順、機器及び体制を含めた火災防護に関する計画を定め、内部火災発生時と同様の措置を講じる。	青字 ：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン ：設工認該当箇所 基保-039設計想定事象等対処活動基準 7. 火災等発生時(外部火災) (4) 手順書の整備 1 設備管理部長は、敷地内に消火栓等を設置するとともに、 環境安全部長は、延焼防止に必要な対策活動を実施するための手順、機器及び体制を含めた火災防護に関する計画を定め、内部火災発生時と同様の措置を講じる
1-74	添付3-29	③ 必要となる対策 前項の影響評価結果より、防護対象施設の外壁が損傷を受けないようにするために、以下の対策を講じる。○a 敷地内の竹林の火災影響評価による危険距離は6.2mである。竹林は火災延焼経路において下り傾斜(約30°)であり、また防護対象施設は鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料で造る建物であるため延焼の可能性は低いが、離隔距離を維持できるような延焼の可能性のある森林境界と加工施設間の敷地内の草木を伐採し、管理する	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 1. 設計想定事象の発生時(外部火災) 手順書の整備 2 環境安全部長は、竹林は火災延焼経路において下り傾斜であり、また防護対象施設は鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料で造る建物であるため延焼の可能性は低いが、離隔距離を維持できるような延焼の可能性のある森林境界と加工施設間の敷地内の草木を伐採し、管理する。	基保-039設計想定事象等対処活動基準 7. 火災等発生時(外部火災) (4) 手順書の整備 2 環境安全部長は、竹林は火災延焼経路において下り傾斜であり、また防護対象施設は鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料で造る建物であるため延焼の可能性は低いが、離隔距離を維持できるような延焼の可能性のある森林境界と加工施設間の敷地内の草木を伐採し、管理する。
1-75	添付3-31	～各危険物施設の最大貯蔵数量から減じた分を敷地外から供給するため、敷地内において各危険物施設の最大貯蔵数量を超えた取扱いはない。～、敷地内において定められた運搬ルート及び運搬数量を重画により運搬中の状態を評価することにより、防護対象施設に及ぼす影響が最大になる。～	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 2. 設計想定事象の発生時(外部火災) 手順書の整備 4 設備管理部長、燃料製造部長及び環境安全部長は、敷地内における危険物及び高圧ガスの取扱いとして、各危険物及び高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量から減じた分を敷地外から供給し、敷地内において各危険物及び高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量を超えた取扱いがないように管理する。 5 環境安全部長は、敷地内に入構する重画に対して、運搬する危険物量、高圧ガス量並びに運搬ルート及び駐車場所を制限して管理することにより、想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して、防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する。	基保-039設計想定事象等対処活動基準 7. 火災等発生時(外部火災) (4) 手順書の整備 4 設備管理部長、燃料製造部長及び環境安全部長は、敷地内における危険物及び高圧ガスの取扱いとして、 各危険物及び高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量から減じた分を敷地外から供給し 、敷地内において各危険物及び高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量を超えた取扱いがないように管理する。 5 環境安全部長は、敷地内に入構する重画に対して、運搬する危険物量、高圧ガス量並びに運搬ルート及び駐車場所を制限して管理することにより、想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して、防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する。
1-76	添付3-31	○c 必要となる対策 ○i 燃料輸送車両 敷地内に入構する重画に対して、運搬する高圧ガス量並びに運搬ルート及び駐車場所を制限して管理することにより、想定爆発源に対して、防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する	No.1-72と同じ。	No.1-72と同じ。
1-77	添付3-31	(d) 二次的影響への対策 ① ばい煙が加工施設に流入するおそれが生じた場合には、給気設備を停止し、流入を防止する措置を講じる。② 大量の有毒ガスを取り扱う施設は、敷地の近隣にはないため、防護対象施設に対する有毒ガスの影響は考慮しない。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 2. 設計想定事象の発生時(外部火災) 手順書の整備 6 設備管理部長は、 ばい煙が加工施設に流入するおそれが生じた場合には、給気設備を停止し、流入を防止する措置を講じる。	基保-039設計想定事象等対処活動基準 7. 火災等発生時(外部火災) (4) 手順書の整備 6 設備管理部長は、 ばい煙が加工施設に流入するおそれが生じた場合には、給気設備を停止し、流入を防止する措置を講じる。
1-78	添付3-32	(i) 障壁等による区画 また、侵入検知器、監視カメラ等の不法侵入防止等防護設備の機能を維持するための点検、保守管理を実施する。	(加工施設への人の不法な侵入等の防止) 第46条の2 (1) 加工施設の周辺及び周辺監視区域境界における監視、加工施設の出入口の施錠管理及び周辺監視区域内の定期的な巡視を行い、加工施設への人の不法な侵入及び核燃料物質等の不法な移動を防止する。また、加工施設への人の不法な侵入等を防止するための設備の管理を行い、その機能を維持する。	基保-035周辺監視区域管理基準 4. 加工施設への人の不法な侵入等の防止 4-1 人の不法な侵入及び核燃料物質等の不法な移動の防止 (1) 環境安全部長は、加工施設への人の不法な侵入及び核燃料物質等の不法な移動を防止するため、警備員(保安規定における「保安員」を指し、以下「警備員」という。)に加工施設の周辺及び周辺監視区域境界における監視、加工施設の出入口の施錠管理及び周辺監視区域内の定期的な巡視を行わせる。また、侵入検知器、監視カメラ等の設備(以下「防護設備」という。)による人の不法な侵入等を防止する措置を定め、その機能を維持するために防護設備の管理を行う。 なお、防護設備の管理は設備管理部長に依頼することができるものとする。
1-79	添付3-32	(ii) 出入管理 加工施設へ常時立ち入る放射線業務従事者に対しては、IDカードにより加工施設の出入管理を行う。一時立入者に対しては、その身分及び立入りの必要性を確認の上、立入りを認めたことを証明する書面等を常に容易に確認できるよう所持させる。また、常時立ち入ることがない加工施設では、出入口を施錠管理する	(加工施設への人の不法な侵入等の防止) 第46条の2 (2) 第47条に定める管理上の人の区分に応じて、加工施設への出入管理を行い、加工施設への人の不法な侵入を防止する。 (管理上の人の区分) 第47条 (1) 放射線業務従事者 (2) 管理区域一時立入者	基保-035周辺監視区域管理基準 4. 加工施設への人の不法な侵入等の防止 4-1 人の不法な侵入及び核燃料物質等の不法な移動の防止 (2) 環境安全部長は、放射線業務従事者と管理区域一時立入者の区分に応じて、加工施設の出入管理を行い、加工施設への人の不法な侵入を防止する。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
1-80	添付3-32	(iv) 核燃料物質の敷地内の人による不法な移動の防止 核燃料物質の敷地内の人による不法な移動を防止するため、加工施設への出入口の防犯カメラによる監視、施錠管理及び巡視を行う。また、核燃料物質の移動は、所定の手順に基づき承認を得てから実施し、加工施設の 敷地内 において、金属探知機、核物質検知装置等による検出し点検及び常時監視を行う。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 (加工施設への人の不法な侵入等の防止) 第46条の2 (1) 加工施設の周辺及び周辺監視区域境界における監視、加工施設の出入口の施錠管理及び周辺監視区域内の定期的な巡視を行い、加工施設への人の不法な侵入及び核燃料物質等の不法な移動を防止する。また、加工施設への人の不法な侵入等を防止するための設備の管理を行い、その機能を維持する。 (3) 敷地内 における核燃料物質等の検出し点検及び監視を行い、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動を防止する。ただし、周辺監視区域内における核燃料物質等の移動に当たっては、第56条及び第69条に従う。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 基保-035 周辺監視区域管理基準 4. 加工施設への人の不法な侵入等の防止 4-1 人の不法な侵入及び核燃料物質等の不法な移動の防止 (1) 環境安全部長は、加工施設への人の不法な侵入及び核燃料物質等の不法な移動を防止するため、警備員（保安規定における「保安員」を指し、以下「警備員」という。）に加工施設の周辺及び周辺監視区域境界における監視、加工施設の出入口の施錠管理及び周辺監視区域内の定期的な巡視を行わせる。また、侵入検知器、監視カメラ等の設備（以下「防護設備」という。）による人の不法な侵入等を防止する措置を定め、その機能を維持するために防護設備の管理を行う。なお、防護設備の管理は設備管理部長に依頼することができるものとする。 (3) 環境安全部長は、核燃料物質等の不法な移動を防止するため、 敷地内 における核燃料物質等の検出し点検及び監視を行う。
1-81	添付3-32	加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持ち込みを防止するため、 敷地内 及び入庫車両においては積載荷物の点検を行う。加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための点検及び検査に係る業務については、手順を作成してそれに基づいて実施するとともに、定期的に教育を実施する。	(加工施設への人の不法な侵入等の防止) 第46条の2 (3) 敷地内 における核燃料物質等の検出し点検及び監視を行い、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動を防止する。ただし、周辺監視区域内における核燃料物質等の移動に当たっては、第56条及び第69条に従う。 (4) 敷地外から爆発物又は可燃物を有する物品（液体状の爆発物、可燃物を含む。） 敷地外から爆発物又は可燃物を有する物品（液体状の爆発物、可燃物を含む。） 敷地外から爆発物又は可燃物を有する物品（液体状の爆発物、可燃物を含む。） 、その他の危険物が持ち込まれることを防止する。点検に係る業務については、手順を作成し、定期的に教育を行う。	基保-035 周辺監視区域管理基準 4. 加工施設への人の不法な侵入等の防止 4-1 人の不法な侵入及び核燃料物質等の不法な移動の防止 (3) 環境安全部長は、核燃料物質等の不法な移動を防止するため、 敷地内 における核燃料物質等の検出し点検及び監視を行う。 4-2 不正な物件の持ち込み防止 環境安全部長は、敷地外から爆発物又は可燃物を有する物品（液体状の爆発物、可燃物を含む。） 敷地外から爆発物又は可燃物を有する物品（液体状の爆発物、可燃物を含む。） 、その他の危険物が持ち込まれることを防止するため、 敷地内 における核燃料物質等の検出し点検及び監視を行う。点検に係る具体的な方法については、核物質防護に関する情報として核物質防護規定に基づいて別に定め、定期的に教育を行う。
1-82	添付3-32	(i) 外部からの不正アクセスの防止 また、社内コンピュータシステムと外部インターネット網との接続箇所 にファイアーウォールを設置する。 し、社外からの不正アクセス行為の発生を防止する。	(加工施設への人の不法な侵入等の防止) 第46条の2 (5) 加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムに対して、不正アクセスによる妨害破壊行為を遮断し、サイバーテロを未然に防止するとともに、調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行い、内部からの不正操作を防止する。 敷地内	基保-035 周辺監視区域管理基準 4. 加工施設への人の不法な侵入等の防止 4-3 不正アクセスの防止 (1) 環境安全部長は、サイバーテロを未然に防止するため、加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムに対して、不正アクセスによる妨害破壊行為を遮断する。
1-83	添付3-33	内部での不正操作を防止するため、加工施設における製造管理システム及び核物質防護システムに対する調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行う。	No. 1-23と同じ。	No. 1-23と同じ。
1-84	添付3-33	サイバーテロを未然に防止するため、本加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、外部と物理的に遮断する又は電気通信回路を通じた外部からの不正アクセスによる妨害行為若しくは破壊行為を遮断することにより、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」第二条第四項に規定する不正アクセス行為の発生を防止する。	No. 1-23と同じ。	No. 1-23と同じ。
1-85	添付3-33	敷地内	(加工施設への人の不法な侵入等の防止) 第46条の2 (5) 加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムに対して、不正アクセスによる妨害破壊行為を遮断し、サイバーテロを未然に防止するとともに、調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行い、内部からの不正操作を防止する。 敷地内	基保-035 周辺監視区域管理基準 4. 加工施設への人の不法な侵入等の防止 4-3 不正アクセスの防止 (1) 環境安全部長は、サイバーテロを未然に防止するため、加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムに対して、不正アクセスによる妨害破壊行為を遮断する。また、調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行い、内部からの不正操作を防止し、 敷地内
1-86	添付3-34	浸水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のおり設計する。(1) 浸水に対する安全設計 (1) 溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度を検知した時点で、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止し、また第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3 関係） 3. 設計想定事象の発生時（内部溢水） 手順書の整備 1 設備管理部長は、溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度（震度5弱以上）を検知した時点で、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止し、また第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。	基保-039 設計想定事象等対処活動基準 8. 内部溢水発生時 (4) 手順書の整備 1 設備管理部長は、溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度（震度5弱以上）を検知した時点で、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止し、また第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係事項	関係下部規定等
1-87	添付3-34	没水、被水及び蒸気に対して、(I)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(ii) ⑥ ウラン取扱時に水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造(レバーロックカプラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁)とし、閉じ込めキャップを取りつけて更に金属製の防水カバーを閉止する。閉じ込め弁の上部に更に設置したゲートバルブを閉止する。投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止するとともに被水防止の蓋を設置する。閉じ込め弁が開放している間の浸入の可能性を低減するためウラン投入時の閉じ込め弁開閉操作をベタルが踏まれていない間は蓋を閉止する機能をもつフットペダル式とする。水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化するとともに、火災時の水消火による水の侵入を防止するため火災発生時は投入操作を停止し閉じ込め弁等を閉じる。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 手順書の整備 18 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、 <u>粉末搬送配管と閉じ込めキャップの接続取換え時に火災が発生した場合は、水消火による水の侵入を防止するため、粉末混合機接続部に閉じ込めキャップを取りつけ、所長は、その報告を受けて火災への水消火実施可否を判断する。</u> 19 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、 <u>火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</u> 20 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の大型供給瓶において、 <u>火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</u> 21 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、 <u>火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁及び投入口の蓋を閉じる。</u> 22 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、 <u>火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁及び接続部の蓋を閉じる。</u>	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 基保-039設計想定事象等対処活動基準 6. 火災等発生時(内部火災) (4) 手順書の整備 18 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、 <u>粉末搬送配管と閉じ込めキャップの接続取換え時に火災が発生した場合は、水消火による水の侵入を防止するため、粉末混合機接続部に閉じ込めキャップを取りつけ、所長は、その報告を受けて火災への水消火実施可否を判断する。</u> 19 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、 <u>火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</u> 20 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の大型供給瓶において、 <u>火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</u> 21 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、 <u>火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し閉じ込め弁及び投入口の蓋を閉じる。</u> 22 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、 <u>火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁及び接続部の蓋を閉じる。</u>
1-88	添付3-34	没水、被水及び蒸気に対して、(I)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(iii) 蒸気に対する安全設計(a) 蒸気発生装置の稼働時には操作員が監視し、蒸気漏えいが発生した場合には、直ちに蒸気発生装置のヒータ電源遮断及び配管の弁の閉止を行う。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 3. 設計想定事象の発生時(内部溢水) 手順書の整備 2 燃料製造部長は、蒸気発生装置の稼働時には操作員が監視し、蒸気漏えいが発生した場合には、直ちに蒸気発生装置のヒータ電源遮断及び配管の弁の閉止を行う。	基保-039設計想定事象等対処活動基準 8. 内部溢水発生時 (4) 手順書の整備 2 燃料製造部長は、蒸気発生装置の稼働時には操作員が監視し、蒸気漏えいが発生した場合には、直ちに蒸気発生装置のヒータ電源遮断及び配管の弁の閉止を行う。
1-89	添付3-34	～漏水箇所の隔離時間は、溢水発生から手動遮断弁を閉止するまでの所要時間とし、以下の条件に基づき、添5リ(h)の第3表に示すとおり合計35分とした。この間のポンプの定格流量による給水を溢水量として設定する。・換業時には第1種管理区域内には、常時、作業者を配置するが、建物外から作業(設備担当)が駆け付けて閉止する場合を想定。・第2種管理区域に対しては、着替等に要する時間は不要であるが、第1種管理区域と同じ。所要時間を想定。流出量は、貫通クランクの面積、損失係数、水頭を用いて次式により求める。～	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 3. 設計想定事象の発生時(内部溢水) 手順書の整備 6 設備管理部長は、 <u>溢水量抑制のため、系統における単一の配管の破損を検知した時点で、操作員が駆け付けて漏水箇所を特定し、手動遮断弁を閉止する。漏水箇所の隔離時間は、溢水発生から手動遮断弁を閉止するまでの所要時間とし、35分以内とする。</u>	基保-039設計想定事象等対処活動基準 8. 内部溢水発生時 (4) 手順書の整備 6 設備管理部長は、 <u>溢水量抑制のため、系統における単一の配管の破損を検知した時点で、操作員が駆け付けて漏水箇所を特定し、手動遮断弁を閉止する。漏水箇所の隔離時間は、溢水発生から手動遮断弁を閉止するまでの所要時間とし、35分以内とする。</u>
1-90	添付3-35	本加工施設の火災の拡大防止に対しては、粉末消火設備による消火を前提として大型粉末消火器を設置し、あわせて屋内消火栓及び屋外消火栓を設置する。～	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 資機材の配備 6 設備管理部長は、 <u>消防法に規定する数を十分上回るように消火器を配置するとともに、設置場所を想定される火災に対応した種類を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検(6カ月に1回)及び総合点検(1年に1回)を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。</u> 8 設備管理部長は、 <u>消防法に基づいた能力以上の放水能力を有した屋内消火栓及び屋外消火栓を加工施設の建物の内外に複数設置し、加工施設の建物の各室に放水可能な配置とし、接続ホースを備える。</u>	基保-039設計想定事象等対処活動基準 6. 火災等発生時(内部火災) (3) 必要な電源その他資機材の配備 6 設備管理部長は、 <u>消防法に規定する数を十分上回るように消火器を配置するとともに、設置場所を想定される火災に対応した種類を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検(6カ月に1回)及び総合点検(1年に1回)を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。</u> 8 設備管理部長は、 <u>消防法に基づいた能力以上の放水能力を有した屋内消火栓及び屋外消火栓を加工施設の建物の内外に複数設置し、加工施設の建物の各室に放水可能な配置とし、接続ホースを備える。</u>
1-91	添付3-35	～各系統の送水は耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度を検知した時点で、第2加工棟への給水ポンプは自動停止し、第1廃棄物貯蔵棟への上水配管に設けた緊急遮断弁は自動遮断する設計であるが、保守的に給水ポンプを手動で停止又は手動遮断弁を閉止するまでの給水も含めた溢水量とする。～	No.1-86に同じ。	No.1-86に同じ。
1-92	添付3-35	安全機能を有する施設は、誤操作を防止するための措置を講じるとともに、設計基準事故が発生した状況下であっても容易に操作できるよう設計する。	(操作上の一般事項) 第30条 各部長は、加工施設の操作に当たっては、 <u>誤操作を生じにくいように留意するとともに、常に当該設備の作動状況及び機器の性能の把握に努め、次の事項を遵守する。</u>	基保-003加工施設の操作基準(燃料製造部) 4-5 操作上の一般事項 (1) 設備の作動状況及び機器の性能の把握 ① 制御盤、操作機の誤操作・誤判断を防止するため、表示装置は重要度に応じて色で識別する、もしくは制御盤、操作機の周辺に表示装置の機能が把握できるような図、注意書きを含む明示を行う。 (基保-026加工施設の操作基準(設備管理部)、基保-028加工施設の操作基準(環境安全部)、基保-032加工施設の操作基準(品質保証部)も上記と同様に規定があることを確認した)

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
1-93	添付3-35	(1) 誤操作を防止するための措置 安全機能を有する施設は、人間工学上の諸因子を考慮して、誤操作を生じにくいように、盤の配置及び操作器具、弁等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できるよう留意すること、保守点検において誤りを生じにくいよう留意すること等の措置を講じた設計とする。～	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 (操作上の一般事項) 第30条 (3) 制御盤、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等の操作に当たっては、以下に示す操作性及び人間工学上の諸因子を考慮した措置を講じること。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 基保-003加工施設の操作基準(燃料製造部) 4-5 操作上の一般事項 (1) 設備の作動状況及び機器の性能の把握 ⑫ 操作機については色、形状等により容易に識別できるように、もしくは上述のとおり表示装置の状態が把握できるような図、注意書きを含む明示を行う。なお、誤操作のおそれのある操作機については、操作機の配置や操作状態が把握できるように透明の樹脂カバーを付ける等の処置を施す。 (基保-026加工施設の操作基準(設備管理部)、基保-028加工施設の操作基準(環境安全部)、基保-032加工施設の操作基準(品質保証部)も上記と同様に規定があることを確認した)
1-94	添付3-35	(2) 操作の容易性 設計基準事故の発生後、ある時間までは、操作員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。また、設計基準事故が発生した状況下(混乱した状態等)であっても、簡素な手順によって必要な操作が行える等の操作員に与える負荷を小さくすることができるよう考慮する。～	(操作上の一般事項) 第30条 (4) 安全の確保のために手動操作を要する場合には、必要に応じて緊急時の対応手順を現場に明示し、円滑に対応できる措置を講じること。	基保-003加工施設の操作基準(燃料製造部) 4-5 操作上の一般事項 (1) 設備の作動状況及び機器の性能の把握 ⑬ 安全の確保のために手動操作を要する場合には、緊急時の手動操作の手順をフロー図等にした掲示物を制御盤、操作機の周辺に設置する。具体的な掲示物の様式については下位の要領で定める。
1-95	添付3-36	また、本加工施設には飛来物となり得る高速回転物を設置しない設計とする。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 10. 設計想定事象の発生時(その他) 手順書の整備 10 設備管理部長は、加工施設には飛来物となり得るタービン等の大規模な高速回転物を設置しない管理を行う。	基保-039設計想定事象等対処活動基準 1.4. その他の設計想定事象等 (4) 手順書の整備 11 設備管理部長は、加工施設には飛来物となり得るタービン等の大規模な高速回転物を設置しない管理を行う。
1-96	添付3-38	設備・機器においてウランを取り扱う際に質量制限の逸脱を防止するため、質量を制限するインターロックを二重化するか、質量を制限するインターロックと人的管理を組み合わせる又は、人的管理によるダブルチェックにより管理する。核燃料物質をパッチごとに取り扱う設備・機器では、核燃料物質の移動の考慮として、移動先の設備・機器の核的制限値を満足する状態にならなければ移動元から移動させようとしても移動することができないインターロックと、人的管理を組み合わせる。また、第2分析室及び第2開発室は人的管理によるダブルチェックにより管理する。	(臨界安全管理) 第33条 2. 各部長は、前項(1)及び(2)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、作業実施前に担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員により、別表4に掲げる核的制限値を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。 ただし、別表4の運転管理方法において、「監視機構により連続監視、確認する。」としているものについてはこの限りでない。 別表4 臨界安全管理に係る核的制限値 第2加工棟 第2-2混合室 粉末混合機No.2-1粉末混合機 粉末混合機No.2-1粉末投入機 運転管理方法 管理機器(秤量器)により事前計量した単位保管容器的酸化ウランの合計を1,130 kg以下に管理するとともに監視機構(投入バルブとロードセルのインターロック機構)により連続監視、確認する。 別表4 臨界安全管理に係る核的制限値 第2加工棟 第2開発室 運転管理方法 上記の管理について、第2開発室にウランを持ち込む前に、担当及び担当以外の操作員は、ダブルチェックにより確認し、記録する。 第2加工棟 第2分析室 運転管理方法 上記の管理について、第2分析室にウランを持ち込む前に、担当及び担当以外の操作員は、ダブルチェックにより確認し、記録する。	基保-037臨界安全管理基準 5. 作業実施前に行うべき核的制限値を遵守していることの確認(ダブルチェック) (1) 担当部長は、4-1(1)(2)に該当する作業を放射線業務従事者に行わせるにあたり、作業実施前(別表-1に当該作業の内容を示す。)に担当放射線業務従事者以外であって担当グループ長が指名する放射線業務従事者に別表-1の核的制限値が遵守されていることの確認(ダブルチェック)を、別表-1の「確認の内容」欄に基づき行わせること。 ただし、臨界安全上の監視機構を設置し核的制限値が維持されていることを連続監視している設備機器についてはこの限りでない。 別表-1 臨界安全管理に係る核的制限値及びその遵守方法 第2分析室、第2開発室の確認の内容 搬入する核燃料物質と設備内に既に搬入されている核燃料物質のU235 量の総量が0.65 kgU235 以下であることを担当及び担当以外の操作員は、ダブルチェックにより確認する。
1-97	添付3-38	可燃性物質(油類)は取扱量や保管場所を管理し、管理区域内では火気の使用を可能な限り制限して管理する。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 手順書の整備 23 燃料製造部長は、所管する可燃性物質(油類)の取扱量や保管場所を管理し、管理区域内では火気の使用を可能な限り制限して管理する。	基保-039設計想定事象等対処活動基準 6. 火災等発生時(内部火災) (4) 手順書の整備 23 燃料製造部長は、所管する可燃性物質(油類)の取扱量や保管場所を管理し、管理区域内では火気の使用を可能な限り制限して管理する。
1-98	添付3-39	火災による閉じ込め機能の不全 また、第1種管理区域を給排気設備により負圧に管理することにより、建物からのウランの漏えいを防止するとし、また、第1種管理区域内の空気は、排気系統に設置する高性能エアフィルタにより漏えいしたウラン粉末を除去した後、排気する設計とする。	No.1-44と同じ。	No.1-44と同じ。
1-99	添付3-40	なお、本加工施設においては、崩壊熱除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を取り扱わない。	(核燃料物質の受入れ、払出し) 第68条 燃料製造部長は、事業所外から核燃料物質を受け入れる前に、材料証明書、記録、目視検査等により、必要な保安措置が講じられていることを確認する。	基保-008核燃料物質等運搬基準 4-6 核燃料物質の受入、払出し (1) 核燃料物質の受入 燃料製造部長は、加工施設外(事業所外)から核燃料物質を受け入れる場合は、記録の確認及び目視検査等により、以下に示す項目について必要な保安措置が講じられていることの確認を「受入核燃料物質等の事前確認」(OP-457-FA-1917)に基づいて行う。

(*) 本欄に記載のNo. n-m-(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
1-100	添付3-41	第1 廃棄物貯蔵棟では放射性固体廃棄物の減容処理、廃油の焼却減容及び持ち出し物品の除染処理を行う。	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>(放射性固体廃棄物) 第73条 各部長は、放射性固体廃棄物(焼却による処理後の廃棄物を含む)を保管廃棄するときは次の各号に定める事項に従い金属製容器に収納する。 (1) 廃棄物は可燃性廃棄物と不燃性廃棄物に分類する。 (2) 廃棄物は汚染の広がりを防止するための措置を講じて、ドラム缶に収納する。 (3) 廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納する。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>基保-009放射性廃棄物管理基準 3. 保管廃棄物の取扱い 3-2 分類(保安規定第73条第1項(1)) 保管廃棄物の分類を第1表に定める。また詳細については廃棄物種別区分表(放射性保管廃棄物搬出要領(要保-003)に定める。なお難燃物とは可燃物の中で燃やしくい物を総称し、別途管理する。 3-3 梱包(封入)(保安規定第73条第1項(2)、(3)、第74条第9項) ①各部長は、放射性固体廃棄物をポリシート等で密封の上ドラム缶または金属製容器に収納する。また、フィルタは、ポリシート等による汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、廃棄物登録手続きの際に金属製容器から取り出して、第2廃棄物処理室より廃棄物貯蔵棟へ搬出する。金属製容器に収納することが困難な場合はポリシート等で密封する。 ②各部長は、放射性液体廃棄物(廃油等の液体ゴミ類)を液体廃棄物用のドラム缶に収納する。なお、液体廃棄物用のドラム缶は、収納した放射性液体廃棄物により腐食しないものとする。</p>
1-101	添付3-41	固体廃棄物は、可燃物、難燃物、不燃物、フィルタに分類し、必要に応じて減容処理を行い、汚染の広がりを防止するための措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し、保管廃棄する。	No. 1-100と同じ。	No. 1-100と同じ。
1-102	添付3-41	保管廃棄する固体廃棄物中に含まれるウラン量については、その量を確認し管理する。	<p>(放射性固体廃棄物) 第73条 2. 燃料製造部長は、放射性固体廃棄物を別図3に示す保管廃棄設備に保管し、廃棄物を入れる容器等には放射性廃棄物を示す標識をつけ、別表18で記録された内容と照合できるような整理番号等を表示する。</p> <p>別表18 保安に関する記録(第13条の3、第59条の2、第59条の3、第73条、第97条関係) 1. 加工規則第7条に基づく記録 チ 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法</p>	<p>基保-009放射性廃棄物管理基準 4. 保管手続き 4-1 保管記録の発行(保安規定第73条第2項) ① 保管記録の発行は、「放射性保管廃棄物搬出要領」(要保-003)に定める。 ② 保管記録には、整理番号、廃棄物の種類、含まれる放射性物質の数量、比重、廃棄の日付等を記載する。 4-2 搬出、搬入手続き 第1種管理区域からの搬出及び廃棄物貯蔵棟への搬入については、「放射性保管廃棄物搬出要領」(要保-003)並びに放射性管理基準に基づく「廃棄物用ドラム缶・フィルタの搬出に伴う放射線管理業務」(OP-KC-MON-2693)に定める。</p>
1-103	添付3-41	放射性物質によって汚染された又は汚染されたおそれのある油類廃棄物等の液体廃棄物は保管廃棄し、焼却可能な廃油は焼却設備で焼却した後、その焼却灰を放射性固体廃棄物として保管廃棄する。	<p>(放射性固体廃棄物) 第73条 各部長は、放射性固体廃棄物(焼却による処理後の廃棄物を含む)を保管廃棄するときは次の各号に定める事項に従い金属製容器に収納する。</p>	<p>基保-009放射性廃棄物管理基準 3. 保管廃棄物の取扱い 3-3 梱包(封入)(保安規定第73条第1項(2)、(3)、第74条第9項) ①各部長は、放射性固体廃棄物をポリシート等で密封の上ドラム缶または金属製容器に収納する。また、フィルタは、ポリシート等による汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、廃棄物登録手続きの際に金属製容器から取り出して、第2廃棄物処理室より廃棄物貯蔵棟へ搬出する。金属製容器に収納することが困難な場合はポリシート等で密封する。 ②各部長は、放射性液体廃棄物(廃油等の液体ゴミ類)を液体廃棄物用のドラム缶に収納する。なお、液体廃棄物用のドラム缶は、収納した放射性液体廃棄物により腐食しないものとする。</p>

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
1-104	添付3-42	なお、保管廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするものは、必要に応じて、 <u>金属製容器に収納し、保安規定に定める区画に一時的に保管する。</u>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>(廃棄物の仕掛品) 第72条の2 各部長は、<u>廃棄物の仕掛品を一時保管する場合は、次の各号に定める措置を講じるとともに、必要に応じて防火対策を講じる。</u> (1) 廃棄物の仕掛品は、可燃性のものと不燃性のものに分別し、汚染の広がりを防止するための措置を講じて<u>金属製容器に収納し、別図2-(3)に示す第2廃棄物処理室の廃棄物の仕掛品の保管場所にて保管した後、別図3に示す保管廃棄設備に運搬する。</u></p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>基保-009放射性廃棄物管理基準 2. 保管廃棄物の発生部門と保管、処理部門 2-1 保管廃棄物の発生部門 廃棄物の仕掛品及び保管廃棄物の発生部門は燃料製造部、品質保証部、設備管理部及び環境安全部であり、各部長は保管廃棄物の発生量抑制に努め、発生時処理業務を実施する。 発生時の取り扱いに関する要求事項は以下の通りであり、詳細は「第1種管理区域内で使用及び保管している物品の処置要領」(要保-069)に定める。 (1) 廃棄物の仕掛品は、可燃性のもの、難燃性のもの又は不燃性のものに分別し、ポリシート等による汚染の広がりを防止するための措置を講じて、<u>防火対策としてドラム缶等の金属製容器に収納する。</u> (2) 上記ゴミ類を図1に示す第2廃棄物処理室のドラム缶に収納する場合、可能な限り減容しテープで巻いた後、第3-2項で分類されたドラム缶(ポリ袋セット済み)に収納する。 (3) 使用済フィルタで解体前のもの(以下、「フィルタ」という。)については、ポリシート等による汚染の広がりを防止するための措置を講じて<u>廃棄物貯蔵棟に搬出する。</u>又は第2廃棄物処理室に一時保管した後廃棄物貯蔵棟に搬出する。また、これらの措置を行うまでの間、ポリシート等による汚染の広がりを防止するための措置を講じて、図1に示す第2-1混合室又は第2フィルタ室の保管場所に移送し、防火対策として金属製容器に収納する。 (4) 廃油等の液体ゴミ類は発生部門で漏洩しない金属製容器に収納し、<u>第2廃棄物処理室で一時保管する。</u></p>
1-105	添付3-42	管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度等の放射線管理に必要な情報を管理区域の出入口等に表示できる設計とする。	<p>(線量当量等の測定) 第52条 3. 環境安全部長は、<u>放射線管理に必要な情報である管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を適切な場所に表示する。</u></p>	<p>基保-001放射線管理基準 12. 線量当量等の測定 12-4 放射線管理に必要な情報の表示(第52条第3項) 環境安全部長は、<u>第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第1加工棟の管理区域の入口付近に12-2項の測定により得られた結果のうち、当該建屋の線量当量率、表面密度、空気中の放射性物質の濃度の測定結果を、それぞれ掲示する。第1加工棟の管理区域入り口には、第1-1排水槽、第1-3貯蔵棟、第2廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟の線量等についても併せて掲示する。</u></p>
1-106	添付3-42	外部放射線に係る線量、物の表面の放射性物質の密度及び空気中の放射性物質濃度を監視・管理する。線量告示に基づき1.3 mSv/3 月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、人の出入りを管理する。	<p>(線量当量等の測定) 第52条 環境安全部長は、<u>管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表9及び別表10に定めるところにより監視及び測定する。</u></p> <p>別表10 線量当量等の測定方法 表面密度 空気中の放射性物質の濃度 外部放射線に係る線量当量</p> <p>(管理区域) 第40条 「<u>核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(原子力規制委員会告示第8号)(第34条以降において以下「線量告示」という。)第1条に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所として、管理区域は、別図2-(2)及び別図2-(3)に示す区域とする。</u></p> <p>(管理区域への出入管理) 第44条 環境安全部長は、<u>許可された者以外の者を管理区域に立ち入らせない。</u> 2. 環境安全部長は、<u>施設等により管理区域にみだりに人の立ち入りができないような措置を講じるとともに、立ち入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。</u></p>	<p>基保-001放射線管理基準 12. 線量当量等の測定 12-2 線量当量等の監視及び測定 環境安全部長は、<u>管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を表4及び表5に定めるところにより測定する。</u>この場合、管理区域及び周辺監視区域における1週間の線量当量は、加工則第7条第3項に定める原子力規制委員会の定めるところにより(線量告示第10条第1項:1センチメートル線量当量とする)記録する。この1週間の線量当量を積算線量計で測定する場合で、積算日数が1週間(7日)と異なる時は、加工則第7条第2項(前項に規定する記録事項について直接測定することが困難な場合においては、当該事項を間接的に推定することができる記録をもってその事項の記録に代えることができる。)を適用し、比例計算により推定する。 環境安全部長は、<u>線量当量等の測定結果が法令値または表8の管理目標値を超えないようにするため「社内管理目標値(放射線管理)要領」を定め監視する。</u></p> <p>1. 管理区域 1-2 管理区域 1-2-1 管理区域の原則 管理区域は、<u>以下の場所に定める。</u> (1) 「線量告示第1条」に定める管理区域に係る値(線量:1.3mSv/3ヶ月(500h)、空気中濃度:3×10⁴Bq/cm³) (U234)の10分の1、表面密度:4Bq/cm²の10分の1)のいずれかが、<u>を超えるか又は超えるおそれがある場所。</u>(線量のみで管理区域を設定する場合は第2種管理区域、その他は第1種管理区域とする。)</p>
1-107	添付3-43	本加工施設では、核燃料物質等による放射線の管理を確実に実施するために、取り扱う核燃料物質の受入れに当たって、既存施設でこれを使用する際に何ら特別のインパクトを与えないように定められたASTM(米国材料試験協会)(1)及びDOE(米国エネルギー省)(2)の濃縮六フッ化ウランの仕様に基づき受入仕様を定め、また再生濃縮ウランについても安全上重要な核種について受入仕様を定め、受入前に仕様に合致していることを確認する。	<p>(核燃料物質の受入れ、払出し) 第68条 3. <u>燃料製造部長は、核燃料物質を受け入れる前に、材料証明書により核燃料物質が別表14の受入仕様に適合することを確認する。</u></p>	<p>基保-008核燃料物質等運搬基準 4-6 核燃料物質の受入、払出し (1) 核燃料物質の受入 燃料製造部長は、<u>加工施設外(事業所外)から核燃料物質を受入れる場合は、材料証明書、記録の確認及び目視検査等により、以下に示す項目について必要な保安措置が講じられていることの確認を「受入核燃料物質等の事前確認」(OP-457-FA-1917)に基づいて行う。</u></p>

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No.*	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
1-108	添付3-43	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(1)管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)とそうでない区域(第1種管理区域)とに区分し、管理する。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-40と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-40と同じ。
1-109	添付3-43	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(2)管理区域においては線量、表面密度及び空気中の放射性物質濃度を定期的に測定し、管理する。	No. 1-106と同じ。	No. 1-106と同じ。
1-110	添付3-43	(1)放射線業務従事者の要件 年齢、教育履歴、被ばく履歴及び健康診断の結果に基づき、認定の要件を満たす者を放射線業務従事者に指定する。、他	(管理上の人の区分) 第47条 管理区域に立ち入る者を次のように区分する。 (1)放射線業務従事者 核燃料物質の加工、加工施設の保全、核燃料物質等の運搬、貯蔵又は廃棄等の業務に従事し管理区域に立ち入る者。	基保-001放射線管理基準 7. 管理上の人の区分 7-2 放射線業務従事者(第47条) 放射線業務従事者とは、核燃料物質の加工、加工施設の保全、核燃料物質、または核燃料物質によって汚染された物の運搬、保管または廃棄の業務、管理業務(放射線管理、巡視・点検)、工場案内、清掃に従事することを目的として当事業所の管理区域に立ち入る者をいい、放射線業務従事者の指定を行っている者をいう。なお、放射線業務従事者の指定を行う際には、写真付き公的身分証明書等の原本により、身分確認を行う。
1-111	添付3-44	加工施設内にガンマ線エアモニタを設け、施設内の空間線量を監視する。電離放射線障害防止規則に基づき1mSv/週を超える場合は、放射線業務従事者の出入りを管理することにより、放射線業務従事者の被ばく低減を図る。また、設計基準事故時において放射線業務従事者が、迅速な対応をするために必要な操作ができる設計とする。	(管理区域の特別措置) 第42条 環境安全部長は、管理区域のうち次の各号に定める区域について、核燃料取扱主任者による審査の上、標識の掲示、さく、施錠等の方法により他の場所と区分し、通常作業時の人の立入りを制限する。 (1)管理区域に立ち入る者が受ける外部放射線に係る線量を制限する必要がある区域 (2)空気中の放射性物質濃度若しくは床、壁その他の他人の触れるおそれのある物の表面密度が線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度若しくは同告示第4条に定める表面密度限度を超える区域	基保-001放射線管理基準 3. 管理区域の特別措置 3-2 管理区域の立入制限区域(第42条第1項) 環境安全部長は、核燃料取扱主任者の審査を受け管理区域のうち次の各号に定める区域について標識の掲示、さく、施錠等の方法により他の場所と区分し(特別管理区域と呼ぶ)、通常作業時の人の立入りを制限する。 (1)管理区域に立ち入る者が受ける外部放射線に係る線量を制限する必要がある区域 線量当量率が45μSv/hを超える区域とし、作業内容によって1日の立入時間または線量当量を制限するものとする。(電離則第3条の2 1mSv/1weekより) (2)空気中の放射性物質濃度もしくは床、壁その他の他人の触れるおそれのある物の表面密度が線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度もしくは同告示第4条に定める表面密度限度を超える区域 空气中濃度限度：3×10 ⁻⁶ Bq/cm ³ (U234)、表面密度限度：4Bq/cm ² を超えるまたは超える恐れがある区域とする。
1-112	添付3-44	監視及び測定により得られた情報を放射線監視盤等に表示できる設計するとともに、緊急対策本部を設置する部屋にも表示する。	(非常時用資機材の整備) 第85条 所長は、別表21に示すとおり、対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材(以下「非常時用資機材」という。)をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、迅速な対策活動を行えるよう緊急対策本部を設置する部屋には、監視及び測定により得られた情報を表示できるようにしておく。各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により非常時用資機材の保管状況の把握に努める。	基保-006異常時の措置基準 5. 非常時用資機材の整備 所長は、第4表に定める対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、第62条の6第7項に定める巡視により非常時用資機材の保管状況の把握に努める。また、緊急対策本部を設置する部屋には、監視及び測定により得られた情報を表示できるようにしておく。
1-113	添付3-45	(i)「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第7条の2の9第1項に基づき加工施設の周辺に周辺監視区域を設定し、その範囲を標識等により明示する。周辺監視区域の境界を添5ハ(イ)の第1図に示す。	(周辺監視区域) 第46条 周辺監視区域は、管理区域の周辺の区域であって別図2-(1)及び別図2-(2)に示す区域とする。 2. 環境安全部長は、前項の周辺監視区域境界にさくを設けるか、又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。	基保-035周辺監視区域管理基準 3. 周辺監視区域の立入制限方法 周辺監視区域への立入制限の具体的な方法は、以下のとおりとする。 (1)周辺監視区域境界 ・周辺監視区域境界に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁を設ける。 ・さく等の障壁は、フェンス、壁、扉又はゲートとする。 ・周辺監視区域境界のさく等には、人の侵入を検知できるセンサ又は監視カメラを設置する。 (2)標識 ・周辺監視区域に接近しようとする者に対し、周辺監視区域であることを確実に知らしめることができるように「周辺監視区域、許可なく立入を禁ず。」と表示した標識をさく等の障壁の周辺に取り付ける。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係事項	関係下部規定等
1-114	添付3-45	また、気体及び液体廃棄物の放出に当たっては放出管理を行うとともに、さらに異常がないことを確認するため、 <u>周辺監視区域外における土壌等の放射性物質濃度を定期的に測定する。</u>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>(放射性液体廃棄物) 第74条 2. 環境安全部長は、前項の排水口より放射性液体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、<u>排水貯槽内における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。</u> 8. 環境安全部長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、<u>別表9に定めるところにより、平常時の環境放射線モニタリングを行う。</u></p> <p>(放射性気体廃棄物) 第75条 2. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、<u>ガスモニター(排気用モニター)等により連続的に監視するとともに、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。</u> 8. 環境安全部長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、<u>別表9に定めるところにより、平常時の環境放射線モニタリングを行う。</u></p> <p>別表9 総量当量等の測定(第52条、第74条、第75条関係) 測定場所 測定項目 周辺監視区域外 ・環境試料中の放射性物質濃度(注1) (注1) 周辺環境におけるウランの濃度を監視するため、<u>加工施設周辺の河川水、土壌のウラン濃度の測定を行う。</u></p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>基保-001放射線管理基準 17. 放射性液体廃棄物 17-4 排水口の放射性液体廃棄物の管理 排水口(3次排水)からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、<u>総量告示第8条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度(3ヶ月についての平均値が20mBq/cm³(I234))を超えないようにするため、排水槽または貯留槽より排水を放出しようとするときは、その都度槽内の排水中の放射性物質濃度を測定し、その排水中の放射性物質濃度が、表8の水中の放射性物質濃度が管理目標値(3ヶ月についての平均値が8mBq/cm³(I234))以下であることを確認する。</u></p> <p>17-10 周辺環境への放射性物質の影響確認(第74条8項) 環境安全部長は、<u>周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、別表4に定めるところにより、平常時の環境放射線モニタリングを行う。</u></p> <p>18. 放射性気体廃棄物 18-3 排気口の放射性気体廃棄物の管理 環境安全部長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するため以下の管理を行う。 <u>排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が総量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度(3ヶ月についての平均値が10nBq/cm³(I234))を超えないようにするため、排気口に排気用モニターを設置し排気中の放射性物質濃度が表8に定める管理目標値(3ヶ月についての平均値が1.5nBq/cm³(I234))以下であることを確認する。</u> 環境安全部長は、<u>排気用モニターの測定記録である「排気中放射性物質濃度測定記録」またはチャート紙により放射性物質の濃度及び放出量を連続的に確認する。</u></p> <p>18-9 周辺環境への放射性物質の影響確認 環境安全部長は、<u>周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、別表4に定めるところにより、平常時の環境放射線モニタリングを行う。</u></p>
1-115	添付3-45	長期にわたって給電の必要が生じた場合、必要な安全対策を講じた上、 <u>負荷設備を少消費系統又は待機状態に切り替えること</u> によって、非常用電源設備は外部からの燃料供給がなくとも、貯蔵した燃料により7日以上安全機能を確保するために必要な設備が作動し得る給電を維持する設計とする。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 10. 設計想定事象の発生時(その他) 資機材の配備 10 設備管理部長は、 <u>長期にわたって非常用電源設備による給電の必要が生じた場合、必要な安全対策を講じた上、負荷設備を少消費系統又は待機状態に切り替えること</u> によって、非常用電源設備は外部からの燃料供給がなくとも、貯蔵した燃料により7日以上安全機能を確保するために必要な設備が作動し得る給電を維持する。	基保-039設計想定事象等対処活動基準 14. その他の設計想定事象等 (3) 必要な電源その他資機材の配備 ・設備管理部長は、 <u>長期にわたって非常用電源設備による給電の必要が生じた場合、必要な安全対策を講じた上、負荷設備を少消費系統又は待機状態に切り替えること</u> によって、非常用電源設備は外部からの燃料供給がなくとも、貯蔵した燃料により7日以上安全機能を確保するために必要な設備が作動し得る給電を維持する。
1-116	添付3-46	設計基準を超える条件として機器の多重故障等を仮定し、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定して、 <u>重大事故に至るおそれがある事故の拡大を防止することにより重大事故の発生を防止するとともに、重大事故に至るおそれがある事故の発生時に放射性物質の放出量を実行可能な限り低くするため、財産保護に優先して安全確保に必要な施設及び体制を整備する。</u> ～	添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の4関係) 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 4 環境安全部長は、 <u>事故対処においては、財産保護よりも安全最優先で実施する方針に基づいて、連続焼結炉等の設備・機器の停止の操作等の事故等対処活動を行うことを基準に規定する。</u>	基保-039設計想定事象等対処活動基準 14. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (4) 手順書の整備 4 環境安全部長は、 <u>事故対処においては、財産保護よりも安全最優先で実施する方針に基づいて、連続焼結炉等の設備・機器の停止の操作等の事故等対処活動を行うことを基準に規定する。</u>

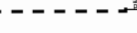
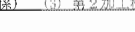
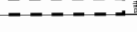
(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
1-117	添付3-46	重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の条件等を適切に設定し、それらに対して 具体的かつ実行可能な対策 を用意し、 <u>想定される事故に対して有効な効果が期待できる手順を定める。</u>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の4関係）</p> <p>1 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備</p> <p>1 環境安全部長は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の措置に必要なとなる標準では、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するため、全交流電源喪失、計測機器による監視機能喪失まで想定し、必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、<u>対処事項に対する優先順位を明確にする。</u>また、事故の進展状況に応じて標準を分ける場合は標準間の相互関係を明確にする。</p> <p>2 環境安全部長は、事故対処実施の判断等に必要な情報の種類として、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視・点検等で入手することを燃料製造部長、設備管理部長、環境安全部長及び品質保証部長に標準に規定させるか又は自ら規定する。また、情報の種類に応じて、<u>消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための以下の手順を標準に規定させるか又は自ら規定する。</u></p> <p>3 環境安全部長は、火災の複数同時発生時には、重大事故に至るおそれがある事故の想定で損傷のおそれがある屋を含んだ火災区画の消火を優先することをあらかじめ標準において明確にする。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>基保－039設計想定事象等対処活動基準</p> <p>1 4. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (4) 手順書の整備</p> <p>1 環境安全部長は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の措置に必要なとなる標準では、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するため、全交流電源喪失、計測機器による監視機能喪失まで想定し、必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、<u>対処事項に対する優先順位を明確にする。</u>また、事故の進展状況に応じて標準を分ける場合は標準間の相互関係を明確にする。</p> <p>2 環境安全部長は、事故対処実施の判断等に必要な情報の種類として、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視等で入手することを燃料製造部長、設備管理部長、環境安全部長及び品質保証部長に標準に規定させるか又は自ら規定する。また、情報の種類に応じて、<u>消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための以下の手順を標準に規定させるか又は自ら規定する。</u></p> <p>3 環境安全部長は、火災の複数同時発生時には、重大事故に至るおそれがある事故の想定で損傷のおそれがある屋を含んだ火災区画の消火を優先することをあらかじめ標準において明確にする。</p>
1-118	添付3-46	大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）への対処については、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一の体制とする。 <u>建物の大規模損壊に伴い発生するおそれがあるウランの飛散に対応するための資機材及び手順書を整備する。</u>	<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の4関係）</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の配備</p> <p>11 設備管理部長及び燃料製造部長は、大規模損壊発生時にウランが飛散した場合に、<u>対して、集塵機等を用いたウランの回収、シートを用いたウランの飛散防止等の対策に必要な資機材を整備し、必要な手順を定める。</u></p>	<p>基保－039設計想定事象等対処活動基準</p> <p>1 4. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>11 設備管理部長及び燃料製造部長は、大規模損壊発生時にウランが飛散した場合に、<u>対して、集塵機等を用いたウランの回収、シートを用いたウランの飛散防止等の対策に必要な資機材を整備し、必要な手順を定める。</u></p>
1-119	添付3-48	火災の複数同時発生を想定に加えて、全交流電源喪失を考慮する。夜間において全交流電源喪失が発生することを想定し、 <u>可搬式発電機を備える。また、投光器、携帯用照明等の照明具類を備える。</u>	<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の4関係）</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の配備</p> <p>10 設備管理部長及び環境安全部長は、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、照明具類を含むその他資機材のうち、外部電源が必要な資機材に関しては、<u>非常用電源設備若しくは可搬式発電機に接続する又はバッテリーを内蔵した構成とし、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</u></p>	<p>基保－039設計想定事象等対処活動基準</p> <p>1 4. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>10 設備管理部長及び環境安全部長は、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、照明具類を含むその他資機材のうち、外部電源が必要な資機材に関しては、<u>非常用電源設備若しくは可搬式発電機に接続する又はバッテリーを内蔵した構成とし、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする</u></p>
1-120	添付3-49	重大事故に至るおそれがある事故の 具体的 想定として設定した火災の複数同時発生に対して全交流電源喪失を考慮し、重大事故に至るおそれがある事故の拡大を防止することにより重大事故の発生を防止するとともに、 <u>重大事故に至るおそれがある事故の発生時に放射性物質の放出量を実行可能な限り低くする方針を踏まえた対策をとる。</u> ～	<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の4関係）</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備</p> <p>2</p> <p>(7) 水による消火活動が長期化し、火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外屋への放水活動に切り替え、冷却を行うことで閉じ込め機能を大きく損なわないように対処する。</p> <p>(10) 状況に応じて、ウラン粉末を煙とともに環境へ放出し得ることを考慮し、外屋の不燃材による目張りを行う。</p>	<p>基保－039設計想定事象等対処活動基準</p> <p>1 4. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (4) 手順書の整備</p> <p>2</p> <p>(7) 水による消火活動が長期化し、火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外屋への放水活動に切り替え、冷却を行うことで閉じ込め機能を大きく損なわないように対処する。</p> <p>(10) 状況に応じて、ウラン粉末を煙とともに環境へ放出し得ることを考慮し、外屋の不燃材による目張りを行う。</p>
1-121	添付3-50	～火災発生後の要員参集に応じて早期に参集する緊急時消火班は、 <u>初動対応要員による消火活動の状況に応じて、他の火災発生場所若しくは建物外からの放水活動、扉冷却を行う者である。可搬消防ポンプ、屋内消火栓又は屋外消火栓を使用するため、最低3名以上で活動を実施する。</u>	<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の4関係）</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 要員の配置</p> <p>6 火災発生後の要員参集に応じて早期に参集する緊急時消火班は、初動対応要員による消火活動の状況に応じて、他の火災発生場所若しくは建物外からの放水活動、扉冷却を行う者である。緊急時消火班は、事業所到着後、当直者（本部長到着後は本部長）の指揮の下、初期消火活動に当たる。緊急時消火班による可搬消防ポンプ、屋内消火栓又は屋外消火栓を用いた活動は最低3名以上で行う。</p>	<p>基保－039設計想定事象等対処活動基準</p> <p>1 4. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (1) 必要な要員の配置</p> <p>6 火災発生後の要員参集に応じて早期に参集する緊急時消火班は、初動対応要員による消火活動の状況に応じて、他の火災発生場所若しくは建物外からの放水活動、扉冷却を行う者である。緊急時消火班は、事業所到着後、当直者（本部長到着後は本部長）の指揮の下、初期消火活動に当たる。緊急時消火班による可搬消防ポンプ、屋内消火栓又は屋外消火栓を用いた活動は最低3名以上で行う。</p>

(*) 本欄に記載のNo. n-m-(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
1-122	添付3-50	(ii) 事故時の活動拠点及び資機材 事故時に活動の拠点として機能する場所は、第2加工棟での火災の複数同時発生の影響を考慮し、第2加工棟から離れた事務棟に設置する。また、地震、竜巻等の影響により事務棟が損傷する場合を考慮し、事務棟と同様に第2加工棟から離れた保安棟を予備の活動拠点とする。～	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の4関係） 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の配備 2 所長は、事故時に活動の拠点として機能する場所は、第2加工棟での火災の複数同時発生の影響を考慮し、第2加工棟から離れた事務棟に設置する。また、地震、竜巻等の影響により事務棟が損傷する場合を考慮し、事務棟と同様に第2加工棟から離れた保安棟を予備の活動拠点とする。なお、予備の活動拠点も使用できない場合には、損傷の軽度な敷地内の建物を確認、又はテントを設営し、活動拠点とする。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 基保－039設計想定事象等対処活動基準 1 4. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (3) 必要な電源その他資機材の配備 2 所長は、事故時に活動の拠点として機能する場所は、第2加工棟での火災の複数同時発生の影響を考慮し、第2加工棟から離れた事務棟に設置する。また、地震、竜巻等の影響により事務棟が損傷する場合を考慮し、事務棟と同様に第2加工棟から離れた保安棟を予備の活動拠点とする。なお、予備の活動拠点も使用できない場合には、損傷の軽度な敷地内の建物を確認、又はテントを設営し、活動拠点とする。
1-123	添付3-50	iii) アクセスルート 第2加工棟の複数の火災区画における火災の同時発生に備えて、必要な資機材を第2加工棟の他、敷地内に分散して保管する。資機材の保管場所からは、添7ロ(ロ)の第2図に示すとおり、第2加工棟の事故発生場所にアクセスできる。～	添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の4関係） 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の配備 3 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。大地震時において倒木等が道を塞ぐ場合等を考慮して、事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。	基保－039設計想定事象等対処活動基準 1 4. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (3) 必要な電源その他資機材の配備 3 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。大地震時において倒木等が道を塞ぐ場合等を考慮して、事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。
1-124	添付3-50	(iv) 対策の流れ 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合は、以下の対策を実施する。～	添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の4関係） 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 2 環境安全部長は、事故対処実施の判断等に必要情報の種類として、～ (1) 自動火災報知設備の警報発報を確認した保安員は、～ (2) 保安員による事業所内周知を受けて、事業所内の在庁者は、～ (3) 状況確認の結果、目視～ (4) 火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、～ (5) 粉末混合機等を設置する火災区画への放水は、～ (6) 消火に当たっては、機能喪失のおそれのある～ (7) 水による消火活動が長期化し、火災区画の耐火時間を超える～ (8) これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、～ (9) 加工施設内及び敷地内の情報については、火災報知器等の監視設備、～ (10) 状況に応じて、ウラン粉末を煙とともに環境へ放出し得ることを考慮し、～ (11) 消火活動、救助活動等の対処に当たっては、～ (12) アクセスルート上に消火器を配置し、～	基保－039設計想定事象等対処活動基準 1 4. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (4) 手順書の整備 2 環境安全部長は、事故対処実施の判断等に必要情報の種類として、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視等て入手することを燃料製造部長、設備管理部長、環境安全部長及び品質保証部長に標準に規定させるか又は自ら規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための以下の手順を標準に規定させるか又は自ら規定する。 (1)から(12)に左記事項の記載あり)
1-125	添付3-51	(v) 時間経過 以上の対応の流れに従った時間経過を添7ロ(ロ)の第4図に示す。夜間及び休日において重大事故に至るおそれがある事故として、第2加工棟の複数の火災区画において火災が同時に発生した場合であっても、要員が揃うまでの最も少ない人数により必要な初動対応が実施可能であり～	添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の4関係） 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 要員の配置 4 環境安全部長は、事業所防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初期消火活動等の初動対応に当たるために必要な事業所内に常駐する要員として、7名を確保する。ただし、連続焼結炉停止中の場合は、可燃性ガスの供給弁手動閉止の操作等、初動対応の一部を省略可能であるため、事業所内に常駐する要員として、6名を確保することとする。 5 所長は、体制として、夜間及び休日に常駐する要員のみでの対応を想定した初期段階、緊急時消火班到着時の段階及び事業所防災組織の要員参集後の段階の3段階に分け、事故時の活動拠点の設置、適切な人員配置、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。	基保－039設計想定事象等対処活動基準 1 4. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (1) 必要な要員の配置 4 環境安全部長は、事業所防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初期消火活動等の初動対応に当たるために必要な事業所内に常駐する要員として、7名を確保する。ただし、連続焼結炉停止中の場合は、可燃性ガスの供給弁手動閉止の操作等、初動対応の一部を省略可能であるため、事業所内に常駐する要員として、6名を確保することとする。 5 所長は、体制として、夜間及び休日に常駐する要員のみでの対応を想定した初期段階、緊急時消火班到着時の段階及び事業所防災組織の要員参集後の段階の3段階に分け、事故時の活動拠点の設置、適切な人員配置、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。
1-126	添付3-51	重大事故に至るおそれがある事故の対処として、核燃料物質等の閉じ込め機能喪失の発生及び拡大の防止に必要な措置を講じることとし、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合における当該事故等に的確かつ柔軟に対処するために必要な人員の確保等、体制を整備するとともに、資機材及び手順書を整備し、訓練を実施する。	添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の4関係） 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 教育・訓練の実施 9 環境安全部長は、大規模損壊発生時の措置に必要な標準及び資機材を整備し、要員を確保するとともに、当該標準に従って活動を行うために必要な教育・訓練を定期的（年1回以上）に実施する。	基保－039設計想定事象等対処活動基準 1 4. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (1) 要員に対する教育・訓練 9 環境安全部長は、大規模損壊発生時の措置に必要な標準及び資機材を整備し、要員を確保するとともに、当該標準に従って活動を行うために必要な教育・訓練を定期的（年1回以上）に実施する。

(*) 本欄に記載のNo. n-m-(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
2-3	へ-1	(8) 保安の実施結果及び原子力施設における保安に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保安の継続的改善を図る。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-3と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-3と同じ。
2-4	へ-3	表へ-1-2 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする設備・機器及び変更内容 第2加工棟  試験開発燃料貯蔵設備 燃料保管棚No.2 撤去	(第2-1作業支援室とは現行の保安規定における第3開発室) 別表4 臨界安全管理に係る核的制限値 その他加工設備の附属施設 第3開発室 削除 別表4 臨界安全管理に係る核的制限値 (注7) 削除 別表4 臨界安全管理に係る核的制限値 (注8) 削除 別表1.5 核燃料物質の最大貯蔵数値 (第70条関係) (a) 第2加工棟  削除	基保-037 臨界安全管理基準 別表-1 臨界安全管理に係る核的制限値及びその遵守方法 (燃料保管棚No.2に係る記載を削除する)
2-5	へ-3	表へ-1-2 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする設備・機器及び変更内容 第2加工棟  試験開発燃料貯蔵設備 燃料保管容器 撤去	No. 2-4と同じ。	No. 2-4と同じ。
2-6	へ-4	表へ-2-1 試験開発燃料貯蔵設備 燃料保管棚No.2 仕様 (4) 本設備・機器は、試験開発設備 試験設備ベース (表リ-2-6) の上に固定しており、床、壁等に直接固定していないため、撤去する際には撤去跡が残ることはない。したがって、核燃料物質等による汚染の防止の措置については、試験開発設備 試験設備ベース (表リ-2-6) の撤去においてその適合性を確認する。	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。
2-7	へ-6	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき(工事)作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 a. 一般事項 ・本工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。 ・本工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。 ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立ち入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。 ・発生した廃棄物の仕掛品について、管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛品の保管場所にて金属製容器に収納する。 ・第1種管理区域に設置した設備の撤去に当たっては発生する廃棄物は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管容量能力(200Lドラム缶換算約11170本)は、現在の保管廃棄量約8200本を踏まえ、新規規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。 ・本工事における管理区域内の作業については、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等について記載した(工事)作業計画を作成し作業を実施する。 ・工事の安全対策として、溶接作業は、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸引を防止する。高所作業は、墜落制止用具の装着、足場の設置等により落下を防止する。 ・第1種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼働させることで負圧及び換気機能を維持する。 ・核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置する。 ・工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も臨界防止、閉じ込めの機能を維持する。なお、本工事においては、工事対象の設備に貯蔵している核燃料物質はないため、核燃料物質の移動は必要ない。 ・本工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、保安規定に基づき、巡回・点検、施設定期自主検査並びに保安計画の策定及び保安計画に基づく保安の実施により、安全機能を維持する。 ・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。
2-8	へ-7	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき(工事)作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 b. 放射線管理 ・本工事は管理区域にて実施するため、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を經由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。 ・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び距離距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。	No. 1-12と同じ。	No. 1-12と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
2-9	へ-7	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>c. 防火管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、防火管理規程に基づき、周辺に火花が飛散しないよう不燃材シートで確実に養生するとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。 ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物が無いことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。 ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。 	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No. 1-13と同じ。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No. 1-13と同じ。</p>
2-10	へ-7	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>d. 異常発生時の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。 ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。 	<p>No. 1-14と同じ。</p>	<p>No. 1-14と同じ。</p>
2-11	ト-1	<p>(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、巡視・点検、施設定期自主検査、並びに補修及び改造を含む加工施設の安全機能を維持するための活動（以下「保全」という。）において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。</p>	<p>No. 1-1と同じ。</p>	<p>No. 1-1と同じ。</p>
2-12	ト-1	<p>(7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全に係る計画（以下「保全計画」という。）を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。</p>	<p>No. 1-1と同じ。</p>	<p>No. 1-1と同じ。</p>
2-13	ト-1	<p>(8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。</p>	<p>No. 1-3と同じ。</p>	<p>No. 1-3と同じ。</p>
2-14	ト-6	<p>表ト-2-2 気体廃棄設備No.1 系統Ⅷ（局所排気系統）ダクト仕様</p> <p>(4) 次回以降の申請で、撤去しない部分のダクトの耐震補強等を行う際に併せて本設の閉止措置を講じ、撤去しない部分のダクトの適合性を確認する。また、当該ダクトを含めた気体廃棄設備No.1 全体の適合性を確認する。なお、本申請では、ダクトを部分撤去した後においても気体廃棄設備No.1 は施設の維持管理に不可欠な活動として運転を継続することから、当該ダクトを含めた気体廃棄設備No.1 の安全機能を維持するための措置を講じる（外観、系統、室内負圧、処理能力）。</p>	<p>No. 1-11-6と同じ。</p>	<p>No. 1-11-6と同じ。</p>

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
2-15	ト-8	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき(工事)作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>a. 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。 ・本工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。 ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立ち入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。 ・発生した廃棄物の仕掛品について、管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛品の保管場所にて金属製容器に収納する。 ・第1種管理区域に設置した設備の撤去に当たって発生する廃棄物は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力(200 Lドラム缶換算約11170本)は、現在の保管廃棄量約8200本を踏まえ、新規規制準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。 ・本工事における管理区域内の作業については、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等について記載した(工事)作業計画を作成し作業を実施する。 ・工事の安全対策として、溶接作業は、防護マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸引を防止する。高所作業は、墜落制止用具の装着、足場の設置等により落下を防止する。 ・第1種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼働させることで負圧及び換気機能を維持する。 ・核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置する。 ・工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も臨界防止、閉じ込めの機能を維持する。なお、本工事においては、工事対象の設備に貯蔵している核燃料物質はないため、核燃料物質の移動は必要ない。 ・本工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、保安規定に基づき、巡視・点検、施設定期自主検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。 ・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。 ・局所排気系統の気体廃棄設備(フィルタユニット及びダクト)を撤去する場合は、当該局所排気系統に接続する設備・機器に使用禁止の措置を講じる。なお、本工事においては、局所排気系統の気体廃棄設備の部分撤去に併せて影響する設備・機器も全て撤去することから使用することはない。 	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No. 1-11-6と同じ。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No. 1-11-6と同じ。</p>
2-16	ト-9	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき(工事)作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>b. 放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は管理区域にて実施するため、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。 ・核燃料物質への溶接作業は、時間管理及び確固距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。 	No. 1-12と同じ。	No. 1-12と同じ。
2-17	ト-9	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき(工事)作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>c. 防火管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に当たって、火気作業(溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用)を行う場合は、防火管理規程に基づき、周辺に火花が飛散しないよう不燃材シートで確実に養生するとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。 ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。 ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。 	No. 1-13と同じ。	No. 1-13と同じ。
2-18	ト-9	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき(工事)作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>d. 異常発生時の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。 ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。 	No. 1-14と同じ。	No. 1-14と同じ。
2-19	ト-10	<p>④撤去した設備・機器は、可燃性のものと不燃性のものに分別し、汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、当該作業エリア又は廃棄物の仕掛品の保管場所にて保管した後、放射性固体廃棄物として保管廃棄設備に保管廃棄する。</p>	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
2-20	ト-10	⑥次回以降の申請で、撤去しない部分のダクトの耐震補強等を行う際に併せて本設の閉止措置を講じ、撤去しない部分のダクトの適合性を確認する。また、当該ダクトを含めた気体廃棄設備No.1 全体の適合性を確認する。なお、本申請では、ダクトを部分撤去した後においても気体廃棄設備No.1 は施設の維持管理に不可欠な活動として運転を継続することから、当該ダクトを含めた気体廃棄設備No.1 の安全機能を維持するための措置を講じる（外観、系統、室内負圧、処理能力）。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-11-6と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-11-6と同じ。
2-21	ト-20	なお、次回以降の申請で、撤去しない部分のダクトの耐震補強等を行う際に併せて本設の閉止措置を講じ、撤去しない部分のダクトの適合性を確認する。また、当該ダクトを含めた気体廃棄設備No.1 全体の適合性を確認する。	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。
2-22	ト-20	ただし、今回の申請において、ダクトを部分撤去した後においても気体廃棄設備No.1 は施設の維持管理に不可欠な活動として運転を継続することから、当該ダクトを含めた気体廃棄設備No.1 全体の安全機能を維持するため、以下の措置を講じておく。 (1) ダクト ・部分撤去するダクトの跡仕舞いの状態（仮設の閉止板が取り付けられている）が適切であるかどうかを目視により確認する。 (2) 気体廃棄設備 No.1 ・撤去しない部分のダクトの系統を目視又は関係書類等(注1)により確認する。 ・設備・機器を撤去した後の第2-1作業支援室における室内圧力と屋外圧力の差圧（室内の圧力が外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧）を測定又は関係書類等(注1)により確認する。 ・ダクトを部分撤去した後の第2加工棟の気体廃棄設備No.1 の排気能力（排気能力が1.3×105 m3/時以上）及び換気回数（平均6 回/時以上）を測定又は関係書類等(注1)により確認する。 (注1)「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。
2-23	リ-1	(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、巡視・点検、施設定期自主検査、並びに補修及び改造を含む加工施設の安全機能を維持するための活動（以下「保全」という。）において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。	No.1-1と同じ。	No.1-1と同じ。
2-24	リ-1	(7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全に係る計画（以下「保全計画」という。）を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。	No.1-1と同じ。	No.1-1と同じ。
2-25	リ-1	(8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。	No.1-3と同じ。	No.1-3と同じ。
2-26	リ-12	表リ-3-1 仮移設する設備・機器 (1) 別途申請する第2加工棟第2開発室、第2分析室及び第2放射線管理室の設備・機器（気体廃棄設備No.1 系統Ⅲ（部屋排気系統）ダクト、気体廃棄設備No.1 系統Ⅵ（局所排気系統）ダクト（図リ-1-9参照））の新規制基準対応工事を実施するに当たって、干渉する既設の設備・機器の安全機能を維持するため、工事に先立つ準備作業として、第2加工棟第2開発室、第2分析室及び第2放射線管理室の設備・機器（通信連絡設備、火災感知設備）を一時的に取り外し仮移設する。仮移設中においてもその安全機能を維持するための措置を講じる。仮移設した設備・機器は、次回以降の申請で、仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性を確認する。	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。
2-27	リ-13	表リ-3-1 仮移設する設備・機器 (1) 別途申請する第2加工棟第2開発室、第2分析室及び第2放射線管理室の設備・機器（気体廃棄設備No.1 系統Ⅲ（部屋排気系統）ダクト、気体廃棄設備No.1 系統Ⅵ（局所排気系統）ダクト（図リ-1-9参照））の新規制基準対応工事を実施するに当たって、干渉する既設の設備・機器の安全機能を維持するため、工事に先立つ準備作業として、第2加工棟第2開発室、第2分析室及び第2放射線管理室の設備・機器（緊急設備）を一時的に取り外し仮移設する。仮移設中においてもその安全機能を維持するための措置を講じる。仮移設した設備・機器は、次回以降の申請で、仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性を確認する。	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。
2-28	リ-14	表リ-3-1 仮移設する設備・機器 屋外（第2加工棟西側） 消火設備 屋外消火栓 外部からの衝撃による損傷の防止 凍結の影響を受けないように、配管に保温材を巻きつける措置を講じる。	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No.*	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
2-29	リー-15	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき(工事)作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>a. 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。 ・本工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。 ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立ち入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。 ・発生した廃棄物の仕掛品について、管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛品の保管場所にて金属製容器に収納する。 ・第1種管理区域に設置した設備の撤去に当たって発生する廃棄物は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力(200 Lドラム缶換算約11170本)は、現在の保管廃棄量約8200本を踏まえ、新規基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。 ・本工事における管理区域内の作業については、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等について記載した(工事)作業計画を作成し作業を実施する。 ・工事の安全対策として、溶接作業は、防護マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸引を防止する。高所作業は、墜落制止器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。 ・第1種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼働させることで負圧及び換気機能を維持する。 ・核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置する。 ・工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も臨界防止、閉じ込めの機能を維持する。なお、本工事においては、工事対象の設備に貯蔵している核燃料物質はないため、核燃料物質の移動は必要ない。 ・本工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、保安規定に基づき、巡回・点検、施設定期自主検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。 ・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。 ・取り外した設備・機器を一時保管するため、仮置き場所を確保し、必要に応じて養生シート等を用い、維持管理する。 	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No.1-11-6と同じ。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No.1-11-6と同じ。</p>
2-30	リー-16	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき(工事)作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>b. 放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は管理区域にて実施するため、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。 ・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。 	No.1-12と同じ。	No.1-12と同じ。
2-31	リー-16	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき(工事)作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>c. 防火管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に当たって、火気作業(溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用)を行う場合は、防火管理規程に基づき、周辺に火花が飛散しないよう不燃材シートで確実に養生するとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。 ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。 ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。 	No.1-13と同じ。	No.1-13と同じ。
2-32	リー-16	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき(工事)作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>d. 異常発生時の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。 ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。 	No.1-14と同じ。	No.1-14と同じ。
2-33	リー-17	<p>⑥撤去した設備・機器は、可燃性のものと不燃性のものに分別し、汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、当該作業エリア又は廃棄物の仕掛品の保管場所にて保管した後、放射性固体廃棄物として保管廃棄設備に保管廃棄する。</p>	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。

(*) 本欄に記載のNo.n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No.*	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
2-34	リ-17	<p>⑧今後申請を予定している第2加工棟内の設備・機器の新規制基準対応工事の実施に当たって、既存の第2加工棟の通路以外には設備が設置されているため、工事に使用する資機材及び工事で発生する撤去部材（以下「工事資機材等」という。）を置きさす場所を確保することが困難である。置きささない場合、工事に使用する資機材を準備できず工事を実施できないこと及び工事で発生する撤去部材の搬出作業を実施できないことが考えられるため、第2-1作業支援室の設備・機器の撤去後の床に工事資機材等を置きさすことがある。設備・機器の撤去後の床を工事資機材等の置きさす場として使用する場合は、保護シート等で養生してから使用する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No.1-11-6と同じ。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No.1-11-6と同じ。</p>
2-35	リ-19	<p>b. 通信連絡設備、火災感知設備、緊急設備の仮移設 [通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯] ①火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、緊急設備 誘導灯について事前に公設消防と協議し、安全機能を維持するために必要な措置を講じる。 ②取外しする設備・機器を一時保管するために必要な面積を有する置きさす場所を確保する。 ③別途申請する第2加工棟第2開発室、第2分析室及び第2放射線管理室の設備・機器（気体廃棄設備No.1系統Ⅲ（部屋排気系統）ダクト、気体廃棄設備No.1系統Ⅵ（局所排気系統）ダクト）の新規制基準対応工事を実施するに当たって、干渉する既設の設備・機器の安全機能を維持するため、工事に先立つ準備作業として、第2加工棟第2開発室、第2分析室及び第2放射線管理室の通信連絡設備、火災感知設備、緊急設備を天井ボードとともに取り外し、所定の機能を発揮できる位置に仮移設する。仮移設の作業中には、必要に応じて安全機能の代替措置を講じる。 ④仮移設する緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯を非常用電源設備に接続する。 ⑤仮移設時に発生した廃棄物は、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物として保管廃棄設備に保管廃棄する。 ⑥仮移設中においても設備・機器の安全機能を維持するための措置を講じる（外観、配置、員数、作動、非常作動） ⑦次回以降の申請で、仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性を確認する。</p>	<p>No.1-11-6と同じ。</p>	<p>No.1-11-6と同じ。</p>
2-36	リ-21	<p>c. 消火設備の仮移設[消火設備 屋外消火栓] ①消火設備 屋外消火栓について事前に公設消防と協議し、安全機能を維持するために必要な措置を講じる。 ②取外しする設備・機器を一時保管するために必要な面積を有する置きさす場所を確保する。 ③別途申請する建物（第2加工棟）の新規制基準対応工事を実施するに当たって、干渉する既設の設備・機器の安全機能を維持するため、工事に先立つ準備作業として、屋外（第2加工棟西側）に設置している消火設備を取り外し、所定の機能を発揮できる位置に仮移設する。仮移設の作業中には、必要に応じて安全機能の代替措置を講じる。 ④仮移設中においても設備・機器の安全機能を維持するための措置を講じる（外観、配置、員数、作動、非常作動） ⑤次回以降の申請で、仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性を確認する。</p>	<p>No.1-11-6と同じ。</p>	<p>No.1-11-6と同じ。</p>
2-37	リ-35	<p>なお、次回以降の申請で、今回の申請において仮移設した設備・機器（通信連絡設備、火災感知設備、緊急設備、消火設備）を新規制基準対応工事により再設置し、その適合性を確認する。ただし、今回の申請において、仮移設中においてもその安全機能を維持するため、以下の措置を講じておく。 (1) 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、緊急設備 非常用照明（注1）、緊急設備 誘導灯（注1） ・設備・機器の外観（使用上、有害な傷及び変形等の欠陥がない）を目視又は関係書類等（注2）により確認する。 ・設備・機器の固定状態（壁、柱、はり、屋根、基礎等に固定されている）を目視又は関係書類等（注2）により確認する。 ・設備・機器の配置（第2開発室、第2分析室、第2放射線管理室）を目視又は関係書類等（注2）により確認する。 ・設備・機器の員数（1式）を目視又は関係書類等（注2）により確認する。 ・電源遮断後の作動状況（電源遮断後、40秒以上バッテリにより動作する）を確認する。 ・作動状況（正常に作動する）を関係書類等（注2）又は作動試験を行うことにより確認する。 ・非常用電源設備から供給される電源で作動する（正常に作動する）ことを関係書類等（注2）又は作動試験により確認する。 (2) 消火設備 屋外消火栓 ・設備・機器の外観（配管に保温材を巻きつける措置が講じられている）を目視又は関係書類等（注2）により確認する。 ・設備・機器の配置（屋外（第2加工棟西側））を目視又は関係書類等（注2）により確認する。 ・設備・機器の員数（1基）を目視又は関係書類等（注2）により確認する。 ・作動状況（正常に作動する）を関係書類等（注2）又は作動試験を行うことにより確認する。 ・非常用電源設備から供給される電源で作動する（正常に作動する）ことを関係書類等（注2）又は作動試験により確認する。</p>	<p>No.1-11-6と同じ。</p>	<p>No.1-11-6と同じ。</p>
2-38	ページ番号なし	<p>保安品質保証計画書</p>	<p>（保安品質マニュアル）第4条の3 社長は、保安品質マニュアルとして「保安品質保証計画書」を制定し、次に掲げる事項を定める。</p>	<p>保社-1001 保安品質保証計画書</p>
2-39	添付1-4	<p>建物内に安全避難通路を表示し、非常用照明及び誘導灯（又は誘導表示）を設けている。</p>	<p>No.1-62と同じ。</p>	<p>No.1-62と同じ。</p>

(*) 本欄に記載のNo.n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
			青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所
2-40	添付1-21 添付1-24	次回以降の申請で、撤去しない部分のダクトの耐震補強等を行う際に併せて本設の閉止措置を講じ、撤去しない部分のダクトの適合性を確認する。また、当該ダクトを含めた気体廃棄設備No.1 全体の適合性を確認する。なお、本申請では、ダクトを部分撤去した後においても気体廃棄設備No.1 は施設の維持管理に不可欠な活動として運転を継続することから、当該ダクトを含めた気体廃棄設備No.1 の安全機能を維持するための措置を講じる（外観、系統、室内負圧、処理能力）。	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。
2-41	添付1-28	・本設備の配置及び構造上の特徴、並びに設備の経年劣化の観点から、巡視・点検、施設定期自主検査、並びに補修及び改造を含む加工施設の安全機能を維持するための活動（以下「保全」という。）において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。 ・保全において留意すべき事項を踏まえて、保全に係る計画（以下「保全計画」という。）を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。 ・保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。	No.1-1、No.1-3と同じ。	No.1-1、No.1-3と同じ。
2-42	添付1-35 添付1-41	次回以降の申請で、撤去しない部分のダクトの耐震補強等を行う際に併せて本設の閉止措置を講じ、撤去しない部分のダクトの適合性を確認する。また、当該ダクトを含めた気体廃棄設備No.1 全体の適合性を確認する。なお、本申請では、ダクトを部分撤去した後においても気体廃棄設備No.1 は施設の維持管理に不可欠な活動として運転を継続することから、当該ダクトを含めた気体廃棄設備No.1 の安全機能を維持するための措置を講じる（外観、系統、室内負圧、処理能力）。	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。
2-43	添付1参1-6	建物内に安全避難通路を表示し、非常用照明及び誘導灯（又は誘導表示）を設けている。	No.1-62と同じ。	No.1-62と同じ。
2-44	添付3-3	なお、貯蔵施設以外の設備・機器における取扱量は、貯蔵施設の最大取扱量の内数として管理しているが、ここでは保守的に全ての設備・機器の取扱量の総和とする。	No.1-30と同じ。	No.1-30と同じ。
2-45	添付3-3	また、取り扱うウランの性状を考慮して、耐震重要度分類第1 類の設備に収納する燃料棒及び燃料集合体はDR=0.002、第2 類及び第3 類の設備に収納される燃料棒及び燃料集合体はDR=0.02、第1 類相当の固縛を行ったドラム缶はDR=0.001、第1 類の設備に収納される粉末保管容器はDR=0.02、第2 類及び第3 類の設備に収納する粉末保管容器はDR=0.2、保護容器（旧AF 型輸送容器）はDR=0.002 に設定した。	No.1-31と同じ。	No.1-31と同じ。
2-46	添付3-3	ウランは耐衝撃性能を有した保護容器及び粉末保管容器に密閉している。保護容器は1 段置きで取扱いは最大高さを1 m 以下で管理するため落下しても破損は生じないが保守的に10% が影響を受けるものとする。また粉末保管容器内については、上記と同様に扱う。	No.1-32と同じ。	No.1-32と同じ。
2-47	添付3-3	地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないように、ドラム缶を強固に固定するが、転倒する割合は安全側に10%とする。また、転倒したドラム缶のうち蓋が開く割合として10%見込む。さらに蓋が開いたドラム缶からウランが漏れ出す割合として10%見込む。	No.1-31と同じ。	No.1-31と同じ。
2-48	添付3-3	F3 竜巻の竜巻荷重あるいは飛来物による損傷を想定する建物を添5ヌ(n)の第3表に示す。建物内におけるウランを含む設備・機器については、必要に応じて固縛対策を施すため、これらの設備・機器が建物外へ飛散することは無い。また、規則解釈別記に示される考えに従い、固縛等以外のF3 竜巻対策を評価上考慮しないものとしている。	No.1-34と同じ。	No.1-34と同じ。
2-49	添付3-3	添5ヌ(n)の第3表 F3 竜巻の建物への影響 注2：第1加工棟北側に設置する遮蔽壁を兼ねた防護壁及び竜巻のソフト対策として行う車面の退避措置により、トラックウィング車は第1加工棟に飛来するおそれがないことから、ワゴン車の飛来を想定する。	No.1-35と同じ。	No.1-35と同じ。
2-50	添付3-3	第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟は、想定する飛来物が壁を貫通するおそれがある。第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟の保管廃棄施設では想定する飛来物から直接的な影響を受けるドラム缶に対してDR=1 とし、これ以外は飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶の固縛は、専用の治具によりドラム缶の蓋を抑え、蓋が開きにくい措置を講じることからDR=0.01 とする。	No.1-31と同じ。	No.1-31と同じ。
2-51	添付3-3	～、降下火砕物が降下したときの対策として、建物に降下火砕物の堆積が認められれば、降下火砕物を除去する措置を講じることとする。ここでは、降下火砕物の除去作業が実施できないことを想定し、降下火砕物の堆積による影響について評価した。～	No.1-20と同じ。	No.1-20と同じ。
2-52	添付3-3	(ii) 単一ユニットとしての設備・機器のうち、その形状寸法を制限することが困難な場合は、取り扱う核燃料物質の質量について適切な核的制限値を設ける。質量の核的制限値を設ける場合は二重装荷を想定しても限界に達するおそれのない質量とする。質量を制限する場合、誤操作等を考慮しても上記の制限値を超えない対策として、信頼性の高いインターロックを設置する。なお、最小臨界質量以下のウランを取り扱う一部の設備・機器については、受け入れる前に、教育・訓練を受けた二人の操作員が核燃料物質の質量を確認し、核的制限値未満であることを確認する。形状寸法、質量のいずれの制限も適用することが困難な場合は、質量又は幾何学的形状の核的制限値を設定し、又はそれらのいずれかか減速条件を組み合わせることで制限する。	No.1-96と同じ。	No.1-96と同じ。
2-53	添付3-5	加工施設を臨界安全管理上、次の9つの領域に区分して管理する。	No.1-19と同じ。	No.1-19と同じ。
2-54	添付3-6	放射線防護上の遮蔽のために壁、屋根、遮蔽壁等を設け、かつ、再生濃縮ウランの貯蔵及び保管廃棄する位置を管理することにより、通常時における貯蔵施設及び放射性廃棄物の保管廃棄施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSv より十分に低減する設計とする。	No.1-24と同じ。	No.1-24と同じ。
2-55	添付3-7	放射線防護上の遮蔽のために壁、屋根、遮蔽壁等を設け、かつ、再生濃縮ウランの貯蔵及び保管廃棄する位置を管理することにより、通常時における貯蔵施設及び放射性廃棄物の保管廃棄施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSv より十分に低減する設計とする。	No.1-24と同じ。	No.1-24と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No.*	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
2-56	添付3-7	粉末状のウランは、バッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造の粉末保管容器に収納して保管し、ウラン粉末の飛散及び漏えいのないよう管理する。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-41と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-41と同じ。
2-57	添付3-7	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(5) 第1種管理区域内でウランが飛散するおそれのある設備・機器は、室内空気の汚染を防止するため、囲い式フード等を設け、定期的にその能力について測定、点検して管理する	No.1-42と同じ。	No.1-42と同じ。
2-58	添付3-8	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(4) ウランを収納する設備・機器からの飛散及び漏えいを防止するため、定期的に巡視及び点検等を行い、異常の有無を確認する。巡視及び点検箇所は設備・機器の設計及び改造時にあらかじめ定め、設備・機器の経年変化等を考慮して定期的に見直す。	(保安上特に管理を必要とする設備) 第31条 保安上特に管理を必要とする設備は、次の各号に定めるものとする。 (3) 閉じ込め機能を有する設備 一 放射性気体廃棄物の廃棄設備 二 放射性液体廃棄物の廃棄設備 (保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保) 第32条 各部長は、第33条から第35条に規定する操作上の留意事項を確実にし、前条第1項に掲げる保安上特に管理を必要とする各設備の機能を確保するため、以下の措置を講じる。 (1) 巡視、点検、定期事業者検査等により機能を確認する。	基保-003加工施設の操作基準(燃料製造部) 4-6 保安上特に管理を必要とする設備 (1) 保安上特に管理を必要とする設備 ③ 閉じ込め機能を有する設備 (a) 放射性気体廃棄物の廃棄設備 (b) 放射性液体廃棄物の廃棄設備 4-7 保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保 ① 巡視、点検を実施し、主に設備の外觀や計器類を確認することにより、機能が確保されていることを確認し、評価する。 ② 定期事業者検査を実施することにより機能が確保されていることを確認し、評価する。 ③ 加工施設の操作にあたって実施する確認行為により、機能が確保されていることを確認し、評価する。
2-59	添付3-8	また、異常を確認した場合は、その原因を究明して必要な対策を講じることにより、排気中の放射性物質の濃度を合理的に達成できる限り低減し、線量告示に定める周辺監視区域外の空気中濃度限度以下となるようにする。	(放射性液体廃棄物) 第74条 環境安全部長は、別図2-(2)の排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。 4. 環境安全部長は、前項の排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。 (放射性気体廃棄物) 第75条 環境安全部長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が線量告示で定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。 4. 環境安全部長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。	基保-001放射線管理基準 17. 放射性液体廃棄物 17-4 排水口の放射性液体廃棄物の管理 排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度(3ヶ月についての平均値が20mBq/cm ³ (U234))を超えないようにするため、排水槽または貯留槽より排水を放出しようとするときは、その都度槽内の排水中の放射性物質濃度を測定し、その排水中の放射性物質濃度が、表8の水中の放射性物質濃度が管理目標値(3ヶ月についての平均値が8mBq/cm ³ (U234))以下であることを確認する。 17-6 排水中の放射性物質の濃度が異常に高くなりまたは高くなるおそれのある時の通知勧告 環境安全部長は、排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。 18. 放射性気体廃棄物 18-3 排気口の放射性気体廃棄物の管理 排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度(3ヶ月についての平均値が10nBq/cm ³ (U234))を超えないようにするため、排気口に排気用モニタを設置し排気中の放射性物質濃度が表8に定める管理目標値(3ヶ月についての平均値が1.5nBq/cm ³ (U234))以下であることを確認する。 18-5 排気中の放射性物質濃度が異常に高くなりまたは高くなるおそれのある時の通知勧告 環境安全部長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。
2-60	添付3-8	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(3) 第1種管理区域内の室内の圧力は、高性能エアフィルタ、排風機及び排気ダクトで構成する排気設備によって外気に対して負圧を維持することにより閉じ込めの管理を行い、室内の負圧は差圧計によって監視する。また、排気設備を停止し、当該負圧を維持しない場合においては、核燃料物質の取扱いを停止するとともに、加工設備本体の設備における核燃料物質の除去及び貯蔵施設での保管等による閉じ込めの管理を行う。	No.1-44と同じ。	No.1-44と同じ。
2-61	添付3-8	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。第1種管理区域内の部屋は、排気設備により閉じ込めの管理を行う場合においては、所要の換気を行う等により、空気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める濃度限度以下となるよう管理する。	No.1-46と同じ。	No.1-46と同じ。
2-62	添付3-9	設備のクリーニング、工事等でウラン粉末を囲い式フードで取り扱うことが困難な場合は、一時的に簡易的なフードを設置するか操作員が呼吸保護具を着用する作業管理を行い、内部被ばくを防止する。	No.1-48と同じ。	No.1-48と同じ。
2-63	添付3-9	火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関し、火災防護基準を参考に、火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び報知、消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。	No.1-49と同じ。	No.1-49と同じ。

(*) 本欄に記載のNo.n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
			青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所
2-64	添付3-10	加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。	No. 1-50と同じ。	No. 1-50と同じ。
2-65	添付3-10	空気混入を防止するために火災を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う。	No. 1-51と同じ。	No. 1-51と同じ。
2-66	添付3-10	また、ウラン粉末は不燃材であるステンレス鋼製の容器（粉末保管容器）に収容した状態で保管、運搬等の取扱いを行う。	No. 1-52と同じ。	No. 1-52と同じ。
2-67	添付3-11	(1) 火災感知設備 (a) 加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備は、消防法に基づき設置する。また、消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。	No. 1-53と同じ。	No. 1-53と同じ。
2-68	添付3-11	初期消火活動を確実にするため、防火のための組織を編成し、定期的に訓練を実施する。	No. 1-54と同じ。	No. 1-54と同じ。
2-69	添付3-11	また、消火活動に必要な防火衣、フィルタ付き防護マスク、投光器等の資機材を分散配置し、アクセスルートを確認する。	No. 1-60と同じ。	No. 1-60と同じ。
2-70	添付3-11	安全機能を有する施設に属する消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても加工施設の安全機能を損なわない設計とする。(i) 消火器は消防法に基づく法令点検で使用期限を確認し、使用期限が近付いているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行う。(ii) 消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する。	No. 1-56と同じ。	No. 1-56と同じ。
2-71	添付3-12	ウラン粉末を非密封で取り扱う火災区域内に設置する設備・機器の油圧ユニット等については、油火災の発生防止対策と拡大防止対策を講じる。(a) 油火災の発生防止 ① 油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。② 油圧ユニットの作動油タンクのホース接続部等からの油の漏えいによる火災発生を防止するため、作動油タンクにはオイルパンを設けるとともに周囲を吸着材で囲う。オイルパン内に油が確認された場合は拭き取り等を行う。③ 油圧ホースは適切な時期に交換することとし、劣化による破裂、油の噴出を防止するよう手順書を整備する。	No. 1-57と同じ。	No. 1-57と同じ。
2-72	添付3-12	また、火災区画内の火災源に対しては、添5チ(e)の第8表に示す延焼防止対策に加えて、火災源の周囲に可燃物を配置しない管理を行うことにより、火災の伝播を防止でき、火災区画内において、火災源から防護対象設備への火災の伝播はない。	No. 1-57と同じ。	No. 1-57と同じ。
2-73	添付3-12	火災発生時の初期消火活動を確実にするための対策として、火災の発生を防止するため、加工施設の建物への可燃物及び危険物の持込みと保管管理等について定める。(a) 本加工施設内で使用する危険物は、消防法に基づく屋内貯蔵所又は少量危険物貯蔵所にて保管し、必要量のみを取り出して加工施設の建物に持ち込み、転倒防止対策を講じた金属製の保管庫に施設保管し、その保管量の管理を行う。(b) 加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するが（約100 g/日/作業場所）、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な二酸化炭素消火器、金属消火器及び乾燥砂（消火用）を配置する。(c) 発生したジルカロイの加工くずは、作業場所にて金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所にて水没させて保管する管理を行う。(d) 可燃物を火災区画に持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを加工施設（建物）に持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。	No. 1-59と同じ。	No. 1-59と同じ。
2-74	添付3-12	火災発生時の初期消火活動を確実にするための対策として、防火のための組織編成、消火訓練、夜間・休日を含む体制の整備、消火設備等の維持管理を行う。また、火災発生時における初期消火活動に必要な通報連絡設備の配備、初期消火活動要員の配置を行うとともに、初期消火活動に必要な消火設備及び資機材の配備を行う。この体制は、重大事故に至るおそれがある事故で想定している火災の複数同時発生時の場合と同一の体制とする。（添付書類七ロ(ハ)参照）	No. 1-60と同じ。	No. 1-60と同じ。
2-75	添付3-12	(*) 第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油（以下「廃油」という。）は、液体が漏れ又はこぼれにくく、かつ浸透しにくい金属製容器（液体用ドラム缶）に収納し、受け皿等の汚染の広がりを防止するための措置を講じて、第5廃棄物貯蔵棟に設置した消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所に保管する。このため、廃油が発火したとしても第5廃棄物貯蔵棟内に延焼するおそれはない。また、第5廃棄物貯蔵棟で火災が発生したとしても廃油への延焼のおそれはない。このため、廃油は火災源として考慮しない。	No. 1-61と同じ。	No. 1-61と同じ。
2-76	添付3-12	～また、消火用資機材が配備されていること、誘導灯や非常用照明の設置、床面への表示等により容易に識別でき、また非常口を設け、消火活動のため火災源に近づくことができるアクセスルートをもつ以上確保することから、粉末消火器を使用した手動による初期消火活動が可能と判断する。粉末消火器による初期消火活動に係る詳細は、別添チ(ロ)ー7に示す。粉末消火器を用いた初期消火が困難な場合は、水消火設備（屋内消火栓又は屋外消火栓）を使用する。活動の流れは、重大事故に至るおそれがある事故の拡大防止対策と同一とする（添付書類七）。	No. 1-62と同じ。	No. 1-62と同じ。
2-77	添付3-15	過去に記録された最低気温-7.5℃（大阪管区気象台1945年1月28日）を踏まえ、必要に応じて、安全機能を有する施設に断熱材付きの配管を用いる等の措置を講じることにより、凍結の発生が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。
2-78	添付3-16	敷地で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう地面等に固定固縛を行う。	No. 1-63と同じ。	No. 1-63と同じ。
2-79	添付3-16	更なる安全性余裕を確保するため、藤田スケール3の竜巻の最大風速92 m/sを想定し、風荷重による損傷及び飛来物による貫通に対し、核燃料物質等の施設外への飛散を防止する措置を行う。	No. 1-64と同じ。	No. 1-64と同じ。
2-80	添付3-17	安全設計で想定したF1 竜巻に加え、年超過確率が一桁低いF3 竜巻の最大風速92 m/s に対する防護対策を行うことにより、更なる安全性余裕を確保する。(b) ソフト対策 竜巻襲来時のソフト的な対応を実施するための体制の整備、竜巻襲来が想定される段階で採る措置を以下に示す。① 体制の整備～ ② 注意喚起～ ③ 警戒態勢～	No. 1-65と同じ。	No. 1-65と同じ。
2-81	添付3-17	過去に記録された最低気温-7.5℃（大阪管区気象台1945年1月28日）を踏まえ、必要に応じて、安全機能を有する施設に断熱材付きの配管を用いる等の措置を講じることにより、凍結の発生が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m-(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
2-104	添付3-22	没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(ii) ⑥ ウラン取扱時に水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造(レパロロックカプラー型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁)とし、閉じ込めキャップを取りつけて更に金属製の防水カバーを閉止する。閉じ込め弁の上部に更に設置したゲートバルブを閉止する。投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止するとともに被水防止の蓋を設置する。閉じ込め弁が開放している間の浸水の可能性を低減するためウラン投入時の閉じ込め弁開閉操作をペダルが踏まれていない間は蓋を閉止する機能をもつフットペダル式とする。水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化するとともに、火災時の水消火による水の侵入を防止するため火災発生時は投入操作を停止し閉じ込め弁等を閉じる。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-87と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-87と同じ。
2-105	添付3-22	没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(ii) 被水に対する安全設計(d) 被水し水の侵入により電気火災が発生するおそれがある電気・計装盤は、没水水位より高い位置に配置し、漏電遮断器を設置するとともに、防水カバーを設置する又は電源を遮断する措置を講じる。	添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の4関係) 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 (8) これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手動閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手動停止又は供給弁手動閉止及び連続焼結炉の手動による緊急停止の対処を開始する。その後、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の対処を開始する。これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間での処置ができる配置とする。なお、全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。	基保-039設計想定事象対処活動基準 1.4. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (4) 手順書の整備 2 (8) これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手動閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手動停止又は供給弁手動閉止及び連続焼結炉の手動による緊急停止の対処を開始する。その後、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の対処を開始する。これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間での処置ができる配置とする。なお、全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。
2-106	添付3-23	没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(iii) 蒸気に対する安全設計(a) 蒸気発生装置の稼働時には操作員が監視し、蒸気漏えいが発生した場合には、直ちに蒸気発生装置のヒータ電源遮断及び配管の弁の閉止を行う。	No.1-88と同じ。	No.1-88と同じ。
2-107	添付3-23	～漏水箇所の隔離時間は、溢水発生から手動遮断弁を閉止するまでの所要時間とし、以下の条件に基づき、添5リ(ハ)の第3表に示すとおり合計35分とした。この間のポンプの定格流量による給水を溢水量として設定する。・操業時には第1種管理区域内には、常時、作業者を配置するが、建物外から作業者(設備担当)が駆けて閉止する場合を想定。・第2種管理区域に対しては、着替えに要する時間は不要であるが、第1種管理区域と同じ所要時間を想定。流出流量は、貫通クラックの面積、損失係数、水頭を用いて次式により求める。～	No.1-89と同じ。	No.1-89と同じ。
2-108	添付3-23	本加工施設の火災の拡大防止に対しては、粉末消火設備による消火を前提として大型粉末消火器を設置し、あわせて屋内消火栓及び屋外消火栓を設置する。～	No.1-90と同じ。	No.1-90と同じ。
2-109	添付3-23	～各系統の送水は耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度を検知した時点で、第2加工棟への給水ポンプは自動停止し、第1廃棄物貯蔵棟への上水配管に設けた緊急遮断弁は自動遮断する設計であるが、保守的に給水ポンプを手動で停止又は手動遮断弁を閉止するまでの給水も含めた溢水量とする。～	No.1-86と同じ。	No.1-86と同じ。
2-110	添付3-23	安全機能を有する施設は、誤操作を防止するための措置を講じるとともに、設計基準事故が発生した状況下であっても容易に操作できるように設計する。	No.1-92と同じ。	No.1-92と同じ。
2-111	添付3-23	(1) 誤操作を防止するための措置 安全機能を有する施設は、人間工学的な諸因子を考慮して、誤操作を生じにくいように、盤の配置及び操作器具、弁等の操作性に留意すること。計器表示及び警報表示において加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できるよう留意すること。保守点検において誤りを生じにくいよう留意すること等の措置を講じた設計とする。～	No.1-93と同じ。	No.1-93と同じ。
2-112	添付3-23	(2) 操作の容易性 設計基準事故の発生後、ある時間までは、操作員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。また、設計基準事故が発生した状況下(混乱した状態等)であっても、簡素な手順によって必要な操作が行える等の操作員に与える負荷を小さくすることができるよう考慮する。～	No.1-94と同じ。	No.1-94と同じ。
2-113	添付3-24	また、本加工施設には飛来物となり得る高速回転物を設置しない設計とする。	No.1-95と同じ。	No.1-95と同じ。
2-114	添付3-26	また、燃料棒を燃料棒トレイに積載するときは、トレイの構造により燃料棒の段数、間隔等を管理することによって、形状寸法制限の逸脱を防止する。	No.1-29と同じ。	No.1-29と同じ。
2-115	添付3-26	設備・機器においてウランを取り扱う際に質量制限の逸脱を防止するため、質量を制限するインターロックを二重化するか、質量を制限するインターロックと人的管理を組み合わせる又は、人的管理によるダブルチェックにより管理する。核燃料物質をバッチごとに取り扱う設備・機器では、核燃料物質の移動の考慮として、移動先の設備・機器の核的制限値を満足する状態にならなければ移動元から移動させようとしても移動することができないインターロックと、人的管理を組み合わせる。また、第2分析室及び第2開発室は人的管理によるダブルチェックにより管理する。	No.1-96と同じ。	No.1-96と同じ。
2-116	添付3-26	可燃性物質(油類)は取扱量や保管場所を管理し、管理区域内では火気の使用を可能な限り制限して管理する。	No.1-97と同じ。	No.1-97と同じ。

(*) 本欄に記載のNo.n-m-(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
2-117	添付3-27	A. 設備損傷による閉じ込め機能の不全 第1種管理区域においてウランが漏えいした場合には、空気中のウラン濃度をダストモニタにより監視し警報を発する設計及びエアスニファにより検知する設計とすることにより、操作員は設備損傷の可能性を想定し、設備からのウラン漏えいの拡大防止措置を講じる。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 10. 設計想定事象の発生時（その他） 手順書の整備 1 環境安全部長は、設備からウラン粉末が漏えいした場合、第1種管理区域では、空気中のウラン濃度を検知するダストモニタ、エアスニファによりこれを検知し、燃料製造部長は、操作員が工程室内に漏えいしたウランの回収等を行うことにより拡大を防止する。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 基保-039 設計想定事象等対処活動基準 14. その他の設計想定事象等 (4) 手順書の整備 1 環境安全部長は、設備からウラン粉末が漏えいした場合、第1種管理区域では、空気中のウラン濃度を検知するダストモニタ、エアスニファによりこれを検知し、燃料製造部長は、操作員が工程室内に漏えいしたウランの回収等を行うことにより拡大を防止する。
2-118	添付3-27	B. 火災による閉じ込め機能の不全 当該事象が発生した場合、管理区域における自動火災報知設備により警報を発する設計とすることにより、操作員は初期消火活動を実施し拡大防止措置を講じる。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 24 設備管理部長は、火災が発生した場合、火災区画内に設置する自動火災報知設備により火災を感じ、環境安全部長は、火災を発見した者に粉末消火器による初期消火を実施させることにより拡大を防止する。	基保-039 設計想定事象等対処活動基準 6. 火災等発生時（内部火災） (4) 手順書の整備 24 設備管理部長は、火災が発生した場合、火災区画内に設置する自動火災報知設備により火災を感じ、環境安全部長は、火災を発見した者に粉末消火器による初期消火を実施させることにより拡大を防止する。
2-119	添付3-28	なお、本加工施設においては、崩壊除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を取り扱わない。	No. 1-99と同じ。	No. 1-99と同じ。
2-120	添付3-29	第1種廃棄物貯蔵棟では放射性固体廃棄物の減容処理、廃油の焼却減容及び持出し物品の除染処理を行う。	No. 1-100と同じ。	No. 1-100と同じ。
2-121	添付3-29	固体廃棄物は、可燃物、難燃物、不燃物、フィルタに分類し、必要に応じて減容処理を行い、汚染の広がりを防止するための措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し、保管廃棄する。	No. 1-100と同じ。	No. 1-100と同じ。
2-122	添付3-29	保管廃棄する固体廃棄物中に含まれるウラン量については、その量を確認し管理する。	No. 1-102と同じ。	No. 1-102と同じ。
2-123	添付3-29	放射性物質によって汚染された又は汚染されたおそれのある油類廃棄物等の液体廃棄物は保管廃棄し、焼却可能な廃油は焼却設備で焼却した後、その焼却灰を放射性固体廃棄物として保管廃棄する。	No. 1-103と同じ。	No. 1-103と同じ。
2-124	添付3-29	なお、保管廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするものは、必要に応じて、金属製容器に収納し、保安規定に定める区画に一時的に保管する。	No. 1-104と同じ。	No. 1-104と同じ。
2-125	添付3-30	(iii) 尿中ウラン量測定機器によりウランの体内摂取の有無を確認できるようにするための検査手順等を定める。	(線量当量等の測定) 第52条 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表9及び別表10に定めるところにより監視及び測定する。 別表10 線量当量等の測定方法（第52条関係） 放射線業務従事者の線量 第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	基保-001 放射線管理基準 12. 線量当量等の測定 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を表4及び表5に定めるところにより測定する。 表4 線量当量等の測定 表5 線量当量等の測定方法
2-126	添付3-30	管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度等の放射線管理に必要な情報を管理区域の出入口等に表示できる設計とする。	No. 1-105と同じ。	No. 1-105と同じ。
2-127	添付3-30	外部放射線に係る線量、物の表面の放射性物質の密度及び空気中の放射性物質濃度を監視・管理する。線量告示に基づき1.3 mSv/3月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、人の出入りを管理する。	No. 1-106と同じ。	No. 1-106と同じ。
2-128	添付3-30	本加工施設では、核燃料物質等による放射線の管理を確実に実施するために、取り扱う核燃料物質の受入れに当たって、既存施設でこれを使用する際に何ら特別のインパクトを与えないように定められたASTM（米国材料試験協会）(1)及びDOE（米国エネルギー省）(2)の濃縮六フッ化ウランの仕様に基づき受入仕様を定め、また再濃縮ウランについても安全上重要な核種について受入仕様を定め、受入前に仕様に合致していることを確認する。	No. 1-107と同じ。	No. 1-107と同じ。
2-129	添付3-30	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(1) 管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（第2種管理区域）とそうでない区域（第1種管理区域）とに区分し、管理する。	No. 1-40と同じ。	No. 1-40と同じ。
2-130	添付3-31	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(2) 管理区域においては線量、表面密度及び空気中の放射性物質濃度を定期的に測定し、管理する。	No. 1-106と同じ。	No. 1-106と同じ。
2-131	添付3-31	(1) 放射線業務従事者の要件 年齢、教育履歴、被ばく履歴及び健康診断の結果に基づき、設定の要件を満たす者を放射線業務従事者に指定する。、他	No. 1-110と同じ。	No. 1-110と同じ。
2-132	添付3-32	加工施設内にガンマモニタを設け、施設内の空間線量を監視する。電離放射線障害防止規則に基づき1 mSv/週を超える場所は、放射線業務従事者の出入りを管理することにより、放射線業務従事者の被ばく低減を図る。また、設計基準事故時において放射線業務従事者が、迅速な対応をするために必要な操作ができる設計とする。	No. 1-111と同じ。	No. 1-111と同じ。
2-133	添付3-32	監視及び測定により得られた情報を放射線監視器等に表示できる設計とするとともに、緊急対策本部を設置する部屋にも表示する。	No. 1-112と同じ。	No. 1-112と同じ。
2-134	添付3-32	(i) 「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第7条の2の9第1項に基づき加工施設の周辺に周辺監視区域を設定し、その範囲を標識等により明示する。周辺監視区域の境界を添5ハ(ハ)の第1図に示す。	No. 1-113と同じ。	No. 1-113と同じ。
2-135	添付3-32	また、気体及び液体廃棄物の放出に当たっては放出管理を行うとともに、さらに異常がないことを確認するため、周辺監視区域外における土壌等の放射性物質濃度を定期的に測定する。	No. 1-114と同じ。	No. 1-114と同じ。
2-136	添付3-32	長期にわたって給電の必要が生じた場合、必要な安全対策を講じた上、負荷設備を少消費系統又は待機状態に切り替えることにより、非常用電源設備は外部からの燃料供給がなくとも、貯蔵した燃料により7日以上安全機能を確保するために必要な設備が作動し得る給電を維持する設計とする。	No. 1-115と同じ。	No. 1-115と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m-(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
			青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所
2-137	添付3-33	設計基準を超える条件として機器の多重故障等を仮定し、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定して、重大事故に至るおそれがある事故の拡大を防止することにより重大事故の発生を防止するとともに、重大事故に至るおそれがある事故の発生時に放射性物質の放出量を実行可能な限り低くするため、財産保護に優先して安全確保に必要な施設及び体制を整備する。～	No. 1-116と同じ。	No. 1-116と同じ。
2-138	添付3-33	重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の条件等を適切に設定し、それらに対して具体的かつ実行可能な対策を用意し、想定される事故に対して有効な効果が期待できる手順を定める。	No. 1-117と同じ。	No. 1-117と同じ。
2-139	添付3-33	大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）への対処については、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一の体制とする。また、建物の大規模損壊に伴い発生するおそれがあるウランの飛散に対応するための資機材及び手順書を整備する。	No. 1-118と同じ。	No. 1-118と同じ。
2-140	添付3-33	事故の発生条件として、設計基準事故を超える条件で建物及び設備・機器に損傷等が発生したと想定する。具体的には、外的事象において設計基準を超える地震等の外力、内的事象においては、安全機能を有する施設における機器の複数の故障等が各工程に及ぼす影響と工程において取り扱うウランの性状を考慮し、核燃料物質等を閉じ込める機能の著しい喪失に至る可能性のあるものを、重大事故に至るおそれがある事故として選定する。	No. 3-205と同じ。	No. 3-205と同じ。
2-141	添付3-35	火災の複数同時発生を想定に加えて、全交流電源喪失を考慮する。夜間において全交流電源喪失が発生することを想定し、可搬式発電機を備える。また、投光器、携帯用照明等の照明具類を備える。	No. 1-119と同じ。	No. 1-119と同じ。
2-142	添付3-36	重大事故に至るおそれがある事故の具体的な想定として設定した火災の複数同時発生に対して全交流電源喪失を考慮し、重大事故に至るおそれがある事故の拡大を防止することにより重大事故の発生を防止するとともに、重大事故に至るおそれがある事故の発生時に放射性物質の放出量を実行可能な限り低くする方針を踏まえた対策をとる。～	No. 1-120と同じ。	No. 1-120と同じ。
2-143	添付3-36	～火災発生後の要員参集に応じて早期に参集する緊急時消火班は、初動対応要員による消火活動の状況に応じて、他の火災発生場所若しくは建物外からの放水活動、扉冷却を行う者である。可搬消防ポンプ、屋内消火栓又は屋外消火栓を使用するため、最低3名以上で活動を実施する。	No. 1-121と同じ。	No. 1-121と同じ。
2-144	添付3-37	(ii) 事故時の活動拠点及び資機材 事故時に活動の拠点として機能する場所は、第2加工棟での火災の複数同時発生の影響を考慮し、第2加工棟から離れた事務棟に設置する。また、地震、竜巻等の影響により事務棟が損傷する場合を考慮し、事務棟と同様に第2加工棟から離れた保安棟を予備の活動拠点とする。～	No. 1-122と同じ。	No. 1-122と同じ。
2-145	添付3-37	iii) アクセスルート 第2加工棟の複数の火災区画における火災の同時発生に備えて、必要な資機材を第2加工棟の他、敷地内に分散して保管する。資機材の保管場所からは、添7ロ(ii)の第2図に示すとおり、第2加工棟の事故発生場所にアクセスできる。～	No. 1-123と同じ。	No. 1-123と同じ。
2-146	添付3-37	(iv) 対策の流れ 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合は、以下の対策を実施する。～	No. 1-124と同じ。	No. 1-124と同じ。
2-147	添付3-37	(v) 時間経過 以上の対応の流れに従った時間経過を添7ロ(ii)の第4図に示す。夜間及び休日において重大事故に至るおそれがある事故として、第2加工棟の複数の火災区画において火災が同時に発生した場合であっても、要員が揃うまでの最も少ない人数により必要な初動対応が実施可能であり～	No. 1-125と同じ。	No. 1-125と同じ。
2-148	添付3-37	重大事故に至るおそれがある事故の対処として、核燃料物質等の閉じ込め機能喪失の発生及び拡大の防止に必要な措置を講じることとし、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合における当該事故等の確かつ柔軟に対処するために必要な人員の確保等、体制を整備するとともに、資機材及び手順書を整備し、訓練を実施する。	No. 1-126と同じ。	No. 1-126と同じ。
2-149	添付3-38	(1) 体制の整備 体制としては、夜間及び休日を想定した初期段階、緊急時消火班到着時の段階及び事業所防災組織の要員参集後の段階の3段階の体制に分け、事故時の活動拠点の設置、適切な人員配置、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。～	No. 1-127と同じ。	No. 1-127と同じ。
2-150	添付3-38	(2) 資機材の整備 事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用器具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備する～	No. 1-128と同じ。	No. 1-128と同じ。
2-151	添付3-39	(3) 手順書の整備 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の措置に必要な手順書では、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するため、全交流電源喪失、計測機器による監視機能喪失まで想定し、必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。～	No. 1-129と同じ。	No. 1-129と同じ。
2-152	添付3-39	(4) 訓練の実施 訓練では、放射性物質の作業環境への影響、時間帯、悪天候を考慮した複数の環境条件を想定し、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要員を対象とした教育・訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。～	No. 1-130と同じ。	No. 1-130と同じ。
2-153	添付3-39	大規模損壊が発生した場合における体制については、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一とする。～	No. 1-131と同じ。	No. 1-131と同じ。
2-154	添付3-40	・火災対策のため、第1～3貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟の周辺にある敷地内の竹林を一部伐採する。	No. 1-74と同じ。	No. 1-74と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
2-155	添付3-40	(1) 第1加工棟の加工施設を加工施設外の施設とする変更 ・ウランの加工を行うために昭和53年9月6日付け53安(核規)第198号をもって加工の事業の変更許可を受けて新設した非管理区域の第1事務室の一部、第2種管理区域の第1集合体保管室(その後の名称変更により現在、第1-3部品加工室)、第1部品加工室(同、第1-1資材保管室)及び第1輸送容器保管室(同第1-4部品加工室)について、その後、加工を行わなくなったことから、平成10年10月20日付け10安(核規)第676号をもって加工の事業の変更許可を受けて非管理区域に変更したところであるが、今後、当該室において核燃料物質等の取扱いの計画がないことから加工施設外の施設に変更する。	別図2-(2) (第1加工棟の西側(加工施設)と東側(加工施設外に施設に入室)との境界を二重線とし標的に隔離しているところを表している。)	(下部規定内の箇条を左記のとおり改訂する。)
2-156	添付3-41	(2) 核燃料物質の貯蔵施設に係る加工の方法の記載の変更 ・事業所外から受け入れた核燃料物質を輸送物の形態で貯蔵するため、第1加工棟の酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット及び燃料集合体の貯蔵設備を撤去するとともに、当該室を 輸送物の搬入に用いる として輸送物に限った貯蔵施設にする。この変更により、事業所外から受入時は、当該室に搬入し通関等の必要な手続きを行うこととし、また出荷時も搬出まで当該室にて保管するため、申請書における加工の方法の記載を見直すこととする。さらに加工施設のリスクの低減を図るため、最大貯蔵能力を 47.6ton-U に削減する。	別表1-5 核燃料物質の最大貯蔵数量(第70条関係) (1) 第1加工棟 別表1-5 核燃料物質の最大貯蔵能力 47.6ton-U	(下部規定内の部条を左記のとおり改訂する。) 基保-0-0-3加工施設の操作基準(燃料製造部) 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 2. 施設別の最大貯蔵量 1,47600kg-U
2-157	添付3-41	(3) 核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の変更 ・加工施設のリスクの低減を図るため、第1-3貯蔵棟の酸化ウラン粉末、第2加工棟の酸化ウランペレット及び燃料棟の貯蔵施設の最大貯蔵能力を、それぞれ 5.9ton-U から 38ton-U に、 41ton-U から 41000kg-U に削減する。	別表1-5 核燃料物質の最大貯蔵数量(第70条関係) (2) 第1-3貯蔵棟 最大貯蔵能力 5.9ton-U (3) 第2加工棟 最大貯蔵能力 38ton-U (3) 第2加工棟 最大貯蔵能力 41ton-U	基保-0-0-3加工施設の操作基準(燃料製造部) 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 2. 施設別の最大貯蔵量 5900kg-U 38000kg-U 41000kg-U
2-158	添付3-41	(4) 加工施設の設備・機器の撤去 ・加工施設のリスクの低減を図るため、第2加工棟第2-1組立室の燃料集合体の貯蔵設備(最大貯蔵能力1ton-U)を撤去する。	別表1-5 核燃料物質の最大貯蔵数量(第70条関係) (3) 第2加工棟 第2-1組立室を削除。	基保-0-0-3加工施設の操作基準(燃料製造部) 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 (第2-1組立室を削除。)
2-159	添付3-41	・加工施設のリスクの低減を図るため、第2加工棟第3開発室の試験開発設備及び貯蔵設備(最大貯蔵能力2ton-U)を撤去するとともに、第3開発室から第2-1作業支援室に部屋名称を変更する。第1種管理区域に設置した設備の撤去に当たっては、設備・機器の付着ウランの回収後、ダクトの閉止措置により、加工施設全体の閉じ込めの機能を維持する。発生する廃棄物は、除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。	No.1-133と同じ。	No.1-133と同じ。
2-160	添付3-41	(5) 核的制限値の変更 ・最新知見の反映とウランの取扱いに則し適正化を図るため、第2加工棟第2-1混合室、第2-2混合室、第2-1ペレット室、第2-1燃料棟加工室及び第2-1組立室の核的制限値を変更する。最新知見の反映として、文獻値に基づく形状寸法制限である直径制限値を変更する。実際のウランの取扱いに則し適正化を図るため、粉末吊りフター及び粉末吊り受台に対する制限方法を容積制限から形状寸法制限に変更し、粉末吊り降リフト及び粉末吊り移動機に対する制限方法を質量制限から形状寸法制限に変更する。また、その他の変更として、臨界計算の計算結果について、臨界計算コードKENO IV及び臨界計算コードKENO V.a(27群ライブラリ)を用いて計算していたものを変更し、臨界計算コードKENO V.a(44群ライブラリ)を用いて計算したものに統一する。なお、これに伴う計算モデル及び核的制限値に変更はない。	別表4 臨界安全管理に係る制限値 第2-1混合室 粉末集塵機(粉末混合機)、粉末吊りフター 粉末吊り受台 第2-1ペレット室 粉末供給機、粉末集塵機(プレス) 第2-2混合室 粉末吊り送機No.2-1粉末吊り降リフト 粉末吊り送機No.2-1粉末吊り移動機 第2-1燃料棟加工室 脱ガス設備No.1真空加熱炉 燃料棒トレイ 第2-1組立室 組立機No.1組立定盤部、組立機No.2組立定盤部	基保-0-0-3臨界安全管理基準 別表-1 臨界安全管理に係る核的制限値及びその遵守方法 (左記の変更を反映して改訂する。)
3-1	15	(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、巡回・点検、施設定期自主検査、並びに補修及び改修を含む加工施設の安全機能を維持するための活動(以下「保全」という。)において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。	No.1-1と同じ。	No.1-1と同じ。
3-2	15	(7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全に係る計画(以下「保全計画」という。)を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。	No.1-1と同じ。	No.1-1と同じ。
3-3	15	(8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。	No.1-3と同じ。	No.1-3と同じ。
3-4	17	表へ-1-2 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする施設及び変更内容 第1加工棟 第1加工棟 ①建物南西側の旧前室の管理区域区分の変更	別図2-(2) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域図 (第1加工棟の南西側の旧前室を管理区域から除外。)	(下部規定内で南西側の旧前室を管理区域から除外する。)
3-5	17	表へ-1-2 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする施設及び変更内容 第1加工棟 第1-1貯蔵容器保管設備 第1-1貯蔵容器保管区域 撤去	別表4 臨界安全管理に係る核的制限値(第33条関係) 第1加工棟 貯蔵施設 第1-1貯蔵容器保管設備 第1-1貯蔵容器保管区域 削除	基保-0-0-3加工施設の操作基準(燃料製造部) 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 (第1-1貯蔵容器保管設備 第1-1貯蔵容器保管区域を削除。)
3-6	18	表へ-1-2 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする施設及び変更内容 第1加工棟 粉末・ペレット貯蔵容器I型 撤去	No.3-5と同じ。	No.3-5と同じ。
3-7	18	表へ-1-2 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする施設及び変更内容 第1加工棟 第1-1燃料集合体保管設備 第1-1燃料集合体保管区域 撤去	別表4 臨界安全管理に係る核的制限値(第33条関係) 第1加工棟 貯蔵施設 第1-1燃料集合体保管設備 第1-1燃料集合体保管区域 削除	基保-0-0-3加工施設の操作基準(燃料製造部) 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 (第1-1貯蔵容器保管設備 第1-1貯蔵容器保管区域を削除。)

(*) 本欄に記載のNo. n-m(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係事項	関係下部規定等
			<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>別表1-5 核燃料物質の最大貯蔵数量（第70条関係） (1) 第1加工棟 47.6 ton-U</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>基準-0-0-3加工施設の操作基準（燃料製造部） 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 乾追加し、貯蔵能力として左記事項を追加する。）</p>
3-8	18	表へー1-2 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする施設及び変更内容 第1加工棟 第1-1輸送物保管区域 新設	別図2-(2) 管理区域、保安区域及び周辺監視区域図 (16番の部屋撤去。)	(下部規定内で第1-2資材保管室を削除する。)
3-9	19	表へー2-1 第1加工棟 仕様 変更内容 ②第1-2資材保管室の撤去 車両通行の利便性を向上させるために、第1-2資材保管室の撤去を行う。	別図2-(2) 管理区域、保安区域及び周辺監視区域図 (第1加工棟北面を変更。)	(下部規定内で第1加工棟北面を変更する。)
3-10	20	表へー2-1 第1加工棟 仕様 変更内容 ⑦外部に面した不要な窓、扉の撤去及び閉止 竜巻による損傷の防止対策として、不要な外部扉、窓を撤去し、開口部を鉄筋コンクリートで閉止する改造を行う。 及びの北側にある旧前室の開口部の閉止工事に当たっては、当該前室部の撤去を行うことから第1加工棟北側の外壁の形状変更、並びに管理区域境界及び火災区分境界の形状変更を行う。	別図2-(2) 管理区域、保安区域及び周辺監視区域図 (第1加工棟北面を変更。)	(下部規定内で第1加工棟北面を変更する。)
3-11	20	表へー2-1 第1加工棟 仕様 変更内容 ⑦外部に面した不要な窓、扉の撤去及び閉止 竜巻による損傷の防止対策として、不要な外部扉、窓を撤去し、開口部を鉄筋コンクリートで閉止する改造を行う。 及びの北側にある旧前室の開口部の閉止工事に当たっては、当該前室部の撤去を行うことから第1加工棟北側の外壁の形状変更、並びに管理区域境界及び火災区分境界の形状変更を行う。	<p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>1. 設計想定事象の発生時（内部火災） 手順書の整備 4. 設備管理部長は、加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、建物内の耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離した火災防護上の区画として火災区域を設定する。さらに、核燃料物質等の性状、取扱量等を考慮して火災区域を細分化して、火災防護上の区画として火災区画を設定することにより、当該火災区画外への延焼を防止する。</p>	<p>基準-0-3-9設計想定事象対処活動基準 6. 火災等発生時（内部火災） (4) 手順書の整備 4. 設備管理部長は、加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、建物内の耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離した火災防護上の区画として火災区域を設定する。さらに、核燃料物質等の性状、取扱量等を考慮して火災区域を細分化して、火災防護上の区画として火災区画を設定することにより、当該火災区画外への延焼を防止する。</p>
3-12	20	表へー2-1 第1加工棟 仕様 変更内容 ③防火区画の新設及び改造 火災による損傷の防止対策として、防火区画の新設及び防火設備の改造を行う。（改造の仕様を別表へー2-1-6に示す。）	No.3-11と同じ。	No.3-11と同じ。
3-13	20	表へー2-1 第1加工棟 仕様 変更内容 ⑩建物南西側の旧前室の管理区域区分の変更 地震及び竜巻対策の一環で第1加工棟の南西側の旧前室を加工施設として使用しないものとするため、当該室の管理区域の設定を解除し周辺監視区域に変更する。なお、本変更に伴う工事は無い。	No.3-4と同じ。	No.3-4と同じ。
3-14	23	表へー2-1 第1加工棟 仕様 外部からの衝撃による損傷の防止 ○安全機能を期待しない第4-8廃棄物貯蔵室の北側の旧前室、第1事務室の北側の旧前室を撤去	No.3-10と同じ。	No.3-10と同じ。
3-15	24	表へー2-1 第1加工棟 仕様 加工施設への人の不法な侵入等の防止 [9.1-B1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。 ・立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止して管理。 ・加工施設の建物、鉄筋コンクリート壁、鉄扉等堅牢な障壁を有する構造とする設計。 ・管理区域の出入口で、人の出入りを常時監視する管理。 ・核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する管理。 ・敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物性などが不正に持ち込まれないことを確認する管理。	No.1-79、No.1-80、No.1-81と同じ。	No.1-79、No.1-80、No.1-81と同じ。
3-16	24	表へー2-1 第1加工棟 仕様 閉じ込めの機能 ウランを輸送容器に密封して貯蔵し、又は固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属容器に収納し密閉した状態で保管廃棄し、汚染の発生するおそれのない区域である第2種管理区域を設定する設計。 管理区域の設定範囲を、図へー2-1-5-4に示す。	<p>(放射性固体廃棄物) 第7-3条 各部長は、放射性固体廃棄物（焼却等による処理後の廃棄物を含む）を保管廃棄するときは次の各号に定める事項に従い金属製容器に収納する。 (1) 廃棄物は可燃性廃棄物と不燃性廃棄物に分類する。 (2) 廃棄物は汚染の広がりを防止するための措置を講じて、ドラム缶に収納する。 (3) 廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納する。 別図2-(2) 管理区域、保安区域及び周辺監視区域図 (第1加工棟に第2種管理区域を設定している。)</p>	<p>基準-0-0-9放射性廃棄物管理基準 3. 保管廃棄物の取扱い 3-2 分類（保安規定 第73条第1項(1)） 保管廃棄物の分類を第1表に定める。また詳細については廃棄物種別区分表（放射性保管廃棄物搬出要領(要保-005)に定める。）に定める。なお難燃物とは可燃物の中で燃やりにくく物を総称し、別途管理する。 3-3 梱包（封入） ①各部長は、放射性固体廃棄物をポリシート等で密封の上ドラム缶または金属製容器に収納する。また、フィルタは、ポリシート等による汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、廃棄物取扱手続の際に金属製容器から取り出して、第2種廃棄物処理室より廃棄物貯蔵棟へ搬出する。金属製容器に収納することが困難な場合はポリシート等で密封する。 ②各部長は、放射性液体廃棄物（廃油等の液体ゴミ類）を液体廃棄物用のドラム缶に収納する。なお、液体廃棄物用のドラム缶は、収納した放射性液体廃棄物により腐食しないものとする。</p>
3-17	24	表へー2-1 第1加工棟 仕様 火災等による損傷の防止 感外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から各室へのアクセスルートを2つ以上確保する管理。第1加工棟の消火活動時のアクセスルートを図へー2-1-6-2に示す。	No.1-55と同じ。	No.1-55と同じ。

(*) 本欄に記載のNo.n-m(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
3-18	30	表へー2-1 第1加工棟 仕様 注釈 (7) 熊取事業所は寒冷地には立地しておらず大阪府による凍結深度は設定されていない。埋設の場合は公共建築工事標準仕様書に従い、地中埋設深さを車両道路では管の上端より600 mm 以上、それ以外は300 mm 以上とし、地上露出部では断熱材を設置する。本申請に係る工事により、消火設備 屋外消火栓（消火栓No.6）、消火設備 屋外消火栓配管を仮移設するが、仮移設する屋外消火栓配管を埋設する場合は公共建築工事標準仕様書に従って埋設し、仮移設する屋外消火栓、屋外消火栓配管の地上露出部には断熱材を設置する。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-11-6と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-11-6と同じ。
3-19	45	表へー3-1 第1-1貯蔵容器保管設備 第1-1貯蔵容器保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F3] 第1-1貯蔵容器保管設備 第1-1貯蔵容器保管区域の撤去を行う。	No. 3-5と同じ。	No. 3-5と同じ。
3-20	47	表へー4-1 第1-1燃料集合体保管設備 第1-1燃料集合体保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F3] 第1-1燃料集合体保管設備 第1-1燃料集合体保管区域の撤去を行う。	No. 3-7と同じ。	No. 3-7と同じ。
3-21	48	表へー5-1 第1-1輸送物保管区域 仕様 変更内容 新設（輸送物の保管に限定する第1-1輸送物保管区域を新設する。）	No. 3-8と同じ。	No. 3-8と同じ。
3-22	48	表へー5-1 第1-1輸送物保管区域 仕様 その他の性能 最大貯蔵能力 〓 (粉末又はペレットを輸送容器にて貯蔵する場合は、合わせて180 個以下とし、燃料集合体又は燃料棒組立を燃料集合体の輸送容器にて貯蔵する場合は、燃料集合体の輸送容器1個につき、粉末又はペレットの輸送容器5 個相当として粉末又はペレットの輸送容器と合わせて180 個以下とする。) 床面にペイントで第1-1輸送物保管区域を明示。 その他許可で求める仕様 [99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を〓とする設計。ここで、年間の延べ貯蔵能力を〓とするよう管理。	別表1 5 核燃料物質の最大貯蔵数量 (第70 条関係) 注釈	要保-0 3 7 臨界安全管理基準 別表-1 臨界安全管理に係る核的制限値及びその遵守方法 (第1-1輸送物保管区域の運転管理方法の記載に、 要保-0 0 3 加工施設の操作基準（燃料製造部） 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 (第1-1輸送物保管区域の記載に左記管理事項の注記を追加する。)
3-23	48	表へー5-1 第1-1輸送物保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F5] 第1-1輸送物保管区域に貯蔵する輸送容器は耐震重要度分類第3類相当の固定措置として、輸送容器は1段置きで管理。	No. 1-34と同じ。	No. 1-34と同じ。
3-24	50	4. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。
3-25	50	4. 工事の方法 工事内容を以下に示す。 a. 第1加工棟 ②第1-2資材保管室の撤去	No. 3-9と同じ。	No. 3-9と同じ。
3-26	50	4. 工事の方法 工事内容を以下に示す。 a. 第1加工棟 ⑧防火区画の新設及び改造	No. 3-11と同じ。	No. 3-11と同じ。
3-27	50	4. 工事の方法 工事内容を以下に示す。 b. 第1-1貯蔵容器保管設備 第1-1貯蔵容器保管区域、第1-1燃料集合体保管設備 第1-1燃料集合体保管区域、第1-1輸送物保管区域、粉末・ペレット貯蔵容器 I 型 ①第1-1輸送物保管室の第1-1貯蔵容器保管設備 第1-1貯蔵容器保管区域、第1-1燃料集合体保管設備 第1-1燃料集合体保管区域の撤去、第1-1輸送物保管区域新設、粉末・ペレット貯蔵容器 I 型の撤去	No. 3-5、No. 3-7、No. 3-8と同じ。	No. 3-5、No. 3-7、No. 3-8と同じ。

(*）本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
3-28	50	<p>4. 工事の方法</p> <p>本申請における施設の設工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。</p> <p>(1) 工事上の注意事項</p> <p>a. 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。 ・本工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。 ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立ち入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。 ・第1種管理区域内で発生した廃棄物の仕掛品について、第1種管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛品の保管場所にて金属製容器に収納する。 ・第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管容量能力約11170本（200Lドラム缶換算、加工事業変更許可）は、現在の保管廃棄量約8200本を踏まえ、新規基準準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管容量を十分に吸収できることを確認している。 ・第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の順に従って廃棄する。 ・工事における管理区域内の作業については、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等について記載した（工事）作業計画を作成し作業を実施する。 ・工事の安全対策として、溶接作業は、防護マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸引を防止する。高所作業は、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。 ・第1種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼働させることで負圧及び換気機能を維持する。 ・核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置する。 ・工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も臨界防止、閉じ込めの機能を維持する。 ・工事の実施に当たり資機材や工機の搬入等のための立入制限区域への人の立ち入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。 ・本工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡回、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。 ・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。 	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No.1-11-6と同じ。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No.1-11-6と同じ。</p>
3-29	51	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>b. 放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は管理区域にて実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。 ・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。 	No.1-12と同じ。	No.1-12と同じ。
3-30	51	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>c. 防火管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、防火管理規程に基づき、周辺に火花が飛散しないよう不燃材シートで確実に養生するとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。 ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。 ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。 	No.1-13と同じ。	No.1-13と同じ。
3-31	52	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>d. 異常発生時の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。 ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。 	No.1-14と同じ。	No.1-14と同じ。
3-32	52	<p>a. 第1加工棟</p> <p>第1加工棟を図へ-a-1に示す手順で、改造する。</p> <p>②第1-2資材保管室の撤去：図へ-a-1-2に示す手順で、図り-4-1-5に示す消火設備 屋外消火栓配管を仮移設し、図へ-1-1-1及び図へ-1-1-2に示す既存建物の第1-2資材保管室を撤去する。</p>	No.3-9と同じ。	No.3-9と同じ。

(*) 本欄に記載のNo.n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No.*	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
3-33	53	a. 第1加工棟 第1加工棟を図へーa-1に示す手順で、改造する。 ⑦外部に面した不要な窓、扉の撤去及び閉止：図へーa-1-7に示す手順で、図へー2-1-4 6へ図へー2-1-4 8に示す既存建物の窓、扉を撤去し、開口部の鉄筋コンクリートによる閉止の改造を行う。第4-8 廃棄物貯蔵室及び第1事務室の北側にある旧前室の開口部の閉止工事に当たっては、当該前室部の撤去を行う。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No.3-10、No.3-11と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No.3-10、No.3-11と同じ。
3-34	53	a. 第1加工棟 第1加工棟を図へーa-1に示す手順で、改造する。 ⑧防火区画の新設及び改造：図へーa-1-8に示す手順で、図へー2-1-1、図へー2-1-5 2に示す既存建物に防火区画を新設する。防火区画の新設時には配線の防火区画貫通部の処置を行う。また、図へー2-1-3 5-1及び図へー2-1-3 5-2に示す既存建物の防火区画の扉の改造を行う。	No.3-11と同じ。	No.3-11と同じ。
3-35	53	b. 第1-1貯蔵容器保管設備 第1-1貯蔵容器保管区域、第1-1燃料集合体保管設備 第1-1燃料集合体保管区域、第1-1輸送物保管区域、粉末・ペレット貯蔵容器I型 ① 図へーb-1に示す手順で、図へー5-1-1に示す第1-1貯蔵容器保管設備 第1-1燃料集合体保管設備 第1-1輸送物保管区域の撤去、第1-1輸送物保管区域新設、粉末・ペレット貯蔵容器I型の撤去； ② 図へーb-1に示す手順で、図へー5-1-1に示す第1-1貯蔵容器保管設備 第1-1燃料集合体保管設備 第1-1輸送物保管区域の新設する。また、粉末・ペレット貯蔵容器I型（480個）を撤去する。	No.3-5、No.3-7、No.3-8と同じ。	No.3-5、No.3-7、No.3-8と同じ。
3-36	65	図へーb-1 工事フロー 注釈 注3：粉末・ペレット貯蔵容器I型は、核燃料物質を収納した保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）を収納する外容器であり、また第1種管理区域搬出時には、保安規定に従い汚染検査を実施しているため、核燃料物質による汚染のおそれはない。撤去後は、事業所内で維持・管理し、外運搬則に従った輸送容器（L型輸送物）として再利用する。	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。
3-37	66	(4) 品質保証計画 本申請における施設の設計及び工事に係る品質保証活動は、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める保安品質保証計画書に従って実施するものとする。	(保安品質マニュアル) 第4条の3 社長は、保安品質マニュアルとして「保安品質保証計画書」を制定し、次に掲げる事項を定める。	品質保証計画書（保社-1001） 4.2 保安品質マネジメントシステムの文書化 社長は、第4.1(1)項の規定により保安品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要性に応じて保安文書として自ら各規則に定める、又は所長、品質・安全管理室長若しくは所長を通じて担当部長に各書種として定めさせ、当該文書に規定する事項を実施する、又は要員に実施させる。なお、本計画書の関連条項とこれら各規則、基準との関係を表1に示す。保安品質マネジメントシステムに必要な文書及び記録を次の(1)～(10)の各項に示す。文書の階層を図2に示す。 (2)本計画書
3-38	71	図へー1-1-1 敷地内における主要な加工施設の変更概要	No.3-4、No.3-9、No.3-10と同じ。	No.3-4、No.3-9、No.3-10と同じ。
3-39	72	図へー1-1-2 第1加工棟の主要な部屋配置	No.3-4、No.3-9、No.3-10と同じ。	No.3-4、No.3-9、No.3-10と同じ。
3-40	126	図へー2-1-5 2 第1加工棟 火災区画	No.1-31と同じ。	No.1-31と同じ。
3-41	128	図へー2-1-5 4 第1加工棟 管理区域区分	No.3-4、No.3-9、No.3-10と同じ。	No.3-4、No.3-9、No.3-10と同じ。
3-42	136	図へー2-1-6 2 第1加工棟 消火活動時のアクセスルート	No.1-55と同じ。	No.1-55と同じ。
3-43	137	図へー5-1-1 第1-1輸送物保管区域の配置	No.3-8と同じ。	No.3-8と同じ。
3-44	155	(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保安において留意すべき事項を抽出し、記載する。保安を実施するため、その記載を維持する。	No.1-1と同じ。	No.1-1と同じ。
3-45	155	(7) 保安において留意すべき事項を踏まえて、保安計画を策定し、保安計画に基づき保安を実施する。	No.1-1と同じ。	No.1-1と同じ。
3-46	155	(8) 保安の実施結果及び原子力施設における保安に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保安の継続的改善を図る。	No.1-3と同じ。	No.1-3と同じ。
3-47	158	表ト-1-2 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設及び変更内容 第1加工棟 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 保管廃棄能力の変更	別図3 放射性廃棄物の保管廃棄設備 第1加工棟 放射性固体廃棄物 保管廃棄能力（200リットルドラム缶換算） （各廃棄物保管区域の保管廃棄能力を追記。）	基保-009放射性廃棄物管理基準 第2表 放射性固体廃棄物に係る保管廃棄能力 （各廃棄物保管区域の保管廃棄能力を記載。）
3-48	158	表ト-1-2 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設及び変更内容 第1加工棟 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 廃棄物保管区域の形状変更	(保管区域形状変更は保安規定に記載なし、設工認で確認した。)	(保管区域形状変更は保安規定に記載なし、設工認で確認した。)
3-49	158	表ト-1-2 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設及び変更内容 第1加工棟 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 廃棄物保管区域の形状変更	No.3-48と同じ。	No.3-48と同じ。
3-50	158	表ト-1-2 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設及び変更内容 第1加工棟 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 保管廃棄能力の変更	No.3-47と同じ。	No.3-47と同じ。
3-51	158	表ト-1-2 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設及び変更内容 第1加工棟 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 保管廃棄能力の変更	No.3-47と同じ。	No.3-47と同じ。
3-52	159	表ト-2-1 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様 変更内容 改造（保管廃棄能力を 変更する。（保管廃棄能力を変更するが工事は行わない。））	No.3-47と同じ。	No.3-47と同じ。

(*) 本欄に記載のNo.n-m-(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
3-53	159	表ト-2-1 保管廃棄設備 【10.1-F3】 固体廃棄物を汚染の広がり防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。 【廃棄物保管区域 仕様 閉じ込めの機能】	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 3-16と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 3-16と同じ。
3-54	160	表ト-2-1 保管廃棄設備 【99-F5】 200 L ドラム缶は、 耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。） を講じる管理。大型金属容器は、 耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策 を講じる管理。 【廃棄物保管区域 仕様 その他許可で求める仕様】	No. 1-31と同じ。	No. 1-31と同じ。
3-55	160	表ト-2-2 保管廃棄設備 【廃棄物保管区域 仕様 変更内容 改造（廃棄物保管区域の形状を変更する。）】 ①保管区域の形状変更 【廃棄物保管区域 仕様 変更内容】	No. 3-48と同じ。	No. 3-48と同じ。
3-56	161	表ト-2-2 保管廃棄設備 【10.1-F3】 固体廃棄物を汚染の広がり防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。 【廃棄物保管区域 仕様 閉じ込めの機能】	No. 3-16と同じ。	No. 3-16と同じ。
3-57	162	表ト-2-2 保管廃棄設備 【99-F5】 200 L ドラム缶は、 耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。） を講じる管理。 【廃棄物保管区域 仕様 その他許可で求める仕様】	No. 1-31と同じ。	No. 1-31と同じ。
3-58	163	表ト-2-3 保管廃棄設備 【10.1-F3】 固体廃棄物を汚染の広がり防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。 【廃棄物保管区域 仕様 閉じ込めの機能】	No. 3-16と同じ。	No. 3-16と同じ。
3-59	164	表ト-2-3 保管廃棄設備 【99-F5】 200 L ドラム缶は、 耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。） を講じる管理。 【廃棄物保管区域 仕様 その他許可で求める仕様】	No. 1-31と同じ。	No. 1-31と同じ。
3-60	165	表ト-2-4 保管廃棄設備 【10.1-F3】 固体廃棄物を汚染の広がり防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。 【廃棄物保管区域 仕様 閉じ込めの機能】	No. 3-16と同じ。	No. 3-16と同じ。
3-61	166	表ト-2-4 保管廃棄設備 【99-F5】 200 L ドラム缶は、 耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。） を講じる管理。 【廃棄物保管区域 仕様 その他許可で求める仕様】	No. 1-31と同じ。	No. 1-31と同じ。
3-62	167	表ト-2-5 保管廃棄設備 【廃棄物保管区域 仕様 変更内容 改造（廃棄物保管区域の形状を変更する。）】 ①保管区域の形状変更 【廃棄物保管区域 仕様 変更内容】	No. 3-48と同じ。	No. 3-48と同じ。
3-63	167	表ト-2-5 保管廃棄設備 【10.1-F3】 固体廃棄物を汚染の広がり防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。 【廃棄物保管区域 仕様 閉じ込めの機能】	No. 3-16と同じ。	No. 3-16と同じ。
3-64	168	表ト-2-5 保管廃棄設備 【99-F5】 200 L ドラム缶は、 耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。） を講じる管理。大型金属容器は、 耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策 を講じる管理。 【廃棄物保管区域 仕様 その他許可で求める仕様】	No. 1-31と同じ。	No. 1-31と同じ。
3-65	169	表ト-2-6 保管廃棄設備 【10.1-F3】 固体廃棄物を汚染の広がり防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。 【廃棄物保管区域 仕様 閉じ込めの機能】	No. 3-16と同じ。	No. 3-16と同じ。
3-66	170	表ト-2-6 保管廃棄設備 【99-F5】 200 L ドラム缶は、 耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。） を講じる管理。 【廃棄物保管区域 仕様 その他許可で求める仕様】	No. 1-31と同じ。	No. 1-31と同じ。
3-67	171	表ト-2-7 保管廃棄設備 【10.1-F3】 固体廃棄物を汚染の広がり防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。 【廃棄物保管区域 仕様 閉じ込めの機能】	No. 3-16と同じ。	No. 3-16と同じ。
3-68	172	表ト-2-7 保管廃棄設備 【99-F5】 200 L ドラム缶は、 耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。） を講じる管理。 【廃棄物保管区域 仕様 その他許可で求める仕様】	No. 1-31と同じ。	No. 1-31と同じ。
3-69	173	表ト-2-8 保管廃棄設備 【保管廃棄能力を約2040 本から約1920 本に変更する。（保管廃棄能力を変更するが工事は行わない。）】 【廃棄物保管区域 仕様 変更内容 改造（保管廃棄能力を約2040 本から約1920 本に変更する。（保管廃棄能力を変更するが工事は行わない。））】	No. 3-47と同じ。	No. 3-47と同じ。
3-70	173	表ト-2-8 保管廃棄設備 【10.1-F3】 固体廃棄物を汚染の広がり防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。 【廃棄物保管区域 仕様 閉じ込めの機能】	No. 3-16と同じ。	No. 3-16と同じ。
3-71	174	表ト-2-8 保管廃棄設備 【99-F5】 200 L ドラム缶は、 耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。） を講じる管理。大型金属容器は、 耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策 を講じる管理。 【廃棄物保管区域 仕様 その他許可で求める仕様】	No. 1-31と同じ。	No. 1-31と同じ。
3-72	175	表ト-2-9 保管廃棄設備 【保管廃棄能力を約2040 本から約1920 本に変更する。（保管廃棄能力を変更するが工事は行わない。）】 【廃棄物保管区域 仕様 変更内容 改造（保管廃棄能力を約2040 本から約1920 本に変更する。（保管廃棄能力を変更するが工事は行わない。））】	No. 3-47と同じ。	No. 3-47と同じ。
3-73	175	表ト-2-9 保管廃棄設備 【10.1-F3】 固体廃棄物を汚染の広がり防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。 【廃棄物保管区域 仕様 閉じ込めの機能】	No. 3-16と同じ。	No. 3-16と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m-(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
3-74	176	表ト-2-9 保管廃棄設備 [99-F5] 200 L ドラム缶は、 耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置を含む。）を講じる管理、大型金属容器は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる管理。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-31と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-31と同じ。
3-75	177	4. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。
3-76	177	4. 工事の方法 工事内容を以下に示す。 a. 保管廃棄設備 [図] 廃棄物保管区域、保管廃棄設備 [図] 廃棄物保管区域、保管廃棄設備 [図] 廃棄物保管区域、保管廃棄設備 [図] 廃棄物保管区域、保管廃棄設備 [図] 廃棄物保管区域、保管廃棄設備 [図] 廃棄物保管区域。 (1) 保管廃棄設備 [図] 廃棄物保管区域、保管廃棄設備 [図] 廃棄物保管区域は、保管廃棄能力の変更を行うが工事は実施しないため、本節で工事フローを示す。 ①適合性の確認	No.3-47と同じ。	No.3-47と同じ。
3-77	177	4. 工事の方法 工事内容を以下に示す。 b. 保管廃棄設備第4-2 廃棄物貯蔵室 廃棄物保管区域、保管廃棄設備 [図] [図] 廃棄物保管区域 ①保管区域の形状変更	No.3-48と同じ。	No.3-48と同じ。
3-78	177	4. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。 (1) 工事上の注意事項 a. 一般事項 ・本工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業に係る労働災害の防止に努める。 ・本工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。 ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立ち入りを制限する。また、常に整理整備に努める。 ・第1種管理区域内で発生した廃棄物の仕掛け品について、第1種管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛け品の保管場所にて金属製容器に収納する。 ・第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した塵埃は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約11170本（200Lドラム缶換算、加工事業変更許可）は、現在の保管廃棄量約8200本を踏まえ、新規基準準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。 ・第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した塵埃は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。 ・工事における管理区域内の作業については、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等について記載した（工事）作業計画を作成し作業を実施する。 ・工事の安全対策として、溶接作業は、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸引を防止する。高所作業は、墜落制止用具の装着、足場の設置等により落下を防止する。 ・第1種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼働させることで負圧及び換気機能を維持する。 ・核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置する。 ・工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も扉扉防止、閉じ込みの機能を維持する。 ・工事の実施に当たり資機材や工機の搬入等のための立ち入り制限区域への人の立ち入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。 ・本工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。 ・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
3-79	178	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 b. 放射線管理 ・本工事は管理区域にて実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。 ・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-12と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-12と同じ。
3-80	178	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 c. 防火管理 ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、防火管理規程に基づき、周辺に火花が飛散しないよう不燃材シートで確実に養生するとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。 ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物が無いことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。 ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。	No. 1-13と同じ。	No. 1-13と同じ。
3-81	179	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 d. 異常発生時の対策 ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。 ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。	No. 1-14と同じ。	No. 1-14と同じ。
3-82	181	(4) 品質保証計画 本申請における施設の設計及び工事に係る品質保証活動は、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める保安品質保証計画書に従って実施するものとする。	No. 3-37と同じ。	No. 3-37と同じ。
3-83	183	図ト-2-1-1 第1加工棟 保管廃棄設備配置図	No. 3-48と同じ。	No. 3-48と同じ。
3-84	188	(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。	No. 1-1と同じ。	No. 1-1と同じ。
3-85	188	(7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。	No. 1-1と同じ。	No. 1-1と同じ。
3-86	188	(8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。	No. 1-3と同じ。	No. 1-3と同じ。
3-87	190	表チ-1-2 放射線管理施設の変更対象とする施設及び変更内容 第1加工棟 第1-1輸送物保管室 第1-1輸送物搬出入室 ガンマ線エリアモニタ 検出器 ①ガンマ線エリアモニタ検出器の一部移設	(移設は同じ部屋内で行ったため、保安規定での変更はない。)	(下部規定内で移設を反映して変更する。)
3-88	191	表チ-2-1 ガンマ線エリアモニタ 検出器 仕様 変更内容 移設（第1加工棟に設置しているガンマ線エリアモニタ 検出器2台のうち第1-1輸送物保管室に設置している1台を、建物の耐震補強工事と干渉するため同室内で移設し、第1加工棟の壁への固定を行う。（第1-1輸送物搬出入室に設置している他の1台については、変更はない。） ①ガンマ線エリアモニタ 検出器の一部移設	(移設は同じ部屋内で行ったため、保安規定での変更はない。)	(下部規定内で移設を反映して変更する。)
3-89	194	4. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。
3-90	194	4. 工事の方法 工事内容を以下に示す。 a. ガンマ線エリアモニタ 検出器 ①ガンマ線エリアモニタ 検出器の一部移設	(移設は同じ部屋内で行ったため、保安規定での変更はない。)	(下部規定内で移設を反映して変更する。)

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
3-91	197	<p>4. 工事の方法</p> <p>本申請における施設の設工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。</p> <p>(1) 工事上の注意事項</p> <p>a. 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。 ・本工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。 ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立ち入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。 ・第1種管理区域内で発生した廃棄物の仕掛品について、第1種管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛品の保管場所にて金属製容器に収納する。 ・第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管容量約11170本（200Lドラム缶換算、加工事業変更許可）は、現在の保管容量約8200本を踏まえ、新規基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管容量を十分に吸収できることを確認している。 ・第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。 ・工事における管理区域内の作業については、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等について記載した（工事）作業計画を作成し作業を実施する。 ・工事の安全対策として、溶接作業は、防護マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸引を防止する。高所作業は、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。 ・第1種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼働させることで負圧及び換気機能を維持する。 ・核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置する。 ・工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も境界防止、閉じ込めの機能を維持する。 ・工事の実施に当たり資機材や工機の搬入等のための立入制限区域への人の立ち入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。 ・本工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡回、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。 ・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。 	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No. 1-11-6と同じ。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No. 1-11-6と同じ。</p>
3-92	195	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>b. 放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は管理区域にて実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。 ・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。 	<p>No. 1-12と同じ。</p>	<p>No. 1-12と同じ。</p>
3-93	195	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>c. 防火管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、防火管理規程に基づき、周辺に火花が飛散しないよう不燃材シートで確実に養生するとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。 ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物が無いことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。 ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。 	<p>No. 1-13と同じ。</p>	<p>No. 1-13と同じ。</p>
3-94	195	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>d. 異常発生時の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。 ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。 	<p>No. 1-14と同じ。</p>	<p>No. 1-14と同じ。</p>

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
3-95	195	(2) 工事手順 放射線管理施設の設備・機器に係る工事は、以下に示す手順で行う。工事を行わない設備、機器については、以下に示す手順により検査のみを行う。 本工事において、第1種管理区域内で行う工事はなく、核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事はなく、本工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等がない状態で工事を行う。また、本工事では、床の掘削、建物に開口部を設ける工事及び建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。 工事対象設備・機器を工事のため一時的に停止する場合においても保安規定に基づく代替措置を講じることに より、安全機能を維持する。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-11-6、No. 1-12、No. 1-13、No. 1-14と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-11-6、No. 1-12、No. 1-13、No. 1-14と同じ。
3-96	198	(4) 品質保証計画 本申請における施設の設計及び工事に係る品質保証活動は、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める保安品質保証計画書に従って実施するものとする。	No. 3-37と同じ。	No. 3-37と同じ。
3-97	200	図チ-2-1-1 ガンマ線エアモニタ 検出器配置図 (第1加工棟)	(移設は同じ部屋内で行ったため、保安規定での変更はない。)	(下部規定内で移設を反映して変更する。)
3-98	206	(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。	No. 1-1と同じ。	No. 1-1と同じ。
3-99	206	(7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。	No. 1-1と同じ。	No. 1-1と同じ。
3-100	206	(8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。	No. 1-3と同じ。	No. 1-3と同じ。
3-101	219	別表リ-3-1-3 想定する火災源、爆発源からの離隔距離 (遮蔽壁 防護壁No.1) 森林火災 敷地内竹林 竹林の管理を行う。	No. 1-74と同じ。	No. 1-74と同じ。
3-102	222	4. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき (工事) 作業計画を策定する。	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。
3-103	222	4. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき (工事) 作業計画を策定する。 (1) 工事上の注意事項 a. 一般事項 ・本工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業員に係る労働災害の防止に努める。 ・本工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。 ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立ち入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。 ・第1種管理区域内で発生した廃棄物の仕掛品について、第1種管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛品の保管場所にて金属製容器に収納する。 ・第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管容量約11170本 (200Lドラム缶換算、加工事業変更許可) は、現在の保管容量約8200本を踏まえ、新規規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管容量を十分に吸収できることを確認している。 ・第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物 (NR) に係る措置の手順に従って廃棄する。 ・工事における管理区域内の作業については、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等について記載した (工事) 作業計画を作成し作業を実施する。 ・工事の安全対策として、溶接作業は、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸塵を防止する。高所作業は、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。 ・第1種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼働させることで負圧及び換気機能を維持する。 ・核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置する。 ・工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も臨界防止、閉じ込めの機能を維持する。 ・工事の実施に当たり資機材や工機の搬入等のための立入制限区域への人の立ち入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにし、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。 ・本工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡回、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。 ・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
3-104	223	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 b. 放射線管理 ・本工事は管理区域にて実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。 ・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-12と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-12と同じ。
3-105	223	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 c. 防火管理 ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、防火管理規程に基づき、周辺に火花が飛散しないよう不燃材シートで確実に養生するとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。 ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物が無いことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。 ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に準じ、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。	No. 1-13と同じ。	No. 1-13と同じ。
3-106	224	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 d. 異常発生時の対策 ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に準じ、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。 ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。	No. 1-14と同じ。	No. 1-14と同じ。
3-107	230	図リーボ-2 工事フロー 注釈 注2：第2種管理区域の使用予定のない設備・機器は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。
3-108	231	図リーボ-3 工事フロー 注釈 注2：第2種管理区域の使用予定のない設備・機器は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。
3-109	233	(5) 工事中の加工施設の継続使用、工事使用の理由 ～遮蔽壁 遮蔽壁No.1、遮蔽壁 遮蔽壁No.4 及び防護壁 防護壁No.1 は、構築物単体の検査で安全機能を確認した後、加工施設全体の性能に関する検査を受検するまでの間、構築物単体の検査で安全機能を確認した状態を維持する。また、この間の安全機能の維持に係る運用は保安規定に従って行う。	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。
3-110	271-310	保安品質保証計画書	(保安品質マニュアル) 第4条の3 社長は、保安品質マニュアルとして「保安品質保証計画書」を制定し、次に掲げる事項を定める。	保社-1001 保安品質保証計画書
3-111	318	なお、貯蔵施設以外の設備・機器における取扱量は、貯蔵施設の最大取扱量の内数として管理しているが、ここでは保守的に全ての設備・機器の取扱量の総和とする。	No. 1-30と同じ。	No. 1-30と同じ。
3-112	318	また、取り扱うウランの性状を考慮して、耐震重要度分類第1類の設備に収納する燃料棒及び燃料集合体はDR=0.002、第2類及び第3類の設備に収納される燃料棒及び燃料集合体はDR=0.02、第1類相当の固縛を行ったドラム缶はDR=0.001、第1類の設備に収納される粉末保管容器はDR=0.02、第2類及び第3類の設備に収納する粉末保管容器はDR=0.2、保護容器（旧AF型輸送容器）はDR=0.002に設定した。	No. 1-31と同じ。	No. 1-31と同じ。
3-113	318	ウランは耐衝撃性能を有した保護容器及び粉末保管容器に密閉している。保護容器は1.設置まで取扱い時には最大高さを1m以下で管理するため落下しても破損は生じないが保守的に10%が影響を受けるものとする。また粉末保管容器内については、上記と同様に取り扱う。	No. 1-32と同じ。	No. 1-32と同じ。
3-114	318	地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないように、ドラム缶を強固に固定するが、転倒する割合は安全側に10%とする。また、転倒したドラム缶のうち蓋が開く割合として10%見込む。さらに蓋が開いたドラム缶からウランが漏れいする割合として10%見込む。	No. 1-31と同じ。	No. 1-31と同じ。
3-115	318	F3 竜巻の竜巻荷重あるいは飛来物による損傷を想定する建物を添5ヌ(n)の第3表に示す。建物内におけるウランを含む設備・機器については、必要に応じて固縛対策を施すため、これらの設備・機器が建物外へ飛散することはない。また、規則解釈別記に示される考えに準じ、固縛等以外のF3 竜巻対策を評価上考慮しないものとしている。	No. 1-34と同じ。	No. 1-34と同じ。
3-116	319	添5ヌ(n)の第3表 F3 竜巻の建物への影響 注2：第1加工棟北側に設置する遮蔽壁を兼ねた防護壁及び竜巻のソフト対策として行う車両の退避措置により、トラックウィング車は第1加工棟に飛来するおそれがないことから、ワゴン車の飛来を想定する。	No. 1-35と同じ。	No. 1-35と同じ。
3-117	319	第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟は、想定する飛来物が壁を貫通するおそれがある。第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟の保管廃棄施設では想定する飛来物から直接的な影響を受けるドラム缶に対してDR=1とし、これ以外は飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶の固縛は、専用の用具によりドラム缶の蓋を引っ張り、蓋が開きにくい措置を講じることからDR=0.01とする。	No. 1-31と同じ。	No. 1-31と同じ。
3-118	319	～、降下火砕物が降下したときの対策として、建物に降下火砕物の堆積が認められれば、降下火砕物を除去する措置を講じることにする。ここでは、降下火砕物の除去作業が実施できないことを想定し、降下火砕物の堆積による影響について評価した。～	No. 1-20と同じ。	No. 1-20と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
3-119	319	(ii) 単一ユニットとしての設備・機器のうち、その形状寸法を制限することが困難な場合は、取り扱う核燃料物質の質量について適切な核的制限値を設ける。質量の核的制限値を設ける場合は二重装荷を想定しても臨界に達するおそれのない質量とする。質量を制限する場合、誤操作等を考慮しても上記の制限値を超えない対策として、信頼性の高いインターロックを設置する。なお、最小臨界質量以下のウランを取り扱う一部の設備・機器については、受け入れる前に、教育・訓練を受けた二人の操作員が核燃料物質の質量を確認し、核的制限値未満であることを確認する。形状寸法、質量のいずれの制限も適用することが困難な場合は、質量又は幾何学的形状の核的制限値を設定し、又はそれらのいずれかと減速条件を組み合わせて制限する。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-96と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-96と同じ。
3-120	320	加工施設を臨界安全管理上、次の9つの領域に区分して管理する。	No. 1-19と同じ。	No. 1-19と同じ。
3-121	322	放射線防護上の遮蔽のために壁、屋根、遮蔽壁等を設け、かつ、再生濃縮ウランの貯蔵及び保管廃棄する位置を管理することにより、通常時における貯蔵施設及び放射性廃棄物の保管廃棄施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSv より十分に低減する設計とする。	No. 1-24と同じ。	No. 1-24と同じ。
3-122	322	粉末状のウランは、バッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造の粉末保管容器に収納して保管し、ウラン粉末の飛散及び漏えいのないように管理する。	No. 1-41と同じ。	No. 1-41と同じ。
3-123	322	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(5) 第1種管理区域内でウランが飛散するおそれのある設備・機器は、室内空気汚染を防止するため、開閉式フード等を設け、定期的にその能力について測定、点検して管理する	No. 1-42と同じ。	No. 1-42と同じ。
3-124	323	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(4) ウランを収納する設備・機器からの飛散及び漏えいを防止するため、定期的に巡視及び点検等を行い、異常の有無を確認する。巡視及び点検箇所は設備・機器の設計及び改造時あらかじめ定め、設備・機器の経年変化等を考慮して定期的に見直す。	No. 2-58と同じ。	No. 2-58と同じ。
3-125	323	また、異常を確認した場合は、その原因を究明して必要な対策を講ずることにより、排気中の放射性物質の濃度を合理的に達成できる限り低減し、線量告示に定める周辺監視区域外の空気中濃度限度以下となるようにする。	No. 2-59と同じ。	No. 2-59と同じ。
3-126	323	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(3) 第1種管理区域内の室内の圧力は、高性能エアフィルタ、排風機及び排気ダクトで構成する排気設備によって外気に対して負圧を維持することにより閉じ込めの管理を行い、室内の負圧は差圧計によって監視する。また、排気設備を停止し、当該負圧を維持しない場合においては、核燃料物質の取扱いを停止するとともに、加工設備本体の設備における核燃料物質の除去及び貯蔵施設での保管等による閉じ込めの管理を行う。	No. 1-44と同じ。	No. 1-44と同じ。
3-127	323	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。第1種管理区域内の部屋は、排気設備により閉じ込めの管理を行う場合においては、所要の換気を行う等により、空気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める濃度限度以下となるよう管理する。	No. 1-46と同じ。	No. 1-46と同じ。
3-128	324	設備のクリーニング、工事等でウラン粉末を開閉式フードで取り扱うことが困難な場合は、一時的に簡易的なフードを設置するか操作員が呼吸保護具を着用する作業管理を行い、内部被ばくを防止する。	No. 1-48と同じ。	No. 1-48と同じ。
3-129	324	火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関し、火災防護基準を参考に、火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び報知、消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。	No. 1-49と同じ。	No. 1-49と同じ。
3-130	325	加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。	No. 1-50と同じ。	No. 1-50と同じ。
3-131	325	空気混入を防止するために火災を生じる連続燃焼炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う	No. 1-51と同じ。	No. 1-51と同じ。
3-132	325	また、ウラン粉末は不燃材であるステンレス鋼製の容器（粉末保管容器）に収納した状態で保管、運搬等の取扱いを行う。	No. 1-52と同じ。	No. 1-52と同じ。
3-133	326	(i) 火災感知設備 (a) 加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備は、消防法に基づき設置する。また、消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。	No. 1-53と同じ。	No. 1-53と同じ。
3-134	326	初期消火活動を確実にするため、防火のための組織を編成し、定期的に訓練を実施する。	No. 1-54と同じ。	No. 1-54と同じ。
3-135	326	また、消火活動に必要な防火衣、フィルタ付き防護マスク、投光器等の資機材を分散配置し、アクセスルートを確認する。	No. 1-60と同じ。	No. 1-60と同じ。
3-136	327	安全機能を有する施設に属する消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても加工施設の安全機能を損なわない設計とする。(i) 消火器は消防法に基づく法令点検で使用期限を確認し、使用期限が近づいているものは更新し、劣化等による故障を防止する管理を行う。(ii) 消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する。	No. 1-56と同じ。	No. 1-56と同じ。
3-137	327	ウラン粉末を非密封で取り扱う火災区域内に設置する設備・機器の油圧ユニット等については、油火災の発生防止対策と拡大防止対策を講じる。(a) 油火災の発生防止 ① 油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。② 油圧ユニットの作動油タンクのホース接続部等からの油の漏えいによる火災発生を防止するため、作動油タンクにはオイルパンを設けるとともに周囲を吸着材で囲う。オイルパン内に油が確認された場合は拭き取り等を行う。③ 油圧ホースは適切な時期に交換することとし、劣化による破裂、油の噴出を防止するよう手順書を整備する	No. 1-57と同じ。	No. 1-57と同じ。
3-138	327	また、火災区内の火災源に対しては、添5チ(e)の第8表に示す延焼防止対策に加えて、火災源の周囲に可燃物を配置しない管理を行うことにより、火災の伝播を防止でき、火災区内において、火災源から防護対象設備への火災の伝播はない。	No. 1-57と同じ。	No. 1-57と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
3-139	327	火災発生時の初期消火活動を確実にするための対策として、火災の発生を防止するため、加工施設の建物への可燃物及び危険物の持込みと保管管理等について定める。(a) 本加工施設内で使用する危険物は、消防法に基づく屋内貯蔵所又は少量危険物貯蔵所にて保管し、必要量のみを取り出して加工施設の建物に持ち込み、転倒防止対策を講じた金属製の保管庫に施錠保管し、その保管量の管理を行う。(b) 加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するが(約100 g/日/作業場所)、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な二酸化炭素消火器、金属消火器及び乾砂(消火用)を配置する。(c) 発生したジルカロイの加工くずは、作業場所にて金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所にて水浸させて保管する管理を行う。(d) 可燃物を火災区画に持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを加工施設(建物)に持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-59と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-59と同じ。
3-140	327	火災発生時の初期消火活動を確実にするための対策として、防火のための組織編成、消火訓練、夜間・休日を含む体制の整備、消火設備等の維持管理を行う。また、火災発生時における初期消火活動に必要な通報連絡設備の配備、初期消火活動要員の配置を行うとともに、初期消火活動に必要な消火設備及び資機材の配備を行う。この体制は、重大事故に至るおそれがある事故で想定している火災の複数同時発生時の場合と同一の体制とする。(添付書類七ロ(ハ)参照)	No.1-60と同じ。	No.1-60と同じ。
3-141	327	(*) 第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油(以下「廃油」という。)は、液体が漏れ又はこぼれにくく、かつ浸透しにくい金属製容器(液体用ドラム缶)に収納し、受け皿等の汚染の広がりを防止するための措置を講じて、第5廃棄物貯蔵棟に設置した消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所に保管する。このため、廃油が発火したとしても第5廃棄物貯蔵棟内に延焼するおそれはない。また、第5廃棄物貯蔵棟で火災が発生したとしても廃油への延焼のおそれはない。このため、廃油は火災源として考慮しない。	No.1-100、No.1-61と同じ。	No.1-100、No.1-61と同じ。
3-142	327	～また、消火用資機材が配備されていること、誘導灯や非常用照明の設置、床面への表示等により容易に識別でき、また非常口を設け、消火活動のため火災源に近づくことができるアクセスルートを2つ以上確保することから、粉末消火器を使用した手動による初期消火活動が可能と判断する。粉末消火器による初期消火活動に係る詳細は、別添チ(ロ)～7に示す。粉末消火器を用いた初期消火が困難な場合は、水消火設備(屋内消火栓又は屋外消火栓)を使用する。活動の流れは、重大事故に至るおそれがある事故の拡大防止対策と同一とする(添付書類七)。	No.1-62と同じ。	No.1-62と同じ。
3-143	331	過去に記録された最低気温-7.5℃(大阪管区気象台1945年1月28日)を踏まえ、必要に応じて、安全機能を有する施設に断熱材付きの配管を用いる等の措置を講じることにより、凍結の発生が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。
3-144	332	敷地で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう地面等に固定固縛を行う。	No.1-63と同じ。	No.1-63と同じ。
3-145	332	更なる安全性余裕を確保するため、藤田スケール3の竜巻の最大風速92 m/sを想定し、風荷重による損傷及び飛来物による貫通に対し、核燃料物質等の施設外への飛散を防止する措置を行う。	No.1-64と同じ。	No.1-64と同じ。
3-146	332	安全設計で想定したF1竜巻に加え、年超過確率が一桁低いF3竜巻の最大風速92 m/sに対する防護対策を行うことにより、更なる安全性余裕を確保する。(b) ソフト対策 竜巻襲来時のソフト的な対応を実施するための体制の整備、竜巻襲来が想定される段階で採る措置を以下に示す。① 体制の整備～ ② 注意喚起～ ③ 警戒態勢～	No.1-65と同じ。	No.1-65と同じ。
3-147	333	過去に記録された最低気温-7.5℃(大阪管区気象台1945年1月28日)を踏まえ、必要に応じて、安全機能を有する施設に断熱材付きの配管を用いる等の措置を講じることにより、凍結の発生が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。
3-148	334	本加工施設の建物の、降下火砕物の許容堆積厚さを添5ト(ホ)の第5表に示す。本加工施設の屋根は、降下火砕物の堆積厚12 cmを許容できる設計(降下火砕物の密度は湿潤状態を想定して1.5 g/cm ³ とした。)であるが、安全側に空气中の降下火砕物の状態を踏まえて降下火砕物の堆積が認められれば除去する措置を講じる。	No.1-20と同じ。	No.1-20と同じ。
3-149	334	その上で、降下火砕物に対し、保守的に積雪の有無にかかわらず、空气中の降下火砕物の状態を踏まえて加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに除去する措置を講じることにより、その損傷を防止する。	No.1-20と同じ。	No.1-20と同じ。
3-150	334	作業員が屋根に上るための梯子等の構造を、地震力に対して十分な強度をもって設置するとともに、必要な防護具や資機材を常備する。	No.1-67と同じ。	No.1-67と同じ。
3-151	334	また、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。	No.1-68と同じ。	No.1-68と同じ。
3-152	335	～この堆積速度4 cm/日を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除灰作業を完了するよう手順を定める。	No.1-69と同じ。	No.1-69と同じ。
3-153	335	また、これを超える積雪が生じるおそれがある場合は、除雪等の処置を講じることにより、積雪が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。	No.1-21と同じ。	No.1-21と同じ。
3-154	335	給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施し、万一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合はフィルタの清掃等を実施し、生物学的事象が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。	No.1-71と同じ。	No.1-71と同じ。
3-155	335	(e) 敷地内に入構する燃料輸送車両については、積載燃料の量を制限して管理するとともに、防護対象施設からの離隔距離を十分確保するよう運搬ルート及び駐車場所を制限する。	No.1-72と同じ。	No.1-72と同じ。
3-156	335	延焼防止に必要な対策活動を実施するための手順、機器及び体制を含めた火災防護に関する計画を定め、内部火災発生時と同様の措置を講じる。	No.1-73と同じ。	No.1-73と同じ。
3-157	335	③ 必要となる対策 前項の影響評価結果より、防護対象施設の外壁が損傷を受けないようにするために、以下の対策を講じる。○a 敷地内の竹林の火災影響評価による危険距離は6.2 mである。竹林は火災延焼経路において下り傾斜(約30°)であり、また防護対象施設は鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料で造る建物であるため延焼の可能性は低いが、離隔距離を維持できるような延焼の可能性のある森林境界と加工施設との敷地内の草木を伐採し、管理する	No.1-74と同じ。	No.1-74と同じ。

(*) 本欄に記載のNo.n-m-(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
			青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所
3-158	336	～各危険物施設の最大貯蔵数量から減じた分を敷地外から供給するため、敷地内において各危険物施設の最大貯蔵数量を超えた取扱いはない。～、敷地内において定められた運搬ルート及び運搬数量を車両により運搬中の状態を評価することにより、防護対象施設に及ぼす影響が最大になる。～	No. 1-75と同じ。	No. 1-75と同じ。
3-159	337	○c 必要となる対策 ○i 燃料輸送車両 敷地内に入構する車両に対して、運搬する高圧ガス量並びに運搬ルート及び駐車場所を制限して管理することにより、想定発火源に対して、防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する	No. 1-72と同じ。	No. 1-72と同じ。
3-160	337	(d) 二次的影響への対策 (1) ばい煙が加工施設に流入するおそれが生じた場合には、給気設備を停止し、流入を防止する措置を講じる。② 大量の有毒ガスを取り扱う施設は、敷地の近隣にはないため、防護対象施設に対する有毒ガスの影響は考慮しない。	No. 1-77と同じ。	No. 1-77と同じ。
3-161	338	(i) 障壁等による区画 また、侵入検知器、監視カメラ等の不法侵入防止等防犯設備の機能を維持するための点検、保守管理を実施する。	No. 1-78と同じ。	No. 1-78と同じ。
3-162	338	(ii) 出入管理 加工施設へ常時立ち入る放射線業務従事者に対しては、ID カードにより加工施設の出入管理を行う。一時立ち入者に対しては、その身分及び立ち入りの必要性を確認の上、立ち入りを認めたことを証明する書面等を常に容易に確認できるよう所持させる。また、常時立ち入ることがない加工施設では、出入口を施錠管理する	No. 1-79と同じ。	No. 1-79と同じ。
3-163	338	(iv) 核燃料物質の敷地内の人による不法な移動の防止 核燃料物質の敷地内の人による不法な移動を防止するため、加工施設への出入口の防犯カメラによる監視、施錠管理及び巡視を行う。また、核燃料物質の移動は、所定の手順に基づき承認を得てから実施し、加工施設の金属探知機、核物質検知装置等による持ち出し点検及び常時監視を行う。	No. 1-80と同じ。	No. 1-80と同じ。
3-164	338	加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持ち込みを防止するため、及び入構車両においては指紋検知の点検を行う。加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための点検及び検査に係る業務については、手順を作成してそれに基づいて実施するとともに、定期的に教育を実施する。	No. 1-81と同じ。	No. 1-81と同じ。
3-165	338	(i) 外部からの不正アクセスの防止 本加工施設及び核燃料物質の防護のため必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、社内コンピュータシステムとの接続はなく外部と物理的に遮断した設計とし、電気通信回路を通じた外部からの不正アクセスによる妨害行為又は破壊行為を遮断する。	No. 1-23と同じ。	No. 1-23と同じ。
3-166	338	(i) 外部からの不正アクセスの防止 また、社内コンピュータシステムと外部インターネット網との接続箇所にはファイアウォールを設置する。社外からの不正アクセス行為の発生を防止する。	No. 1-82と同じ。	No. 1-82と同じ。
3-167	338	内部での不正操作を防止するため、加工施設における製造管理システム及び核物質防護システムに対する調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行う。	No. 1-23と同じ。	No. 1-23と同じ。
3-168	338	サイバーテロを未然に防止するため、本加工施設及び核燃料物質の防護のため必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、外部と物理的に遮断する又は電気通信回路を通じた外部からの不正アクセスによる妨害行為若しくは破壊行為を遮断することにより、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」第二条第四項に規定する不正アクセス行為の発生を防止する。	No. 1-23と同じ。	No. 1-23と同じ。
3-169	338		No. 1-85と同じ。	No. 1-85と同じ。
3-170	339	浸水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(i) 浸水に対する安全設計 (i) 溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度を検知した時点で、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止し、また第1貯蔵物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。	No. 1-86と同じ。	No. 1-86と同じ。
3-171	339	浸水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(ii) ⑥ ウラン取扱い時に水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造（レバーロックカプラー型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁）とし、閉じ込めキャップを取りつけて更に金属製の防水カバーを閉止する。閉じ込め弁の上部に更に設置したゲートバルブを閉止する。投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止するとともに被水防止の蓋を設置する。閉じ込め弁が開放している間の浸水の可能性を低減するためウラン投入時の閉じ込め弁開閉操作をペダルが踏まれていない間は蓋を閉止する機能をもつフットペダル式とする。水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化するとともに、火災時の水消火による水の侵入を防止するため火災発生時は投入操作を停止し閉じ込め弁等を閉じる。	No. 1-87と同じ。	No. 1-87と同じ。
3-172	339	浸水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(ii) 被水に対する安全設計 (i) 被水し水の侵入により電気火災が発生するおそれがある電気・計装盤は、浸水水位より高い位置に配置し、漏電遮断器を設置するとともに、防水カバーを設置する又は電源を遮断する措置を講じる。	No. 2-105と同じ。	No. 2-105と同じ。
3-173	339	浸水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(iii) 蒸気に対する安全設計 (a) 蒸気発生装置の稼働時には操作員が監視し、蒸気漏えいが発生した場合には、直ちに蒸気発生装置のヒータ電源遮断及び配管の弁の閉止を行う。	No. 1-88と同じ。	No. 1-88と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m-(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
3-174	339	～漏水箇所の隔離時間は、溢水発生から手動遮断弁を閉止するまでの所要時間とし、以下の条件に基づき、添5リ(ロ)の第3表に示すとおり合計35分とした。この間のポンプの定格流量による給水を溢水量として設定する。・操業時には第1種管理区域内には、常時、作業者を配置するが、建物外から作業者（設備担当）が駆け付けて閉止する場合を想定。・第2種管理区域に対しては、着替えに要する時間は不要であるが、第1種管理区域と同じ所要時間を想定。流出流量は、貫通クラックの面積、損失係数、水頭を用いて次式により求める。～	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-89と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-89と同じ。
3-175	340	本加工施設の火災の拡大防止に対しては、粉末消火設備による消火を前提として大型粉末消火器を設置し、あわせて屋内消火栓及び屋外消火栓を設置する。～	No. 1-90と同じ。	No. 1-90と同じ。
3-176	340	～各系統の送水は耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度を検知した時点で、第2加工棟への給水ポンプは自動停止し、第1廃棄物貯蔵棟への上水配管に設けた緊急遮断弁は自動遮断する設計であるが、保守的に給水ポンプを手動で停止又は手動遮断弁を閉止するまでの給水も含めた溢水量とする。～	No. 1-86と同じ。	No. 1-86と同じ。
3-177	340	安全機能を有する施設は、誤操作を防止するための措置を講じるとともに、設計基準事故が発生した状況下であっても容易に操作できるように設計する。	No. 1-92と同じ。	No. 1-92と同じ。
3-178	340	(1) 誤操作を防止するための措置 安全機能を有する施設は、人間工学上の諸因子を考慮して、誤操作を生じにくいように、盤の配置及び操作器具、弁等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できるよう留意すること、保守点検において誤りを生じにくいよう留意すること等の措置を講じた設計とする。～	No. 1-93と同じ。	No. 1-93と同じ。
3-179	340	(1) 誤操作を防止するための措置 安全機能を有する施設は、人間工学上の諸因子を考慮して、誤操作を生じにくいように、盤の配置及び操作器具、弁等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できるよう留意すること、保守点検において誤りを生じにくいよう留意すること等の措置を講じた設計とする。 ～(ii) 加工施設の状態を確認しながら操作できるように、設備・機器の近傍に操作盤を配置するとともに、弁及びバルブには開閉を表示する。	(操作上の一般事項) 第30条 (3) 制御盤、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等の操作に当たっては、以下に示す操作性及び人間工学上の諸因子を考慮した措置を講じること。 一 制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置すること。 二 表示装置は、誤操作・誤判断を防止するために、重要度に応じて色で識別できるようにすること。 三 操作器は、誤操作を防止するために、必要に応じて保護カバー等や色、形状等により容易に識別できるようにすること。	基保-003加工施設の操作基準（燃料製造部） 4-5 操作上の一般事項 ⑩ 制御盤は集中監視及び集中制御が可能に配置とする。 ⑪ 制御盤、操作機の誤操作・誤判断を防止するため、表示装置は重要度に応じて色で識別し、もしくは制御盤、操作機の周辺に表示装置の状態が把握できるような図、注意書きを含む明示を行う。 ⑫ 操作機については色、形状等により容易に識別できるように、もしくは上述のとおり表示装置の状態が把握できるような図、注意書きを含む明示を行う。なお、誤操作のおそれのある操作機については、操作機の配置や操作状態が把握できるように透明の樹脂カバーを付ける等の処置を施す。
3-180	340	(1) 誤操作を防止するための措置 安全機能を有する施設は、人間工学上の諸因子を考慮して、誤操作を生じにくいように、盤の配置及び操作器具、弁等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できるよう留意すること、保守点検において誤りを生じにくいよう留意すること等の措置を講じた設計とする。 (1) 操作者が操作すべきスイッチを間違えないように、必要に応じて保護カバー又は鍵付きスイッチを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できる措置を講じる。(ii) 異常を正確かつ迅速に把握するため、警報集中表示盤には、設備・機器の異常内容ごとに表示ランプを設ける。(iv) 保守点検における誤りを生じにくいように、設備の色を管理区域ごとに統一する。配管に流体の種類を明示する等の措置を講じる。	No. 3-179と同じ。	No. 3-179と同じ。
3-181	340	(2) 操作の容易性 設計基準事故の発生後、ある時間までは、操作員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。また、設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）であっても、簡素な手順によって必要な操作が行える等の操作員に与える負荷を小さくすることができるよう考慮する。～	No. 1-94と同じ。	No. 1-94と同じ。
3-182	341	また、本加工施設には飛来物となり得る高速回転物を設置しない設計とする。	No. 1-95と同じ。	No. 1-95と同じ。
3-183	343	設備・機器においてウランを取り扱う際に質量制限の逸脱を防止するため、質量を制限するインターロックを二重化するか、質量を制限するインターロックと人的管理を組み合わせる又は、人的管理によるダブルチェックにより管理する。核燃料物質をパッチごとに取り扱う設備・機器では、核燃料物質の移動の考慮として、移動先の設備・機器の核的制限値を満足する状態にならなければ移動元から移動させようとしても移動することができないインターロックと、人的管理を組み合わせる。また、第2分析室及び第2開発室は人的管理によるダブルチェックにより管理する。	No. 1-96と同じ。	No. 1-96と同じ。
3-184	344	可燃性物質（油類）は取扱量や保管場所を管理し、管理区域内では火気の使用を可能な限り制限して管理する。	No. 1-97と同じ。	No. 1-97と同じ。
3-185	345	火災による閉じ込め機能の不全 また、第1種管理区域を給排気設備により負圧に管理することにより、建物からのウランの漏えいを防止するとし、また、第1種管理区域内の空気は、排気系統に設置する高性能エアフィルタにより漏えいしたウラン粉末を除去した後、排気する設計とする。	No. 1-44と同じ。	No. 1-44と同じ。
3-186	345	なお、本加工施設においては、崩壊熱除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を取り扱わない。	No. 1-99と同じ。	No. 1-99と同じ。
3-187	346	第1廃棄物貯蔵棟では放射性固体廃棄物の減容処理、廃油の焼却減容及び持出し物品の除染処理を行う。	No. 1-100と同じ。	No. 1-100と同じ。
3-188	346	固体廃棄物は、可燃物、難燃物、不燃物、フィルタに分類し、必要に応じて減容処理を行い、汚染の広がりを防止するための措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し、保管廃棄する。	No. 1-100と同じ。	No. 1-100と同じ。
3-189	347	保管廃棄する固体廃棄物中に含まれるウラン量については、その量を確認し管理する。	No. 1-102と同じ。	No. 1-102と同じ。
3-190	347	放射性物質によって汚染された又は汚染されたおそれのある油類廃棄物等の液体廃棄物は保管廃棄し、焼却可能な廃油は焼却設備で焼却した後、その焼却灰を放射性固体廃棄物として保管廃棄する。	No. 1-103と同じ。	No. 1-103と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
3-191	347	なお、保管廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするものは、必要に応じて、金属製容器に収納し、保安規定に定める区画に一時的に保管する。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 (廃棄物の仕掛品) 第7条の2 (1) 廃棄物の仕掛品は、可燃性のものと不燃性のものに分別し、汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、別図2-(3)に示す第2廃棄物処理室の廃棄物の仕掛品の保管場所にて保管した後、別図3に示す保管廃棄設備に運搬する。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 基保-009放射性廃棄物管理標準 2. 保管廃棄物の発生部門と保管、処理部門 (1) 廃棄物の仕掛品は、可燃性のもの、難燃性のもの又は不燃性のものに分別し、ポリシート等による汚染の広がりを防止するための措置を講じて、防火対策としてドラム缶等の金属製容器に収納する。 (2) 上記ゴミ類を図1に示す第2廃棄物処理室のドラム缶に収納する場合、可能な限り減容しテープで巻いた後、第3-2項で分類されたドラム缶(ポリ袋セット済み)に収納する。
3-192	347	管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度等の放射線管理に必要な情報を管理区域の出入口等に表示できる設計とする。	No. 1-105と同じ。	No. 1-105と同じ。
3-193	348	外部放射線に係る線量、物の表面の放射性物質の濃度及び空気中の放射性物質濃度を監視・管理する。線量告示に基づき1.3 mSv/3月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、人の出入りを管理する。	No. 1-106と同じ。	No. 1-106と同じ。
3-194	348	本加工施設では、核燃料物質等による放射線の管理を確実に実施するために、取り扱う核燃料物質の受入れに当たって、既存施設でこれを使用する際に何ら特別のインパクトを与えないように定められたASTM(米国材料試験協会)(1)及びDOE(米国エネルギー省)(2)の濃縮六フッ化ウランの仕様にに基づき受入仕様を定め、また再生濃縮ウランについても安全上重要な核種について受入仕様を定め、受入前に仕様に合致していることを確認する。	No. 1-107と同じ。	No. 1-107と同じ。
3-195	348	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(2)管理区域においては線量、表面密度及び空気中の放射性物質濃度を定期的に測定し、管理する。	No. 1-106と同じ。	No. 1-106と同じ。
3-196	348	(1)放射線業務従事者の要件 年齢、教育履歴、被ばく履歴及び健康診断の結果に基づき、設定の要件を満たす者を放射線業務従事者に指定する。、他	No. 1-110と同じ。	No. 1-110と同じ。
3-197	349	加工施設内にガンマ線エアモニタを設け、施設内の空間線量を監視する。雷降放射線障害防止規則に基づき1mSv/週を超える場合は、放射線業務従事者の出入りを管理することにより、放射線業務従事者の被ばく低減を図る。また、設計基準事故時において放射線業務従事者が、迅速な対応をするために必要な操作ができる設計とする。	No. 1-111と同じ。	No. 1-111と同じ。
3-198	349	監視及び測定により得られた情報を放射線監視盤等に表示できる設計とするとともに、緊急対策本部を設置する部屋にも表示する。	No. 1-112と同じ。	No. 1-112と同じ。
3-199	349	(i)「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第7条の2の9第1項に基づき加工施設の周辺に周辺監視区域を設定し、その範囲を標識等により明示する。周辺監視区域の境界を添5ハ(ハ)の第1図に示す。	No. 1-113と同じ。	No. 1-113と同じ。
3-200	350	また、気体及び液体廃棄物の放出に当たっては放出管理を行うとともに、さらに異常がないことを確認するため、周辺監視区域外における土壌等の放射性物質濃度を定期的に測定する。	No. 1-114と同じ。	No. 1-114と同じ。
3-201	350	長期にわたって給電の必要が生じた場合、必要な安全対策を講じた上、負荷設備を少消費系統又は待機状態に切り替えることにより、非常用電源設備は外部からの燃料供給がなくとも、貯蔵した燃料により7日以上安全機能を確保するために必要な設備が作動し得る給電を維持する設計とする。	No. 1-115と同じ。	No. 1-115と同じ。
3-202	351	設計基準を超える条件として機器の多重故障等を仮定し、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定して、重大事故に至るおそれがある事故の拡大を防止することにより重大事故の発生を防止するとともに、重大事故に至るおそれがある事故の発生時に放射性物質の放出量を実行可能な限り低くするため、財産保護に優先して安全確保に必要な施設及び体制を整備する。～	No. 1-116と同じ。	No. 1-116と同じ。
3-203	351	重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の条件等を適切に設定し、それらに対して具体的かつ実行可能な対策を用意し、想定される事故に対して有効な効果が期待できる手順を定める。	No. 1-117と同じ。	No. 1-117と同じ。
3-204	351	大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)への対応については、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一の体制とする。建物の大規模損壊に伴い発生するおそれがあるウランの飛散に対応するための資機材及び手順書を整備する。	No. 1-118と同じ。	No. 1-118と同じ。
3-205	351	事故の発生条件として、設計基準事故を超える条件で建物及び設備・機器に損傷等が発生したと想定する。具体的には、外的事象において設計基準を超える地震等の外力、内的事象においては、安全機能を有する施設における機器の複数の故障等が各工程に及ぼす影響と工程において取り扱うウランの性状を考慮し、核燃料物質等を閉じ込める機能の著しい喪失に至る可能性のあるものを、重大事故に至るおそれがある事故として選定する。	(重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の4 ※：重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、あえて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。	基保-039設計想定事象等対処活動基準 1.4. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (1) 必要要員の配置 1 所長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための組織として、事業所防災組織をあらかじめ組織し、重大事故に至るおそれがある事故の発生に備える。
3-206	352	火災の複数同時発生の想定に加えて、全交流電源喪失を考慮する。夜間において全交流電源喪失が発生することを想定し、可搬式発電機を備える。また、投光器、携帯用照明等の照明具類を備える。	No. 1-119と同じ。	No. 1-119と同じ。
3-207	353	重大事故に至るおそれがある事故の具体的想定として設定した火災の複数同時発生に対して全交流電源喪失を考慮し、重大事故に至るおそれがある事故の拡大を防止することにより重大事故の発生を防止するとともに、重大事故に至るおそれがある事故の発生時に放射性物質の放出量を実行可能な限り低くする方針を踏まえた対策をとる。～	No. 1-120と同じ。	No. 1-120と同じ。
3-208	353	～火災発生後の要員参集に応じて早期に参集する緊急時消火班は、初動対応要員による消火活動の状況に応じて、他の火災発生場所若しくは建物外からの放水活動、扉冷却を行う者である。可搬消防ポンプ、屋内消火栓又は屋外消火栓を使用するため、最低3名以上で活動を実施する。	No. 1-121と同じ。	No. 1-121と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
3-209	354	(ii) 事故時の活動拠点及び資機材 事故時に活動の拠点として機能する場所は、第2加工棟での火災の複数同時発生の影響を考慮し、第2加工棟から離れた事務棟に設置する。また、地震、竜巻等の影響により事務棟が損傷する場合を考慮し、事務棟と同様に第2加工棟から離れた保安棟を予備の活動拠点とする。～	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-122と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-122と同じ。
3-210	354	iii) アクセスルート 第2加工棟の複数の火災区画における火災の同時発生に備えて、必要な資機材を第2加工棟の地、敷地内に分散して保管する。資機材の保管場所からは、添7ロ(e)の第2図に示すとおり、第2加工棟の事故発生場所にアクセスできる。～	No. 1-123と同じ。	No. 1-123と同じ。
3-211	354	(iv) 対策の流れ 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合は、以下の対策を実施する。～	No. 1-124と同じ。	No. 1-124と同じ。
3-212	354	(v) 時間経過 以上の対応の流れに従った時間経過を添7ロ(e)の第4図に示す。夜間及び休日において重大事故に至るおそれがある事故として、第2加工棟の複数の火災区画において火災が同時に発生した場合であっても、要員が揃うまでの最も少ない人数により必要な初動対応が実施可能であり～	No. 1-125と同じ。	No. 1-125と同じ。
3-213	354	重大事故に至るおそれがある事故の対処として、核燃料物質等の閉じ込め機能喪失の発生及び拡大の防止に必要な措置を講じることとし、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合における当該事故等の的確かつ柔軟に対処するために必要な人員の確保等、体制を整備するとともに、資機材及び手順書を整備し、訓練を実施する。	No. 1-126と同じ。	No. 1-126と同じ。
3-214	355	(1) 体制の整備 体制としては、夜間及び休日を想定した初期段階、緊急時消火班到着時の段階及び事業所防災組織の要員参集後の段階の3段階の体制に分け、事故時の活動拠点の設置、適切な人員配置、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。～	No. 1-127と同じ。	No. 1-127と同じ。
3-215	355	(2) 資機材の整備 事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用器具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備する～	No. 1-128と同じ。	No. 1-128と同じ。
3-216	356	(3) 手順書の整備 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の措置に必要な手順書では、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するため、全交流電源喪失、計測機器による監視機能喪失まで想定し、必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。～	No. 1-129と同じ。	No. 1-129と同じ。
3-217	356	(4) 訓練の実施 訓練では、放射性物質の作業環境への影響、時間差、悪天候を考慮した複数の環境条件を想定し、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要員を対象とした教育・訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。～	No. 1-130と同じ。	No. 1-130と同じ。
3-218	356	大規模損壊が発生した場合における体制については、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一とする。～	No. 1-131と同じ。	No. 1-131と同じ。
3-219	357	・火災対策のため、第1～3貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟の周辺にある敷地内の竹林を一部伐採する。	No. 1-74と同じ。	No. 1-74と同じ。
3-220	357	(1) 第1加工棟の加工施設を加工施設外の施設とする変更 ・ウランの加工を行うために昭和53年9月6日付け53安(核規)第198号をもって加工の事業の変更許可を受けて新設した非管理区域の第1事務室の一部、第2種管理区域の第1集合体保管室(その後の名称変更により現在、第1～3部品加工室)、第1部品加工室(同第1～1資材保管室)及び第1輸送容器保管室(同第1～4部品加工室)について、その後、加工を行わなくなったことから、平成10年10月20日付け10安(核規)第676号をもって加工の事業の変更許可を受けて非管理区域に変更したところであるが、今後、当該室において核燃料物質等の取扱いの計画がないことから加工施設外の施設に変更する。	No. 2-155と同じ。	No. 2-155と同じ。
3-221	357	(2) 核燃料物質の貯蔵施設に係る加工の方法の記載の変更 ・事業所外から受け入れた核燃料物質を輸送物の形態で貯蔵するため、第1加工棟の酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット及び燃料集合体の貯蔵設備を撤去するとともに、当該室を第1加工棟の酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット及び燃料集合体の貯蔵施設とする。この変更により、事業所外から受入時は、当該室に搬入し通関等の必要な手続きを行うこととし、また出荷時にも搬出まで当該室にて保管するため、申請書における加工の方法の記載を見直すこととする。さらに加工施設のリスクの低減を図るため、最大貯蔵能力を第1加工棟の酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット及び燃料集合体の貯蔵設備(最大貯蔵能力)に削減する。	No. 2-156と同じ。	No. 2-156と同じ。
3-222	358	(3) 核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の変更 ・加工施設のリスクの低減を図るため、第1～3貯蔵棟の酸化ウラン粉末、第2加工棟の酸化ウランペレット及び燃料集合体の貯蔵施設の最大貯蔵能力を、それぞれ第1加工棟の酸化ウラン粉末、第2加工棟の酸化ウランペレット及び燃料集合体の貯蔵設備(最大貯蔵能力)に削減する。	No. 2-157と同じ。	No. 2-157と同じ。
3-223	358	(4) 加工施設の設備・機器の撤去 ・加工施設のリスクの低減を図るため、第2加工棟の燃料集合体の貯蔵設備(最大貯蔵能力)を撤去する。	No. 2-158と同じ。	No. 2-158と同じ。
3-224	358	(4) 加工施設の設備・機器の撤去 ・加工施設のリスクの低減を図るため、第2加工棟の試験開発設備及び貯蔵設備(最大貯蔵能力)を撤去するとともに、第1種管理区域に設置した設備の撤去に当たっては、設備・機器の付着ウランの回収後、ダクトの閉止措置により、加工施設全体の閉じ込め機能を維持する。発生する廃棄物は、除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管施設で保管廃棄する。	No. 1-133と同じ。	No. 1-133と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m-(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
3-225	358	(5) 核的制限値の変更 ・最新知見の反映とウランの取扱いに則し適正化を図るため、第2加工棟第2-1混合室、第2-2混合室、第2-1ベレット室、第2-1燃料棒加工室及び第2-1組立室の核的制限値を変更する。最新知見の反映として、文獻値に基づく形状寸法制限である直径制限値を変更する。実際のウランの取扱いに則し適正化を図るため、粉末缶リフター及び粉末缶受台に対する制限方法を容積制限から形状寸法制限に変更し、粉末缶昇降リフト及び粉末缶移動機に対する制限方法を質量制限から形状寸法制限に変更する。また、その他の変更として、臨界計算の計算結果について、臨界計算コードKENO IV及び臨界計算コードKENO V.a (27 群ライブラリ) を用いて計算していたものを変更し、臨界計算コードKENO V.a (44 群ライブラリ) を用いて計算したものに統一する。なお、これに伴う計算モデル及び核的制限値に変更はない。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 2-160と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 2-160と同じ。
3-226	428	添1 参考資料 2 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点のまとめ ＜火災区画の変更＞ 本設工認申請書における記載内容 設工認申請書表へ-2-1 第1加工棟 仕様技術基準に基づく仕様のうち、火災等による損傷の防止では、延焼範囲を限定する対策のため火災区画を細分化したこと及び撤去工事に至っていない第4-5 廃棄物貯蔵室南西側の旧前室（撤去の計画について核燃料物質の加工の事業の変更許可（平成19年6月1日付け平成18・10・31 農第30号にて許可）を新たに独立した火災区画として設定したことから、火災区画を1P-1～1P-6の6つに区画することを記載している。～	No. 3-11と同じ。	No. 3-11と同じ。
3-227	428	添1 参考資料 2 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点のまとめ ＜火災区画の変更＞ 本設工認申請書における記載内容 ～また、設工認申請書添付書類2の付属書類2において、上記の区画の新設及び外扉の竜巻対策による第1加工棟北側の外壁の形状変更に伴い変更が生じたインプットデータ（火災区画の床面積及び可燃物量）について見直し、改めて内部火災影響評価を行い、各火災区画の等価時間が耐火時間を超えないことを確認している。	No. 3-11と同じ。	No. 3-11と同じ。
3-228	429	添1 参考資料 2 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点のまとめ ＜消火活動時のアクセスルート＞ 本設工認申請書における記載内容 ～設工認申請書添付書類2では、上記、扉の撤去及び開口部の閉止に伴い変更となった場合においてもアクセスルートが適切であることを確認し、第1加工棟の各室への建物外からのアクセスルートを図示した。	No. 3-42と同じ。	No. 3-42と同じ。
3-229	433	添1 参考資料 2 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点のまとめ ＜管理区域境界＞ 本設工認申請書における記載内容 設工認申請書表へ-2-1 第1加工棟の仕様表 閉じ込めの機能にウランを密封して貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域として第2種管理区域を設定することを示し、図へ-2-1-5 4のとおり、外扉の竜巻対策による第1加工棟北側の外壁の形状変更に伴い変更した管理区域区分を示している。	No. 3-10と同じ。	No. 3-10と同じ。
3-230	434	添1 参考資料 2 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点のまとめ ＜輸送容器の固定措置＞ 本設工認申請書における記載内容 設工認申請書表へ-5-1において、輸送容器に対する固定措置であるため、加工施設の技術基準第六条ではなく、その他許可で求める仕様として、耐震重要度分類第3類相当の固定措置として、輸送容器は1段置きで管理、と記載している。	別表1-5 核燃料物質の最大貯蔵能力 (第70 条関係) (1) 第1加工棟 第1-1輸送物保管室	基保-003加工施設の操作基準 (燃料製造部) 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 (第1-1輸送物保管区域の記載に右記管理事項の注記を追記する。)
3-231	449	添2別表1-2-1 設計変更及び工事の内容 (設備・機器) 第十四条第1項 安全機能を有する施設 (環境条件) 工事の内容 第十四条第2項 安全機能を有する施設 (検査試験) 工事の内容 第1-1輸送物保管区域の新設～	No. 3-8と同じ。	No. 3-8と同じ。
3-232	449	添2別表1-2-1 設計変更及び工事の内容 (設備・機器) 第十四条第1項 安全機能を有する施設 (環境条件) 工事の内容 第十四条第2項 安全機能を有する施設 (検査試験) 工事の内容 ～保管廃棄設備 ██████████ 廃棄物保管区域、保管廃棄設備 ██████████ 廃棄物保管区域の改造～	No. 3-48と同じ。	No. 3-48と同じ。
3-233	450	添2別表1-2-1 設計変更及び工事の内容 (設備・機器) 第二十条 廃棄施設 工事の内容 保管廃棄設備 ██████████ 廃棄物保管区域、保管廃棄設備 ██████████ 廃棄物保管区域の改造	No. 3-48と同じ。	No. 3-48と同じ。
3-234	450	添2別表1-2-1 設計変更及び工事の内容 (設備・機器) 第二十条 廃棄施設 工事の内容 保管廃棄設備 ██████████ 廃棄物保管区域、保管廃棄設備 ██████████ 廃棄物保管区域の改造	No. 3-47と同じ。	No. 3-47と同じ。
3-235	450	添2別表1-2-1 設計変更及び工事の内容 (設備・機器) その他許可で求める仕様 貯蔵能力 工事の内容 その他許可で求める仕様 輸送物臨界 工事の内容 第1-1輸送物保管区域の新設	No. 3-8と同じ。	No. 3-8と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m-(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No.*	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
3-236	450	添2別表1-2-1 設計変更及び工事の内容(設備・機器) その他許可で求める仕様 設備撤去 工事の内容 第1-1貯蔵容器保管設備 第1-1貯蔵容器保管区域、粉末・ペレット貯蔵容器I型、第1-1燃料集合体保管設備 第1-1燃料集合体保管区域の撤去	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No.3-5と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No.3-5と同じ。
3-237	459	添2表1-3-1 第1加工棟の各部位が有する安全機能 1階 壁・内部扉 防火区画の新設 	No.3-11と同じ。	No.3-11と同じ。
3-238	467	第1加工棟 部位案内図(1/3)	No.3-11と同じ。	No.3-11と同じ。
3-239	487	(外部からの衝撃による損傷の防止) (4) 火山活動(降下火砕物) ○第1加工棟 [8.1-B3] 第1加工棟については、加工事業変更許可申請書に示したとおり、屋根を恒密度1.5g/cm ³ とした降下火砕物の厚さ12cm分の重量に耐える実耐力を有する設計とする。降下火砕物に対する評価結果を付属書類5に示す。 また、降下火砕物が観測された場合の降下火砕物の除去等の措置については、保安規定に定める。	No.1-20と同じ。	No.1-20と同じ。
3-240	492	(外部からの衝撃による損傷の防止) (1) 近隣工場等の火災・爆発、交通事故による火災・爆発 ○第1加工棟、防護壁 防護壁No.1 [8.2-B2] ～加工事業変更許可申請書に示したとおり、加工施設外の火災・爆発及び敷地内危険物施設等の火災・爆発に対し、加工施設敷地内におけるボンベ置場(1)及び第1高圧ガス貯蔵施設(アンモニアタンク)の移設や燃料輸送車両の構内通行ルート及び駐車位置の制限を行うことにより、安全性を確保する。外部火災に対する評価結果を付属書類4に示す。～	No.1-72と同じ。	No.1-72と同じ。
3-241	494	(加工施設への人の不法な侵入等の防止) ○第1加工棟、防護壁 防護壁No.1 ○第1加工棟 [9.1-B1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。 ・立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止して管理。 ・加工施設の建物は、鉄筋コンクリート壁、鉄扉等堅牢な障壁を有する構造とする設計。 ・管理区域の出入口で、人の出入りを常時監視する管理。 ・核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する管理。 ・敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する管理。 第1加工棟は、加工施設敷地内に設置し、鉄筋コンクリート壁、鉄扉等の堅固な構造とすることで、人の不法な侵入を防止し、第1加工棟内部の核燃料物質を防護する。	No.1-79、No.1-80、No.1-81と同じ。	No.1-79、No.1-80、No.1-81と同じ。
3-242	495	(閉じ込めの機能) ～加工事業変更許可申請書では、閉じ込めの説明として、粉末状のウランを容器に密封して取り扱うこと、放射性塵埃物を汚染の広がりを防止するための措置を講じて保管管理すること及び管理区域を第1種管理区域と第2種管理区域に区分することを示している。以下にその適合性を説明する。	No.3-16と同じ。	No.3-16と同じ。
3-243	496	(閉じ込めの機能) ○第1-1輸送物保管区域 [10.1-F2] ウランを核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づいて閉じ込めの機能を確認した輸送容器に密閉して貯蔵する管理とする。	別表1-5 核燃料物質の最大貯蔵能力(第70条関係) (1) 第1加工棟 第1-1輸送物保管室 	基保-003加工施設の操作基準(燃料製造部) 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 「(第1-1輸送物保管区域の構造に核燃料物質を原子炉等規制法第59条第3項の規定に基づき承認を受けた輸送容器、又は「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」の技術基準に適合する輸送容器にて取り扱い又は貯蔵する旨を通知する。)」
3-244	496	(閉じ込めの機能) ○保管廃棄設備  [10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納した状態で保管廃棄する。 汚染の広がりを防止する措置としてプラスチックシート及びプラスチック袋に密封し、ドラム缶その他の金属製容器に収納することを保安規定及び保安規定に基づく下部規定に規定する。	No.3-16と同じ。	No.3-16と同じ。

(*) 本欄に記載のNo.n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
3-245	497	(閉じ込めの機能) ○第1加工棟 [10.1-B1] 第1加工棟では、ウランを輸送容器に密閉して貯蔵し、又は固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属容器に収納して密閉した状態で保管することから、汚染の発生するおそれはない。以上から、第1加工棟に、汚染の発生するおそれのない区域である第2種管理区域を設定する。～	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No.3-16と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No.3-16と同じ。
3-246	497	(閉じ込めの機能) ○第1加工棟 [10.1-B1] ～なお、加工事業変更許可申請書では、管理区域はその場所における外部放射線管理区域における外部放射線に係る線量が線量告示に定める値を超えるおそれのある場所を設定する方針を示している。本申請では、 旧前室を撤去すること、旧前室を管理区域から除外することから、加工事業変更許可申請書に示した管理区域境界から変更があるが、保安規定に基づく定期的な放射線管理測定の結果から、変更後の管理区域境界においても、外部放射線に係る線量が線量告示に定める値を超えるおそれのないことを確認している。	No.3-10、No.3-48と同じ。	No.3-10、No.3-48と同じ。
3-247	497	(閉じ込めの機能) ○第1加工棟 [10.1-B1] ～なお、加工事業変更許可申請書では、管理区域はその場所における外部放射線管理区域における外部放射線に係る線量が線量告示に定める値を超えるおそれのある場所を設定する方針を示している。本申請では、 旧前室を撤去すること、旧前室を管理区域から除外することから、加工事業変更許可申請書に示した管理区域境界から変更があるが、保安規定に基づく定期的な放射線管理測定の結果から、変更後の管理区域境界においても、外部放射線に係る線量が線量告示に定める値を超えるおそれのないことを確認している。	No.1-106と同じ。	No.1-106と同じ。
3-248	500	(火災等による損傷の防止) ○消火設備 消火器、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管 [11.1-F1] ～消火器は消防法に基づき法令点検で使用期限を確認し、使用期限が近づいているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行うとともに消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する構造のものを用いることを保安規定に定める。第1加工棟を含む加工施設に関する消火設備 屋外消火栓の配置を図り4-1-5に示す。また、消火設備 屋外消火栓に係る全体系統図を図り4-1-10に示す。～	No.1-56と同じ。	No.1-56と同じ。
3-249	500	(火災等による損傷の防止) ○消火設備 消火器、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管 [11.1-F1] ～第1加工棟は、屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、保安規定に基づき建物外から各室のアクセスルートを2つ以上確保する管理を行う。	No.1-60と同じ。	No.1-60と同じ。
3-250	503	(火災等による損傷の防止) ○第1加工棟 [11.3-B2] ～第1加工棟では、補強工事に係る詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で示した火災区域を変更し、これに伴い火災区画を変更することとした。変更後の火災区画を図へ2-1-5に示す。～	No.3-11と同じ。	No.3-11と同じ。
3-251	512	(安全機能を有する施設) ○全ての建物・構築物、設備・機器 [14.2-F1] [14.2-B1] 以下の設計の基本方針に基づいて、安全機能を確認するための検査及び試験並びにこれらの安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように設計する。 ・本設備の配置及び構造上の特徴、並びに設備の経年劣化の観点から、巡視、点検、定期事業者検査、並びに補修及び改造を含む加工施設の安全機能を維持するための活動（以下「保全」という。）において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。 ・保全において留意すべき事項を踏まえて、保全に係る計画（以下「保全計画」という。）を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。 ・保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。	No.1-1、No.1-3と同じ。	No.1-1、No.1-3と同じ。
3-252	516	(核燃料物質の貯蔵施設) 本加工施設においては、崩壊熱除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を取り扱わないため、該当しない。	No.1-99と同じ。	No.1-99と同じ。
3-253	517	(警報設備等) ○ガンマ線エリアモニタ 検出器 [18.1-F1] ガンマ線エリアモニタ 検出器は、異常に高い線量を検知したときに、既存の放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）で警報を発する設計とする。加工施設の安全性が著しく損なわれるおそれのある空間線量率として、米国の核燃料施設における警報装置の運用に係る知見から500 μSv/hを想定し、警報設定値はこれに至る前に異常を検知できるよう検出器の指示値等を考慮した上で設定し、保安規定に基づく下文書に定める管理を行う。～	(放射線測定器類の管理) 第53条 環境安全部長は、第59条の5に基づき、第62条の6に定める保全計画のもと、別表11に定める放射線測定器類を年1回点検・校正し、その機能が正常であることを確認する。 別表11 放射線測定器類(第53条関係) 第1加工棟 第1-3時蔵棟 第2加工棟 ガンマ線エリアモニタ	基保-001放射線管理基準 13.放射線測定器類の管理 13-2放射線測定器類の点検 環境安全部長は、別途定める保全計画に基づいて、表6に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。 (表6にガンマ線エリアモニタを含めている)

(*) 本欄に記載のNo.n-m(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
3-254	521	(放射線管理施設) ○ガンマ線エアモニタ 検出器 [19.1-F2] ～本申請に係る工事により、第1加工棟のガンマ線エアモニタ 検出器2台のうちの1台を移設するが、移設に当たっては第1加工棟で貯蔵しているウランをすべて別の施設に移動させてから工事を実施するとともに、工事のため一時的に停止する場合においても保安規定に基づく代替措置を講じることにより、安全機能を維持する。～	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 (放射線測定器類の管理) 第53条 2. 前項に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 基保-001放射線管理基準 13. 放射線測定器類の管理 13-3 放射線測定器類の修理または代替品の補充(第53条第2項) 前項に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。
3-255	523	(廃棄施設) ○保管廃棄設備 [20.1-F1] [20.2-F1] 第1加工棟に、固体廃棄物の保管廃棄設備(保管廃棄設備)を設ける。各室の固体廃棄物の保管廃棄能力を下表に示す。保管廃棄能力を変更する廃棄物保管区域があるが、第1加工棟全体では事業変更許可申請書どおりの約6020本である。また、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して、保管廃棄するものを収納したドラム缶、金属容器を指定した区域に保管廃棄するために床面にペイントで区域を明示する。	No.3-47と同じ。	No.3-47と同じ。
3-256	525	(遮蔽) 加工事業変更許可申請書に示したとおり、本加工施設においては、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量告示」という。)に定める線量限度を越えないことはもとより、公衆の被ばく線量及び放射線業務従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くする設計とする。また再生濃縮ウランの配置については、加工事業変更許可申請書に基づき保安規定に定めて管理する。	No.1-24と同じ。	No.1-24と同じ。
3-257	526	(遮蔽) ○第1加工棟、遮蔽壁 遮蔽壁No.1、遮蔽壁 遮蔽壁No.4、防護壁 防護壁No.1 [22.2-B1] 第1加工棟、遮蔽壁 遮蔽壁No.1、遮蔽壁 遮蔽壁No.4、防護壁 防護壁No.1の屋根、壁は、加工施設内の外部放射線を低減する遮蔽能力を有する。また、管理区域内での放射線業務従事者の放射線影響を可能な限り低減するよう、ウランの取扱量が多い貯蔵設備は、コンクリートの仕切り壁に囲まれた区画に配置する設計とするとともに、必要に応じて立入り時間を管理する。 但し、仕切り壁には貫通部は存在するが線量は有意に高くないため、特別な対策を講じる必要はない。	(被ばくの低減措置) 第50条 各部長は、管理区域内で作業を行う場合には、線量限度を越えないことはもとより、合理的に達成可能な放射線被ばくを低減するために、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線業務従事者の受ける線量を低くするよう努める。	基保-001放射線管理基準 10. 被ばくの低減措置 10-2 作業方法の立案(第50条第1項) 各部長は、工事業計画の策定にあたり、「合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減する」ため、「遮蔽」「距離」「時間」の外部被ばく防護の3原則を有効に利用すると共に内部被ばくの防護の観点(作業場所の核燃料物質を少なくする。作業前に湿式除染する。防護具を着用する。)から立案する。
3-258	534	(その他許可で求める仕様) ○第1加工棟 [19-B2] 第1加工棟の非管理区域の第1事務室の一部、第2種管理区域の第1集合体保管室(その後の名称変更により現在、第1-3部品加工室)、第1部品加工室(同 第1-1資材保管室)及び第1輸送容器保管室(同 第1-4部品加工室)を加工施設外の施設に変更する。これに伴って、第1加工棟の加工施設の建物と加工施設外の施設の建物を構造上隔離する工事を行う。～	No.2-155と同じ。	No.2-155と同じ。
3-259	535	(その他許可で求める仕様) ○第1-1貯蔵容器保管設備 第1-1貯蔵容器保管区域、粉末・ペレット貯蔵容器1型、第1-1燃料集合体保管設備 第1-1燃料集合体保管区域 [19-F3] 第1-1貯蔵容器保管設備 第1-1貯蔵容器保管区域、第1-1燃料集合体保管設備第1-1燃料集合体保管区域を撤去する。粉末・ペレット貯蔵容器1型の使用場所から第1加工棟を除外することに伴い、600個のうち480個を撤去する。	No.3-5、No.3-7と同じ。	No.3-5、No.3-7と同じ。
3-260	536	(その他許可で求める仕様) ○第1-1輸送物保管区域 [19-F2] 第1-1輸送物保管区域の最大貯蔵能力を [] とする。	No.3-8と同じ。	No.3-8と同じ。
3-261	536	(その他許可で求める仕様) ○第1-1輸送物保管区域 [19-F5] 第1-1輸送物保管区域では、耐震重要度分類第3類相当の固定措置として、輸送容器は1段積みとする。	No.1-34と同じ。	No.1-34と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m-(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
3-262	536	<p>(その他許可で求める仕様)</p> <p>○保管廃棄設備、保管廃棄設備、保管廃棄設備、保管廃棄設備、保管廃棄設備、保管廃棄設備、保管廃棄設備、保管廃棄設備、保管廃棄設備、保管廃棄設備</p> <p>〔99-F5〕</p> <p>地震対策として、保安規定に基づき各廃棄物保管区域ごとに使用するドラム缶、金属容器の種類、段数、配置を制限し、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止措置を講じる。200 Lドラム缶を使用する場合の段数、配置は、以下の管理を行う。～</p>	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-31、No.1-59と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-31、No.1-59と同じ。
3-263	589	付属書類 1 主要な加工施設の耐震性に関する説明書 5. 第1-1輸送物保管区域に貯蔵する輸送容器の固定措置に係る基本方針 (1) 概要 輸送物保管区域での燃焼性物質を収納した輸送容器は、事業変更許可申請書において、輸送容器自体の安全設計ではなく、輸送容器の滑りや転倒により周辺の設備・機器等の他の施設への影響を防ぐため、耐震重要度分類第3類相当の固定措置を講じている。 本設工認申請書では、第1-1輸送物保管区域で貯蔵する輸送容器は、粉末輸送容器、パレット輸送容器及び燃料集合体輸送容器であり、固定措置として1段置きで管理することとする。	No.1-34と同じ。	No.1-34と同じ。
3-264	590	付属書類 1 主要な加工施設の耐震性に関する説明書 6. 放射性廃棄物の金属製容器の転倒防止に係る基本方針 (1) 概要 廃棄物保管区域で保管廃棄に用いるドラム缶等の金属製容器は、事業変更許可申請書では、更なる安全対策として耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じている。 本設工認申請書では、保管廃棄に用いる200 Lドラム缶及び大型金属容器は、200 Lドラム缶は3段積み以下で固縛し転倒防止策を講じ、大型金属容器は1段置きで単体にて転倒防止策を講じている。	添付 1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 4. 設計想定事象の発生時(地震) 手順書の整備 2 燃料製造部長は、ドラム缶を段積みして保管する場合は、最上段のドラム缶をパレット及び金属治具により固縛する方法によって、地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないように対策を講じる。さらにパレットを連結させて転倒耐力を高める対策を講じる。また、ドラム缶の蓋をリングバンドで固定し、ドラム缶内の収納物はプラスチック袋に収納し、固体廃棄物が漏えいしない措置を講じる。一段積みする場合においても、ラッシングベルト等により複数本まとめて固縛する方法によって、転倒を防止する対策を講じる。 6 燃料製造部長は、ドラム缶等の他の金属製容器の保管廃棄に当たっては、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる。	基保-0.3.9設計想定事象等対処活動基準 9. 自然現象発生時(地震) (4) 手順書の整備 2 燃料製造部長は、ドラム缶を段積みして保管する場合は、最上段のドラム缶をパレット及び金属治具により固縛する方法によって、地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないように対策を講じる。さらにパレットを連結させて転倒耐力を高める対策を講じる。また、ドラム缶の蓋をリングバンドで固定し、ドラム缶内の収納物はプラスチック袋に収納し、固体廃棄物が漏えいしない措置を講じる。一段積みする場合においても、ラッシングベルト等により複数本まとめて固縛する方法によって、転倒を防止する対策を講じる。 6 燃料製造部長は、ドラム缶等の他の金属製容器の保管廃棄に当たっては、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる。
3-265	672	付属書類 2 火災等による損傷の防止に関する説明書 付属書類 1 主要な加工施設の耐震性に関する説明書 (3) 火災区域及び火災区画の設定 ～第1加工棟の火災区画は、最も大きい火災区画である1P-1を、1P-1と1P-5に細分化する変更を行い、万一の火災発生時に延焼範囲を限定する対策をとる。また、第1加工棟の第4-5廃棄物貯蔵室南西側の旧前室について、平成19年6月1日付加工事業変更許可において撤去予定であったが、まだ撤去工事に至っていないため、今回の評価では、火災区画1P-6として評価した。さらに、第4-8廃棄物貯蔵室北側の旧前室を撤去するため、当該部分を火災区画1P-1から除外し評価した。変更前(加工事業変更許可申請書に示したもの)及び変更後の第1加工棟の火災区画をそれぞれ図2-3、図2-4に示す。また、上記の火災区画の設定変更を反映させた各火災区画の床面積を表2-3に示す。	No.3-11と同じ。	No.3-11と同じ。
3-266	679	付属書類 2 火災等による損傷の防止に関する説明書 図2-4 火災区画(第1加工棟)変更後	No.3-11と同じ。	No.3-11と同じ。
3-267	680	付属書類 2 火災等による損傷の防止に関する説明書 (6) アクセスルート 第1加工棟には、消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置する。また、屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、保安規定に基づき建物外から各室へのアクセスルートを2つ以上確保する管理を行う。第1加工棟の建物外から各室のアクセスルートを図2-5に示す。 第1加工棟の消火活動時のアクセスルートについて、一部の外扉を撤去し閉止したことにより、加工事業変更許可申請書に記載のアクセスルートから変更したが、各室へのアクセスルートは2つ以上確保されている。	No.1-55と同じ。	No.1-55と同じ。
3-268	681	付属書類 2 火災等による損傷の防止に関する説明書 図2-5 消火活動時のアクセスルート(第1加工棟)	No.1-55と同じ。	No.1-55と同じ。
3-269	805	付属書類 6 放射性廃棄物ドラム缶(200L)の転倒防止策に関する説明書 ～200 Lドラム缶の段積みの場合、竜巻による飛散防止策(参考資料1に示す。)を兼ねて転倒防止策として固縛を行うが、この固縛は参考資料2に示す水平震度1.0(耐震重要度分類第1類)相当の加振試験で性能を確認した方法により行う。さらに固縛、連結した200 Lドラム缶の集合体に対して、水平震度1.0(耐震重要度分類第1類)相当にて転倒評価を行い、転倒しない配列とする。	No.1-31と同じ。	No.1-31と同じ。

(*) 本欄に記載のNo.n-m(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
3-270	816	<p>付属書類7 周辺環境における公衆の外部被ばく管理に関する説明書</p> <p>2 周辺監視区域等の設定 管理区域の周辺に周辺監視区域を設定し、周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度を超えないようにする。</p> <p>また、東西及び北側の敷地境界に隣接して、住友電気工業株式会社との「賃貸借契約書」により人の居住を制限する地域を設け、敷地境界外の人の居住する可能性のある区域における公衆の外部被ばくを合理的に達成可能な限り低くする。</p> <p>周辺監視区域等の設定について、加工事業変更許可申請書に示した評価からの変更点はない。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>(放射性液体廃棄物) 第74条 環境安全部長は、別図2-(2)の排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域域外における水中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>(放射性気体廃棄物) 第75条 環境安全部長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域域外の空気中の放射性物質濃度が線量告示で定める周辺監視区域域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>基準-001放射線管理基準 17. 放射性液体廃棄物 17-4 排水口の放射性液体廃棄物の管理 排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域域外における水中の濃度限度(3ヶ月についての平均値が20mBq/cm³(U234))を超えないようにするため、排水槽または貯留槽より排水を放出しようとするときは、その都度槽内の排水中の放射性物質濃度を測定し、その排水中の放射性物質濃度が、表8の水中の放射性物質濃度が管理目標値(3ヶ月についての平均値が8mBq/cm³(U234))以下であることを確認する。</p> <p>18. 放射性気体廃棄物 18-3 排気口の放射性気体廃棄物の管理 環境安全部長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するため以下の管理を行う。 排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域域外の空気中の放射性物質濃度が線量告示第8条に定める周辺監視区域域外における空気中の濃度限度(3ヶ月についての平均値が10mBq/cm³(U234))を超えないようにするため、排気口に排気用モニタを設置し排気中の放射性物質濃度が表8に定める管理目標値(3ヶ月についての平均値が1.5mBq/cm³(U234))以下であることを確認する。 環境安全部長は、排気用モニタのろ紙の測定記録である「排気中放射性物質濃度測定記録」またはチャート紙により放射性物質の濃度及び放出量を確認する。</p>
3-271	816	<p>付属書類7 周辺環境における公衆の外部被ばく管理に関する説明書</p> <p>3 貯蔵等の管理 周辺監視区域境界及び敷地境界外の人の居住する可能性のある区域において、本加工施設のウランの貯蔵及び放射性廃棄物の保管廃棄に起因する線量を合理的に達成可能な限り低くするために、必要に応じて建物等に放射線遮蔽を講じる。また、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの貯蔵等については、その影響が低くなるようにするため、設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置する。</p> <p>貯蔵等の管理について、加工事業変更許可申請書に示した評価からの変更点はない。</p>	No. 1-24と同じ。	No. 1-24と同じ。
4-1	16	(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、巡視・点検、施設定期自主検査、並びに補修及び改造を含む加工施設の安全機能を維持するための活動(以下「保全」という。)において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。	No. 1-1と同じ。	No. 1-1と同じ。
4-2	16	(7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全に係る計画(以下「保全計画」という。)を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。	No. 1-1と同じ。	No. 1-1と同じ。
4-3	16	(8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。	No. 1-3と同じ。	No. 1-3と同じ。
4-4	18	表ハ-1-2 成型施設の変更対象とする施設及び変更内容 第2加工棟 第2加工棟 ⑦防火区画等の改造	No. 3-11と同じ。	No. 3-11と同じ。
4-5	20	<p>表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 変更内容 ⑦防火区画等の改造(仕様を別表ハ-2-1-7に示す。) 火災による損傷の防止対策として、以下の改造を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2階11 通りA-B 間、C-D 間の防火シャッターを更新する(11)。 ・火災による損傷の防止対策として、中2階8-9 間通りA-B 通り間の窓を防火区画壁で閉止する。同様に2階5 通りB-C 間の壁開口部に防火板を設置し、2階1-2/B-C 通り間の床開口部を防火区画床で閉止する。 ・1階B 通り3-4 間、5-6 間及び1階C 通り3-4 間、5-6 間の防火区画壁を貫通する部屋排気ダクトを、当該防火区画壁を貫通しないルートに変更するため、ダクトルート変更後の鉄筋コンクリート壁開口部をモルタルで閉止する。(部屋排気ダクトのルート変更は次回以降の設工認で申請する。) ・同一の火災区域内に第1種管理区域とそれ以外の区域(第2種管理区域)が存在する火災区域2P-5、2P-7については、第1種管理区域の境界間仕切り壁及び境界壁に防火性能を追加し、第1種管理区域とそれ以外の区域を別の火災区画とする改造を行う。施設の運用上必要な火災区画境界上の開口部は耐火性能を有した防火板等を設置する。 	No. 3-11と同じ。	No. 3-11と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
4-6	26	表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 加工施設への人の不法な侵入等の防止 [9.1-B1] 加工施設を設置する事業所には、周辺監視区域を設け、周辺監視区域境界にはフェンス等を設置し、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止するとともに、加工施設の建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有することにより人の不法な侵入を防止する。 管理区域を設定する加工施設の建物へのIDカードによる出入管理を行うとともに、監視装置による集中監視を行うことにより人の不法な侵入を防止する。 手順に基づく承認を得てから核燃料物質等の移動を実施し、持出し点検及び監視を行うことにより核燃料物質等の不法な移動を防止する。 周辺監視区域への立ち入り時、点検を行うことにより加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件等が持ち込まれることを防止する。 第2加工棟は、別表ハ-2-1-9に示す材料を用いて、図ハ-2-1-1-5-4～図ハ-2-1-1-6-1に示すとおり鉄筋コンクリート造の外壁、鉄扉等の堅固な障壁を有する。 図ハ-2-1-5-7に示す管理区域入口において、管理区域を設定する加工施設の建物への人の出入りを監視する。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No.3-11と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No.3-11と同じ。
4-7	26	表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 加工施設への人の不法な侵入等の防止 [9.1-B2] 加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システム（施設運転制御システム）は、電気通信回路を通じた外部からの不正アクセスによる妨害行為又は破壊行為から防護するために、社内コンピュータシステムと接続せず、外部と物理的に遮断する。	No.1-23と同じ。	No.1-23と同じ。
4-8	27	表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-B1] 線量告示に基づき1.3 mSv/3 月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（第2種管理区域）とそうでない区域（第1種管理区域）とに区分する。 第2加工棟の管理区域区分を図ハ-2-1-5-7に示す。	No.1-40と同じ	No.1-40と同じ
4-9	28	表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 火災等による損傷の防止 [11.1-F1] ～(8012)消火設備 屋内消火栓は、消防法施行令第十一条に基づき、有効範囲を半径25 m とし、第2加工棟全域を包含できるように設置する。 第2加工棟には、消火活動のため火災源に近づくことができるアクセスルート及び(8012)消火設備 屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2以上確保する。 (8012)消火設備 屋内消火栓は次回以降申請する。)	No.1-62と同じ。	No.1-62と同じ。
4-10	28	表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 火災等による損傷の防止 [11.1-F2] 早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、消防法施行規則第二十四条に基づき、(8009)火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、(8009-11)火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を設置する。(8009)火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の発信機は、防火対象物の各階の各部分から歩行距離50 m 以下となるように配置する。 火災信号の発報箇所を限定するために、警戒区域は管理区域の別、工程の別等により消防法施行令第二十一条第2項の規定以上に細分化する。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3 関係） 1. 設計想定事象の発生時（内部火災） 資機材の配備 2. 設備管理部長は、加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備を、消防法に基づき設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。	基保-039設計想定事象等対処活動基準 6. 火災等発生時（内部火災） (3) 必要な電源その他資機材の配備 2. 設備管理部長は、加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備を、消防法に基づき設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。
4-11	32	表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 火災等による損傷の防止 [11.3-B2] ～第2加工棟の火災区画を図ハ-2-1-5-8に示す。ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画は、2P-1と2P-7（I）になる。	No.3-11と同じ。	No.3-11と同じ。
4-12	34	表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 安全避難通路等 [13.1-F1] 第2加工棟には、容易に識別できる(8027)緊急設備 避難通路を設置する。(8027)緊急設備 避難通路は非常口を含み、屋外へ避難できるよう誘導する。(8027)緊急設備 避難通路には避難用の照明として、建築基準法施行令第二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には(8029)緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条、消防法施行規則第二十八条の三に基づき防火対象物には(8029-4)緊急設備 誘導灯を設置する。	No.1-62と同じ。	No.1-62と同じ。
4-13	34	表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 安全避難通路等 [13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた(8038-4)緊急設備可搬型照明を設置する。 (8038-4)緊急設備 可搬型照明は本加工施設内に分散して配置する。 (8038-4)緊急設備 可搬型照明は次回以降申請する。(13)	No.1-60と同じ。	No.1-60と同じ。
4-14	35	表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 警報設備等 [18.1-F1] ～第2加工棟の第1種管理区域の室内の負圧は(6048)気体廃棄設備No.1差圧計によって監視し、負圧が維持できない場合は警報を発する。 (6048)気体廃棄設備No.1 差圧計は次回以降申請する。)	No.1-44と同じ。	No.1-44と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
4-15	38	表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 その他許可で求める仕様 [99-B1] 積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために第2加工棟の全ての屋根にアクセス可能とする。 全ての屋根へのアクセスルートを図ハ-2-1-1-2.4～図ハ-2-1-1-2.8に示す。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 7. 設計想定事象の発生時（火山活動（降下火砕物）） 手順書の整備 1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。 8. 設計想定事象の発生時（積雪） 手順書の整備 1 設備管理部長は、加工施設の建物は、「大阪府建築基準法施行細則」に定める積雪及び過去の最深積雪よりも深い積雪に対して十分に耐えるが、これを超える積雪が生じるおそれがある場合は、除雪等の処置を講じる。	基保-039 設計想定事象等対処活動基準 アンダーライン：設工認該当箇所 1.1. 自然現象発生時（火山活動（降下火砕物）） (4) 手順書の整備 1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。 1.2. 自然現象発生時（積雪） (4) 手順書の整備 1 設備管理部長は、加工施設の建物は、「大阪府建築基準法施行細則」に定める積雪及び過去の最深積雪よりも深い積雪に対して十分に耐えるが、これを超える積雪が生じるおそれがある場合は、除雪等の処置を講じる。
4-16	39	表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 注釈 (12) 熊取事業所は寒冷地には立地しておらず大阪府による凍結深度は設定されていない。(8012) 消火設備 屋内消火栓に接続する屋外の消火栓配管のうち、埋設の場合は公共建築工事標準仕様書（国土交通省官庁営繕部）に従い、地中埋設深さを車両道路では管の上端より600mm以上、それ以外は300mm以上とし、地上露出部では断熱材を設置する。	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。
4-17	152-156	図ハ-2-1-1-2.4 第2加工棟 工事概要図（4階）外部からの衝撃（降下火砕物・積雪）による損傷の防止 図ハ-2-1-1-2.5 第2加工棟 工事概要図（R階）外部からの衝撃（降下火砕物・積雪）による損傷の防止 図ハ-2-1-1-2.6 第2加工棟 工事概要図（南立面）外部からの衝撃（降下火砕物・積雪）による損傷の防止 図ハ-2-1-1-2.7 第2加工棟 工事概要図（北立面）外部からの衝撃（降下火砕物・積雪）による損傷の防止 図ハ-2-1-1-2.8 第2加工棟 工事概要図（東西立面）外部からの衝撃（降下火砕物・積雪）による損傷の防止	No.4-15と同じ。	No.4-15と同じ。
4-18	165-169	図ハ-2-1-1-3.7 第2加工棟 工事概要図（1階）火災による損傷の防止 図ハ-2-1-1-3.8 第2加工棟 工事概要図（中2階）火災による損傷の防止 図ハ-2-1-1-3.9 第2加工棟 工事概要図（2階）火災による損傷の防止 図ハ-2-1-1-4.0 第2加工棟 工事概要図（3階）火災による損傷の防止 図ハ-2-1-1-4.1 第2加工棟 工事概要図（4階）火災による損傷の防止	No.3-11と同じ。	No.3-11と同じ。
4-19	334	5. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。
4-20	334	5. 工事の方法 工事内容を以下に示す。 a. 第2加工棟 ①外壁の改造 ②外部扉の改造 ③コンクリート充填扉の新設 ④防護壁の新設 ⑤防護柵の新設 ⑥外部に面した不要な扉等の撤去及び閉止 ⑦防火区画等の改造 ⑧扉、グレーチング及び扉の改造	No.3-11と同じ。	No.3-11と同じ。

(*）本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
4-21	334	<p>4. 工事の方法</p> <p>本申請における施設の工事、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。</p> <p>(1) 工事上の注意事項</p> <p>a. 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。 ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。 ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外への立ち入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。 ・第1種管理区域の使用予定のない設備・機器並びに第1種管理区域における建物・構築物及び設備・機器に係る工事に伴い発生した廃材は、必要に応じて除染し、汚染の広がりを防止する措置を講じた後、廃棄物の仕掛品の保管場所にて金属製容器に収納し、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管施設で保管する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管容量約11170本（200Lドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値）は、現在の保管容量約8200本を踏まえ、新規基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管容量を十分に吸収できることを確認している。 ・第2種管理区域の使用予定のない設備・機器並びに第2種管理区域における建物・構築物及び設備・機器に係る工事に伴い発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。 ・工事における管理区域内の作業については、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等について記載した（工事）作業計画を策定し、作業を実施する。 ・工事の安全対策として、溶接作業は、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業は、墜落防止器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。 ・工事中においても給排気設備のすべて又は一部を稼働させることにより第1種管理区域の負圧を維持する。若しくは、保安規定に基づく閉じ込めの措置を講じた上で給排気設備を停止する。また、工事に伴い給排気設備の一部又はすべてを停止することにより所定の換気能力を確保できないおそれのある場合においては、放射線業務従事者に半面マスク等の保護具を着用させる。なお、本工事に伴い給排気設備を停止することはない。 ・閉じ込めの安全機能を有する第1種管理区域の境界（屋内間仕切り壁、外壁、これらの壁に設置された鋼製扉及び床）の工事中において、一時的に開口部が生じる場合は、当該開口部にグリーンハウスを設置する等の対策を行い、第1種管理区域の閉じ込め機能を維持する。 ・密封された核燃料物質等を一時的に非管理区域に移動させる場合等、「核原料物質又は核燃料物質の製造に関する規則等の規定に基づく微量限度等を定める告示」（原子力規制委員会告示第8号）第1条に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所が生じた場合には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。管理区域の解除を行う場合には、汚染がないことを確認する。 ・第1種管理区域内の工事において汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ工事対象部位の除染を行うか、必要に応じてグリーンハウスを設置する。 ・工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象区域から、他の区域に移動させる。核燃料物質の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けない工事区画に順次移し替える。工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。なお、本工事に伴って、核燃料物質の移動が必要な工事は実施しない。 ・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立ち入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講ずることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。 ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。 ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。 ・本工事において境界防止及び遮断に影響を及ぼす建物の工事は実施しない。 	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No.1-11-6と同じ。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No.1-11-6と同じ。</p>
4-22	335	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>b. 放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。 ・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び確固距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。 	<p>No.1-12と同じ。</p>	<p>No.1-12と同じ。</p>
4-23	335	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>c. 防火管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。 ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がなくことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。 ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。 	<p>No.1-13と同じ。</p>	<p>No.1-13と同じ。</p>
4-24	336	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>d. 異常発生時の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。 ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。 	<p>No.1-14と同じ。</p>	<p>No.1-14と同じ。</p>

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
4-25	336	(2) 工事手順 a. 第2加工棟 第2加工棟を図ハ-a-1に示す手順で改造する。 ～⑦防火区画等の改造：図ハ-a-1-7に示す手順で、図ハ-2-1-1-3-7～図ハ-2-1-1-4-5、図ハ-2-1-1-3-2-1及び図ハ-2-1-4-7に示す既存防火区画を防火区画壁、防火区画床、防火板等による閉止及び防火シャッタの改造を行う。また、火災区域内において、第1種管理区域境界とそれ以外の区域の境界間仕切り壁及び境界扉等に防火性能を追加する改造を行う。～	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No.3-11と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No.3-11と同じ。
4-26	344-346	⑦防火区画等の改造 図ハ-a-1-7 個別工事フロー ⑦-1 防火シャッタの更新(第2輸送容器保管室) ⑦-2 防火区画等の改造(第2-1事務室のボード閉止、第2燃料棒保管室、第2部品室、第2-1燃料棒検査室の防火板設置、第2-1燃料棒加工室の床の閉止) ⑦-3 第1種管理区域境界 火災区画壁の改造 ⑦-4 第1種管理区域境界 火災区画境界扉の改造 ⑦-5 防火区画開口部の閉止	No.3-11と同じ。	No.3-11と同じ。
4-27	350	(4) 工事中の加工施設の継続使用の理由 ～これらの安全機能を維持しながら、経過措置期限後に第2加工棟内で実施している加工施設の維持管理に不可欠な活動(放射性廃棄物の廃棄施設の運転、核燃料物質の貯蔵等)を今後も継続するため、第2加工棟及び第2加工棟の付属設備は、本申請において適合性を確認して継続使用する。その後、加工施設全体の性能に関する検査を受検するまでの間においても、安全機能が維持されている状態にする。この間の安全機能の維持に係る運用は保安規定に従って行う。	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。
4-28	372	(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、 <u>巡視・点検、施設定期自主検査、並びに補修及び改造を含む加工施設の安全機能を維持するための活動</u> (以下「保全」という。)において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。	No.1-1と同じ。	No.1-1と同じ。
4-29	372	(7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、 <u>保全に係る計画</u> (以下「保全計画」という。)を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。	No.1-1と同じ。	No.1-1と同じ。
4-30	372	(8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。	No.1-3と同じ。	No.1-3と同じ。
4-31	383	表ニ-2-2 ベレット編成挿入機No.1 ベレット保管箱搬送部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
4-32	386	表ニ-2-3 ベレット編成挿入機No.1 波板移載部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
4-33	389	表ニ-2-4 ベレット編成挿入機No.1 ベレット編成挿入部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
4-34	392	表ニ-3-1 燃料棒解体装置No.1 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
4-35	395	表ニ-4-1 燃料棒トレイ置台 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
4-36	398	表ニ-5-1 脱ガス設備No.1 真空加熱炉部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
4-37	401	表ニ－５－２ 脱ガス設備No.1 運搬台車 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No.2-105と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No.2-105と同じ。
4-38	404	表ニ－６－１ 第二端栓溶接設備No.1 燃料棒搬送No.1-1 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
4-39	407	表ニ－６－２ 第二端栓溶接設備No.1 第二端栓溶接No.1-1 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
4-40	410	表ニ－６－３ 第二端栓溶接設備No.1 第二端栓溶接No.1-2 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
4-41	413	表ニ－６－４ 第二端栓溶接設備No.1 燃料棒搬送No.1-2 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
4-42	416	表ニ－７－１ 燃料棒搬送設備No.1 燃料棒移載（１）部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
4-43	420	表ニ－７－２ 燃料棒搬送設備No.1 被覆管コンベア部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
4-44	423	表ニ－７－３ 燃料棒搬送設備No.1 除染コンベア部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
4-45	426	表ニ－７－４ 燃料棒搬送設備No.1 燃料棒トレイ移載部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
4-46	429	表ニ－８－１ 燃料棒搬送設備No.2 燃料棒移送装置（Ａ）仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
4-47	432	表ニ－9－1 燃料棒搬送設備No.3 燃料棒移載装置(2) 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 2-105と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 2-105と同じ。
4-48	435	表ニ－1 0－1 ベレット検査台No.2 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No. 2-105と同じ。	No. 2-105と同じ。
4-49	438	表ニ－1 1－1 燃料棒搬送設備No.8 被覆管コンベアNo.8-1 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No. 2-105と同じ。	No. 2-105と同じ。
4-50	441	表ニ－1 1－2 燃料棒搬送設備No.8 燃料棒移載No.8-1 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No. 2-105と同じ。	No. 2-105と同じ。
4-51	444	表ニ－1 1－3 燃料棒搬送設備No.8 燃料棒移載No.8-2 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No. 2-105と同じ。	No. 2-105と同じ。
4-52	466	表ニ－1 8－1 燃料棒搬送設備No.9 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No. 2-105と同じ。	No. 2-105と同じ。
4-53	532	5. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき(工事)作業計画を策定する。	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
4-54	532	<p>4. 工事の方法</p> <p>本申請における施設の設工の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。</p> <p>(1) 工事上の注意事項</p> <p>a. 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業に係る労働災害の防止に努める。 ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。 ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立ち入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。 ・第1種管理区域内で発生した廃棄物の仕掛品について、第1種管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛品の保管場所にて金属製容器に収納する。 ・第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管容量能力約11170本（200Lドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値）は、現在の保管容量約8200本を踏まえ、新規基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管容量を十分に吸収できることを確認している。 ・第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。 ・工事における管理区域内の作業については、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等について記載した（工事）作業計画を作成し、作業を実施する。 ・工事の安全対策として、溶接・溶断作業は、防護マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業は、墜落制止器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。 ・第1種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼働させることで負圧及び換気機能を維持する。 ・核燃料物質による汚染のおそれのある場所には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。管理区域の解除を行う場合には、汚染がないことを確認する。 ・核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置する。 ・工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も境界防止、閉じ込めの機能を維持する。 ・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立ち入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。 ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。 ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。 	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No. 1-11-6と同じ。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No. 1-11-6と同じ。</p>
4-55	533	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>b. 放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。 ・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び確固距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。 	<p>No. 1-12と同じ。</p>	<p>No. 1-12と同じ。</p>
4-56	534	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>c. 防火管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。 ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がなくことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。 ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。 	<p>No. 1-13と同じ。</p>	<p>No. 1-13と同じ。</p>
4-57	534	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>d. 異常発生時の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。 ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。 	<p>No. 1-14と同じ。</p>	<p>No. 1-14と同じ。</p>
4-58	545	<p>(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、巡視・点検、施設定期自主検査、並びに補修及び改造を含む加工施設の安全機能を維持するための活動（以下「保全」という。）において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。</p>	<p>No. 1-1と同じ。</p>	<p>No. 1-1と同じ。</p>
4-59	545	<p>(7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全に係る計画（以下「保全計画」という。）を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。</p>	<p>No. 1-1と同じ。</p>	<p>No. 1-1と同じ。</p>

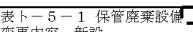
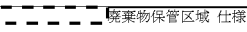
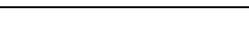
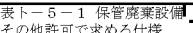
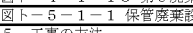
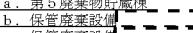
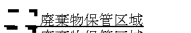

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
4-60	545	(8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-3と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-3と同じ。
4-61	580	5. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。
4-62	580	4. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。 (1) 工事上の注意事項 a. 一般事項 ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。 ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。 ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立ち入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。 ・第1種管理区域内で発生した廃棄物の仕掛品について、第1種管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛品の保管場所にて金属製容器に収納する。 ・第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した腐材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約11170 本（200 Lドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値）は、現在の保管廃棄量約8200 本を踏まえ、新規規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。 ・第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した腐材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。 ・工事における管理区域内の作業については、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等について記載した（工事）作業計画を作成し、作業を実施する。 ・工事の安全対策として、溶接・溶断作業は、防護マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業は、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。 ・第1種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼働させることで負圧及び換気機能を維持する。 ・核燃料物質による汚染のおそれのある場所には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。管理区域の解除を行う場合には、汚染がないことを確認する。 ・核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置する。 ・工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も臨界防止、閉じ込めの機能を維持する。 ・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立ち入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。 ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、監視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。 ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。
4-63	581	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 b. 放射線管理 ・管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。 ・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。	No. 1-12と同じ。	No. 1-12と同じ。
4-64	581	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 c. 防火管理 ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。 ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。 ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。	No. 1-13と同じ。	No. 1-13と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
4-65	581	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 d. 異常発生時の対策 ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。 ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-14と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-14と同じ。
4-66	590	(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保安において留意すべき事項を抽出し、記録する。保安を実施するため、その記録を維持する。	No. 1-1と同じ。	No. 1-1と同じ。
4-67	590	(7) 保安において留意すべき事項を踏まえて、保安計画を策定し、保安計画に基づき保安を実施する。	No. 1-1と同じ。	No. 1-1と同じ。
4-68	590	(8) 保安の実施結果及び原子力施設における保安に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保安の継続的改善を図る。	No. 1-3と同じ。	No. 1-3と同じ。
4-69	592	表ト-1-2 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設及び変更内容 固体廃棄物 第2廃棄物貯蔵棟 廃棄物保管区域 撤去 保管廃棄設備	(放射性液体廃棄物) 第74条 11. 前項の保管に当たっては、第73条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、放射性液体廃棄物の保管廃棄設備は、別図3に示す第5廃棄物貯蔵棟とする。 (第2廃棄物貯蔵棟→第5廃棄物貯蔵棟) 別図2-(2) 管理区域、保安区域及び周辺監視区域図 (第2廃棄物貯蔵棟は削除) 別図3 放射性廃棄物の保管廃棄設備 (第2廃棄物貯蔵棟に関する各記載を削除)	要保-009放射性廃棄物管理基準 6. 保管方法 6-2 放射性液体廃棄物 環境安全部長は、放射性液体廃棄物（廃油等の液体ゴミ類）が入った液体廃棄物用のドラム缶を図2に示す第5廃棄物貯蔵棟で保管廃棄する。第5廃棄物貯蔵棟の保管廃棄能力は、加工事業許可及び設工認に基づき第3表のとおりとする。 (下部規定内の図面で、第2廃棄物貯蔵棟を示しているものは、第2廃棄物貯蔵棟を削除し、第5廃棄物貯蔵棟を追加する)
4-70	592	表ト-1-2 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設及び変更内容 建物 第5廃棄物貯蔵棟 第5廃棄物貯蔵棟 新設	(放射性液体廃棄物) 第74条 前項の保管に当たっては、第73条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、放射性液体廃棄物の保管廃棄設備は、別図3に示す第5廃棄物貯蔵棟とする。(第2廃棄物貯蔵棟→第5廃棄物貯蔵棟) 別図2-(2) 管理区域、保安区域及び周辺監視区域図 (第5廃棄物貯蔵棟を追加) 別図3 放射性廃棄物の保管廃棄設備 (第5廃棄物貯蔵棟に関する記載を追加)	要保-009放射性廃棄物管理基準 6. 保管方法 6-2 放射性液体廃棄物 環境安全部長は、放射性液体廃棄物（廃油等の液体ゴミ類）が入った液体廃棄物用のドラム缶を図2に示す第5廃棄物貯蔵棟で保管廃棄する。第5廃棄物貯蔵棟の保管廃棄能力は、加工事業許可及び設工認に基づき第3表のとおりとする。 (下部規定内の図面で、第2廃棄物貯蔵棟を示しているものは、第2廃棄物貯蔵棟を削除し、第5廃棄物貯蔵棟を追加する)
4-71	592	表ト-1-2 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設及び変更内容 固体廃棄物 第5廃棄物貯蔵棟 廃棄物保管区域 新設 保管廃棄設備	No. 4-70と同じ。	No. 4-70と同じ。
4-72	592	表ト-2-1 第2廃棄物貯蔵棟 仕様 変更内容 撤去	No. 4-69と同じ。	No. 4-69と同じ。
4-73	593		No. 4-69と同じ。	No. 4-69と同じ。
4-74	594	表ト-3-1 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様 変更内容 撤去	No. 4-69と同じ。	No. 4-69と同じ。
4-75	595	表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様 変更内容 新設 一般仕様 その他の性能 危険物としての貯蔵量は、最大20000 L（指定数量の倍数5 未満）とする。	No. 4-69と同じ。	No. 4-69と同じ。
4-76	598	表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様 加工施設への人の不法な侵入等の防止 [9. I-B1] 加工施設を設置する事業所には、周辺監視区域を設け、周辺監視区域境界にはフェンス等を設置し、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止するとともに、加工施設の建物は鉄筋コンクリート造、鉄筋等の堅固な障壁を有することにより人の不法な侵入を防止する。 ～手順に基づく承認を得てから核燃料物質等の移動を実施し、持出し点検及び監視を行うことにより核燃料物質等の不法な移動を防止する。 周辺監視区域への立ち入時には、点検を行うことにより加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件等が持ち込まれることを防止する。～	No. 1-78、No. 1-79、No. 1-80と同じ。	No. 1-78、No. 1-79、No. 1-80と同じ。
4-77	595	表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様 閉じ込めの機能 [10. I-B1] ～第5廃棄物貯蔵棟には、汚染の発生するおそれのない区域である第2種管理区域のみを設定する。 火災等による損傷の防止 [11. 3-B2] 第5廃棄物貯蔵棟は、建物全体を1つの火災区域として設定する。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。～	No. 4-69と同じ。	No. 4-69と同じ。
4-78	600	表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様 安全避難通路等 [13. 1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた(8038-4)緊急設備可搬型照明を設置する。(8038-4)緊急設備可搬型照明は本加工施設内に分散して配置する。	No. 1-123と同じ。	No. 1-123と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
4-79	609	表ト-5-1 保管廃棄設備  廃棄物保管区域 仕様 変更内容 新設 一般仕様 その他の性能 保管廃棄能力  ドラム缶 (200 L缶、2 段積み以下) で保管廃棄する。～ 廃棄施設 [20.1-F1]  の保管廃棄能力を有する。 [20.1-F2] 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No.4-69と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No.4-69と同じ。
4-80	610	表ト-5-1 保管廃棄設備  廃棄物保管区域 仕様 その他許で求める仕様 [99-F5] 200 Lドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策(固縛措置含む。)を講じる。 200 Lドラム缶は、F3 電線によって飛散することのないよう空力パラメータが0.0032 以下となるように固縛する措置を講じる。	No.1-31と同じ。	No.1-31と同じ。
4-81	612	図ト-4-1-1-1 第5 廃棄物貯蔵棟、第2 廃棄物貯蔵棟 建物配置図	No.4-69と同じ。	No.4-69と同じ。
4-82	623	図ト-4-1-1-2 第5 廃棄物貯蔵棟 管理区域区分	No.4-69と同じ。	No.4-69と同じ。
4-83	624	図ト-4-1-1-3 第5 廃棄物貯蔵棟 火災区域及び火災区画	No.4-69と同じ。	No.4-69と同じ。
4-84	626	図ト-5-1-1 保管廃棄設備  廃棄物保管区域図	No.4-69と同じ。	No.4-69と同じ。
4-85	627	5. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき(工事)作業計画を策定する。	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。
4-86	627	5. 工事の方法 工事内容を以下に示す。 a. 第5 廃棄物貯蔵棟 b. 保管廃棄設備  廃棄物保管区域 c. 保管廃棄設備  廃棄物保管区域 ②保管廃棄設備  廃棄物保管区域撤去工事 d. 第2 廃棄物貯蔵棟 ①第2 廃棄物貯蔵棟撤去工事	No.4-69と同じ。	No.4-69と同じ。
4-87	626	4. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき(工事)作業計画を策定する。 (1) 工事上の注意事項 a. 一般事項 ・工事の保安については、保安規定に併せて、労働安全衛生法に基づき作業に係る労働災害の防止に努める。 ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。 ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外への立ち入り制限する。また、常に整理整頓に努める。 ・第1種管理区域の使用予定のない設備・機器並びに第1種管理区域における建物・構築物及び設備・機器に係る工事に伴い発生した塵埃は、必要に応じて除染し、汚染の広がりを防止する措置を講じた後、廃棄物の仕込みの保管場所にて金属製容器に収納し、ドラム缶等に収納し、放射線防護設備の保管施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射線防護設備の現状の最大保管廃棄能力約1170 本(200 Lドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値)は、現在の保管廃棄量約8200 本を踏まえ、新規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。 ・第2種管理区域の使用予定のない設備・機器並びに第2種管理区域における建物・構築物及び設備・機器に係る工事に伴い発生した塵埃は、保安規定に基づき放射性廃棄物でない廃棄物(NR)に係る措置の手順に従って廃棄する。 ・工事における管理区域内の作業については、工事手順、裝備、放射線管理、連絡体制等について記載した(工事)作業計画を策定し、作業を実施する。 ・工事の安全対策として、溶接作業は、防護マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業は、墜落防止用具の装着、足場の設置等により落下を防止する。 ・工事中において給排気設備のすべて又は一部を稼働させることにより第1種管理区域の負圧を維持する。若しくは、保安規定に基づく閉じ込めの措置を講じた上で給排気設備を停止する。また、工事に伴い給排気設備の一部又はすべてを停止することにより所定の換気能力を確保できないおそれのある場合には、放射線業務従事者に半面マスク等の保護具を着用させる。 ・閉じ込めの安全機能を有する第1種管理区域の境界(屋内間仕切り壁、外壁、これらの壁に設置された網戸及び床)の工事中において、一時的に閉じ込めが解除される場合は、当該開口部にグリーンハウスを設置する等の対策を行い、第1種管理区域の閉じ込め機能を維持する。なお、本工事の対象範囲に第1種管理区域での工事はない。 ・密閉された核燃料物質等を一時的に非管理区域に移動させる場合等、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則」等の規定に基づく限量限度等を定める告示(原子力規制委員会告示第8号)第1条に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所が生じた場合には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。管理区域の解除を行う場合には、汚染がないことを確認する。 ・第1種管理区域内の工事において汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ工事対象部位の除染を行うか、必要に応じてグリーンハウスを設置する。 ・工事の表層に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象区域から、他の区域に移動させる。核燃料物質を他の設備に移動させることが困難な場合は、工事の種類等の工事範囲に及び、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事範囲に順次移し替える。工事対象部位に発生した核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事範囲に順次移し替える。工事の影響を受けるおそれのない工事範囲に発生した核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事範囲に順次移し替える。工事の影響を受けるおそれのない工事範囲に発生した核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事範囲に順次移し替える。 ・工事の表層に当たり、可能な限り放射性固体廃棄物を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。放射性固体廃棄物、放射性液体廃棄物を他の設備に移動することが困難な場合は、工事の種類等の工事範囲に及び、工事の影響を受けるおそれのある放射性固体廃棄物、放射性液体廃棄物を、工事の影響を受けるおそれのない工事範囲に順次移し替える。工事対象部位以外に発生した放射性固体廃棄物、放射性液体廃棄物を、工事の影響を受けるおそれのない工事範囲に順次移し替える。 ・工事の表層に当たり、資機材や工機等の搬入等のための周辺監視区域への人の立ち入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講ずることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。 ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡回、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。 ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。 ・本工事において除染防止及び汚染に影響を及ぼす建物の工事は実施しない。	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m-(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
4-88	629	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 b.放射線管理 ・管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。 ・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び隔離距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-12と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-12と同じ。
4-89	629	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 c.防火管理 ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。 ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物が無いことを確認する。また、周辺の設備を不燃シート等により養生する。 ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。	No. 1-13と同じ。	No. 1-13と同じ。
4-90	629	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 d.異常発生時の対策 ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。 ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。	No. 1-14と同じ。	No. 1-14と同じ。
4-91	635	図ト-d-1 個別工事フロー d. 第2廃棄物貯蔵棟 注釈 注1：第2種管理区域の使用予定のない設備・機器は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。
4-92	636	(4) 加工施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由～また、第5廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟の付属設備、並びに保管廃棄設備第5廃棄物貯蔵室 廃棄物保管区域は、本申請において適合性を確認し、その後、加工施設全体の性能に関する検査を受検するまでの間においても、安全機能が継続して維持されている状態にする。この間の安全機能の維持に係る運用は保安規定に従って行う。	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。
4-93	644	(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、巡視・点検、施設定期自主検査、並びに補修及び改造を含む加工施設の安全機能を維持するための活動（以下「保全」という。）において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。	No. 1-1と同じ。	No. 1-1と同じ。
4-94	644	(7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全に係る計画（以下「保全計画」という。）を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。	No. 1-1と同じ。	No. 1-1と同じ。
4-95	644	(8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。	No. 1-3と同じ。	No. 1-3と同じ。
4-96	658	一般産業用工業品の設備・機器である表チー5-1に示す機器について、使用前事業者検査及び使用前確認で要求事項が満足されることを確認できたものは、その後の更新や交換に限っては、本設工認申請書の要求事項を満足することを事業者が確認するものとし、設工認申請や使用前確認の申請は実施しないものとする。なお、当該設備・機器等の更新や交換については、保安規定に基づき更新や交換に関する手順を別途定め、実施する。	（調達プロセス） 第12条の8 2. 担当部長及び担当グループ長は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を保安文書に明確に定めることを含む。）を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、次に示すような管理の方法及び程度を定める。 ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。 ・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること	基保-022 調達管理基準 3. 調達プロセス (2) 調達主管部門は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者（以下「調達先」という。）及び調達物品等に対して適用される管理の方法（※1）及び程度（力量を有するものを組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の調達先等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように次に示すような適切な管理の方法及び程度を定める。 ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を調達先等から入手し、当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。 ・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を調達先等に提供し、調達先等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。
4-97	667	5. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m-(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
4-98	668	<p>4. 工事の方法</p> <p>本申請における施設の設工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。</p> <p>(1) 工事上の注意事項</p> <p>a. 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業員に係る労働災害の防止に努める。 ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。 ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立ち入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。 ・第1種管理区域内で発生した廃棄物の仕掛品について、第1種管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛品の保管場所にて金属製容器に収納する。 ・第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管施設で保管する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管容量約11170本（200Lドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値）は、現在の保管容量約8200本を踏まえ、新規基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管容量を十分に吸収できることを確認している。 ・第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。 ・工事における管理区域内の作業については、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等について記載した（工事）作業計画を作成し、作業を実施する。 ・工事の安全対策として、溶接作業は、防護マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業は、墜落制止器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。 ・第1種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼働させることで負圧及び換気機能を維持する。 ・核燃料物質による汚染のおそれのある場所には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。管理区域の解除を行う場合には、汚染がないことを確認する。 ・核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置する。 ・工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も境界防止、閉じ込めの機能を維持する。 ・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立ち入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。 ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。 ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。 	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No. 1-11-6と同じ。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No. 1-11-6と同じ。</p>
4-99	668	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>b. 放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理区域内で実施する作業においては、作業員は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。 ・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び距離距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。 	No. 1-12と同じ。	No. 1-12と同じ。
4-100	668	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>c. 防火管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。 ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。 ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。 	No. 1-13と同じ。	No. 1-13と同じ。
4-101	668	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>d. 異常発生時の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。 ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。 	No. 1-14と同じ。	No. 1-14と同じ。
4-102	671	<p>図チー a-2 工事フロー ②モニタリングポスト設置工事（屋外） 注釈 （注）モニタリングポストNo.1、モニタリングポストNo.2は、図リ-2-1-1-7に示すとおり、非常用電源系統に接続されていることを確認する。本申請において電源系統の状態を確認後、非常用電源設備No.1非常用発電機及び非常用電源設備No.2非常用発電機の適合性確認までの間においてもその状態を継続し安全機能を維持する。</p>	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No.*	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
			青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所
4-103	672	図チー a - 3 工事フロー ③放射線監視盤（モニタリングポスト）設置工事（第2加工棟）、④既存の設備・機器の撤去工事（屋外） 注釈 （注）放射線監視盤（モニタリングポスト）は、図リー2-1-7に示すとおり、非常用電源系統に接続されていることを確認する。本申請において電源系統の状態を確認後、非常用電源設備No.1 非常用発電機及び非常用電源設備No.2 非常用発電機の適合性確認までの間においてもその状態を継続し安全機能を維持する。	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。
4-104	673	(4) 工事中の加工施設の継続使用の理由 ～モニタリングポストNo.1、モニタリングポストNo.2及び放射線監視盤（モニタリングポスト）は、周辺監視区域境界付近における空間線量率を監視及び測定するための安全機能を有する。これらの安全機能を維持するため、本申請において適合性を確認して継続使用する。その後、加工施設全体の性能に関する検査を受検するまでの間においても、安全機能が維持されている状態にする。この間の安全機能の維持に係る運用は保安規定に従って行う。	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。
4-105	679	(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。	No.1-1と同じ。	No.1-1と同じ。
4-106	679	(7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。	No.1-1と同じ。	No.1-1と同じ。
4-107	679	(8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。	No.1-3と同じ。	No.1-3と同じ。
4-108	683	表リー1-2 その他の加工施設の変更対象とする施設及び変更内容 第2加工棟 緊急設備 避難通路 新設	No.1-62と同じ。	No.1-62と同じ。
4-109	683	表リー1-2 その他の加工施設の変更対象とする施設及び変更内容 第5廃棄物貯蔵棟 緊急設備 避難通路 新設 第5廃棄物貯蔵棟 緊急設備 非常用照明 新設 第5廃棄物貯蔵棟 緊急設備 誘導灯 新設	No.1-62と同じ。	No.1-62と同じ。
4-110	688	～(8034)緊急設備 避難通路、(8037)緊急設備 非常用照明、(8037-2)緊急設備 誘導灯について、使用前事業者検査及び使用前確認で要求事項が満足されることを確認できたものは、その後の更新や交換に限っては、本設工認申請書の要求事項を満足することを事業者が確認するものとし、設工認申請や使用前確認の申請は実施しないものとする。なお、当該設備・機器等の更新や交換については、保安規定に基づき更新や交換に関する手順を別途定め、実施する。	No.4-96と同じ。	No.4-96と同じ。
4-111	690	図リー2-1-1-1-1 第2加工棟 緊急設備 配置図（1階）	No.1-62と同じ。	No.1-62と同じ。
4-112	691	図リー2-1-1-1-2 第2加工棟 緊急設備 配置図（中2階）	No.1-62と同じ。	No.1-62と同じ。
4-113	692	図リー2-1-1-3 第2加工棟 緊急設備 配置図（2階）	No.1-62と同じ。	No.1-62と同じ。
4-114	693	図リー2-1-1-4 第2加工棟 緊急設備 配置図（3階）	No.1-62と同じ。	No.1-62と同じ。
4-115	694	図リー2-1-1-5 第2加工棟 緊急設備 配置図（4階）	No.1-62と同じ。	No.1-62と同じ。
4-116	712	図リー2-1-1-6 第5廃棄物貯蔵棟 緊急設備等 配置図	No.1-62と同じ。	No.1-62と同じ。
4-117	721	5. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。
4-118	721	5. 工事の方法 ～工事内容を以下に示す。なお、緊急設備 防護壁及び防護柵、緊急設備 防護壁、緊急設備 コンクリート閉止部、緊急設備 堰、密閉構造扉については、ハ、成型施設の項で示す。 a. 第2加工棟の付属設備 ①緊急設備 避難通路の新設～ b. 第5廃棄物貯蔵棟の付属設備 ①緊急設備 避難通路の新設 ②通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、消火設備 消火器、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯の新設～	No.1-62と同じ。	No.1-62と同じ。

(*) 本欄に記載のNo.n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
4-119	721	<p>4. 工事の方法</p> <p>本申請における施設の設工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。</p> <p>(1) 工事上の注意事項</p> <p>a. 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業に係る労働災害の防止に努める。 ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。 ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立ち入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。 ・第1種管理区域内で発生した廃棄物の仕掛品について、第1種管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛品の保管場所にて金属製容器に収納する。 ・第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管容量約11170本（200Lドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値）は、現在の保管容量約8200本を踏まえ、新規基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管容量を十分に吸収できることを確認している。 ・第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。 ・工事における管理区域内の作業については、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等について記載した（工事）作業計画を作成し、作業を実施する。 ・工事の安全対策として、溶接作業は、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業は、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。 ・第1種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼働させることで負圧及び換気機能を維持する。 ・核燃料物質による汚染のおそれのある場所には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。管理区域の解除を行う場合には、汚染がないことを確認する。 ・核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置する。 ・工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も境界防止、閉じ込めの機能を維持する。 ・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立ち入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。 ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。 ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。 	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No. 1-11-6と同じ。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No. 1-11-6と同じ。</p>
4-120	722	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>b. 放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。 ・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び確固距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。 	<p>No. 1-12と同じ。</p>	<p>No. 1-12と同じ。</p>
4-121	723	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>c. 防火管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。 ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がなくことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。 ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。 	<p>No. 1-13と同じ。</p>	<p>No. 1-13と同じ。</p>
4-122	723	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>d. 異常発生時の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。 ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。 	<p>No. 1-14と同じ。</p>	<p>No. 1-14と同じ。</p>
4-123	726	<p>図リーa-2 工事フロー 注釈</p> <p>(注1) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管施設で保管廃棄する。</p> <p>第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。</p>	<p>No. 1-11-6と同じ。</p>	<p>No. 1-11-6と同じ。</p>

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
4-124	726	図リ a-2 工事フロー 注釈 (注1) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。 第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-11-6と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-11-6と同じ。
4-125	726	図チ a-2 工事フロー 注釈 (注2) 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））の作動の検査は、～、通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）を介して通話可能な状態を確認後、通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）の適合性確認までの間においてもその状態を継続し安全機能を維持する。 (注) 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯のうち室内天井ボードに設置している一部の設備の工事に当たっては、～、非常用電源系統に接続されていることを確認する。本申請において電源系統の状態を確認後、非常用電源設備No.1及び非常用電源設備No.2の適合性確認までの間においてもその状態を継続し安全機能を維持する。	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。
4-126	727	図リ a-3 工事フロー 注釈 (注1) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。 第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。
4-127	727	図リ a-3 工事フロー 注釈 (注) ～通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））は、図リ 2-1-7に示すとおり、非常用電源系統に接続されていることを確認する。本申請において電源系統の状態を確認後、非常用電源設備No.1及び非常用電源設備No.2の適合性確認までの間においてもその状態を継続し安全機能を維持する。	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。
4-128	730	図リ b-2 工事フロー 注釈 (注) ～通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））は、図リ 2-1-10に示すとおり、通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）に接続し、所内携帯電話機（PHS アンテナ）に付属する所内携帯電話機（PHS）を使用して、通話可能な状態を確認する。所内携帯電話機（PHS）は、事故時活動の拠点として機能する緊急対策本部に設置する。通話可能な状態を確認後、通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）の適合性確認までの間においてもその状態を継続し安全機能を維持する。	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。
4-129	731	図リ b-3 工事フロー 注釈 (注) ～火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、図リ 2-1-13に示すとおり、非常用電源系統に接続されていることを確認する。本申請において電源系統の状態を確認後、非常用電源設備No.1及び非常用電源設備No.2の適合性確認までの間においてもその状態を継続し安全機能を維持する。	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。
4-130	732	図リ c-1 工事フロー 注釈 (注) 第2種管理区域の使用予定のない設備・機器は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。
4-131	743-786	保安品質保証計画書	(保安品質マニュアル) 第4条の3 社長は、保安品質マニュアルとして「保安品質保証計画書」を制定し、次に掲げる事項を定める。	保社-1001 保安品質保証計画書
4-132	801	なお、貯蔵施設以外の設備・機器における取扱量は、貯蔵施設の最大取扱量の内数として管理しているが、ここでは保守的に全ての設備・機器の取扱量の総和とする。	No. 1-30と同じ。	No. 1-30と同じ。
4-133	801	また、取り扱うウランの性状を考慮して、耐震重要度分類第1類の設備に収納する燃料棒及び燃料集合体はDR=0.002、第2類及び第3類の設備に収納される燃料棒及び燃料集合体はDR=0.02、第1類相当の固縛を行ったドラム缶はDR=0.001、第1類の設備に収納される粉末保管容器はDR=0.02、第2類及び第3類の設備に収納する粉末保管容器はDR=0.2、保護容器（IDAF型輸送容器）はDR=0.002に設定した。	No. 1-31と同じ。	No. 1-31と同じ。
4-134	801	ウランは耐衝撃性能を有した保護容器及び粉末保管容器に密閉している。保護容器は1設置まで取扱いは最大高さを1m以下で管理するため落下しても破損は生じないが保守的に10%が影響を受けるものとする。また粉末保管容器内については、上記と同様に取り扱う。	No. 1-32と同じ。	No. 1-32と同じ。
4-135	801	地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないように、ドラム缶を強固に固定するが、転倒する割合は安全側に10%とする。また、転倒したドラム缶のうち蓋が開く割合として10%見込む。さらに蓋が開いたドラム缶からウランが漏れ出す割合として10%見込む。	No. 1-31と同じ。	No. 1-31と同じ。
4-136	801	F3 竜巻の竜巻荷重あるいは飛来物による損傷を想定する建物を添5ヌ(n)の第3表に示す。建物内におけるウランを含む設備・機器については、必要に応じて固縛対策を施すため、これらの設備・機器が建物外へ飛散することはない。また、規則解釈別記に示される考えに従い、固縛等以外のF3 竜巻対策を評価上考慮しないものとしている。	No. 1-34と同じ。	No. 1-34と同じ。
4-137	802	添5ヌ(n)の第3表 F3 竜巻の建物への影響 注2：第1加工棟北側に設置する遮蔽壁を兼ねた防護壁及び竜巻のソフト対策として行う車面の退避措置により、トラックウィング車は第1加工棟に飛来するおそれがないことから、ワゴン車の飛来を想定する。	No. 1-35と同じ。	No. 1-35と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m-(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
			青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所
4-138	802	第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟は、想定する飛来物が壁を貫通するおそれがある。第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟の保管廃棄施設では想定する飛来物から直接的な影響を受けるドラム缶に対してDR=1とし、これ以外は飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶の固縛は、専用の治具によりドラム缶の蓋を拘え、蓋が開きにくい措置を講じることからDR=0.01とする。	No. 1-31と同じ。	No. 1-31と同じ。
4-139	802	～、降下火砕物が降下したときの対策として、建物に降下火砕物の堆積が認められれば、降下火砕物を除去する措置を講じることとする。ここでは、降下火砕物の除去作業が実施できないことを想定し、降下火砕物の堆積による影響について評価した。～	No. 1-20と同じ。	No. 1-20と同じ。
4-140	803	(ii) 単一ユニットとしての設備・機器のうち、その形状寸法を制限することが困難な場合は、取り扱う核燃料物質の質量について適切な核的制限値を設ける。質量の核的制限値を設ける場合は二重装荷を想定しても臨界に達するおそれのない質量とする。質量を制限する場合、誤操作等を考慮しても上記の制限値を超えない対策として、信頼性の高いインターロックを設置する。なお、最小臨界質量以下のウランを取り扱う一部の設備・機器については、受け入れる前に、教育・訓練を受けた二人の操作員が核燃料物質の質量を確認し、核的制限値未満であることを確認する。形状寸法、質量のいずれの制限も適用することが困難な場合は、質量又は幾何学的形状の核的制限値を設定し、又はそれらのいずれかと減速条件を組み合わせて制限する。	No. 1-96と同じ。	No. 1-96と同じ。
4-141	803	(vi) 核的制限値の維持・管理については以下のとおりとし、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないものとする。(a) ウラン粉末を受け入れる場合、受け入れる前に、材料証明書により濃縮度、化学的組成、密度及び減速条件を表す水素対ウラン原子数比（以下H/Uという。）を確認する。	No. 1-107と同じ。	No. 1-107と同じ。
4-142	804	加工施設を臨界安全管理上、次の9つの領域に区分して管理する。	No. 1-19と同じ。	No. 1-19と同じ。
4-143	805	放射線防護上の遮蔽のために壁、屋根、遮蔽壁等を設け、かつ、再生濃縮ウランの貯蔵及び保管座乗する位置を管理することにより、通常時における貯蔵施設及び放射性廃棄物の保管廃棄施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSv より十分に低減する設計とする。	No. 1-24と同じ。	No. 1-24と同じ。
4-144	805	粉末状のウランは、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造の粉末保管容器に収納して保管し、ウラン粉末の飛散及び漏えいのないように管理する。	No. 1-41と同じ。	No. 1-41と同じ。
4-145	806	粉末状のウランは、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造の粉末保管容器に収納して保管し、ウラン粉末の飛散及び漏えいのないように管理する。	No. 1-42と同じ。	No. 1-42と同じ。
4-146	806	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(4) ウランを収納する設備・機器からの飛散及び漏えいを防止するため、定期的に巡視及び点検等を行い、異常の有無を確認する。巡視及び点検箇所は設備・機器の設計及び改造時にあらかじめ定め、設備・機器の経年変化等を考慮して定期的に見直す。	No. 2-58と同じ。	No. 2-58と同じ。
4-147	806	また、異常を確認した場合は、その原因を究明して必要な対策を講じることにより、排気中の放射性物質の濃度を合理的に達成できる限り低減し、線量告示に定める周辺監視区域外の空气中濃度限度以下となるようにする。	No. 2-59と同じ。	No. 2-59と同じ。
4-148	807	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(3) 第1種管理区域内の室内の圧力は、高性能エアフィルタ、排風機及び排気ダクトで構成する排気設備によって外気に対して負圧を維持することにより閉じ込めの管理を行い、室内の負圧は差圧計によって監視する。また、排気設備を停止し、当該負圧を維持しない場合にあつては、核燃料物質の取扱いを停止するとともに、加工設備本体の設備における核燃料物質の除去及び貯蔵施設での保管等による閉じ込めの管理を行う。	No. 1-44と同じ。	No. 1-44と同じ。
4-149	807	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。第1種管理区域内の部屋は、排気設備により閉じ込めの管理を行う場合にあつては、所要の換気を行う等により、空气中の放射性物質の濃度が線量告示に定める濃度限度以下となるよう管理する。	No. 1-46と同じ。	No. 1-46と同じ。
4-150	807	設備のクリーニング、工事等でウラン粉末を囲い式フードで取り扱うことが困難な場合は、一時的に簡易的なフードを設置するか操作員が呼吸保護具を着用する作業管理を行い、内部被ばくを防止する。	No. 1-46と同じ。	No. 1-46と同じ。
4-151	808	火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関し、火災防護基準を参考に、火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び報知、消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。	No. 1-46と同じ。	No. 1-46と同じ。
4-152	809	加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。	No. 1-46と同じ。	No. 1-46と同じ。
4-153	809	空気混入を防止するために火災を生じる連続燃焼炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う	No. 1-46と同じ。	No. 1-46と同じ。
4-154	809	また、ウラン粉末は不燃材であるステンレス鋼製の容器（粉末保管容器）に収納した状態で保管、運搬等の取扱いを行う。	No. 1-46と同じ。	No. 1-46と同じ。
4-155	810	(1) 火災感知設備 (a) 加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備は、消防法に基づき設置する。また、消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。	No. 1-46と同じ。	No. 1-46と同じ。
4-156	810	初期消火活動を確実にするため、防火のための組織を編成し、定期的に訓練を実施する。	No. 1-46と同じ。	No. 1-46と同じ。
4-157	810	また、消火活動に必要な防火衣、フィルタ付き防護マスク、投光器等の資機材を分散配置し、アクセスルートを確認する。	No. 1-46と同じ。	No. 1-46と同じ。
4-158	811	安全機能を有する施設に属する消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても加工施設の安全機能を損なわない設計とする。(i) 消火器は消防法に基づき法令点検で使用期限を確認し、使用期限が近づいているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行う。(ii) 消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する。	No. 1-46と同じ。	No. 1-46と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
			青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所
4-159	811	ウラン粉末を非密封で取り扱う火災区域内に設置する設備・機器の油圧ユニット等については、油火災の発生防止対策と拡大防止対策を講じる。(a) 油火災の発生防止 ① 油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。② 油圧ユニットの作動油タンクのホース接続部等からの油の漏えいによる火災発生を防止するため、作動油タンクにはオイルパンを設けるとともに周囲を吸着材で囲う。オイルパン内に油が確認された場合は拭き取り等を行う。③ 油圧ホースは適切な時期に交換することとし、劣化による破裂、油の噴出を防止するよう手順書を整備する	No. 1-57と同じ。	No. 1-57と同じ。
4-160	811	また、火災区画内の火災源に対しては、添5子(e)の第8表に示す延焼防止対策に加えて、火災源の周囲に可燃物を配置しない管理を行うことにより、火災の伝播を防止でき、火災区画内において、火災源から防護対象設備への火災の伝播はない。	No. 1-57と同じ。	No. 1-57と同じ。
4-161	811	火災発生時の初期消火活動を確実にするための対策として、火災の発生を防止するため、加工施設の建物への可燃物及び危険物の持込みと保管管理等について定める。(a) 本加工施設内で使用する危険物は、消防法に基づく屋内貯蔵所又は少量危険物貯蔵所にて保管し、必要量のみを取り出して加工施設の建物に持ち込み、転倒防止対策を講じた金属製の保管庫に施設保管し、その保管量の管理を行う。(b) 加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するが(約100 g/日/作業場所)、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な二酸化炭素消火器、金属消火器及び乾燥砂(消火用)を配置する。(c) 発生したジルカロイの加工くずは、作業場所にて金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所にて水没させて保管する管理を行う。(d) 可燃物を火災区画に持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを加工施設(建物)に持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。	No. 1-59と同じ。	No. 1-59と同じ。
4-162	811	火災発生時の初期消火活動を確実にするための対策として、防火のための組織編成、消火訓練、夜間・休日を含む体制の整備、消火設備等の維持管理を行う。また、火災発生時における初期消火活動に必要な通報連絡設備の配備、初期消火活動要員の配置を行うとともに、初期消火活動に必要な消火設備及び資機材の配備を行う。この体制は、重大事故に至るおそれがある事故で想定している火災の複数同時発生時の場合と同一の体制とする。(添付書類七ロ(ハ)参照)	No. 1-60と同じ。	No. 1-60と同じ。
4-163	811	(*) 第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油(以下「廃油」という。)は、液体が漏れ又はこぼれにくく、かつ浸透しにくい金属製容器(液体用ドラム缶)に収納し、受け皿等の汚染の広がりを防止するための措置を講じて、第5廃棄物貯蔵棟に設置した消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所に保管する。このため、廃油が発火したとしても第5廃棄物貯蔵棟内に延焼するおそれはない。また、第5廃棄物貯蔵棟で火災が発生したとしても廃油への延焼のおそれはない。このため、廃油は火災源として考慮しない。	No. 1-100、No. 1-61と同じ。	No. 1-100、No. 1-61と同じ。
4-164	816	過去に記録された最低気温-7.5℃(大阪管区気象台1945年1月28日)を踏まえ、必要に応じて、安全機能を有する施設に断熱材付きの配管を用いる等の措置を講じることにより、凍結の発生が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。
4-165	817	敷地で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう地面等に固定固縛を行う。	No. 1-63と同じ。	No. 1-63と同じ。
4-166	818	更なる安全性余裕を確保するため、藤田スケール3の竜巻の最大風速92 m/sを想定し、風荷重による損傷及び飛来物による貫通に対し、核燃料物質等の施設外への飛散を防止する措置を行う。	No. 1-64と同じ。	No. 1-64と同じ。
4-167	818	安全設計で想定したF1 竜巻に加え、年超過確率が一桁低いF3 竜巻の最大風速92 m/sに対する防護対策を行うことにより、更なる安全性余裕を確保する。(b) ソフト対策 竜巻襲来時のソフト的な対応を実施するための体制の整備、竜巻襲来が想定される段階で採る措置を以下に示す。① 体制の整備～ ② 注意喚起～ ③ 警戒態勢～	No. 1-65と同じ。	No. 1-65と同じ。
4-168	818	過去に記録された最低気温-7.5℃(大阪管区気象台1945年1月28日)を踏まえ、必要に応じて、安全機能を有する施設に断熱材付きの配管を用いる等の措置を講じることにより、凍結の発生が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。
4-169	819	本加工施設の建物の、降下火砕物の許容堆積厚さを添5ト(ホ)の第5表に示す。本加工施設の屋根は、降下火砕物の堆積厚12 cmを許容できる設計(降下火砕物の密度は湿潤状態を想定して1.5 g/cm ³ とした。)であるが、安全側に気中の降下火砕物の状態を踏まえて降下火砕物の堆積が認められれば除去する措置を講じる。	No. 1-20と同じ。	No. 1-20と同じ。
4-170	819	その上で、降下火砕物に対し、保守的に積雪の有無にかかわらず、気中の降下火砕物の状態を踏まえて加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに除去する措置を講じることにより、その損傷を防止する。	No. 1-20と同じ。	No. 1-20と同じ。
4-171	819	作業員が屋根に上るための梯子等の構造を、地震力に対して十分な強度をもって設置するとともに、必要な防護具や資機材を常備する。	No. 1-67と同じ。	No. 1-67と同じ。
4-172	820	また、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。	No. 1-68と同じ。	No. 1-68と同じ。
4-173	820	～この堆積速度4 cm/日を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除灰作業を完了するよう手順を定める。	No. 1-69と同じ。	No. 1-69と同じ。
4-174	820	また、これを超える積雪が生じるおそれがある場合は、除雪等の処置を講じることにより、積雪が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。	No. 1-21と同じ。	No. 1-21と同じ。
4-175	820	給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施し、万一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合はフィルタの清掃等を実施し、生物学的事象が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。	No. 1-71と同じ。	No. 1-71と同じ。
4-176	820	(e) 敷地内に入構する燃料輸送車面については、積載燃料の量を制限して管理するとともに、防護対象施設からの離隔距離を十分確保するよう運搬ルート及び駐車場所を制限する。	No. 1-72と同じ。	No. 1-72と同じ。
4-177	820	延焼防止に必要な対策活動を実施するための手順、機器及び体制を含めた火災防護に関する計画を定め、内部火災発生時と同様の措置を講じる。	No. 1-73と同じ。	No. 1-73と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m-(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
			青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所
4-178	S21	③ 必要となる対策 前項の影響評価結果より、防護対象施設の外壁が損傷を受けないようにするために、以下の対策を講じる。○a 敷地内の竹林の火災影響評価による危険距離は6.2 mである。竹林は火災延焼経路において下り傾斜（約30°）であり、また防護対象施設は鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料で造る建物であるため延焼の可能性は低いが、隔離距離を維持できるよう延焼の可能性のある森林境界と加工施設との敷地内の草木を伐採し、管理する	No. 1-74と同じ。	No. 1-74と同じ。
4-179	S22	～各危険物施設の最大貯蔵数量から減じた分を敷地外から供給するため、敷地内において各危険物施設の最大貯蔵数量を超えた取扱いはない。～、敷地内において定められた運搬ルート及び運搬数量を車両により運搬中の状態を評価することにより、防護対象施設に及ぼす影響が最大になる。～	No. 1-75と同じ。	No. 1-75と同じ。
4-180	S22	○c 必要となる対策 ○i 燃料輸送車両 敷地内に入構する車両に対して、運搬する高圧ガス量並びに運搬ルート及び駐車場所を制限して管理することにより、想定爆発源に対して、防護対象施設からの隔離距離を危険限界距離以上に維持する	No. 1-72と同じ。	No. 1-72と同じ。
4-181	S22	(d) 二次的影響への対策 (i) ばい煙が加工施設に流入するおそれが生じた場合には、給気設備を停止し、流入を防止する措置を講じる。② 大量の有毒ガスを取り扱う施設は、敷地の近隣にはないため、防護対象施設に対する有毒ガスの影響は考慮しない。	No. 1-77と同じ。	No. 1-77と同じ。
4-182	S23	(i) 障壁等による区画 また、侵入検知器、監視カメラ等の不法侵入防止等防止設備の機能を維持するための点検、保守管理を実施する。	No. 1-78と同じ。	No. 1-78と同じ。
4-183	S23	(ii) 出入管理 加工施設へ常時立ち入る放射線業務従事者に対しては、IDカードにより加工施設の出入管理を行う。一時立ち入者に対しては、その身分及び立ち入りの必要性を確認の上、立ち入りを認めたことを証明する書面等を常に容易に確認できるよう所持させる。また、常時立ち入ることがない加工施設では、出入口を施錠管理する	No. 1-79と同じ。	No. 1-79と同じ。
4-184	S23	(iv) 核燃料物質の敷地内の人による不法な移動の防止 核燃料物質の敷地内の人による不法な移動を防止するため、加工施設への出入口の防犯カメラによる監視、施錠管理及び巡視を行う。また、核燃料物質の移動は、所定の手順に基づき承認を得てから実施し、加工施設の敷地内において、金属探知機、核物質検知装置等による持ち出し点検及び常時監視を行う。	No. 1-80と同じ。	No. 1-80と同じ。
4-185	S23	加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持ち込みを防止するため、加工施設敷地内及び入り構車両においては積載物の点検を行う。加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための点検及び検査に係る業務については、手順を作成してそれに基づいて実施するとともに、定期的に教育を実施する。	No. 1-81と同じ。	No. 1-81と同じ。
4-186	S23	(i) 外部からの不正アクセスの防止 本加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、社内コンピュータシステムの接続はなく外部と物理的に遮断した設計とし、電気通信回線を通じて外部からの不正アクセスによる妨害行為又は破壊行為を遮断する。	No. 1-23と同じ。	No. 1-23と同じ。
4-187	S23	(i) 外部からの不正アクセスの防止 また、社内コンピュータシステムと外部インターネット網との接続箇所にはファイアウォールを設置する。敷地内において、社外からの不正アクセス行為の発生を防止する。	No. 1-82と同じ。	No. 1-82と同じ。
4-188	S23	内部での不正操作を防止するため、加工施設における製造管理システム及び核物質防護システムに対する調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行う。	No. 1-23と同じ。	No. 1-23と同じ。
4-189	S23	敷地内において、社外からの不正アクセス行為の発生を防止する。	No. 1-85と同じ。	No. 1-85と同じ。
4-190	S24	浸水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方にに基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(i) 浸水に対する安全設計 (i) 溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度を検知した時点で、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止し、また第1 廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。	No. 1-86と同じ。	No. 1-86と同じ。
4-191	S24	浸水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方にに基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(ii) ⑥ ウラン取扱い時に水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造（レバーロックカプラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁）とし、閉じ込めキャップを取りつけて更に金属製の防水カバーを閉止する、閉じ込め弁の上部に更に設置したゲートバルブを閉止する、投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止するとともに被水防止の蓋を設置する、閉じ込め弁が開放している間の浸水の可能性を低減するためウラン投入時の閉じ込め弁開閉操作をペダルが踏まれていない間は蓋を閉止する機能をもつフットペダル式とする、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化するとともに、火災時の水消火による水の侵入を防止するため火災発生時は投入操作を停止し閉じ込め弁等を閉止する。	No. 1-87と同じ。	No. 1-87と同じ。
4-192	S25	浸水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方にに基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(ii) 被水に対する安全設計 (d) 被水し水の侵入により電気火災が発生するおそれがある電気・計装盤は、浸水水位より高い位置に配置し、漏電遮断器を設置するとともに、防水カバーを設置する又は電源を遮断する措置を講じる。	No. 2-105と同じ。	No. 2-105と同じ。
4-193	S25	浸水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方にに基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(iii) 蒸気に対する安全設計 (a) 蒸気発生装置の稼働時には操作員が監視し、蒸気漏えいが発生した場合には、直ちに蒸気発生装置のヒータ電源遮断及び配管の弁の閉止を行う。	No. 1-88と同じ。	No. 1-88と同じ。

(*）本欄に記載のNo. n-m-(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
4-194	825	～漏水箇所の隔離時間は、溢水発生から手動遮断弁を閉止するまでの所要時間とし、以下の条件に基づき、添5リ(ハ)の第3表に示すとおり合計35分とした。この間のポンプの定格流量による給水を溢水量として設定する。・操業時には第1種管理区域内には、常時、作業者を配置するが、建物外から作業者(設備担当)が駆けて閉止する場合を想定。・第2種管理区域に対しては、着替えに要する時間は不要であるが、第1種管理区域と同じ所要時間を想定。流出流量は、貫通クラックの面積、損失係数、水頭を用いて次式により求める。～	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-89と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-89と同じ。
4-195	825	本加工施設の火災の拡大防止に対しては、粉末消火設備による消火を前提として大型粉末消火器を設置し、あわせて屋内消火栓及び屋外消火栓を設置する。～	No. 1-90と同じ。	No. 1-90と同じ。
4-196	825	～各系統の送水は耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度を検知した時点で、第2加工棟への給水ポンプは自動停止し、第1廃棄物貯蔵棟への上水配管に設けた緊急遮断弁は自動遮断する設計であるが、保守的に給水ポンプを手動で停止又は手動遮断弁を閉止するまでの給水も含めた溢水量とする。～	No. 1-86と同じ。	No. 1-86と同じ。
4-197	825	安全機能を有する施設は、誤操作を防止するための措置を講じるとともに、設計基準事故が発生した状況下であっても容易に操作できるよう設計する。	No. 1-92と同じ。	No. 1-92と同じ。
4-198	825	(1) 誤操作を防止するための措置 安全機能を有する施設は、人間工学上の諸因子を考慮して、誤操作を生じにくいように、盤の配置及び操作器具、弁等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できるよう留意すること、保守点検において誤りを生じにくいよう留意すること等の措置を講じた設計とする。～	No. 1-93と同じ。	No. 1-93と同じ。
4-199	825	(1) 誤操作を防止するための措置 安全機能を有する施設は、人間工学上の諸因子を考慮して、誤操作を生じにくいように、盤の配置及び操作器具、弁等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できるよう留意すること、保守点検において誤りを生じにくいよう留意すること等の措置を講じた設計とする。 ～(ii) 加工施設の状態を確認しながら操作できるように、設備・機器の近傍に操作盤を配置するとともに、弁及びバルブには開閉を表示する。	No. 3-179と同じ。	No. 3-179と同じ。
4-200	825	(1) 誤操作を防止するための措置 安全機能を有する施設は、人間工学上の諸因子を考慮して、誤操作を生じにくいように、盤の配置及び操作器具、弁等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できるよう留意すること、保守点検において誤りを生じにくいよう留意すること等の措置を講じた設計とする。 (1) 操作員が操作すべきスイッチを間違えないように、必要に応じて保護カバー又は鍵付きスイッチを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できる措置を講じる。(iii) 異常を正確かつ迅速に把握するため、警報集中表示盤には、設備・機器の異常内容ごとに表示ランプを設ける。(iv) 保守点検における誤りを生じにくいように、設備の色を管理区域ごとに統一する、配管に流体の種類を明示する等の措置を講じる。	No. 3-180と同じ。	No. 3-180と同じ。
4-201	826	(2) 操作の容易性 設計基準事故の発生後、ある時間までは、操作員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。また、設計基準事故が発生した状況下(混乱した状態等)であっても、簡素な手順によって必要な操作が行える等の操作員に与える負荷を小さくすることができるよう考慮する。～	No. 1-94と同じ。	No. 1-94と同じ。
4-202	827	また、本加工施設には飛来物となり得る高速回転物を設置しない設計とする。	No. 1-95と同じ。	No. 1-95と同じ。
4-203	828	設備・機器においてウランを取り扱う際に質量制限の逸脱を防止するため、質量を制限するインターロックを二重化するか、質量を制限するインターロックと人的管理を組み合わせる又は、人的管理によるダブルチェックにより管理する。核燃料物質をパッチごとに取り扱う設備・機器では、核燃料物質の移動の考慮として、移動先の設備・機器の核的制限値を満足する状態にならなければ移動元から移動させようとしても移動することができないインターロックと、人的管理を組み合わせる。また、第2分析室及び第2開発室は人的管理によるダブルチェックにより管理する。	No. 1-96と同じ。	No. 1-96と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m-(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
4-204	828	粉末、ペレットや燃料棒を収納した所定の容器または燃料集合体を貯蔵施設から加工施設の各工程へ搬送する際などの容器等と設備間の離隔距離については、固定した軌道上を走行する台車に容器を積載すること又は定められた経路上で運搬台車を用いることにより、他設備との離隔をとる。	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>(臨界安全管理) 第33条 各部長は、別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程について、第2-2領域内の核的に安全な配置を維持するために作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(4)(5)を放射線業務従事者に遵守させ、十分な対策を講じる。 (4) 別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程では、別表4の運転管理方法に従い、運搬台車の移動の制限として、設備間を移動する核燃料物質の移動範囲及び取扱量の制限を行うこと。</p> <p>別表4 臨界安全管理に係る核的制限値 成形施設 第1ライン ペレット搬送機 運搬台車No.1 運転管理方法 ・本運搬台車の移動する通路を定め、保管容器G型1段で取り扱う。 成形施設 第1ライン ペレット搬送機 運搬台車No.2 運転管理方法 ・酸化ウラン粉末を運搬するに当たって、本運搬台車の移動する通路を定め、管理機器(秤量器)により事前計量し、酸化ウラン質量の合計を17 kg 以下で取り扱う。</p> <p>別表4 臨界安全管理に係る核的制限値 成形施設 第2加工棟 スクラップ保管ラックF型運搬台車 運転管理方法 ・本運搬台車の移動する通路を定め、ペレット保管容器(保管容器G型)1段で取り扱う。 成形施設 第2加工棟 ペレット運搬台車No.3 運転管理方法 ・本運搬台車の移動する通路を定め、ペレット保管容器(保管容器G型)1段で取り扱う。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>要保-037 臨界安全管理基準 4. 臨界安全管理上の措置 (6) 第2-2領域において、放射線業務従事者に運搬台車に装填して運搬させる場合(核燃料物質を直接に運搬させる場合を含む)、以下の事項に関する運搬方法を標準等に定め、これを遵守させなければならない。 a. 核燃料物質は別表-1に示す保管容器に収納させること。 b. 別表-1に示す運搬台車(ペレット搬送機の運搬台車 No.1、運搬台車 No.2、焼成炉の運搬台車、スクラップ保管ラックF型の運搬台車、ペレット運搬台車 No.3)を使用させること。 c. 臨界安全性が確認された移動通路及び運搬個数により運搬させること。</p> <p>別表-1 臨界安全管理に係る核的制限値及びその遵守方法 (「運転管理方法」欄に左記の管理に係る記載を記載する。)</p>
4-205	829	可燃性物質(油類)は取扱量や保管場所を管理し、管理区域内では火気の使用を可能な限り制限して管理する。	No. 1-97と同じ。	No. 1-97と同じ。
4-206	829	第1種管理区域の空気中のウランの建物からの漏えいを防止するため、建物は漏えいの少ない構造とし、また、給排気設備により室内が外気より負圧になるよう維持する。	No. 1-44と同じ。	No. 1-44と同じ。
4-207	830	A.設備損傷による閉じ込め機能の不全 第1種管理区域においてウランが漏えいした場合には、空気中のウラン濃度をダストモニタにより監視し警報を発生する設計及びエアスニファにより検知する設計とすることにより、操作員は設備損傷の可能性を想定し、設備からのウラン漏えいの拡大防止措置を講じる。	No. 2-117と同じ。	No. 2-117と同じ。
4-208	830	A.設備損傷による閉じ込め機能の不全 また、第1種管理区域を給排気設備により負圧に維持することにより、建物からのウラン漏えいを防止するとし、また、第1種管理区域内の空気は、排気系統に設置する高性能エアフィルタにより漏えいしたウラン粉末を除去した後、排気する設計とする。	No. 1-44と同じ。	No. 1-44と同じ。
4-209	830	B.火災による閉じ込め機能の不全 当該事象が発生した場合、管理区域における自動火災報知設備により警報を発生する設計とすることにより、操作員は初期消火活動を実施し拡大防止措置を講じる。	No. 2-118と同じ。	No. 2-118と同じ。
4-210	830	D.排気設備停止による閉じ込め機能の不全(負圧維持の異常による閉じ込め機能の不全) ① 第1種管理区域の室内の負圧の維持が不可能となるが、建物は漏えいの少ない構造とし、防火ダンパー閉止により建物からのウランの漏えいを防止する。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3 関係) 10. 設計想定事象の発生時(その他) 手順書の整備 4 設備管理部長は、第1種管理区域の室内の負圧の維持が不可能となる場合への備えとして、建物は漏えいの少ない構造とし、 <u>防火ダンパー閉止により建物からのウランの漏えいを防止する。</u>	基保-039 設計想定事象等対処活動基準 1.4. その他の設計想定事象等 (4) 手順書の整備 4 設備管理部長は、第1種管理区域の室内の負圧の維持が不可能となる場合への備えとして、建物は漏えいの少ない構造とし、 <u>防火ダンパー閉止により建物からのウランの漏えいを防止する。</u>
4-211	830	なお、本加工施設においては、崩壊除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を取り扱わない。	No. 1-99と同じ。	No. 1-99と同じ。
4-212	830	また、粉末、ペレット及び燃料集合体の輸送容器については、収納する核燃料物質に応じて、「核燃料物質等の工場又は事業所における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」に基づき臨界安全性が確認されたもののみを取り扱う。	No. 3-243と同じ。	No. 3-243と同じ。
4-213	831	放射性液体廃棄物は、本加工施設の廃液処理設備で処理した後、貯槽に貯留し、廃液に含まれる放射性物質の濃度を合理的に達成できる限り低減し、線量告示に定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下であることを確認した後、施設外へ放出する。	No. 1-27と同じ。	No. 1-27と同じ。
4-214	831	さらに、加工施設周辺の公衆に対する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に、合理的に達成できる限り低減する。	No. 3-270と同じ。	No. 3-270と同じ。
4-215	832	第1廃棄物貯蔵棟では放射性固体廃棄物の減容処理、廃油の焼却減容及び持出し物品の除染処理を行う。	No. 1-100と同じ。	No. 1-100と同じ。
4-216	832	固体廃棄物は、可燃物、難燃物、不燃物、フィルタに分類し、必要に応じて減容処理を行い、汚染の広がりを防止するための措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し、保管廃棄する。	No. 1-100と同じ。	No. 1-100と同じ。
4-217	832	保管廃棄する固体廃棄物中に含まれるウラン量については、その量を確認し管理する。	No. 1-102と同じ。	No. 1-102と同じ。
4-218	832	放射性物質によって汚染された又は汚染されたおそれのある油類廃棄物等の液体廃棄物は保管廃棄し、焼却可能な廃油は焼却設備で焼却した後、その焼却灰を放射性固体廃棄物として保管廃棄する。	No. 1-103と同じ。	No. 1-103と同じ。
4-219	832	なお、保管廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするものは、必要に応じて、金属製容器に収納し、保安規定に定める区画に一時的に保管する。	No. 1-104と同じ。	No. 1-104と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
			青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所
4-220	833	管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度等の放射線管理に必要な情報を管理区域の出入口等に表示できる設計とする。	No. 1-105と同じ。	No. 1-105と同じ。
4-221	833	外部放射線に係る線量、物の表面の放射性物質の濃度及び空気中の放射性物質濃度を監視・管理する。線量告示に基づき1.3 mSv/3 月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、人の出入りを管理する。	No. 1-106と同じ。	No. 1-106と同じ。
4-222	833	本加工施設では、核燃料物質等による放射線の管理を確実に実施するために、取り扱う核燃料物質の受入れに当たって、既存施設でこれを使用する際に何ら特別のインパクトを与えないように定められたASTM（米国材料試験協会）(1)及びDOE（米国エネルギー省）(2)の濃縮六フッ化ウランの仕様に基づき受入仕様を定め、また再生濃縮ウランについても安全上重要な核種について受入仕様を定め、受入前に仕様に合致していることを確認する。	No. 1-107と同じ。	No. 1-107と同じ。
4-223	833	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(2)「管理区域においては線量、表面密度及び空気中の放射性物質濃度を定期的に測定し、管理する。	No. 1-106と同じ。	No. 1-106と同じ。
4-224	833	(1)放射線業務従事者の要件 年齢、教育履歴、被ばく履歴及び健康診断の結果に基づき、認定の要件を満たす者を放射線業務従事者に指定する。、他	No. 1-110と同じ。	No. 1-110と同じ。
4-225	834	加工施設内にガンマ線エアモニタを設け、施設内の空間線量を監視する。電離放射線障害防止規則に基づき1 mSv/週を超える場合は、放射線業務従事者の出入りを管理することにより、放射線業務従事者の被ばく低減を図る。また、設計基準事故時において放射線業務従事者が、迅速な対応をするために必要な操作ができる設計とする。	No. 1-111と同じ。	No. 1-111と同じ。
4-226	834	監視及び測定により得られた情報を放射線監視盤等に表示できる設計とするとともに、緊急対策本部を設置する部屋にも表示する。	No. 1-112と同じ。	No. 1-112と同じ。
4-227	834	(1)「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第7条の2の9第1項に基づき加工施設の周辺に周辺監視区域を設定し、その範囲を標識等により明示する。周辺監視区域の境界を添5ハ(ハ)の第1図に示す。	No. 1-113と同じ。	No. 1-113と同じ。
4-228	835	また、気体及び液体廃棄物の放出に当たっては放出管理を行うとともに、さらに異常がないことを確認するため、周辺監視区域外における土壌等の放射性物質濃度を定期的に測定する。	No. 1-114と同じ。	No. 1-114と同じ。
4-229	835	長期にわたって給電の必要が生じた場合、必要な安全対策を講じた上、負荷設備を少消費系統又は待機状態に切り替えることにより、非常用電源設備は外部からの燃料供給がなくとも、貯蔵した燃料により7日以上安全機能を確保するために必要な設備が作動し得る給電を維持する設計とする。	No. 1-115と同じ。	No. 1-115と同じ。
4-230	836	設計基準を超える条件として機器の多重故障等を仮定し、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定して、重大事故に至るおそれがある事故の拡大を防止することにより重大事故の発生を防止するとともに、重大事故に至るおそれがある事故の発生時に放射性物質の放出量を実行可能な限り低くするため、財産保護に優先して安全確保に必要な施設及び体制を整備する。～	No. 1-116と同じ。	No. 1-116と同じ。
4-231	836	重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の条件等を適切に設定し、それらに対して具体的かつ実行可能な対策を用意し、想定される事故に対して有効な効果が期待できる手順を定める。	No. 1-117と同じ。	No. 1-117と同じ。
4-232	836	大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）への対処については、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一の体制とする。建物の大規模損壊に伴い発生するおそれがあるウランの飛散に対応するための資機材及び手順書を整備する。	No. 1-118と同じ。	No. 1-118と同じ。
4-233	836	事故の発生条件として、設計基準事故を超える条件で建物及び設備・機器に損傷等が発生したと想定する。具体的には、外的事象において設計基準を超える地震等の外力、内的事象においては、安全機能を有する施設における機器の複数の故障等が各工程に及ぼす影響と工程において取り扱うウランの性状を考慮し、核燃料物質等を閉じ込める機能の著しい喪失に至る可能性のあるものを、重大事故に至るおそれがある事故として選定する。	No. 3-205と同じ。	No. 3-205と同じ。
4-234	838	火災の複数同時発生を想定に加えて、全交流電源喪失を考慮する。夜間において全交流電源喪失が発生することを想定し、可搬式発電機を備える。また、投光器、携帯用照明等の照明具類を備える。	No. 1-119と同じ。	No. 1-119と同じ。
4-235	839	重大事故に至るおそれがある事故の具体的な想定として設定した火災の複数同時発生に対して全交流電源喪失を考慮し、重大事故に至るおそれがある事故の拡大を防止することにより重大事故の発生を防止するとともに、重大事故に至るおそれがある事故の発生時に放射性物質の放出量を実行可能な限り低くする方針を踏まえた対策をとる。～	No. 1-120と同じ。	No. 1-120と同じ。
4-236	839	～火災発生後の要員参集に応じて早期に参集する緊急時消火班は、初動対応要員による消火活動の状況に応じて、他の火災発生場所若しくは建物外からの放水活動、扉冷却を行う者である。可搬消防ポンプ、屋内消火栓又は屋外消火栓を使用するため、最低3名以上で活動を実施する。	No. 1-121と同じ。	No. 1-121と同じ。
4-237	840	(ii) 事故時の活動拠点及び資機材 事故時に活動の拠点として機能する場所は、第2加工棟での火災の複数同時発生の影響を考慮し、第2加工棟から離れた事務棟に設置する。また、地震、竜巻等の影響により事務棟が損傷する場合を考慮し、事務棟と同様に第2加工棟から離れた保安棟を予備の活動拠点とする。～	No. 1-122と同じ。	No. 1-122と同じ。
4-238	840	iii) アクセスルート 第2加工棟の複数の火災区画における火災の同時発生に備えて、必要な資機材を第2加工棟の他、敷地内に分散して保管する。資機材の保管場所からは、添7ロ(n)の第2図に示すとおり、第2加工棟の事故発生場所にアクセスできる。～	No. 1-123と同じ。	No. 1-123と同じ。
4-239	840	(iv) 対策の流れ 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合は、以下の対策を実施する。～	No. 1-124と同じ。	No. 1-124と同じ。
4-240	840	(v) 時間経過 以上の対応の流れに従った時間経過を添7ロ(n)の第4図に示す。夜間及び休日において重大事故に至るおそれがある事故として、第2加工棟の複数の火災区画において火災が同時に発生した場合であっても、要員が揃うまでの最も少ない人数により必要な初動対応が実施可能であり～	No. 1-125と同じ。	No. 1-125と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m-(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
			青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所
4-241	840	重大事故に至るおそれがある事故の対処として、核燃料物質等の閉じ込め機能喪失の発生及び拡大の防止に必要な措置を講じることとし、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合における当該事故等の的確かつ柔軟に対処するために必要な人員の確保等、体制を整備するとともに、資機材及び手順書を整備し、訓練を実施する。	No. 1-126と同じ。	No. 1-126と同じ。
4-242	841	(1) 体制の整備 体制としては、夜間及び休日を含めた初期段階、緊急時消火班到着時の段階及び事業所防災組織の要員参集後の段階の3段階の体制に分け、事故時の活動拠点の設置、適切な人員配置、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。～	No. 1-127と同じ。	No. 1-127と同じ。
4-243	841	(2) 資機材の整備 事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備する～	No. 1-128と同じ。	No. 1-128と同じ。
4-244	842	(3) 手順書の整備 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の措置に必要な手順書では、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するため、全交流電源喪失、計測機器による監視機能喪失まで想定し、必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。～	No. 1-129と同じ。	No. 1-129と同じ。
4-245	842	(4) 訓練の実施 訓練では、放射性物質の作業環境への影響、時間帯、悪天候を考慮した複数の環境条件を想定し、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要員を対象とした教育・訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。～	No. 1-130と同じ。	No. 1-130と同じ。
4-246	843	大規模損壊が発生した場合における体制については、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一とする。～	No. 1-131と同じ。	No. 1-131と同じ。
4-247	843	(4) 核燃料物質の貯蔵施設の変更 ・電巻対策のため、第2加工棟()の分析試料の貯蔵設備を新設するとともに、この新設に伴う最大貯蔵能力の増分を相殺するよう、第2加工棟()の試験開発試料の貯蔵施設の最大貯蔵能力を縮小する。	別表15 核燃料物質の最大貯蔵能力(第70条関係) (3) 第2加工棟 0.622ton 0.083ton	基保-003加工施設の操作基準(燃料製造部) 第3表核燃料物質の最大貯蔵能力 83kt-U 基保-003加工施設の操作基準(品質保証部) 4-15 核燃料物質の貯蔵 ② 品質保証部長は、貯蔵施設の貯蔵数量について第3表に示す最大貯蔵数量以下とすること。また、品質保証部長に指示された者は、貯蔵量を確認し、品質保証部長の確認を受けること。 (第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 0.622ton-Uを追加)
4-248	843	(5) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更 ・地震及び電巻対策のため、第1加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟の放射性廃棄物を収納したドラム缶は、専用治具による連結固縛等により、転倒及び飛散を防止する。	No. 1-31と同じ。	No. 1-31と同じ。
4-249	843	(5) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更 ・地震及び電巻対策のため、液体廃棄物の保管廃棄設備の安全性の向上を図り、第2廃棄物貯蔵棟を撤去し代替施設として第5廃棄物貯蔵棟を新設する。	No. 4-69と同じ。	No. 4-69と同じ。
4-250	843	(8) 主要な構造の変更 ・火災対策のため、第1-3貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟の周辺にある敷地内の竹林を一部伐採する。	No. 1-74と同じ。	No. 1-74と同じ。
4-251	844	(1) 第1加工棟の加工施設を加工施設外の施設とする変更 ・ウランの加工を行うために昭和53年9月6日付け53安(核規)第198号をもって加工の事業の変更許可を受けて新設した非管理区域の第1事務室の一部、第2種管理区域の第1集合体保管室(その後の名称変更により現在、第1-3部品加工室)、第1部品加工室(同第1-1資材保管室)及び第1輸送容器保管室(同第1-4部品加工室)について、その後、加工を行わなくなったことから、平成10年10月20日付け10安(核規)第676号をもって加工の事業の変更許可を受けて非管理区域に変更したところであるが、今後、当該室において核燃料物質等の取扱いの計画がないことから加工施設外の施設に変更する。	No. 2-155と同じ。	No. 2-155と同じ。
4-252	844	(2) 核燃料物質の貯蔵施設に係る加工の方法の記載の変更 ・事業所外から受け入れた核燃料物質を輸送物の形態で貯蔵するため、第1加工棟()の酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット及び燃料集合体の貯蔵設備を撤去するとともに、当該室を()として輸送物に限った貯蔵施設にする。この変更により、事業所外から受入時は、当該室に搬入し通関等の必要な手続きを行うこととし、また出荷時も搬出まで当該室にて保管するため、申請書における加工の方法の記載を見直すこととする。さらに加工施設のリスクの低減を図るため、最大貯蔵能力を()から()に削減する。	No. 2-156と同じ。	No. 2-156と同じ。
4-253	844	(3) 核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の変更 ・加工施設のリスクの低減を図るため、第1-3貯蔵棟の()の酸化ウラン粉末、第2加工棟の()の酸化ウランペレット及び()の燃料集合体の貯蔵施設の最大貯蔵能力を、それぞれ()から()に、()から()に、()から()に削減する。	No. 2-157と同じ。	No. 2-157と同じ。
4-254	844	(4) 加工施設の設備・機器の撤去 ・加工施設のリスクの低減を図るため、第2加工棟()の燃料集合体の貯蔵設備()を撤去する。	No. 2-158と同じ。	No. 2-158と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
4-265	1034	(核燃料物質の臨界防止) ○第2加工棟 [4.2-B1] 次表に示すとおり、本加工施設を臨界安全管理上の領域に区分する。第2加工棟の臨界安全管理上の領域は、臨界隔離壁によって核的に隔離し、各領域間には中性子相互作用がない設計とすることにより、臨界を防止する。臨界隔離壁が部分的に存在しない箇所（開口部）についても確認を行い、臨界安全管理上、影響のないことを確認している。～	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-19と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-19と同じ。
4-266	1058	(外部からの衝撃による損傷の防止) (3) 極低温（凍結） [8.1-F2] ～本申請に係る工事により、消火設備 屋内消火栓に関わる仮移設した屋外消火栓配管のうち埋設部分は公共建築工事標準仕様書に従って地中埋設深さを車両道路では管の上端より600 mm 以上、それ以外は300 mm 以上とし、地上露出部では断熱材を設置することにより、その安全機能を維持する。～	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。
4-267	1059	(外部からの衝撃による損傷の防止) (4) 火山活動（降下火砕物） ○第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟 [8.1-B3] 第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟は、加工事業変更許可申請書に示したとおり、屋根を湿潤密度1.5 g/cm ³ とした降下火砕物の厚さ12 cm 分の重量に耐える突耐力を有する設計とする。 降下火砕物に係る設計方針を付属書類5に示す。 また、降下火砕物が観測された場合の降下火砕物の除去等の措置は、保安規定に定めて管理する。	No. 1-20と同じ。	No. 1-20と同じ。
4-268	1061	(外部からの衝撃による損傷の防止) (5) 積雪 ○第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟 [8.1-B4] 第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟は、大阪府建築基準法施行細則に定める29 cm の積雪に耐えられる設計とする。 積雪に係る設計方針を付属書類5に示す。 また、これを超える積雪が生じるおそれがある場合における除雪等の措置は、保安規定に定めて管理する。	No. 1-20と同じ。	No. 1-20と同じ。
4-269	1061	(外部からの衝撃による損傷の防止) (6) 生物学的事象 本申請対象の施設のうち、換気に用いる給気口は第2加工棟に設置するため、第2加工棟が対象となる。第2加工棟の第1種管理区域の換気のため給気口を設け、気体廃棄設備を接続している。気体廃棄設備No.1 の給気口にフィルタを設け枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する構造とする。また、保安規定に基づき給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施し、万一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合はフィルタの清掃等を実施し、生物学的事象が安全機能に影響を及ぼさないようにする。 なお、第2加工棟の気体廃棄設備は、次回以降の申請で適合性を確認する。	No. 1-71と同じ。	No. 1-71と同じ。
4-270	1063	(外部からの衝撃による損傷の防止) (7) 森林火災 ○第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟 [8.1-B5] 第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟は想定する森林火災に対し、その影響を受けないように、森林との隔離距離が、危険距離以上となる設計とする。 第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟の森林火災からの防護に係る設計方針を付属書類6に示す。 なお、第5廃棄物貯蔵棟の西にある敷地内の竹林は、隔離距離が7 m 以上となるよう伐採して保安規定に定めて管理する。	No. 1-74と同じ。	No. 1-74と同じ。
4-271	1067	(外部からの衝撃による損傷の防止) (1) 森林火災、近隣工場等の火災・爆発、交通事故による火災・爆発、航空機落下火災 ○第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟 [8.2-B2] ～加工事業変更許可申請書に示したとおり、加工施設外の火災・爆発及び敷地内危険物施設の火災・爆発に対し、加工施設敷地内におけるボンベ置場(1)及び第1高圧ガス貯蔵施設（アンモニアタンク）の移設や燃料輸送車両の構内通行ルート及び駐車位置の制限を行うことにより、安全性を確保する。～	No. 1-75と同じ。	No. 1-75と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
4-272	1072	<p>(加工施設への人の不法な侵入等の防止)</p> <p>○第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟 [9.1-B1]</p> <p>加工施設を設置する事業所には、加工施設の周辺に周辺監視区域を設け、周辺監視区域の境界にはフェンス等を設置し、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止するとともに、加工施設の建物は鉄筋コンクリート造、鉄骨等の堅固な壁を有することにより、加工施設への人の不法な侵入を防止する。</p> <p>侵入検知器、監視カメラ等の監視装置による集中監視を行うとともに、周辺監視区域内の定期的な巡視を行うことにより、加工施設への人の不法な侵入を監視する。また、侵入検知器、監視カメラ等の不法侵入防止設備の点検、保守を行い、その機能を維持する。</p> <p>管理上の人の区分に応じて、管理区域を設定する加工施設の建物へ常時立ち入る放射線業務従事者に対してはIDカードによる出入管理を行うことにより、加工施設への人の不法な侵入を防止する。また、常時立ち入ることがない管理区域を設定する加工施設の建物では、出入口を施錠管理する。</p> <p>核燃料物質等の移動は所定の手順に基づき承認を得てから実施し、加工施設の建物のにおいて金属探知機、核物質検知装置等による持ち出し点検及び監視を行うことにより、周辺監視区域内の人による核燃料物質等の不法な移動を防止する。</p> <p>の確認、入構車両においては積載荷物の点検を行うことにより、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件等が持ち込まれることを防止する。点検に係る業務については、手順を作成し、定期的に教育を行う。</p> <p>これらの加工施設への人の不法な侵入等の防止に係る措置は、保安規定に定めて管理する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No.1-79、No.1-80、No.1-81と同じ。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No.1-79、No.1-80、No.1-81と同じ。</p>
4-273	1073	<p>(加工施設への人の不法な侵入等の防止)</p> <p>○第2加工棟 [9.1-B2]</p> <p>加工施設及び核燃料物質の防護のため必要な操作に係る情報システム(施設運転制御システム)は、社内コンピュータシステムとの接続はなく外部と物理的に遮断した設計とし、電気通信回路を通じた外部からの不正アクセスによる妨害行為又は破壊行為を遮断する。</p> <p>これらの不正アクセス行為の発生を防止に係る措置は、保安規定に定めて管理する。～</p>	No.1-23と同じ。	No.1-23と同じ。
4-274	1079	<p>(閉じ込めの機能)</p> <p>○保管廃棄設備第5廃棄物貯蔵室 廃棄物保管区域 [10.1-F3]</p> <p>保管廃棄設備第5廃棄物貯蔵室 廃棄物保管区域では、液体廃棄物を保安規定に基づいて、汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶に収納し密閉した状態で保管廃棄する。～</p>	No.1-103と同じ。	No.1-103と同じ。
4-275	1080	<p>(閉じ込めの機能)</p> <p>○第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟 [10.1-B1]</p> <p>線量告示に基づき1.3 mSv/3 月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、管理区域は、ウランを密封して取り扱いは貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)とそうでない区域(第1種管理区域)とに区分して保安規定に定めて管理する。</p> <p>第2加工棟には第1種管理区域と第2種管理区域を設定する。</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟では液体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶に収納して密閉した状態で保管廃棄することから、汚染の発生するおそれはない。したがって、第5廃棄物貯蔵棟に汚染の発生するおそれのない区域である第2種管理区域のみを設定する。</p>	No.1-103、No.1-106と同じ。	No.1-103、No.1-106と同じ。
4-276	1086	<p>(火災等による損傷の防止)</p> <p>○第2加工棟の消火設備 [11.1-F1]</p> <p>～消火設備 消火器の配置を図り-2-1-4-1～図り-2-1-4-5に示す。なお、配置については公設消防からの指導等により、変更する場合がある。消火器は消防法に基づく法令点検で使用期限を確認し、使用期限が近付いているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行うとともに消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する構造のものを用いることを保安規定に定める。～</p>	No.1-56、No.1-59と同じ。	No.1-56、No.1-59と同じ。
4-277	1087	<p>(火災等による損傷の防止)</p> <p>○第5廃棄物貯蔵棟の消火設備 [11.1-F1]</p> <p>～消火器格納箱に格納し、転倒防止策を講じて設置する。消火器の配置を図り-2-1-6に示す。消火器は消防法に基づく法令点検で使用期限を確認し、使用期限が近付いているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行うとともに消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する構造のものを用いる。～</p>	No.1-56、No.1-59と同じ。	No.1-56、No.1-59と同じ。
4-278	1088	<p>(火災等による損傷の防止)</p> <p>○第2加工棟 [11.1-F1]</p> <p>第2加工棟には、消火活動のため火災源に近づきことができるアクセスルートを2 つ以上確保する管理とする。～</p>	No.1-62と同じ。	No.1-62と同じ。
4-279	1091	<p>(火災等による損傷の防止)</p> <p>○第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟 [11.3-B2]</p> <p>～第2加工棟では、核燃料物質等の取扱いの考慮などから、加工事業変更許可申請書で示した火災区域及び火災区域の境界を変更することとした。変更後の火災区域を図ハ-2-1-5-8に示す。～</p>	No.3-11と同じ。	No.3-11と同じ。
4-280	1095	<p>(火災等による損傷の防止)</p> <p>○保管廃棄設備第5廃棄物貯蔵室 廃棄物保管区域 [11.3-F1]</p> <p>廃油が発火したとしても第5廃棄物貯蔵棟内に延焼するおそれがないようにするために、保管廃棄設備第5廃棄物貯蔵室 廃棄物保管区域では、不燃性材料である鉄製の受け皿付きスキッドを用いる管理を行う。</p>	No.1-61と同じ。	No.1-61と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No.*	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
4-281	1096	(火災等による損傷の防止) ○第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟 [11.3-B2] 電源に接続する設備については、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、配線用遮断器を設け、また、導通部が没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する措置を保安規定に定めて管理を行う。～	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No.2-105と同じ(「シール等」に電源遮断の措置が含まれる。)	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No.2-105と同じ(「シール等」に電源遮断の措置が含まれる。)
4-282	1098	(火災等による損傷の防止) [11.5-B1] 第2加工棟の可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第1種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、気体廃棄設備No.1の排風機により平均6回/時以上換気を行う。	No.1-46と同じ(閉じ込めの管理として空気濃度限度の管理の中で実施。)	No.1-46と同じ(閉じ込めの管理として空気濃度限度の管理の中で実施。)
4-283	1104	(加工施設内における溢水による損傷の防止) ○第2加工棟 [12.1-B2] 電源に接続する設備は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、また、導通部が各溢水防護区画の没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する措置を保安規定に定めて管理を行う。	No.2-105と同じ(「シール等」に電源遮断の措置が含まれる。)	No.2-105と同じ(「シール等」に電源遮断の措置が含まれる。)
4-284	1104	(加工施設内における溢水による損傷の防止) ○第2加工棟に設置する設備・機器 [12.1-F3] 本申請対象のウランを取り扱う設備に接続する電気・計装盤について、設置場所及び被水のおそれの有無を次表に示す。被水のおそれのある設備・機器の電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する設計としている。</u> 溢水による損傷の防止に係る設計方針を付属書類9に示す。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
4-285	1108	(安全避難通路等) ○第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟 [13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた緊急設備 可搬型照明を設置する。緊急設備 可搬型照明は本加工施設内に分散して配置する。なお、緊急設備 可搬型照明は、次回以降の申請で適合性を確認する。	No.1-123と同じ。	No.1-123と同じ。
4-286	1112	(安全機能を有する施設) [14.2-F1] [14.2-B1] 安全機能を確保するための検査及び試験並びにこれらの安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。 また、保安規定に基づき以下の措置を講じる。 ・本設備の配置及び構造上の特徴、並びに設備の経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。 ・保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。 ・保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。 なお、第2加工棟の付属設備のうち、消火設備 屋内消火栓、消火設備 自動式の消火設備、緊急設備 漏水検知器、緊急設備 遮水板は次回以降申請する。	No.1-1、No.1-3と同じ。	No.1-1、No.1-3と同じ。
4-287	1116	(核燃料物質の貯蔵施設) 本加工施設においては、崩壊熱除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を取り扱わないため、該当しない。	No.1-99と同じ。	No.1-99と同じ。
4-288	1119	(警報設備等) 第2加工棟の第1種管理区域の室内の負圧は気体廃棄設備No.1の差圧計によって監視し、負圧が維持できない場合は警報を発生する設計とする。	No.1-60と同じ。	No.1-60と同じ。
4-289	1129	(遮蔽) ○第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟 [22.2-B1] 第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟の屋根、壁は、加工施設内の外部放射線を低減する遮蔽能力を有する。 また、管理区域内での放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減するよう、ウランの取扱量が多い貯蔵設備は、コンクリートの仕切り壁に囲まれた区画に配置する設計とするとともに、必要に応じて立入時間を管理する。ここで、仕切り壁には貫通部が存在しているが、線量は有意に高くないため、特別な対策を講じる必要はない。	No.3-257と同じ。	No.3-257と同じ。
4-290	1130	(換気設備) ○第2加工棟 [23.1-B1] 第2加工棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備No.1により平均6回/時以上の換気を行う設計としている。	No.1-46と同じ。	No.1-46と同じ。
4-291	1131	(非常用電源設備) ～非常用電源設備No.1 非常用発電機、非常用電源設備No.2 非常用発電機に接続する負荷容量を増やす場合は、発電定格容量以内とする管理を行う。非常用電源設備A 非常用発電機に接続する負荷容量を増やす場合は、発電定格容量以内とする管理を行う。～	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 10. 設計想定事象の発生時(その他) 手順書の整備 13 設備管理部長は、非常用電源設備に接続する負荷容量を増やす場合は、発電定格容量以内とする管理を行う。	基保-039設計想定事象等対処活動基準 14. その他の設計想定事象等 (4) 手順書の整備 13 設備管理部長は、非常用電源設備に接続する負荷容量を増やす場合は、発電定格容量以内とする管理を行う。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
4-292	1140	(その他許可で求める仕様) ○第2廃棄物貯蔵棟 [99-B3] 第2廃棄物貯蔵棟を撤去する。～ ○第2廃棄物貯蔵棟の付属設備、保管廃棄設備、保管廃棄設備、保管廃棄区域 [99-F3] 第2廃棄物貯蔵棟の撤去に伴い、第2廃棄物貯蔵棟内に設置していた第2廃棄物貯蔵棟の付属設備、保管廃棄設備、保管廃棄区域を撤去する。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 4-69と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 4-69と同じ。
4-293	1143	(その他許可で求める仕様) ○保管廃棄設備第5廃棄物貯蔵室 廃棄物保管区域 [99-F5] 地震対策として、保安規定に基づき各廃棄物保管区域ごとに使用するドラム缶、金属容器の種類、段数、配置を制限し、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止措置を講じる。 保管廃棄設備第5廃棄物貯蔵室 廃棄物保管区域で200 Lドラム缶を使用する場合の段数、配置は、以下の管理を行う。 また、竜巻対策として、保安規定に基づき放射性廃棄物を収納したドラム缶は、竜巻(風速92 m/s)が発生したときに飛散することのないよう空力パラメータが0.0032以下となるように固縛する措置を講じる管理を行う。	No. 1-31、No. 1-103と同じ。	No. 1-31、No. 1-103と同じ。
4-294	1286	付属書類4 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止に関する基本方針書 1. 2 加工施設に大きな影響を及ぼすおそれがある竜巻に対する設計 ～また、更なる安全向上策として、安全上重要な施設の有無の評価における加工施設に大きな影響を及ぼすおそれのある竜巻(F3 竜巻)が発生した場合に、風荷重による損傷及び飛来物による貫通に対し、核燃料物質等の施設外への飛散を防止する措置を行う。～	No. 1-64と同じ。	No. 1-64と同じ。
4-295	1300	付属書類5 外部からの衝撃(積雪及び降下火砕物)による損傷の防止に関する基本方針書 1. 設計方針 ～また、上記対策に加えて気中の降下火砕物の状態を踏まえ、加工施設で降下火砕物が観測された時点で凍やかに除去する措置を講じることで、更なる安全を確保する。また、当該措置を実施するにあたり、昇降設備のない屋根には梯子等を設置するとともに、必要な防護具や資機材を常備することとする。	No. 1-20と同じ。	No. 1-20と同じ。
4-296	1344	付属書類9 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する基本方針書 4. 第2加工棟における溢水に対する安全設計 4. 1 浸水に対する安全設計 ～(i) 溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地盤力を超えない程度の地震加速度を検知した時点で、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止する。	No. 1-86と同じ。	No. 1-86と同じ。
4-297	1345	付属書類9 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する基本方針書 4. 第2加工棟における溢水に対する安全設計 4. 2 被水に対する安全設計 (d) 被水し水の侵入により電気火災が発生するおそれがある電気・計装盤は、浸水水位より高い位置に配置し、漏電遮断器を設置するとともに、防水カバーを設置する又は電源を遮断する措置を講じる。	No. 2-105と同じ。	No. 2-105と同じ。
4-298	1345	付属書類9 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する基本方針書 5. 本申請における内部溢水対策 5. 3 電気火災の発生防止 ・ウランを取り扱う設備に接続する電気・計装盤で被水のおそれのあるものについては、導通部が浸水水位より高い位置になる高さに配置し、漏電遮断器を浸水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じる。	No. 2-105と同じ。	No. 2-105と同じ。
4-299	1350	付属書類10 遮蔽に関する基本方針書 1. 設計方針 ～放射線防護上の遮蔽のために壁、屋根、遮蔽壁等を設け、かつ、再生濃縮ウランの貯蔵及び保管廃棄する位置を管理することにより、通常時における貯蔵施設及び放射性廃棄物の保管廃棄施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSv より十分に低減する設計とする。～	No. 1-24と同じ。	No. 1-24と同じ。
4-300	1350	付属書類10 遮蔽に関する基本方針書 1. 設計方針 1. 1 周辺監視区域等の設定 管理区域の周辺に周辺監視区域を設定し、周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度を超えないようにする。 また、東西及び北側の敷地境界に隣接して、住友電気工業株式会社との「賃貸借契約書」により人の居住を制限する地域を設け、敷地境界外の人の居住する可能性のある区域における公衆の外部被ばくを合理的に達成可能な限り低くする。 周辺監視区域等の設定について、加工事業変更許可申請書に示した評価からの変更点はない。	No. 3-270と同じ。	No. 3-270と同じ。
4-301	1350	付属書類10 遮蔽に関する基本方針書 1. 設計方針 1. 2 貯蔵等の管理 周辺監視区域境界及び敷地境界外の人の居住する可能性のある区域において、本加工施設のウランの貯蔵及び放射性廃棄物の保管廃棄に起因する線量を合理的に達成可能な限り低くするために、必要に応じて建物等に放射線遮蔽を講じる。また、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの貯蔵等については、その影響が低くなるようにするため、設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置する。～	No. 1-24と同じ。	No. 1-24と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m-(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
4-302	1360	付属書類 1 1 その他許可で求める仕様（放射性廃棄物ドラム缶（200 L）転倒防止策）に関する基本方針書 1. 設計方針 廃棄物保管区域で保管廃棄に用いるドラム缶等の金属製容器は、事業変更許可申請書では、更なる安全対策として耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じている。 本設工認申請書における第5廃棄物貯蔵棟では、保管廃棄に用いる200 Lドラム缶は2段階み以下で固縛し転倒防止策を講じている。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-31と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-31と同じ。
5-1	12	三、加工施設の変更に係る設計及び工事の方法 ○核燃料物質の貯蔵施設 (2) 本施設は、原子炉等規制法第五十九条第三項の規定に基づき承認を受けた輸送容器、又は「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」の技術基準に適合する輸送容器であることにより、臨界防止及び閉じ込めの安全機能を担保し、また、輸送容器は可搬式であること、さらに、核燃料物質を輸送容器に収納した状態で長期にわたって貯蔵しないことから、「核燃料物質の貯蔵について（指示）（平成18年1月13日付け平成18-01-10 原院第3号）」に基づき、本施設は設工認対象外とする。本施設は、保安規定に定めて管理する対象とし、事業所内で管理するに当たってはその承認の期限を確認することとする。	別表1-5 核燃料物質の最大貯蔵能力（第70条関係）（続き） （注2-7）核燃料物質を原子炉等規制法第59条第3項の規定に基づき承認を受けた輸送容器、又は「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」の技術基準に適合する輸送容器にて取り扱いは貯蔵する。 （注2-8）核燃料物質を原子炉等規制法第59条第3項の規定に基づき承認を受けた輸送容器にて取り扱いは貯蔵するに当たっては、その承認の期限を確認する。	基保-0-0-3加工施設の操作基準（燃料製造部） 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 （輸送容器を用いて貯蔵を行う各施設の備考欄に核燃料物質を原子炉等規制法第59条第3項の規定に基づき承認を受けた輸送容器、又は「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」の技術基準に適合する輸送容器にて取り扱いは貯蔵し、輸送容器にて取り扱いは貯蔵するに当たっては、その承認の期限を確認する旨を追加する。）
5-2	33	八、一部施設の先行使用について ～後半申請の施設の新規制基準への適合性の確認は令和5年度上期に完了する計画である。後半申請の加工施設では、適合性の確認を受けるまで核燃料物質を取り扱わないことを保安規定に定める。～	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。
5-3	33	八、一部施設の先行使用について ～。また、後半申請の加工施設の停止期間中の施設の運転管理、維持管理は保全計画に基づいて実施する。～	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。
5-4	44	(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、巡視、点検、定期事業者検査、並びに補修及び改造を含む加工施設の安全機能を維持するための活動（以下「保全」という。）において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。	No. 1-1と同じ。	No. 1-1と同じ。
5-5	44	(7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全に係る計画（以下「保全計画」という。）を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。	No. 1-1と同じ。	No. 1-1と同じ。
5-6	44	(8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。	No. 1-3と同じ。	No. 1-3と同じ。
5-7	53	表ハ-1 成型施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応(1)及び既設設工との対応並びに変更内容 第2加工棟 変更内容 ⑦防火区画等の改造	No. 3-11と同じ。	No. 3-11と同じ。
5-8	60	表ハ-2 P設-2-2 粉末搬送機No. 2-1 粉末缶移載機 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No. 2-105と同じ。	No. 2-105と同じ。
5-9	64	表ハ-2 P設-3-1 粉末混合機No. 2-1 粉末投入機 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No. 2-105と同じ。	No. 2-105と同じ。
5-10	68	表ハ-2 P設-3-2 粉末混合機No. 2-1 粉末混合機 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No. 2-105と同じ。	No. 2-105と同じ。
5-11	72	表ハ-2 P設-4-1 粉末搬送機No. 2-1 粉末搬送容器 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No. 2-105と同じ。	No. 2-105と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-12	75	表ハ-2 P 設-5-1 粉末搬送機No.2-1 粉末搬送容器昇降リフト 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 開い式フードの内部を工程室に対して9.8 Pa 以上の負圧に維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、開い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-42と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-42と同じ。
5-13	75	表ハ-2 P 設-5-1 粉末搬送機No.2-1 粉末搬送容器昇降リフト 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-14	80	表ハ-2 P 設-6-1 供給瓶No.2-1 供給瓶 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-15	83	表ハ-2 P 設-7-1 プレスNo.2-1 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 開い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、開い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No.1-42と同じ。	No.1-42と同じ。
5-16	84	表ハ-2 P 設-7-1 プレスNo.2-1 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-17	87	表ハ-2 P 設-8-1 焙焼炉No.2-1 研磨屑乾燥機 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 開い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、開い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No.1-42と同じ。	No.1-42と同じ。
5-18	87	表ハ-2 P 設-8-1 焙焼炉No.2-1 研磨屑乾燥機 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-19	90	表ハ-2 P 設-8-2 焙焼炉No.2-1 破砕装置 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 開い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、開い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No.1-42と同じ。	No.1-42と同じ。
5-20	91	表ハ-2 P 設-8-2 焙焼炉No.2-1 破砕装置 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-21	94	表ハ-2 P 設-8-3 焙焼炉No.2-1 粉末取扱フード 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 開い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、開い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No.1-42と同じ。	No.1-42と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-22	97	表ハ-2 P設-9-1 焙焼炉No.2-1 粉末取扱機 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 開い式フード開口部の面速(0.5 m/秒以上)を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、開い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-42と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-42と同じ。
5-23	97	表ハ-2 P設-9-1 焙焼炉No.2-1 粉末取扱機 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-24	101	表ハ-2 P設-9-2 焙焼炉No.2-1 焙焼炉 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 開い式フード開口部の面速(0.5 m/秒以上)を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、開い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No.1-42と同じ。	No.1-42と同じ。
5-25	101	表ハ-2 P設-9-2 焙焼炉No.2-1 焙焼炉 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-26	106	表ハ-2 P設-1 1-1 焼結炉搬送機No.2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット搬送部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-27	109	表ハ-2 P設-1 1-2 焼結炉搬送機No.2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット採取部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-28	112	表ハ-2 P設-1 1-3 焼結炉搬送機No.2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット移載部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-29	115	表ハ-2 P設-1 1-4 焼結炉搬送機No.2-1 ボート搬送装置 ボート搬送装置部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-30	118	表ハ-2 P設-1 1-5 焼結炉搬送機No.2-1 ボート搬送装置 段積装置部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-31	121	表ハ-2 P設-1 2-1 有軌道搬送装置 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-32	131	表ハ-2 P設-1 3-1 連続焼結炉No.2-1 仕様 火災等による損傷の防止 [11.5-F1] ～○緊急設備 手動閉止弁震度5弱相当の地震が発生した際に緊急遮断弁の自動閉止に加えて更に緊急遮断弁のガス供給側にある下記手動閉止弁を閉止する措置を講じる。～	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 1. 設計想定事象の発生時（内部火災） 手順書の整備 17 設備管理部長は、所内地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合は、アンモニア分解ガス又はプロパンガスの緊急遮断弁の自動閉止に加え、更に緊急遮断弁のガス供給側にある手動バルブを閉止する。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 基保-039設計想定事象等対処活動基準 6. 火災等発生時（内部火災） （4）手順書の整備 17 設備管理部長は、所内地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合は、アンモニア分解ガス又はプロパンガスの緊急遮断弁の自動閉止に加え、更に緊急遮断弁のガス供給側にある手動バルブを閉止する。
5-33	132	表ハ-2 P設-1 3-1 連続焼結炉No.2-1 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-34	133	表ハ-2 P設-1 3-1 連続焼結炉No.2-1 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F4] ～また、第2加工棟における溢水量抑制及び被水による連続焼結炉の制御機能の喪失を防止するため、当該設備の近傍を流れる循環冷却水（連続焼結炉）配管に(8059)緊急設備 緊急遮断弁（冷却水）を設け、溢水が発生した際に本緊急遮断弁を手動閉止する措置を講じる。	No.1-86と同じ。	No.1-86と同じ。
5-35	136	表ハ-2 P設-1 3-1 連続焼結炉No.2-1 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F3] 後半申請の施設が前半申請の施設に波及的影響を与えないように撤去又は閉止措置を講じる。～	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。
5-36	147	表ハ-2 P設-1 4-2 焼結ポ-ト置台 焼結ポ-ト解体部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-37	150	表ハ-2 P設-1 5-1 ベレット搬送設備No.2-1 ベレット移載部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-38	153	表ハ-2 P設-1 5-2 ベレット搬送設備No.2-1 S U Sトレイ搬送部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-39	159	表ハ-2 P設-1 6-1 センタレス研削装置No.2-1 ベレット供給機 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-40	162	表ハ-2 P設-1 6-2 センタレス研削装置No.2-1 センタレス研削盤 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 開い式フード開口部の面速(0.5 m/秒以上)を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、開い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No.1-42と同じ。	No.1-42と同じ。
5-41	163	表ハ-2 P設-1 6-2 センタレス研削装置No.2-1 センタレス研削盤 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No.*	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-42	166	表ハ-2 P設-1 6-3 センタレス研削装置No.2-1 ベレット乾燥機 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No.2-105と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No.2-105と同じ。
5-43	168	表ハ-2 P設-1 7-1 ベレット搬送設備No.2-2 ベレット移載装置 ベレット検査台部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-44	171	表ハ-2 P設-1 7-2 ベレット搬送設備No.2-2 ベレット移載装置 ベレット移載部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-45	174	表ハ-2 P設-1 7-3 ベレット搬送設備No.2-2 ベレット移載装置 ベレット抜取部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-46	177	表ハ-2 P設-1 8-1 ベレット搬送設備No.2-2 ベレット搬送装置 波板搬送コンベアNo.1 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-47	180	表ハ-2 P設-1 8-2 ベレット搬送設備No.2-2 ベレット搬送装置 波板搬送コンベアNo.2 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-48	183	表ハ-2 P設-1 8-3 ベレット搬送設備No.2-2 ベレット搬送装置 目視検査部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-49	186	表ハ-2 P設-1 8-4 ベレット搬送設備No.2-2 波板移載装置 入庫前コンベア部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-50	189	表ハ-2 P設-1 8-5 ベレット搬送設備No.2-2 波板移載装置 波板移載部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。

(*) 本欄に記載のNo.n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No.*	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-51	193	表ハ-2 P設-1 9-1 センタレス研削装置No.2-1 研磨屑回収装置、センタレス研削装置No.2-1 研削液タンク 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水の原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水位7.6 cm に対して、導通部が没水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</u>	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No.2-105と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No.2-105と同じ。
5-52	203	表ハ-2 P設-2 2-1 焙焼炉No.2-1 運搬台車 仕様 核燃料物質の臨界防止 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 核的に隔離されている第2-2領域内でウランを移動する場合には、管理された所定の容器に入れるとともに、当該領域内の他の設備・機器との間に、 <u>核的に安全な配置を保持するように通路を定める。</u> ウランの移動範囲を図ハ-2 P設-1 (66)に示す。	別表4 臨界安全管理に係る核的制限値 第2加工棟 成形施設 第2ライン 焙焼炉 運搬台車 運転管理方法 ・本運搬台車の移動する通路を定め、研磨屑回収装置から回収した研磨屑回収釜1 個 焙焼炉 運搬台車 運転管理方法 (センタレス研削盤の <u>運転期間は所定のペレット研削個数(61000 個以下)に達するまで</u>)で酸化ウラン研磨屑を取り扱う。	要保-0 3 7 臨界安全管理基準 別表-1 臨界安全管理に係る核的制限値及びその遵守方法 ・本運搬台車の移動する通路を定め、研磨屑回収装置から回収した研磨屑回収釜 1 個 (センタレス研削盤の <u>運転期間は所定のペレット研削個数(61000 個以下)に達するまで</u>)で酸化ウラン研磨屑を取り扱う。
5-53	205	表ハ-2 P設-2 3-1 スクラップ保管ラックF型運搬台車 仕様 核燃料物質の臨界防止 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 核的に隔離されている第2-2領域内でウランを移動する場合には、管理された所定の容器に入れるとともに、当該領域内の他の設備・機器との間に、 <u>核的に安全な配置を保持するように通路を定める。</u> ウランの移動範囲を図ハ-2 P設-1 (66)に示す。	別表4 臨界安全管理に係る核的制限値 第2加工棟 貯蔵施設 スクラップ保管ラックF型 運搬台車 運転管理方法 ・本運搬台車の移動する通路を定め、 <u>ペレット保管容器(保管容器G型)1 段で取り扱う。</u>	要保-0 3 7 臨界安全管理基準 別表-1 臨界安全管理に係る核的制限値及びその遵守方法 第2加工棟 貯蔵施設 スクラップ保管ラックF型 運転管理方法 ・本運搬台車の移動する通路を定め、 <u>ペレット保管容器(保管容器G型)1 段で取り扱う。</u>
5-54	207	表ハ-2 P設-2 4-1 ペレット運搬台車No.3 仕様 核燃料物質の臨界防止 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 核的に隔離されている第2-2領域内でウランを移動する場合には、管理された所定の容器に入れるとともに、当該領域内の他の設備・機器との間に、 <u>核的に安全な配置を保持するように通路を定める。</u> ウランの移動範囲を図ハ-2 P設-1 (66)に示す。	別表4 臨界安全管理に係る核的制限値 第2加工棟 その他加工設備の附属施設 ペレット運搬台車No.3 運転管理方法 ・本運搬台車の移動する通路を定め、 <u>ペレット保管容器(保管容器G型)1 段で取り扱う。</u>	要保-0 3 7 臨界安全管理基準 別表-1 臨界安全管理に係る核的制限値及びその遵守方法 第2加工棟 その他加工設備の附属施設 スクラップ保管ラックF型 運転管理方法 ・本運搬台車の移動する通路を定め、 <u>ペレット保管容器(保管容器G型)1 段で取り扱う。</u>
5-55	210	追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 変更内容 (防火区画等の改造(仕様を別表ハ-2-1-7に示す。))	No.3-11と同じ。	No.3-11と同じ。
5-56	216	追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 加工施設への人の不法な侵入等の防止 [9.1-B1] 加工施設を設置する事業所には、 <u>周辺監視区域を設け、周辺監視区域境界にはフェンス等を設置し、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止するとともに、加工施設の建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有することにより人の不法な侵入を防止する。</u> 管理区域を設定する加工施設の建物へのID カードによる出入管理を行うとともに、 <u>監視装置による集中監視を行うことにより人の不法な侵入を防止する。</u> <u>手順に基づく承認を得てから核燃料物質等の移動を実施し、持出し点検及び監視を行うことにより核燃料物質等の不法な移動を防止する。</u> 周辺監視区域への立ち入時には、 <u>点検を行うことにより加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件等が持ち込まれることを防止する。</u> 第2加工棟は、別表ハ-2-1-9に示す材料を用いて、図ハ-2-1-1-5 4～図ハ-2-1-1-6 1に示すとおり鉄筋コンクリート造の外壁、鉄扉等の堅固な障壁を有する。 図ハ-2-1-5-7に示す管理区域入口において、 <u>管理区域を設定する加工施設の建物への人の出入りを監視する。</u>	No.1-79、No.1-80、No.1-81と同じ。	No.1-79、No.1-80、No.1-81と同じ。
5-57	216	追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-B1] 線量告示に基づき1.3 mSv/3 月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、 <u>管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)とそうでない区域(第1種管理区域)とに区分する。</u> 第2加工棟の管理区域区分を図ハ-2-1-5-7に示す。	No.1-40と同じ。	No.1-40と同じ。
5-58	217	追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F4] 第2加工棟の第1種管理区域の室は、(6048-5)～(6048-8)気体廃棄設備No.1により室内の圧力を外気に対して19.6 Pa(2 mm 水柱)以上の負圧に維持する。 (6048-5)～(6048-8)気体廃棄設備No.1の仕様を表ト-2 P設-2-1～表ト-2 P設-2-4に示す。	No.1-44と同じ。	No.1-44と同じ。
5-59	218	追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 火災等による損傷の防止 [11.1-F2] 早期に火災を検知し報知するために、 <u>消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、消防法施行規則第二十四条に基づき、(8009)火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、(8009-11)火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)を設置する。(8009)火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)の発信機は、防火対象物の各階の各部分から歩行距離50 m 以下となるように配置する。</u> 火災信号の発報箇所を限定するために、 <u>警戒区域は管理区域の別、工程の別等により消防法施行令第二十一条第2項の規定以上に細分化する。</u>	No.4-10と同じ。	No.4-10と同じ。

(*) 本欄に記載のNo.n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No.*	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-60	221	追第4次表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 火災等による損傷の防止 [11.3-B2] ～第2加工棟の火災区画を図ハ-2-1-5-8に示す。ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画は、2P-1と2P-7(I)になる。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No.3-11と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No.3-11と同じ。
5-61	224	追第4次表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 安全避難通路等 [13.1-F1] 第2加工棟には、容易に識別できる(8027)緊急設備 避難通路を設置する。(8027)緊急設備 避難通路は非常口を含み、屋外へ避難できるよう誘導する。(8027)緊急設備 避難通路には避難用の照明として、建築基準法施行令第百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には(8029)緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第百二十六条、消防法施行規則第二十八条の三に基づき防火対象物には(8029-4)緊急設備 誘導灯を設置する。	No.1-62と同じ。	No.1-62と同じ。
5-62	224	追第4次表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 安全避難通路等 [13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた(8038-4)緊急設備可搬型照明を設置する。 (8038-4)緊急設備 可搬型照明は本加工施設内に分散して配置する。 (8038-4)緊急設備 可搬型照明の仕様を表り一他-5に示す。	No.1-60と同じ。	No.1-60と同じ。
5-63	225	追第4次表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 警報設備等 [18.1-F1] ～第2加工棟の第1種管理区域の室内の負圧は(6048)～(6048-4)気体廃棄設備No.1 差圧計によって監視し、負圧が維持できない場合は警報を発する。 気体廃棄設備No.1の(6048)～(6048-4)差圧計の仕様を表ト-2P設-2-1～表ト-2P設-2-4に示す。	No.1-44と同じ。	No.1-44と同じ。
5-64	229	追第4次表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 その他許可で求める仕様 [99-B1] 積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために第2加工棟の全ての屋根にアクセス可能とする。 全ての屋根へのアクセスルートを、図ハ-2-1-1-2-4～図ハ-2-1-1-2-8に示す。	No.4-15と同じ。	No.4-15と同じ。
5-65	339	図ハ-2P設-1(66)第2-2領域における運搬台車の使用の範囲	No.5-52、No.5-53、No.5-54と同じ。	No.5-52、No.5-53、No.5-54と同じ。
5-66	521	5. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき(工事)作業計画を策定する。	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。
5-67	521	5. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき(工事)作業計画を策定する。 (1) 工事上の注意事項 a. 一般事項 ・ 工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業員に係る労働災害の防止に努める。 ・ 工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。 ・ 作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立ち入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。 ・ 工事の実施に当たっては、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等を示した(工事)作業計画に従い実施する。 ・ 工事の安全対策として、溶接・溶断作業では、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業は、墜落制止用具の装着、足場の設置等により落下を防止する。 ・ 工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立ち入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講ずることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。 ・ 工事の完工から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。 ・ 工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。
5-68	522	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき(工事)作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 b. 放射線管理 ・ 管理区域内で実施する作業においては、作業員は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。 ・ 第1種管理区域内における作業においては、作業環境中の放射性物質の濃度の監視結果に基づき、必要な被ばく低減及び身体汚染の防止に係る保護具を作業員に着用させる。 ・ 核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。	No.1-12と同じ。	No.1-12と同じ。

(*) 本欄に記載のNo.n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-69	522	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>c. 防火管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所内消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。 ・ 作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。 ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。 	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No. 1-13と同じ。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No. 1-13と同じ。</p>
5-70	522	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>d. 異常発生時の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。 ・ あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。 	<p>No. 1-14と同じ。</p>	<p>No. 1-14と同じ。</p>
5-71	523	<p>上記に手順を示した工事のほか、これらの工事に付随して本加工施設内で行う必要がある部材の組立加工、資機材や工具の搬出入、足場の設置、廃棄物の仕分け及び解体減容等に係る工事の実施に当たっては、(1)工事上の注意事項に示した事項に従うとともに、以下の措置を講じることにより、加工施設の技術基準に適合した工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事対象の設備・機器及び工事区画内の影響を受ける設備・機器から、内包する核燃料物質等を他の設備・区画に移動し、核燃料物質等が工事の影響を受けるおそれなく、これらの設備・機器の安全機能の維持が不要な状態で工事を行う。 ・ 本工事において建物の境界防止及び遮蔽能力に影響を及ぼす工事は実施しない。第2加工棟の大型搬入口扉を資機材の搬出入のために開とする場合においては、必要に応じて、定期的な総量当量率の測定を行い、総量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのないことを確認する。なお、資機材の搬出入のために大型搬入口扉を開とした場合であっても加工施設全体としての遮蔽能力には影響はなく、周辺監視区域及び敷地境界外の人が居住する可能性のある区域境界上の年間の総量は事業許可における評価値を上回ることはない。 ・ 加工施設の建物の外壁に設置された扉を交換する工事又は資機材の搬出入のために扉を開とする場合には、工事の期間中、人の不法な侵入を防止できるよう閉止する又は監視人による監視を行う措置を講じる。 ・ 第1種管理区域の境界（屋内間仕切り壁、外壁、これらの壁に設置された鋼製扉及び床）の工事中において、一時的に開口部が生じる場合、若しくは資機材の搬出入のため第1種管理区域上の扉を開にする場合は、保安規定に基づき、前室を設置する等の措置を講じることにより建物の閉じ込めの機能を維持する。 ・ 工事に伴い、管理区域以外の区域において、総量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所が生じた場合には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。 ・ 工事に伴い、気体廃棄設備の系統を停止する場合は、別の系統を稼働させることにより第1種管理区域の負圧を維持する又は保安規定に定める閉じ込めに係る措置を講じた上で気体廃棄設備を停止することにより、建物の閉じ込めの機能を維持する。 ・ 気体廃棄設備を停止することにより所定の換気能力を確保できないおそれのある場合においては、放射線業務従事者に半面マスク等の保護具を着用させる。 ・ 工事に伴い、火災感知設備、消火設備、放射線管理施設、通信連絡設備等を一時的に停止する場合においては、代替措置を講じることにより、これらの設備が有する安全機能を維持するか、監視対象の設備・機器を停止する等により、安全機能が不要な状態とする。 ・ 第1種管理区域における工事で撤去した使用予定のない設備・機器、廃材及び除染作業等により発生する核燃料物質で汚染されたものは、必要に応じて第1種管理区域内で解体し、また、保安規定に基づく廃棄物の仕掛品として一時保管した後、200Lドラム缶に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約11170本（200Lドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値）は、現在の保管廃棄量約8200本を踏まえ、新規基準準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。 ・ 核燃料物質による汚染のおそれのある部位の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置し、局所排気装置等を使用する等して、汚染の防止を図る。 ・ 第1種管理区域の設備・機器撤去後の床等の表面は、修復後、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料（難燃性材料）で塗装を施す。 	<p>No. 1-11-6と同じ。</p>	<p>No. 1-11-6と同じ。</p>

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-72	546	7. 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針 ～(1) 調達物品等の供給者等から必要な情報を入力し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、次のa)号及びb)号に示すような管理の方法及び程度を定める。〔「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検診、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。〕 a) 採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと b) 一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。 (2) 調達物品等に関する情報に、一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項を含める。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 (調達プロセス) 第12条の8 2. 担当部長及び担当グループ長は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を保安文書に明確に定めることを含む。）を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入力し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、次に示すような管理の方法及び程度を定める。 〔「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検診、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。〕 ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。 ・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。 6. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（加工施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 基保-022調達管理基準 3. 調達プロセス (2) 調達主管部門は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者（以下「調達先」という。）及び調達物品等に対して適用される管理の方法（※1）及び程度（力量を有するものを組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の調達先等から必要な情報を入力し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように次に示すような適切な管理の方法及び程度を定める。 ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を調達先等から入手し、当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。 ・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を調達先等に提供し、調達先等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること (6) 調達主管部門は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（加工施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。
5-73	550	(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保安において留意すべき事項を抽出し、記録する。保安を実施するため、その記録を維持する。	No. 1-1と同じ。	No. 1-1と同じ。
5-74	550	(7) 保安において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保安を実施する。	No. 1-1と同じ。	No. 1-1と同じ。
5-75	550	(8) 保全の実施結果及び原子力施設における保安に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。	No. 1-3と同じ。	No. 1-3と同じ。
5-76	596	追第4次表ニ-2-2 ベレット編成挿入機No.1 ベレット保管箱搬送部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No. 2-105と同じ。	No. 2-105と同じ。
5-77	598	追第4次表ニ-2-3 ベレット編成挿入機No.1 波板移載部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No. 2-105と同じ。	No. 2-105と同じ。
5-78	600	追第4次表ニ-2-4 ベレット編成挿入機No.1 ベレット編成挿入部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No. 2-105と同じ。	No. 2-105と同じ。
5-79	602	追第4次表ニ-3-1 燃料棒解体装置No.1 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No. 2-105と同じ。	No. 2-105と同じ。
5-80	604	追第4次表ニ-4-1 燃料棒トレイ置台 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No. 2-105と同じ。	No. 2-105と同じ。
5-81	606	追第4次表ニ-5-1 脱ガス設備No.1 真空加熱炉部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No. 2-105と同じ。	No. 2-105と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-82	608	<p>追第4次 表ニ－5－2 脱ガス設備No.1 運搬台車 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、<u>電源を遮断する措置を講じ</u>、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No.2-105と同じ。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No.2-105と同じ。</p>
5-83	610	<p>追第4次 表ニ－6－1 第二端栓溶接設備No.1 燃料棒搬送No.1-1 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、<u>電源を遮断する措置を講じ</u>、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-84	612	<p>追第4次 表ニ－6－2 第二端栓溶接設備No.1 第二端栓溶接No.1-1 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、<u>電源を遮断する措置を講じ</u>、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-85	614	<p>追第4次 表ニ－6－3 第二端栓溶接設備No.1 第二端栓溶接No.1-2 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、<u>電源を遮断する措置を講じ</u>、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-86	616	<p>追第4次 表ニ－6－4 第二端栓溶接設備No.1 燃料棒搬送No.1-2 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、<u>電源を遮断する措置を講じ</u>、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-87	618	<p>追第4次 表ニ－7－1 燃料棒搬送設備No.1 燃料棒移載（1）部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、<u>電源を遮断する措置を講じ</u>、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-88	620	<p>追第4次 表ニ－7－2 燃料棒搬送設備No.1 被覆管コンベア部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、<u>電源を遮断する措置を講じ</u>、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-89	622	<p>追第4次 表ニ－7－3 燃料棒搬送設備No.1 除染コンベア部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、<u>電源を遮断する措置を講じ</u>、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-90	624	<p>追第4次 表ニ－7－4 燃料棒搬送設備No.1 燃料棒トレイ移載部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、<u>電源を遮断する措置を講じ</u>、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m-(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-91	626	追第4次 表ニ-8-1 燃料棒搬送設備No.2 燃料棒移送装置 (A) 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No.2-105と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No.2-105と同じ。
5-92	628	追第4次 表ニ-9-1 燃料棒搬送設備No.3 燃料棒移載装置 (2) 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-93	630	追第4次 表ニ-10-1 ベレット検査台No.2 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-94	632	追第4次 表ニ-11-1 燃料棒搬送設備No.8 被覆管コンベアNo.8-1 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-95	634	追第4次 表ニ-11-2 燃料棒搬送設備No.8 燃料棒移載No.8-1 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-96	636	追第4次 表ニ-11-3 燃料棒搬送設備No.8 燃料棒移載No.8-2 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-97	652	追第4次 表ニ-18-1 燃料棒搬送設備No.9 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-98	709	5. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No.*	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-99	709	<p>5. 工事の方法</p> <p>本申請における施設の設工の工事、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。</p> <p>(1) 工事上の注意事項</p> <p>a. 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業員に係る労働災害の防止に努める。 ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。 ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立ち入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。 ・工事の実施に当たっては、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等を示した（工事）作業計画に従って実施する。 ・工事の安全対策として、溶接・溶断作業では、防護マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業は、墜落制止器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。 ・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立ち入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講ずることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。 ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。 ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。 	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No. 1-11-6と同じ。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No. 1-11-6と同じ。</p>
5-100	709	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>b. 放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理区域内で実施する作業においては、作業員は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。 ・第1種管理区域内における作業においては、作業環境中の放射性物質の濃度の監視結果に基づき、必要な被ばく低減及び身体汚染の防止に係る保護具を着用させる。 ・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。 	<p>No. 1-12と同じ。</p>	<p>No. 1-12と同じ。</p>
5-101	710	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>c. 防火管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃材料による養生等の処置を講ずるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。 ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。 ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。 	<p>No. 1-13と同じ。</p>	<p>No. 1-13と同じ。</p>
5-102	710	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>d. 異常発生時の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講ずる。 ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。 	<p>No. 1-14と同じ。</p>	<p>No. 1-14と同じ。</p>

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No.*	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-103	711	<p>上記に手順を示した工事のほか、これらの工事に付随して本加工施設内で行う必要がある部材の組立加工、資機材や工具の搬出入、足場の設営、廃棄物の仕分け及び解体減容等に係る工事の実施に当たっては、(1)工事上の注意事項に示した事項に従うとともに、以下の措置を講じることにより、加工施設の技術基準に適合した工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事対象の設備・機器及び工事区画内の影響を受ける設備・機器から、内包する核燃料物質等を他の設備、区画に移動し、核燃料物質等が工事の影響を受けるおそれなく、これらの設備・機器の安全機能の維持が不要な状態で工事を行う。 ・本工事において建物の境界防止及び遮蔽能力に影響を及ぼす工事は実施しない。第2加工棟の大型搬入口扉を資機材の搬出入のために開とする場合には、必要に応じて、定期的な線量当量率の測定を行い、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのないことを確認する。なお、資機材の搬出入のために大型搬入口扉を開とした場合であっても加工施設全体としての遮蔽能力には影響はなく、周辺監視区域及び敷地境界外の人が居住する可能性のある区域境界上の年間の線量は事業許可における評価値を上回ることはない。 ・加工施設の建物の外壁に設置された扉を交換する工事又は資機材の搬出入のために扉を開とする場合には、工事の期間中、人の不法な侵入を防止できるよう閉止する又は監視人による監視を行う措置を講じる。 ・工事に伴い、管理区域以外の区域において、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所が生じた場合には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。 ・工事に伴い、火災感知設備、消火設備、放射線管理施設、通信連絡設備等を一時的に停止する場合においては、代替措置を講じることにより、これらの設備が有する安全機能を維持するか、監視対象の設備・機器を停止する等により、安全機能が不要な状態とする。 ・第2種管理区域における工事で撤去した設備・機器及び廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する、又は有効利用する。 	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No. 1-11-6と同じ。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No. 1-11-6と同じ。</p>
5-104	711	<ul style="list-style-type: none"> ・第2種管理区域における工事で撤去した設備・機器及び廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する、又は有効利用する。 	<p>(放射性廃棄物でない廃棄物)</p> <p>第75条の2 環境安全部長は、第2種管理区域内において設置された資材等（金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等）又は使用された物品（工具類等）を、<u>管理区域外に搬出し、放射性廃棄物でない廃棄物として廃棄又は資源として有効利用する場合は、次の各号に定める事項を確認する。</u></p>	<p>基保－001放射線管理基準 19. 放射性廃棄物でない廃棄物 19-4 放射性廃棄物でない廃棄物の適切な取扱い 各部長は、第2種管理区域内において設置された資材等又は使用された物品を<u>管理区域外に搬出し、放射性廃棄物でない廃棄物として廃棄又は資源として有効利用することを判断する。</u> その場合、以下の措置を講じて環境安全部長の承認を得るとともに、核燃料取扱主任者の確認を受ける</p>
5-105	712	<p>図No. a-1 工事フロー 注釈 (注2) 第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、<u>保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。</u></p>	<p>No. 1-11-6と同じ。</p>	<p>No. 1-11-6と同じ。</p>
5-106	722	<p>(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。</p>	<p>No. 1-1と同じ。</p>	<p>No. 1-1と同じ。</p>
5-107	722	<p>(7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。</p>	<p>No. 1-1と同じ。</p>	<p>No. 1-1と同じ。</p>
5-108	722	<p>(8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。</p>	<p>No. 1-3と同じ。</p>	<p>No. 1-3と同じ。</p>
5-109	727	<p>表ホ－2 P設－2－1 組立機No.1 燃料棒挿入装置（1） 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、<u>電源を遮断する措置を講じ、</u>溢水による電気火災の発生を防止する。</p>	<p>No. 2-105と同じ。</p>	<p>No. 2-105と同じ。</p>
5-110	729	<p>表ホ－2 P設－2－2 組立機No.2 燃料棒挿入装置（1） 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、<u>電源を遮断する措置を講じ、</u>溢水による電気火災の発生を防止する。</p>	<p>No. 2-105と同じ。</p>	<p>No. 2-105と同じ。</p>
5-111	739	<p>表ホ－2 P設－5－1 燃料集合体取扱機No.1 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、<u>電源を遮断する措置を講じ、</u>溢水による電気火災の発生を防止する。</p>	<p>No. 2-105と同じ。</p>	<p>No. 2-105と同じ。</p>
5-112	742	<p>表ホ－2 P設－6－1 堅型定盤No.1 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、<u>電源を遮断する措置を講じ、</u>溢水による電気火災の発生を防止する。</p>	<p>No. 2-105と同じ。</p>	<p>No. 2-105と同じ。</p>

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No.*	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-113	745	表ホ-2P設-7-1 燃料集合体外観検査装置No.1 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No.2-105と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No.2-105と同じ。
5-114	748	表ホ-2P設-8-1 立会検査定盤No.1 燃料棒移送 (D) 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-115	752	表ホ-2P設-8-3 立会検査定盤No.1 燃料棒移送 (E) 部 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-116	754	表ホ-2P設-9-1 2ton 天井クレーンNo.1 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
No5-117	757	表ホ-2P設-10-1 2.8 ton 天井クレーン 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ</u> 、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-118	780	5. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。
5-119	780	5. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。 (1) 工事上の注意事項 a. 一般事項 ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。 ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。 ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立ち入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。 ・工事の実施に当たっては、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等を示した（工事）作業計画に従い実施する。 ・工事の安全対策として、溶接・溶断作業では、防護マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業は、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。 ・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立ち入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。 ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。 ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。

(*) 本欄に記載のNo.n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-120	780	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>b. 放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。 第1種管理区域内における作業においては、作業環境中の放射性物質の濃度の監視結果に基づき、必要な被ばく低減及び身体汚染の防止に係る保護具を作業者に着用させる。 核燃料物質への近接作業は、時間管理及び隔離距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。 	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No. 1-12と同じ。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No. 1-12と同じ。</p>
5-121	781	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>c. 防火管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。 作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。 	No. 1-13と同じ。	No. 1-13と同じ。
5-122	781	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>d. 異常発生時の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。 あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。 	No. 1-14と同じ。	No. 1-14と同じ。
5-123	782	<p>上記に手順を示した工事のほか、これらの工事に付随して本加工施設内で行う必要がある部材の組立加工、資機材や工具の搬出入、足場の設営、廃棄物の仕分け及び解体減容等に係る工事の実施に当たっては、(1)工事前の注意事項に示した事項に従うとともに、以下の措置を講じることにより、加工施設の技術基準に適合した工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事対象の設備・機器及び工事区画内の影響を受ける設備・機器から、内包する核燃料物質等を他の設備・区画に移動し、核燃料物質等が工事の影響を受けるおそれなく、これらの設備・機器の安全機能の維持が不要な状態で工事を行う。 本工事において建物の境界防止及び遮蔽能力に影響を及ぼす工事は実施しない。第2加工棟の大型搬入口扉を資機材の搬出入のために開とする場合には、必要に応じて、定期的な線量当量率の測定を行い、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのないことを確認する。なお、資機材の搬出入のために大型搬入口扉を開とした場合であっても加工施設全体としての遮蔽能力には影響はなく、周辺監視区域及び敷地境界外の人が居住する可能性のある区域境界上の年間の線量は事業許可における評価値を上回ることはない。 加工施設の建物の外壁に設置された扉を交換する工事又は資機材の搬出入のために扉を開とする場合には、工事の期間中、人の不法な侵入を防止できるよう閉止する又は監視人による監視を行う措置を講じる。 工事に伴い、管理区域以外の区域において、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所が生じた場合には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。 工事に伴い、火災感知設備、消火設備、放射線管理施設、通信連絡設備等を一時的に停止する場合においては、代替措置を講じることにより、これらの設備が有する安全機能を維持するか、監視対象の設備・機器を停止する等により、安全機能が不要な状態とする。 第2種管理区域における工事で撤去した設備・機器及び廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。又は有効利用する。 	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。
5-124	783	<p>図ホー a - 1 工事フロー 注釈 (注2) 第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。</p>	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。
5-125	793	<p>(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。</p>	No. 1-1と同じ。	No. 1-1と同じ。
5-126	793	<p>(7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。</p>	No. 1-1と同じ。	No. 1-1と同じ。
5-127	793	<p>(8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。</p>	No. 1-3と同じ。	No. 1-3と同じ。
5-128	796	<p>表へー1 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応及び既設工認との対応並びに変更内容 第2加工棟 第2開発室 (5062) 開発試料保管棚 変更内容 改造 竜巻対策のため、開発試料保管棚を防護壁内に新たに設置し、既設の試料保管棚を撤去する。 耐震補強を行う。 分析試料保管棚の新設に伴う最大貯蔵能力の増分を相殺するよう、開発試料保管棚の最大貯蔵能力を変更する。</p>	No. 4-247と同じ。	No. 4-247と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-129	797	表へー1 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応及び既設工認との対応並びに変更内容 第1加工棟 第1加工棟 変更内容 改造 ①隣接一般建物との間にエキスパンションジョイントを設置 ②第1-2資材保管室の撤去 ③鉄骨補強 ④杭・基礎の追加 ⑤天井ボード及び天井ボードに設置している設備の撤去 ⑥外部扉の改造、外部ジャッキの鋼製扉への改造 ⑦外部に面した不要な窓、扉の撤去及び閉止 ⑧防火区画の新設及び改造 ⑨屋根への梯子の追加設置 ⑩ボード壁、鉄板閉止部の鉄筋コンクリート壁への改造 ⑪建物南西側の旧前室の管理区域区分の変更	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No.3-9、No.3-11、No.3-4と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No.3-9、No.3-11、No.3-4と同じ。
5-130	816	表へー2 P設-6-1 ベレット搬送設備No.3 ベレット保管箱台車 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-131	818	表へー2 P設-6-2 ベレット搬送設備No.3 ベレット保管箱台車No.1 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-132	821	表へー2 P設-6-3 ベレット搬送設備No.3 ベレット保管箱台車No.2 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-133	824	表へー2 P設-7-1 ベレット搬送設備No.4 ベレットリフター 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-134	827	表へー2 P設-7-2 ベレット搬送設備No.4 ベレット保管箱受台 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-135	830	表へー2 P設-9-1 第2-2燃料集合体保管区域 仕様 最大貯蔵能力： [12.1-F5]	別表1.5 核燃料物質の最大貯蔵能力(第70条関係) (継ぎ) [12.1-F5]	基保-003加工施設の操作基準(燃料製造部) 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 (左記の燃料集合体保管区域の備考欄に「 [12.1-F5]にて貯蔵する旨追加する。」)
5-136	831	表へー2 P設-9-1 第2-2燃料集合体保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を [12.1-F5] とする。 当該施設においては、その最大貯蔵能力まで再生濃縮ウランを貯蔵できる。	別表1.5 核燃料物質の最大貯蔵数量(第70条関係) [12.1-F5]	基保-003加工施設の操作基準(燃料製造部) 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 [12.1-F5]
5-137	831	表へー2 P設-9-1 第2-2燃料集合体保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F4] 第2-2燃料集合体保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで隣界防止する。	No.3-243と同じ。	No.3-243と同じ。
5-138	831	表へー2 P設-9-1 第2-2燃料集合体保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F5] 第2-2燃料集合体保管区域に貯蔵する集合体輸送容器は、耐震重要度分類第1類相当の固定措置として、集合体輸送容器は1 設置きとする。	別表1.5 核燃料物質の最大貯蔵能力(第70条関係) (継ぎ) [12.1-F5]	基保-003加工施設の操作基準(燃料製造部) 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 (左記の燃料集合体保管区域の備考欄に集合体輸送容器は1 設置きとする。)

(*) 本欄に記載のNo.n-m-(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No.*	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-139	S32	表へー2 P設-9-2 第2-3 燃料集合体保管区域 仕様 最大貯蔵能力 []	別表1.5 核燃料物質の最大貯蔵能力 (第70 条関係) (続き)	基保-0 0 3 加工施設の操作基準 (燃料製造部) 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 (左記の燃料集合体保管区域の備考欄に []にて貯蔵する旨追加する。)
5-140	S33	表へー2 P設-9-2 第2-3 燃料集合体保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を [] とする。 当該施設においては、その最大貯蔵能力まで再生濃縮ウランを貯蔵できる。	別表1.5 核燃料物質の最大貯蔵数量 (第70 条関係)	基保-0 0 3 加工施設の操作基準 (燃料製造部) 4-1.5 核燃料物質の貯蔵 ② 燃料製造部長は、貯蔵施設の貯蔵数量について第3表に示す最大貯蔵数量以下とすること。また、燃料製造部長に指示された者は、貯蔵量を確認し、燃料製造部長の確認を受けること。 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力
5-141	S33	表へー2 P設-9-2 第2-3 燃料集合体保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F4] 第2-3 燃料集合体保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。	No. 3-243と同じ。	No. 3-243と同じ。
5-142	S33	表へー2 P設-9-2 第2-3 燃料集合体保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F5] 第2-3 燃料集合体保管区域に貯蔵する集合体輸送容器は、耐震重要度分類第1類相当の固定措置として、集合体輸送容器は1 段置きとする。	別表1.5 核燃料物質の最大貯蔵能力 (第70 条関係) (続き)	基保-0 0 3 加工施設の操作基準 (燃料製造部) 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 (左記の燃料集合体保管区域の備考欄に集合体輸送容器は1 段置きとする。)
5-143	S34	表へー2 P設-9-3 第2-1 燃料集合体保管区域 仕様 最大貯蔵能力 []	別表1.5 核燃料物質の最大貯蔵能力 (第70 条関係) (続き)	基保-0 0 3 加工施設の操作基準 (燃料製造部) 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 (左記の燃料集合体保管区域の備考欄に []にて貯蔵する旨追加する。)
5-144	S35	表へー2 P設-9-3 第2-1 燃料集合体保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を [] とする。	別表1.5 核燃料物質の最大貯蔵数量 (第70 条関係)	基保-0 0 3 加工施設の操作基準 (燃料製造部) 4-1.5 核燃料物質の貯蔵 ② 燃料製造部長は、貯蔵施設の貯蔵数量について第3表に示す最大貯蔵数量以下とすること。また、燃料製造部長に指示された者は、貯蔵量を確認し、燃料製造部長の確認を受けること。 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力
5-145	S35	表へー2 P設-9-3 第2-1 燃料集合体保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F4] 第2-1 燃料集合体保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。	No. 3-243と同じ。	No. 3-243と同じ。
5-146	S35	表へー2 P設-9-3 第2-1 燃料集合体保管区域 仕様 [99-F5] 第2-1 燃料集合体保管区域に貯蔵する集合体輸送容器は、耐震重要度分類第1類相当の固定措置として、集合体輸送容器は1 段置き又は2 段積みとする。 2 段積みする場合は、集合体輸送容器の固定措置に必要な用具を固定するため、床に [] を追加する。	別表1.5 核燃料物質の最大貯蔵能力 (第70 条関係) (続き)	基保-0 0 3 加工施設の操作基準 (燃料製造部) 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 (左記の燃料集合体保管区域の備考欄に []にて貯蔵する旨追加する。)
5-147	S36	表へー2 P設-9-4 第2-4 燃料集合体保管区域 仕様 最大貯蔵能力: 9.6 ton-U (集合体輸送容器10 個) (燃料集合体20 個)	別表1.5 核燃料物質の最大貯蔵能力 (第70 条関係) (続き)	基保-0 0 3 加工施設の操作基準 (燃料製造部) 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 (左記の燃料集合体保管区域の備考欄に []にて貯蔵する旨追加する。)
5-148	S37	表へー2 P設-9-4 第2-4 燃料集合体保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を [] とする。	別表1.5 核燃料物質の最大貯蔵数量 (第70 条関係)	基保-0 0 3 加工施設の操作基準 (燃料製造部) 4-1.5 核燃料物質の貯蔵 ② 燃料製造部長は、貯蔵施設の貯蔵数量について第3表に示す最大貯蔵数量以下とすること。また、燃料製造部長に指示された者は、貯蔵量を確認し、燃料製造部長の確認を受けること。 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力
5-149	S37	表へー2 P設-9-4 第2-4 燃料集合体保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F4] 第2-4 燃料集合体保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。	No. 3-243と同じ。	No. 3-243と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-150	835	表へー2 P設-9-4 第2-4 燃料集合体保管区域 仕様 [99-F5] 第2-4 燃料集合体保管区域に貯蔵する集合体輸送容器は、耐震重要度分類第1類相当の固定措置として、集合体輸送容器は1 段置き又は2 段積みとする。 2 段積みする場合は、集合体輸送容器の固定措置に必要な治具を固定するため、床に [] を追加する。	別表 1.5 核燃料物質の最大貯蔵能力 (第70 条関係) (続き) 青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所	基保-0 0 3 加工施設の操作基準 (燃料製造部) アンダーライン：設工認該当箇所 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 (左記の燃料集合体保管区域の備考欄に [] を追加する。)
5-151	838	表へー2 P設-1 0-1 5ton 天井クレーン 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F2] ウランを核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づいて閉じ込めの機能を確認した輸送容器に密閉して取り扱う。	No. 3-243と同じ。	No. 3-243と同じ。
5-152	838	表へー2 P設-1 0-1 5ton 天井クレーン 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水の原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所所想定する没水水位7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No. 2-105と同じ。	No. 2-105と同じ。
5-153	839	表へー2 P設-1 0-1 5ton 天井クレーン 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F4] 5ton 天井クレーンは、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を取り扱うことで境界防止する。	No. 3-243と同じ。	No. 3-243と同じ。
5-154	842	表へー2 P設-1 1-1 分析試料保管棚 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を [] とする。	No. 4-247と同じ。	No. 4-247と同じ。
5-155	844	表へー2 P設-1 2-1 開発試料保管棚 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を [] とする。	No. 4-247と同じ。	No. 4-247と同じ。
5-156	851	(追表は、先行申請において「次回以降の申請で確認する」としていた箇所を明確にした部分、及び先行申請からの追加記載部分を確認) 追第3次 表へー2-1 第1加工棟 仕様 加工施設への人の不法な侵入等の防止 [9.1-B1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。・立入制限区域として周辺監視区域を設け、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止して管理。	No. 1-113と同じ。	No. 1-113と同じ。
5-157	861	追第1次 表へー2-1 輸送容器搬送コンベアNo.1-1 仕様 粉末輸送容器数：2 個以下又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型数：2 個以下	別表4 臨界安全管理に係る制限値 (続き) 第2加工棟 第2粉末受入室 輸送容器搬送コンベアNo.1-1 運転管理方法 ・輸送容器搬送コンベアNo.1-1 と輸送容器搬送コンベアNo.1-2 での粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型の取扱いの合計を2 個以下に制限する。	要保-0 3 7 臨界安全管理基準 別表-1 臨界安全管理に係る核的制限値及びその遵守方法 (左記の輸送容器搬送コンベアの運転管理方法の記載に、第2-2 領域内で使用される運搬台車が2 台以下であることを確認する旨の記載を追加する。)
5-158	863	追第1次 表へー2-2 輸送容器搬送コンベアNo.1-2 仕様 粉末輸送容器数：2 個以下又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型数：2 個以下	別表4 臨界安全管理に係る制限値 (続き) 第2加工棟 第2粉末受入室 輸送容器搬送コンベアNo.1-2 運転管理方法 ・輸送容器搬送コンベアNo.1-1 と輸送容器搬送コンベアNo.1-2 での粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型の取扱いの合計を2 個以下に制限する。	要保-0 3 7 臨界安全管理基準 別表-1 臨界安全管理に係る核的制限値及びその遵守方法 (左記の輸送容器搬送コンベアの運転管理方法の記載に、第2-2 領域内で使用される運搬台車が2 台以下であることを確認する旨の記載を追加する。)
5-159	872	追第1次 表へー3-1 輸送容器搬送コンベアNo.2-1 仕様 粉末輸送容器数：2 個以下又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型数：2 個以下	別表4 臨界安全管理に係る制限値 (続き) 第2加工棟 第2粉末受入室 輸送容器搬送コンベアNo.2-1 運転管理方法 ・輸送容器搬送コンベアNo.1-1 と輸送容器搬送コンベアNo.1-2 での粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型の取扱いの合計を2 個以下に制限する。	要保-0 3 7 臨界安全管理基準 別表-1 臨界安全管理に係る核的制限値及びその遵守方法 (左記の輸送容器搬送コンベアの運転管理方法の記載に、第2-2 領域内で使用される運搬台車が2 台以下であることを確認する旨の記載を追加する。)
5-160	874	追第1次 表へー3-2 輸送容器搬送コンベアNo.2-2 仕様 粉末輸送容器数：2 個以下又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型数：2 個以下	別表4 臨界安全管理に係る制限値 (続き) 第2加工棟 第2粉末受入室 輸送容器搬送コンベアNo.2-2 運転管理方法 ・輸送容器搬送コンベアNo.1-1 と輸送容器搬送コンベアNo.1-2 での粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型の取扱いの合計を2 個以下に制限する。	要保-0 3 7 臨界安全管理基準 別表-1 臨界安全管理に係る核的制限値及びその遵守方法 (左記の輸送容器搬送コンベアの運転管理方法の記載に、第2-2 領域内で使用される運搬台車が2 台以下であることを確認する旨の記載を追加する。)
5-161	969	5. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき (工事) 作業計画を策定する。	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No.*	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-162	969	<p>5. 工事の方法</p> <p>本申請における施設の設工の事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。</p> <p>(1) 工事上の注意事項</p> <p>a. 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業に係る労働災害の防止に努める。 ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。 ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立ち入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。 ・工事の実施に当たっては、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等を示した（工事）作業計画に従って実施する。 ・工事の安全対策として、溶接・溶断作業では、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業は、墜落制止器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。 ・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立ち入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講ずることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。 ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。 ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。 	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No. 1-11-6と同じ。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No. 1-11-6と同じ。</p>
5-163	970	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>b. 放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。 ・第1種管理区域内における作業においては、作業環境中の放射性物質の濃度の監視結果に基づき、必要な被ばく低減及び身体汚染の防止に係る保護具を着用させる。 ・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。 	<p>No. 1-12と同じ。</p>	<p>No. 1-12と同じ。</p>
5-164	970	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>c. 防火管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃材料による養生等の処置を講ずるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。 ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物が無いことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。 ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。 	<p>No. 1-13と同じ。</p>	<p>No. 1-13と同じ。</p>
5-165	970	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>d. 異常発生時の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講ずる。 ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。 	<p>No. 1-14と同じ。</p>	<p>No. 1-14と同じ。</p>

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-166	971	<p>上記に手順を示した工事のほか、これらの工事に付随して本加工施設内で行う必要がある部材の組立加工、資機材や工具の搬出入、足場の設営、廃棄物の仕分け及び解体減容等に係る工事の実施に当たっては、(1)工事上の注意事項に示した事項に従うとともに、以下の措置を講じることにより、加工施設の技術基準に適合した工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事対象の設備・機器及び工事区内の影響を受ける設備・機器から、内包する核燃料物質等を他の設備、区画に移動し、核燃料物質等が工事の影響を受けるおそれなく、これらの設備・機器の安全機能の維持が不要な状態で工事を行う。 ・本工事において建物の境界防止及び遮蔽能力に影響を及ぼす工事は実施しない。第2加工棟の大型搬入口扉を資機材の搬出入のために開とする場合には、必要に応じて、定期的な総量当量率の測定を行い、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのないことを確認する。なお、資機材の搬出入のために大型搬入口扉を開とした場合であっても加工施設全体としての遮蔽能力には影響はなく、周辺監視区域及び敷地境界外の人が居住する可能性のある区域境界上の年間の線量は事業許可における評価値を上回ることはない。 ・加工施設の建物の外壁に設置された扉を交換する工事又は資機材の搬出入のために扉を開とする場合には、工事の期間中、人の不法な侵入を防止できるよう閉止する又は監視人による監視を行う措置を講じる。 ・第1種管理区域の境界（屋内間仕切り壁、外壁、これらの壁に設置された鋼製扉及び床）の工事中において、一時的に開口部が生じる場合、若しくは資機材の搬出入のため第1種管理区域上の扉を開とする場合は、保安規定に基づき、前室を設置する等の措置を講じることにより建物の閉じ込めの機能を維持する。 ・工事に伴い、管理区域以外の区域において、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所が生じた場合には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。 ・工事に伴い、気体廃棄設備の系統を停止する場合は、別の系統を稼働させることにより第1種管理区域の負圧を維持する又は保安規定に定める閉じ込めに係る措置を講じた上で気体廃棄設備を停止することにより、建物の閉じ込めの機能を維持する。 ・気体廃棄設備を停止することにより所定の換気能力を確保できないおそれのある場合においては、放射線業務従事者に半面マスク等の保護具を着用させる。 ・工事に伴い、火災感知設備、消火設備、放射線管理施設、通信連絡設備等を一時的に停止する場合においては、代替措置を講じることにより、これらの設備が有する安全機能を維持するか、監視対象の設備・機器を停止する等により、安全機能が不要な状態とする。 ・第1種管理区域における工事で撤去しない使用予定のない設備・機器、廃材及び除染作業等により発生する核燃料物質で汚染されたものは、必要に応じて第1種管理区域内で解体し、また、保安規定に基づく廃棄物の仕掛品として一時保管した後、200Lドラム缶に収納し、放射性固体廃棄物の保管施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約11170本（200Lドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値）は、現在の保管廃棄量約8200本を踏まえ、新規基準準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。 ・第2種管理区域における工事で撤去した設備・機器及び廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する、又は有効利用する。 ・核燃料物質による汚染のおそれのある部位の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置し、局所排気装置等を使用する等して、汚染の防止を図る。 ・第1種管理区域の設備・機器撤去後の床等の表面は、修復後、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料（難燃性材料）で塗装を施す。 	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No.1-11-6と同じ。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No.1-11-6と同じ。</p>
5-167	990	(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。	No.1-1と同じ。	No.1-1と同じ。
5-168	990	(7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。	No.1-1と同じ。	No.1-1と同じ。
5-169	990	(8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。	No.1-3と同じ。	No.1-3と同じ。
5-170	1016	表ト-2 P設-2-1 気体廃棄設備No.1（系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統） 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F4] ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa（2 mm水柱）以上の負圧を維持するように給排気のパランスをとる。	No.1-44と同じ。	No.1-44と同じ。
5-171	1016	表ト-2 P設-2-1 気体廃棄設備No.1（系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統） 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F4] 第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して第2加工棟屋上の排気口（地上高 約25 m）から屋外に放出する。	No.1-43と同じ。	No.1-43と同じ。
5-172	1016	表ト-2 P設-2-1 気体廃棄設備No.1（系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統） 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 第1種管理区域においてウラン粉末を囲い式フードで取り扱う系統及び設備・機器には局所排気系統を接続し、囲い式フードの内部を室内の圧力に対して9.8 Pa（1 mm 水柱）以上の負圧又は囲い式フードの開口部の面速を0.5 m/秒以上に維持する。	No.1-42と同じ。	No.1-42と同じ。
5-173	1017	表ト-2 P設-2-1 気体廃棄設備No.1（系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統） 仕様 火災等による損傷の防止 [11.5-F1] 可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第1種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、気体廃棄設備No.1の排風機により換気を行う。	No.1-46と同じ。	No.1-46と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No.*	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-174	1019	表ト-2 P設-2-1 気体廃棄設備No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) 仕様 廃棄施設 [20.1-F1] 第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して第2加工棟屋上の排気口(地上高 約25 m) から屋外に放出する。なお、系統I (部屋排気系統) においては、高性能エアフィルタにより処理した部屋排気を、各部屋内に再循環給気してリサイクルする系統を備える。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-43と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-43と同じ。
5-175	1020	表ト-2 P設-2-1 気体廃棄設備No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) 仕様 換気設備 [23.1-F1] 第2加工棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備No.1の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。	No.1-46と同じ。	No.1-46と同じ。
5-176	1020	表ト-2 P設-2-1 気体廃棄設備No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F3] 後半申請の施設が前半申請の施設に波及的影響を与えないように撤去又は閉止措置を講じる。	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。
5-177	1020	表ト-2 P設-2-1 気体廃棄設備No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F7] F3 竜巻により損傷するおそれがある第2加工棟3階及び4階に設置しているダクトを通じ下層階への風の吹き込みを防止するため、1階及び2階の火災区域と3階及び4階の火災区域の境界に設置している防火ダンパーを手動で閉止する措置を講じる。	No.4-210と同じ。	No.4-210と同じ。
5-178	1029	表ト-2 P設-2-2 気体廃棄設備No.1 (系統III、系統VI、給気系統) 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F4] ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm水柱)以上の負圧を維持するように給排気のパランスをとる。	No.1-44と同じ。	No.1-44と同じ。
5-179	1029	表ト-2 P設-2-2 気体廃棄設備No.1 (系統III、系統VI、給気系統) 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F4] 第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して第2加工棟屋上の排気口(地上高 約25 m) から屋外に放出する。	No.1-43と同じ。	No.1-43と同じ。
5-180	1029	表ト-2 P設-2-2 気体廃棄設備No.1 (系統III、系統VI、給気系統) 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 第1種管理区域においてウラン粉末を囲い式フードで取り扱う系統及び設備・機器には局所排気系統を接続し、囲い式フードの内部を室内の圧力に対して9.8 Pa (1 mm 水柱)以上の負圧又は囲い式フードの開口部の面速を0.5 m/秒以上に維持する。	No.1-42と同じ。	No.1-42と同じ。
5-181	1032	表ト-2 P設-2-2 気体廃棄設備No.1 (系統III、系統VI、給気系統) 仕様 廃棄施設 [20.1-F1] 第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して第2加工棟屋上の排気口(地上高 約25 m) から屋外に放出する。	No.1-43と同じ。	No.1-43と同じ。
5-182	1032	表ト-2 P設-2-2 気体廃棄設備No.1 (系統III、系統VI、給気系統) 仕様 換気設備 [23.1-F1] 第2加工棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備No.1の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。	No.1-46と同じ。	No.1-46と同じ。
5-183	1040	表ト-2 P設-2-3 気体廃棄設備No.1 (系統IV、給気系統) 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F4] ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm水柱)以上の負圧を維持するように給排気のパランスをとる。	No.1-44と同じ。	No.1-44と同じ。
5-184	1040	表ト-2 P設-2-3 気体廃棄設備No.1 (系統IV、給気系統) 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F4] 第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して第2加工棟屋上の排気口(地上高 約25 m) から屋外に放出する。	No.1-43と同じ。	No.1-43と同じ。
5-185	1042	表ト-2 P設-2-3 気体廃棄設備No.1 (系統IV、給気系統) 仕様 廃棄施設 [20.1-F1] 第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して第2加工棟屋上の排気口(地上高 約25 m) から屋外に放出する。	No.1-43と同じ。	No.1-43と同じ。
5-186	1043	表ト-2 P設-2-3 気体廃棄設備No.1 (系統IV、給気系統) 仕様 換気設備 [23.1-F1] 第2加工棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備No.1の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。	No.1-46と同じ。	No.1-46と同じ。
5-187	1050	表ト-2 P設-2-4 気体廃棄設備No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F4] ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm水柱)以上の負圧を維持するように給排気のパランスをとる。	No.1-44と同じ。	No.1-44と同じ。
5-188	1050	表ト-2 P設-2-4 気体廃棄設備No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F4] 第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して第2加工棟屋上の排気口(地上高 約25 m) から屋外に放出する。	No.1-43と同じ。	No.1-43と同じ。

(*) 本欄に記載のNo.n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No.*	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-189	1050	表ト-2 P設-2-4 気体廃棄設備No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 第1種管理区域においてウラン粉末を閉じ込め式フードで取り扱う系統及び設備・機器には局所排気系統を接続し、閉じ込め式フードの内部を室内の圧力に対して9.8 Pa (1 mm 水柱) 以上の負圧又は閉じ込め式フードの開口部の面速を0.5 m/秒以上に維持する。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-42と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-42と同じ。
5-190	1051	表ト-2 P設-2-4 気体廃棄設備No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 仕様 火災等による損傷の防止 [11.5-F1] 可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第1種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、気体廃棄設備No.1の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。	No.1-46と同じ。	No.1-46と同じ。
5-191	1053	表ト-2 P設-2-4 気体廃棄設備No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 仕様 廃棄施設 [20.1-F1] 第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して第2加工棟屋上の排気口(地上高 約25 m) から屋外に放出する。なお、系統I (部屋排気系統) においては、高性能エアフィルタにより処理した部屋排気を、各部室内に再循環給気してリサイクルする系統を備える。	No.1-43と同じ。	No.1-43と同じ。
5-192	1053	表ト-2 P設-2-4 気体廃棄設備No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 仕様 換気設備 [23.1-F1] 第2加工棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が緑量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備No.1の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。	No.1-46と同じ。	No.1-46と同じ。
5-193	1060	表ト-2 P設-3-1 第1廃液処理設備 凝集沈殿槽No.1 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第1廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。
5-194	1063	表ト-2 P設-3-2 第1廃液処理設備 凝集沈殿槽No.2 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第1廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。
5-195	1066	表ト-2 P設-3-3 第1廃液処理設備 凝集沈殿槽No.3 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第1廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。
5-196	1069	表ト-2 P設-3-4 第1廃液処理設備 凝集沈殿槽No.4 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第1廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。
5-197	1072	表ト-2 P設-3-5 第1廃液処理設備 遠心分離機No.1 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第1廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。
5-198	1074	表ト-2 P設-3-6 第1廃液処理設備 遠心分離機No.2 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第1廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。
5-199	1076	表ト-2 P設-3-7 第1廃液処理設備 遠心分離機No.3 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第1廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。
5-200	1078	表ト-2 P設-3-8 第1廃液処理設備 遠心分離機No.4 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第1廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。
5-201	1080	表ト-2 P設-3-9 第1廃液処理設備 遠心ろ過機No.1 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第1廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。

(*) 本欄に記載のNo.n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No.*	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-202	1082	表ト-2 P設-3-1 0 第1 廃液処理設備 遠心ろ過機No.2 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第1 廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、 <u>放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。</u>	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-27と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-27と同じ。
5-203	1084	表ト-2 P設-3-1 1 第1 廃液処理設備 ろ過水槽No.1 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第1 廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、 <u>放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。</u>	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。
5-204	1087	表ト-2 P設-3-1 2 第1 廃液処理設備 ろ過水槽No.2 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第1 廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、 <u>放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。</u>	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。
5-205	1090	表ト-2 P設-3-1 3 第1 廃液処理設備 処理水槽No.1 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第1 廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、 <u>放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。</u>	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。
5-206	1093	表ト-2 P設-3-1 4 第1 廃液処理設備 処理水槽No.2 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第1 廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、 <u>放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。</u>	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。
5-207	1096	表ト-2 P設-3-1 5 第1 廃液処理設備 処理水槽No.3 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第1 廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、 <u>放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。</u>	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。
5-208	1099	表ト-2 P設-3-1 6 第1 廃液処理設備 処理水槽No.4 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第1 廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、 <u>放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。</u>	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。
5-209	1102	表ト-2 P設-3-1 7 第1 廃液処理設備 配管 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第1 廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、 <u>放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。</u>	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。
5-210	1102	表ト-2 P設-3-1 7 第1 廃液処理設備 配管 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F3] 地震による損傷の防止及び溢水による損傷の防止のため後半申請の施設である(2039)センタレス研削設備 No.1 研磨屑回収装置と接続している配管を切り離して閉止し、閉止部から(2039)センタレス研削設備 No.1 研磨屑回収装置までの区間を撤去する。～	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。
5-211	1104	表ト-2 P設-4-1 分析廃液処理設備 反応槽 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は分析廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去し、 <u>放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。</u>	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。
5-212	1107	表ト-2 P設-4-2 分析廃液処理設備 ろ過水貯槽 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は分析廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去し、 <u>放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。</u>	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。
5-213	1110	表ト-2 P設-4-3 分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は分析廃液処理設備を構成している。廃液処理によって生じたスラッジ状の廃棄物に対し、乾燥させた後、 <u>放射性固体廃棄物として取り扱う。</u>	(放射性固体廃棄物) 第7 3 条 各部長は、放射性固体廃棄物(焼却等による処理後の廃棄物を含む)を保管廃棄するときは次の各号に定める事項に従い金属製容器に収納する。 (2) 廃棄物は汚染の広がりを防止するための措置を講じて、ドラム缶に収納する。	基保-0 0 9 放射性廃棄物管理基準 6. 保管方法 6-1 放射性固体廃棄物 燃料製造部長は、放射性固体廃棄物(液体を除くゴミ類)が入ったドラム缶を図2に示す第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟又は第1 加工棟(第4-1,2,3,4,5,6,7,8,9 廃棄物貯蔵室)で保管する。
5-214	1112	表ト-2 P設-4-4 分析廃液処理設備 配管 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は分析廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去し、 <u>放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。</u>	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。

(*) 本欄に記載のNo.n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No.*	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-215	1114	表トー２P設－５－１ 開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は開発室廃液処理設備を構成している。第２加工棟第１種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、 <u>放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第２廃液処理設備に移送する。</u>	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-27と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-27と同じ。
5-216	1117	表トー２P設－５－２ 開発室廃液処理設備 遠心分離機 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は開発室廃液処理設備を構成している。第２加工棟第１種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、 <u>放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第２廃液処理設備に移送する。</u>	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。
5-217	1119	表トー２P設－５－３ 開発室廃液処理設備 貯槽 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は開発室廃液処理設備を構成している。第２加工棟第１種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、 <u>放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第２廃液処理設備に移送する。</u>	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。
5-218	1122	表トー２P設－５－４ 開発室廃液処理設備 配管 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は開発室廃液処理設備を構成している。第２加工棟第１種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、 <u>放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第２廃液処理設備に移送する。</u>	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。
5-219	1124	表トー２P設－６－１ 第２廃液処理設備 集水槽 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第２廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第２加工棟第１種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、 <u>凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</u>	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。
5-220	1127	表トー２P設－６－２ 第２廃液処理設備 集水槽No.2 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第２廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第２加工棟第１種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、 <u>凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</u>	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。
5-221	1130	表トー２P設－６－３ 第２廃液処理設備 凝集槽 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第２廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第２加工棟第１種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、 <u>凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</u>	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。
5-222	1133	表トー２P設－６－４ 第２廃液処理設備 沈殿槽No.1 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第２廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第２加工棟第１種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、 <u>凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</u>	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。
5-223	1135	表トー２P設－６－５ 第２廃液処理設備 タンクNo.1 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第２廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第２加工棟第１種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、 <u>凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</u>	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。
5-224	1138	表トー２P設－６－６ 第２廃液処理設備 沈殿槽No.2 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第２廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第２加工棟第１種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、 <u>凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</u>	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。
5-225	1140	表トー２P設－６－７ 第２廃液処理設備 タンクNo.2 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第２廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第２加工棟第１種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、 <u>凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</u>	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。
5-226	1143	表トー２P設－６－８ 第２廃液処理設備 加圧脱水機 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第２廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第２加工棟第１種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、 <u>凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</u>	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。

(*) 本欄に記載のNo.n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-227	1145	表ト-2 P設-6-9 第2 廃液処理設備 スラッジ乾燥機 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第2 廃液処理設備を構成している。廃液処理によって生じたスラッジ状の廃棄物に対し、 <u>乾燥させた後、放射性固体廃棄物として取り扱う。</u>	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 5-213と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 5-213と同じ。
5-228	1147	表ト-2 P設-6-10 第2 廃液処理設備 ろ過装置No.1 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第2 廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、 <u>凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</u>	No. 1-27と同じ。	No. 1-27と同じ。
5-229	1149	表ト-2 P設-6-11 第2 廃液処理設備 ろ過装置No.2 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第2 廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、 <u>凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</u>	No. 1-27と同じ。	No. 1-27と同じ。
5-230	1151	表ト-2 P設-6-12 第2 廃液処理設備 受水槽No.1 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第2 廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、 <u>凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</u>	No. 1-27と同じ。	No. 1-27と同じ。
5-231	1154	表ト-2 P設-6-13 第2 廃液処理設備 配管 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第2 廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、 <u>凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</u>	No. 1-27と同じ。	No. 1-27と同じ。
5-232	1156	表ト-2 P設-7-1 第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽No.1 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第2 廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、 <u>凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</u>	No. 1-27と同じ。	No. 1-27と同じ。
5-233	1159	表ト-2 P設-7-2 第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽No.2 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第2 廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、 <u>凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</u>	No. 1-27と同じ。	No. 1-27と同じ。
5-234	1162	表ト-2 P設-7-3 第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽No.3 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第2 廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、 <u>凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</u>	No. 1-27と同じ。	No. 1-27と同じ。
5-235	1165	表ト-2 P設-7-4 第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽No.4 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第2 廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、 <u>凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</u>	No. 1-27と同じ。	No. 1-27と同じ。
5-236	1168	表ト-2 P設-7-5 第2 廃液処理設備貯留設備 配管 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備は第2 廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、 <u>凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</u>	No. 1-27と同じ。	No. 1-27と同じ。






(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No.*	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-237	1175	表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様 加工施設への人の不法な侵入等の防止 [9.1-B1] 加工施設を設置する事業所には、周辺監視区域を設け、周辺監視区域境界にはフェンス等を設置し、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止するとともに、加工施設の建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有することにより人の不法な侵入を防止する。 管理区域を設定する加工施設の建物へのIDカードによる出入管理を行うとともに、監視装置による集中監視を行うことにより人の不法な侵入を防止する。 所定の手順に基づき承認を得てから核燃料物質等の移動を実施し、持出し点検及び監視を行うことにより核燃料物質等の不法な移動を防止する。 周辺監視区域への立ち入時には、点検を行うことにより加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件等が持ち込まれることを防止する。 第1廃棄物貯蔵棟は、別表ト-W1建-1-5に示す材料を用いて、図ト-W1建-23に示すとおり鉄筋コンクリート造の外壁、鉄扉等の堅固な障壁を有する。 図ト-W1建-6に示す管理区域入口において、管理区域を設定する加工施設の建物への人の出入りを監視する。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-79、No.1-80、No.1-81と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-79、No.1-80、No.1-81と同じ。
5-238	1175	表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-B1] 線量告示に基づき1.3 mSv/3 月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（第2種管理区域）とそうでない区域（第1種管理区域）とに区分する。 第1廃棄物貯蔵棟の管理区域区分を図ト-W1建-6に示す。	No.1-40と同じ。	No.1-40と同じ。
5-239	1176	表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様 火災等による損傷の防止 [11.1-F1] (8031)緊急設備 避難通路を、消火活動のための火災源に近づくことができるアクセスルートとすることにより、(8010-2)消火設備 消火器を使用した手動による初期消火活動を行う。(8031)緊急設備 避難通路を図リ-他-1(7)、図リ-他-1(8)に示す。	No.2-118と同じ。	No.2-118と同じ。
5-240	1178	表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様 火災等による損傷の防止 [11.5-B1] 可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第1種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、(6080-2)気体廃棄設備No.2により平均6回/時以上換気を行う。	No.1-46と同じ(閉じ込めの管理として空気濃度限度の管理の中で実施。)	No.1-46と同じ(閉じ込めの管理として空気濃度限度の管理の中で実施。)
5-241	1181	表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様 換気設備 [23.1-B1] 第1廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう(6080-2)気体廃棄設備No.2により平均6回/時以上換気を行う。	No.1-46と同じ。	No.1-46と同じ。
5-242	1183	表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 その他許可で求める仕様 [99-B1] 積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために第1廃棄物貯蔵棟の屋根にアクセス可能とする。屋根へのアクセスルートを、図ト-W1建-14に示す。	No.4-15と同じ。	No.4-15と同じ。
5-243	1199	表ト-W1設-2-1 気体廃棄設備No.2 仕様 外部からの衝撃による損傷の防止 (極低温(凍結)) [8.1-F2] 屋外に設置する緊急遮断弁(冷却水)は大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5℃を踏まえて安全機能に影響を及ぼさないよう保温材を設置する。	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。
5-244	1200	表ト-W1設-2-1 気体廃棄設備No.2 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F4] ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa(2 mm水柱)以上の負圧を維持するように給排気のバランスをとる。	No.1-44と同じ。	No.1-44と同じ。
5-245	1200	表ト-W1設-2-1 気体廃棄設備No.2 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 第1種管理区域においてウラン粉末を閉じ込め式フードで取り扱う系統及び設備・機器には局所排気系統を接続し、閉じ込め式フードの内部を室内の圧力に対して9.8 Pa(1 mm水柱)以上の負圧又は閉じ込め式フードの開口部の面速を0.5 m/秒以上に維持する。	No.1-42と同じ。	No.1-42と同じ。
5-246	1201	表ト-W1設-2-1 気体廃棄設備No.2 仕様 火災等による損傷の防止 [11.5-F1] 可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第1種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、(6080-2)気体廃棄設備No.2の排風機により換気を行う。	No.1-46と同じ。	No.1-46と同じ。
5-247	1201	表ト-W1設-2-1 気体廃棄設備No.2 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F4] ～また、更なる溢水防止対策のため、当該設備の近傍を流れる循環冷却水(焼却炉)の配管系統に(8059-2)緊急設備 緊急遮断弁(冷却水)を設け、漏水が発生した際に本緊急遮断弁を手動閉止する措置を講じる。	No.1-86と同じ。	No.1-86と同じ。
5-248	1203	表ト-W1設-2-1 気体廃棄設備No.2 仕様 廃棄施設 [20.1-F1] 第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して第1廃棄物貯蔵棟屋上の排気口(地上高 約17 m)から屋外に放出する。	No.1-43と同じ。	No.1-43と同じ。
5-249	1203	表ト-W1設-2-1 気体廃棄設備No.2 仕様 換気設備 [23.1-F1] 第1廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう(6080-2)気体廃棄設備No.2の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。	No.1-46と同じ。	No.1-46と同じ。

(*) 本欄に記載のNo.n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No.*	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-250	1214	表トーW1設-3-1 W1 廃液処理設備 蒸発乾固装置 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備はW1 廃液処理設備を構成している。第1 廃棄物貯蔵棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-27と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-27と同じ。
5-251	1216	表トーW1設-3-2 W1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備はW1 廃液処理設備を構成している。第1 廃棄物貯蔵棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。
5-252	1219	表トーW1設-3-3 W1 廃液処理設備 タンクNo.1 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備はW1 廃液処理設備を構成している。第1 廃棄物貯蔵棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。
5-253	1221	表トーW1設-3-4 W1 廃液処理設備 タンクNo.2 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備はW1 廃液処理設備を構成している。第1 廃棄物貯蔵棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。
5-254	1223	表トーW1設-3-5 W1 廃液処理設備 タンクNo.3 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備はW1 廃液処理設備を構成している。第1 廃棄物貯蔵棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。
5-255	1226	表トーW1設-3-6 W1 廃液処理設備 ろ過機 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備はW1 廃液処理設備を構成している。第1 廃棄物貯蔵棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。
5-256	1228	表トーW1設-3-7 W1 廃液処理設備 圧搾脱水機 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備はW1 廃液処理設備を構成している。第1 廃棄物貯蔵棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。
5-257	1230	表トーW1設-3-8 W1 廃液処理設備 スラッジ乾燥機 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備はW1 廃液処理設備を構成している。廃液処理によって生じたスラッジ状の廃棄物に対し、乾燥させた後、放射性固体廃棄物として取り扱う。	No.5-213と同じ。	No.5-213と同じ。
5-258	1232	表トーW1設-3-9 W1 廃液処理設備 受水槽 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備はW1 廃液処理設備を構成している。第1 廃棄物貯蔵棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。
5-259	1235	表トーW1設-3-10 W1 廃液処理設備 貯留槽No.1 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備はW1 廃液処理設備を構成している。第1 廃棄物貯蔵棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。
5-260	1238	表トーW1設-3-11 W1 廃液処理設備 貯留槽No.2 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備はW1 廃液処理設備を構成している。第1 廃棄物貯蔵棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。

(*) 本欄に記載のNo.n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-261	1241	表ト-W1設-3-1-2 W1廃液処理設備 貯留槽No.3 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-27と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-27と同じ。
5-262	1244	表ト-W1設-3-1-3 W1廃液処理設備 配管 仕様 廃棄施設 [20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。	No.1-27と同じ。	No.1-27と同じ。
5-263	1245	表ト-W1設-4-1 保管廃棄設備  廃棄物保管区域 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する。	No.3-16と同じ。	No.3-16と同じ。
5-264	1246	表ト-W1設-4-1 保管廃棄設備  廃棄物保管区域 仕様 廃棄施設 [20.1-F1] 保管廃棄設備  廃棄物保管区域では、  の保管廃棄能力を有する。 [20.1-F2] 保管廃棄設備第1廃棄物貯蔵室 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する。	No.4-69と同じ。	No.4-69と同じ。
5-265	1246	表ト-W1設-4-1 保管廃棄設備  廃棄物保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F5] 200 Lドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる。 大型金属容器は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる。 200 Lドラム缶は、F3 電線によって飛散することのないよう空カパラメータが0.0032 以下となるように固縛する措置を講じる。	No.1-31と同じ。	No.1-31と同じ。
5-266	1250	表ト-W1設-5-1 焼却設備 焼却炉 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 囲い式フードの内部を工程室に対して9.8 Pa 以上の負圧に維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No.1-42と同じ。	No.1-42と同じ。
5-267	1257	表ト-W1設-5-2 焼却設備 バグフィルタ 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 囲い式フードの内部を工程室に対して9.8 Pa 以上の負圧に維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No.1-42と同じ。	No.1-42と同じ。
5-268	1259	表ト-W1設-5-3 焼却設備 投入プッシュャ 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速（0.5 m/秒以上）を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No.1-42と同じ。	No.1-42と同じ。
5-269	1261	表ト-W1設-5-4 焼却設備 前処理フード 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速（0.5 m/秒以上）を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No.1-42と同じ。	No.1-42と同じ。
5-270	1263	表ト-W1設-5-5 焼却設備 フィルタ処理フード 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速（0.5 m/秒以上）を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No.1-42と同じ。	No.1-42と同じ。

(*) 本欄に記載のNo.n-m(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No.*	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-271	1265	表ト-W1設-5-6 焼却設備 投入リフト 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 開い式フード開口部の面速(0.5 m/秒以上)を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、開い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-42と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-42と同じ。
5-272	1269	表ト-W1設-6-1 湿式除染機 湿式除染部 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 開い式フード開口部の面速(0.5 m/秒以上)を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、開い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No.1-42と同じ。	No.1-42と同じ。
5-273	1271	表ト-W1設-6-2 湿式除染機 水洗除染タンク 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 開い式フード開口部の面速(0.5 m/秒以上)を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、開い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No.1-42と同じ。	No.1-42と同じ。
5-274	1274	表ト-W1設-7-1 乾式除染機 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 開い式フード開口部の面速(0.5 m/秒以上)を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、開い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No.1-42と同じ。	No.1-42と同じ。
5-275	1283	表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様 加工施設への人の不法な侵入等の防止 [9.1-B1] 加工施設を設置する事業所には、周辺監視区域を設け、周辺監視区域境界にはフェンス等を設置し、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止するとともに、加工施設の建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有することにより人の不法な侵入を防止する。 管理区域を設定する加工施設の建物へのIDカードによる出入管理を行うとともに、監視装置による集中監視を行うことにより人の不法な侵入を防止する。 所定の手順に基づき承認を得てから核燃料物質等の移動を実施し、持出し点検及び監視を行うことにより核燃料物質等の不法な移動を防止する。周辺監視区域への立ち入時には、点検を行うことにより加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件等が持ち込まれることを防止する。 第3廃棄物貯蔵棟は、別表ト-W3建-1-4に示す材料を用いて、図ト-W3建-15に示すとおり鉄筋コンクリート造の外壁、鉄扉等の堅固な障壁を有する。 図ト-W3建-5に示す管理区域入口において、管理区域を設置する加工施設の建物への人の出入りを監視する。	No.1-79、No.1-80、No.1-81と同じ。	No.1-79、No.1-80、No.1-81と同じ。
5-276	1283	表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-B1] 線量告示に基づき1.3 mSv/3 月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)とそうでない区域(第1種管理区域)とに区分する。 第3廃棄物貯蔵棟には、汚染の発生するおそれのない区域である第2種管理区域のみを設定する。 第3廃棄物貯蔵棟の管理区域区分を図ト-W3建-5に示す。	No.1-40と同じ。	No.1-40と同じ。
5-277	1284	表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様 火災等による損傷の防止 [11.1-F2] 早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、消防法施行規則第二十四条に基づき、(8009-3)火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、(8009-13)火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)を設置する。(8009-3)火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)の発信機は、防火対象物の各階の各部分から歩行距離50 m以下となるように配置する。 火災信号の発報箇所を限定するために、警戒区域は消防法施行令第二十一条第2項の規定に従い設定する。	No.4-10と同じ。	No.4-10と同じ。
5-278	1284	表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様 火災等による損傷の防止 [11.3-B2] 第3廃棄物貯蔵棟は、建築基準法に基づく防火区画を設けないため、建物全体を1つの火災区域として設定する(14)。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。	No.3-11と同じ。	No.3-11と同じ。

(*) 本欄に記載のNo.n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-279	1285	表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様 安全避難通路等 [13.1-F1] 第3廃棄物貯蔵棟には、容易に識別できる{8033}緊急設備 避難通路を設置する。{8033}緊急設備 避難通路は非常口を含み、床面への表示等により、屋外へ避難できるよう誘導する。床面の表示は、容易に剥離しない標識を設置する。{8033}緊急設備 避難通路には避難用の照明として、建築基準法施行令第百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には{8036}緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条、消防法施行規則第二十八条の三に基づき防火対象物には{8036-2}緊急設備誘導灯を設置する。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-62と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-62と同じ。
5-280	1288	表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様 その他許可で求める仕様 [99-B1] 積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために第3廃棄物貯蔵棟の屋根にアクセス可能とする。 屋根へのアクセスルートを、図ト-W3建-1.3に示す。	No.4-15と同じ。	No.4-15と同じ。
5-281	1294	表ト-W3設-1 保管廃棄設備第3廃棄物貯蔵室 廃棄物保管区域 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する。	No.3-16と同じ。	No.3-16と同じ。
5-282	1295	表ト-W3設-1 保管廃棄設備第3廃棄物貯蔵室 廃棄物保管区域 仕様 廃棄施設 [20.1-F1] 保管廃棄設備第3廃棄物貯蔵室 廃棄物保管区域では、約3400本(200Lドラム缶換算)の保管廃棄能力を有する。 [20.1-F2] 保管廃棄設備第3廃棄物貯蔵室 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する。	No.4-69と同じ。	No.4-69と同じ。
5-283	1295	表ト-W3設-1 保管廃棄設備第3廃棄物貯蔵室 廃棄物保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 [99-F5] 200Lドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策(固縛措置含む。)を講じる。 大型金属容器は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる。 200Lドラム缶は、F3 竜巻によって飛散することのないよう空力パラメータが0.0032以下となるように固縛する措置を講じる。	No.1-31と同じ。	No.1-31と同じ。
5-284	1533	図ト-1-4-1 敷地内における主要な加工施設の位置	No.2-155、No.3-4、No.3-8、No.3-9、No.3-10と同じ。	No.2-155、No.3-4、No.3-8、No.3-9、No.3-10と同じ。
5-285	1539	図ト-W1建-6 第1廃棄物貯蔵棟 管理区域区分図	No.1-133と同じ。	No.1-133と同じ。
5-286	1566	図ト-W1建-1.8 敷地内の高圧ガス輸送車両の走行経路と爆発位置	No.1-72と同じ。	No.1-72と同じ。
5-287	1793	5. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき(工事)作業計画を策定する。	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。
5-288	1793	5. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき(工事)作業計画を策定する。 (1) 工事上の注意事項 a. 一般事項 ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業員に係る労働災害の防止に努める。 ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。 ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立ち入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。 ・工事の実施に当たっては、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等を示した(工事)作業計画に従って実施する。 ・工事の安全対策として、溶接・溶断作業では、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業では、墜落制止器具の装着、足場の設置等により作業員、使用工具の落下を防止する。 ・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立ち入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。 ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。 ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。

(*) 本欄に記載のNo.n-m(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-289	1794	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>b. 放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。 第1種管理区域内における作業においては、作業環境中の放射性物質の濃度の監視結果に基づき、必要な被ばく低減及び身体汚染の防止に係る保護具を作業者に着用させる。 核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。 	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No.1-12と同じ。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No.1-12と同じ。</p>
5-290	1794	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>c. 防火管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。 作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。 	No.1-13と同じ。	No.1-13と同じ。
5-291	1794	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>d. 異常発生時の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。 あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。 	No.1-14と同じ。	No.1-14と同じ。
5-292	1796	<p>上記に手順を示した工事のほか、これらの工事に付随して本加工施設内で行う必要がある部材の組立加工、資機材や工具の搬出入、足場の設営、廃棄物の仕分け及び解体減容に係る工事の実施に当たっては、(1)工事前の注意事項に示した事項に従うとともに、以下の措置を講じることにより、加工施設の技術基準に適合した工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事対象の設備・機器及び工事区画内の影響を受ける設備・機器から、内包する核燃料物質等を他の設備・区画に移動し、核燃料物質等が工事の影響を受けるおそれなく、これらの設備・機器の安全機能の維持が不要な状態で工事を行う。 本工事において建物の境界防止及び遮蔽能力に影響を及ぼす工事は実施しない。第2加工棟の大型搬入口扉を資機材の搬出入のために開とする場合には、必要に応じて、定期的な線量当量率の測定を行い、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのないことを確認する。なお、資機材の搬出入のために大型搬入口扉を開とした場合であっても加工施設全体としての遮蔽能力には影響はなく、周辺監視区域及び敷地境界外の人が居住する可能性のある区域境界上の年間の線量は事業許可における評価値を上回ることはない。 加工施設の建物の外壁に設置された扉を交換する工事又は資機材の搬出入のために扉を開とする場合には、工事の期間中、人の不法な侵入を防止できるよう閉止する又は監視人による監視を行う措置を講じる。 第1種管理区域の境界（屋内間仕切り壁、外壁、これらの壁に設置された鋼製扉及び床）の工事中において、一時的に開口部が生じる場合、若しくは資機材の搬出入のために第1種管理区域上の扉を開とする場合は、保安規定に基づき、前室を設置する等の措置を講じることにより建物の閉じ込めの機能を維持する。 工事に伴い、管理区域以外の区域において、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所が生じた場合には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。 工事に伴い、気体廃棄設備の系統を停止する場合は、別の系統を稼働させることにより第1種管理区域の負圧を維持する又は保安規定に定める閉じ込めに係る措置を講じた上で気体廃棄設備を停止することにより、建物の閉じ込めの機能を維持する。 気体廃棄設備を停止することにより所定の換気能力を確保できないおそれのある場合においては、放射線業務従事者に半面マスク等の保護具を着用させる。 工事に伴い、火災感知設備、消火設備、放射線管理施設、通信連絡設備等を一時的に停止する場合においては、代替措置を講じることにより、これらの設備が有する安全機能を維持するか、監視対象の設備・機器を停止する等により、安全機能が不要な状態とする。 第1種管理区域における工事で撤去した使用予定のない設備・機器、廢材及び除染作業等により発生する核燃料物質で汚染されたものは、必要に応じて第1種管理区域内で解体し、また、保安規定に基づく廃棄物の仕掛品として一時保管した後、200Lドラム缶に収納し、放射性固体廃棄物の保管施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管容量能力約11170本（200Lドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値）は、現在の保管容量約8200本を踏まえ、新規規制準則対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管容量を十分に吸収できることを確認している。 第2種管理区域における工事で撤去した設備・機器及び廢材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廢棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する、又は有効利用する。 核燃料物質による汚染のおそれのある部位の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置し、局所排気装置等を使用する等して、汚染の防止を図る。 第1種管理区域の設備・機器撤去後の床等の表面は、修復後、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料（難燃性材料）で塗装を施す。 	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。
5-293	1799	<p>図トー a-1-1 個別工事フロー 注釈</p> <p>注1：第1種管理区域で撤去した部材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管施設で保管廃棄する。第2種管理区域で撤去した部材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廢棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。</p>	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-294	1801	図トー a-1-3 個別工事フロー 注釈 注1：第1種管理区域で撤去した部材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域で撤去した部材は、 <u>保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物(NR)に係る措置の手順に従って廃棄する。</u>	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-11-6と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-11-6と同じ。
5-295	1802	図トー a-1-4 個別工事フロー 注釈 注2：第1種管理区域で撤去した部材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域で撤去した部材は、 <u>保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物(NR)に係る措置の手順に従って廃棄する。</u>	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。
5-296	1804	図トー b-1-1 個別工事フロー 注釈 注1：第2種管理区域で撤去した部材は、 <u>保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物(NR)に係る措置の手順に従って廃棄する。</u>	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。
5-297	1807	図トー c-1 工事フロー 注釈 (注2) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、 <u>保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物(NR)に係る措置の手順に従って廃棄する。</u>	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。
5-298	1839	(6) <u>加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。</u>	No. 1-1と同じ。	No. 1-1と同じ。
5-299	1839	(7) <u>保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。</u>	No. 1-1と同じ。	No. 1-1と同じ。
5-300	1839	(8) <u>保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。</u>	No. 1-3と同じ。	No. 1-3と同じ。
5-301	1913	5. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき(工事)作業計画を策定する。	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。
5-302	1913	5. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき(工事)作業計画を策定する。 (1) 工事上の注意事項 a. 一般事項 ・ <u>工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業員に係る労働災害の防止に努める。</u> ・ <u>工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。</u> ・ <u>作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立ち入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。</u> ・ <u>工事の実施に当たっては、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等を示した(工事)作業計画に従って実施する。</u> ・ <u>工事の安全対策として、溶接・溶断作業では、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業では、墜落制止器具の装着、足場の設置等により作業員、使用工具の落下を防止する。</u> ・ <u>工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立ち入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講ずることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。</u> ・ <u>工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。</u> ・ <u>工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。</u>	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。
5-303	1913	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき(工事)作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 b. 放射線管理 ・ <u>管理区域内で実施する作業においては、作業員は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。</u> ・ <u>第1種管理区域内における作業においては、作業環境中の放射性物質の濃度の監視結果に基づき、必要な被ばく低減及び身体汚染の防止に係る保護具を着用させる。</u> ・ <u>核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。</u>	No. 1-12と同じ。	No. 1-12と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-304	1914	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>c. 防火管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所内消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。 ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。 ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。 	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No. 1-13と同じ。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No. 1-13と同じ。</p>
5-305	1914	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>d. 異常発生時の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。 ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。 	<p>No. 1-14と同じ。</p>	<p>No. 1-14と同じ。</p>
5-306	1915	<p>上記に手順を示した工事のほか、これらの工事に付随して本加工施設内で行う必要がある部材の組立加工、資機材や工具の搬出入、足場の設置、廃棄物の仕分け及び解体減容等に係る工事の実施に当たっては、(1)工事前の注意事項に示した事項に従うとともに、以下の措置を講じることにより、加工施設の技術基準に適合した工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事対象の設備・機器及び工事区画内の影響を受ける設備・機器から、内包する核燃料物質等を他の設備・区画に移動し、核燃料物質等が工事の影響を受けるおそれなく、これらの設備・機器の安全機能の維持が不要な状態で工事を行う。 ・本工事において建物の境界防止及び遮蔽能力に影響を及ぼす工事は実施しない。第2加工棟の大型搬入口扉を資機材の搬出入のために開とする場合においては、必要に応じて、定期的な線量当量率の測定を行い、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのないことを確認する。なお、資機材の搬出入のために大型搬入口扉を開とした場合であっても加工施設全体としての遮蔽能力には影響はなく、周辺監視区域及び敷地境界外の人が居住する可能性のある区域境界上の年間の線量は事業許可における評価値を上回ることはない。 ・加工施設の建物の外壁に設置された扉を交換する工事又は資機材の搬出入のために扉を開とする場合には、工事の期間中、人の不法な侵入を防止できるよう閉止する又は監視人による監視を行う措置を講じる。 ・第1種管理区域の境界（屋内間仕切り壁、外壁、これらの壁に設置された鋼製扉及び床）の工事中において、一時的に開口部が生じる場合、若しくは資機材の搬出入のため第1種管理区域上の扉を開にする場合は、保安規定に基づき、前室を設置する等の措置を講じることにより建物の閉じ込めの機能を維持する。 ・工事に伴い、管理区域以外の区域において、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所が生じた場合には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。 ・工事に伴い、気体廃棄設備の系統を停止する場合は、別の系統を稼働させることにより第1種管理区域の負圧を維持する又は保安規定に定める閉じ込めに係る措置を講じた上で気体廃棄設備を停止することにより、建物の閉じ込めの機能を維持する。 ・気体廃棄設備を停止することにより所定の換気能力を確保できないおそれのある場合においては、放射線業務従事者に半面マスク等の保護具を着用させる。 ・工事に伴い、火災感知設備、消火設備、放射線管理施設、通信連絡設備等を一時的に停止する場合においては、代替措置を講じることにより、これらの設備が有する安全機能を維持するか、監視対象の設備・機器を停止する等により、安全機能が不要な状態とする。 ・第1種管理区域における工事で撤去した使用予定のない設備・機器、廃材及び除染作業等により発生する核燃料物質で汚染されたものは、必要に応じて第1種管理区域内で解体し、また、保安規定に基づく廃棄物の仕掛品として一時保管した後、200Lドラム缶に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約11170本（200Lドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値）は、現在の保管廃棄量約8200本を踏まえ、新規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。 ・第2種管理区域における工事で撤去した設備・機器及び廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する、又は有効利用する。 ・核燃料物質による汚染のおそれのある部位の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置し、局所排気装置等を使用する等して、汚染の防止を図る。 ・第1種管理区域の設備・機器撤去後の床等の表面は、修復後、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料（難燃性材料）で塗装を施す。 	<p>No. 1-11-6と同じ。</p>	<p>No. 1-11-6と同じ。</p>
5-307	1917	<p>図チー a - 1 工事フロー 注釈</p> <p>(注2) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。</p>	<p>No. 1-11-6と同じ。</p>	<p>No. 1-11-6と同じ。</p>
5-308	1927	<p>(6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。</p>	<p>No. 1-1と同じ。</p>	<p>No. 1-1と同じ。</p>
5-309	1927	<p>(7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。</p>	<p>No. 1-1と同じ。</p>	<p>No. 1-1と同じ。</p>
5-310	1927	<p>(8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。</p>	<p>No. 1-3と同じ。</p>	<p>No. 1-3と同じ。</p>

(*) 本欄に記載のNo. n-m(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No.*	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-311	1, 946	表リー建-1 発電機・ポンプ棟 仕様 その他許可で求める仕様 [99-B1] 積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために発電機・ポンプ棟の屋根にアクセス可能とする。 屋根へのアクセスルートを、図リー建-1-1.2に示す。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 4-15と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 4-15と同じ。
5-312	1983	表リー設-3-1 分析設備 粉末取扱フードNo.1 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速(0.5 m/秒以上)を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No. 1-42と同じ。	No. 1-42と同じ。
5-313	1985	表リー設-3-2 分析設備 粉末取扱フードNo.2 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速(0.5 m/秒以上)を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No. 1-42と同じ。	No. 1-42と同じ。
5-314	1987	表リー設-3-3 分析設備 粉末取扱フードNo.3 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速(0.5 m/秒以上)を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No. 1-42と同じ。	No. 1-42と同じ。
5-315	1990	表リー設-3-4 分析設備 ドラフトチャンバNo.1 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を電気・計装盤内に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No. 2-105と同じ。	No. 2-105と同じ。
5-316	1993	表リー設-3-5 分析設備 ドラフトチャンバNo.2 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を電気・計装盤内に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No. 2-105と同じ。	No. 2-105と同じ。
5-317	1996	表リー設-3-6 分析設備 ドラフトチャンバNo.3 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を電気・計装盤内に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No. 2-105と同じ。	No. 2-105と同じ。
5-318	1998	表リー設-4-1 燃料開発設備 スクラップ処理装置 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 囲い式フードの内部を工程室に対して9.8 Pa以上の負圧に維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No. 1-42と同じ。	No. 1-42と同じ。
5-319	1999	表リー設-4-1 燃料開発設備 スクラップ処理装置 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を電気・計装盤内に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No. 2-105と同じ。	No. 2-105と同じ。
5-320	2002	表リー設-4-2 燃料開発設備 試料調整用フード 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速(0.5 m/秒以上)を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No. 1-42と同じ。	No. 1-42と同じ。
5-321	2002	表リー設-4-2 燃料開発設備 試料調整用フード 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位15.2 cmに対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No. 2-105と同じ。	No. 2-105と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No.*	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-322	2005	表リー設-4-3 燃料開発設備 試料調整用フードNo.1 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 開い式フード開口部の面速(0.5 m/秒以上)を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、開い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-42と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-42と同じ。
5-323	2006	表リー設-4-3 燃料開発設備 試料調整用フードNo.1 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位15.2 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-324	2008	表リー設-4-4 燃料開発設備 試料調整用フードNo.2 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 開い式フードの内部を工程室に対して9.8 Pa 以上の負圧に維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、開い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No.1-42と同じ。	No.1-42と同じ。
5-325	2009	表リー設-4-4 燃料開発設備 試料調整用フードNo.2 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位15.2 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-326	2011	表リー設-4-5 燃料開発設備 粉末取扱フード 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 開い式フード開口部の面速(0.5 m/秒以上)を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、開い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No.1-42と同じ。	No.1-42と同じ。
5-327	2014	表リー設-4-6 燃料開発設備 プレス 仕様 閉じ込めの機能 [10.1-F6] 開い式フード開口部の面速(0.5 m/秒以上)を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、開い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	No.1-42と同じ。	No.1-42と同じ。
5-328	2014	表リー設-4-6 燃料開発設備 プレス 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位15.2 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-329	2022	表リー設-4-7 燃料開発設備 加熱炉 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位15.2 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-330	2033	表リー設-4-8 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位15.2 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-331	2037	表リー設-5-1 分析設備 計量設備架台 No.12 撤去	(変更前から保安規定上に現れていない。)	(下部規定内で分析設備 計量設備架台 No.12を削除する。)
5-332	2038	表リー設-5-2 試験検査設備 計量設備架台 No.13 撤去	(変更前から保安規定上に現れていない。)	(下部規定内で分析設備 計量設備架台 No.13を削除する。)
5-333	2039	表リー設-5-3 試験検査設備 計量設備架台 No.14 撤去	(変更前から保安規定上に現れていない。)	(下部規定内で分析設備 計量設備架台 No.14を削除する。)

(*) 本欄に記載のNo.n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-334	2046	表リ一他ー1 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等 仕様 (3) 第2開発室の[8046-2]緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)は、燃料開釜設備 加熱炉及び燃料開釜設備 小型雰囲気可変炉に設置し、極少量の水素ガス等を使用する許認可対象外設備に対しても兼用することとしているが、小型雰囲気可変炉の配置変更により水素ガスを取り扱う設備の配置範囲が広がったため、設備・機器それぞれに可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)を設けることとした。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 (火災及び爆発の防止) 第35条 2. 燃料製造部長は、別表5に定める可燃性ガスを取り扱う設備を操作する場合は、可燃性ガス漏えい検知器を動作させる。 別表5 火災及び爆発の防止のための措置(第35条関係) 2. 可燃性ガスの爆発防止(第35条第2項関係) 可燃性ガス漏えい検知器を設置する設備 連続焼結炉No.1 連続焼結炉No.2-1 燃料開釜設備 加熱炉 燃料開釜設備 小型雰囲気可変炉 焼却設備 焼却炉	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 基保-003加工施設の操作基準(燃料製造部) 4-10 火災及び爆発の防止 (2) 可燃性ガスを扱う設備 ① 可燃性ガスを取り扱う設備は以下に示すものである。 (a) 連続焼結炉 No.1 第2-1ベレット室に設置 (b) 連続焼結炉 No.2-1 第2-2ベレット室に設置 (c) 燃料開釜設備 加熱炉、燃料開釜設備 小型雰囲気可変炉 第2開発室に設置 (d) 焼却設備 焼却炉 W1廃棄物処理室に設置 可燃性ガスとしては、水素ガスとプロパンガス、都市ガスが対応する。 ② 燃料製造部長は、①に示す可燃性ガスを取り扱う設備を操作する場合は、当該設備が設置されている室内の可燃性ガス漏えい検知器が作動していることを確認する。
5-335	2059	表リ一他ー5(別表) 緊急設備 可搬型照明 設備一覧 可搬型エンジン駆動照明 エンジン駆動発電機 保管個数 2台 可搬式2800VAガソリン発電機 エンジン駆動発電機 保管個数 3台	別表21 非常時用資機材(続き) (注3) 可搬型エンジン駆動照明(投光器)に付属したエンジン駆動発電機2台と可搬式2800VAガソリン発電機であるエンジン駆動発電機3台の合計とする。	基保-006非常時の措置基準 第4表 非常時用資機材 可搬式発電機(可搬型エンジン駆動照明 エンジン駆動発電機 保管個数 2台 可搬式2800VAガソリン発電機 エンジン駆動発電機 保管個数 3台)
5-336	2075	表リ一他ー13 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 仕様 加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F4] 第2加工棟における溢水量抑制のため、第2加工棟へ上水及び循環冷却水を供給する配管に[8061-2]緊急設備 溢水時自動閉止弁を設け、溢水が発生した際に溢水の発生位置に応じて本自動閉止弁を閉止する措置を講じる。	No.1-86と同じ。	No.1-86と同じ。
5-337	2308	5. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき(工事)作業計画を策定する。	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。
5-338	2309	5. 工事の方法 本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、核燃料物質加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき(工事)作業計画を策定する。 (1) 工事上の注意事項 a. 一般事項 ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業員に係る労働災害の防止に努める。 ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。 ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。 ・工事の実施に当たっては、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等を示した(工事)作業計画に従い実施する。 ・工事の安全対策として、溶接・溶断作業では、防護マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業では、墜落制止器具の装着、足場の設置等により作業員、使用工具の落下を防止する。 ・工事の実施に当たり、警機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。 ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。 ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。
5-339	2310	本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき(工事)作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。 b. 放射線管理 ・管理区域内で実施する作業においては、作業員は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。 ・第1種管理区域内における作業においては、作業環境中の放射性物質の濃度の監視結果に基づき、必要な被ばく低減及び身体汚染の防止に係る保護具を作業員に着用させる。 ・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。	No.1-12と同じ。	No.1-12と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-340	2310	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>c. 防火管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所内消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。 ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物が無いことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。 ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。 	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No. 1-13と同じ。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>No. 1-13と同じ。</p>
5-341	2310	<p>本申請における施設の補強工事、撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。</p> <p>d. 異常発生時の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。 ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。 	<p>No. 1-14と同じ。</p>	<p>No. 1-14と同じ。</p>
5-342	2314	<p>上記に手順を示した工事のほか、これらの工事に付随して本加工施設内で行う必要がある部材の組立加工、資機材や工具の搬出入、足場の設営、廃棄物の仕分け及び解体減容等に係る工事の実施に当たっては、(1)工事前の注意事項に示した事項に従うとともに、以下の措置を講じることにより、加工施設の技術基準に適合した工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事対象の設備・機器及び工事区画内の影響を受ける設備・機器から、内包する核燃料物質等を他の設備・区画に移動し、核燃料物質等が工事の影響を受けるおそれなく、これらの設備・機器の安全機能の維持が不要な状態で工事を行う。 ・本工事において建物の境界防止及び遮蔽能力に影響を及ぼす工事は実施しない。第2加工棟の大型搬入口扉を資機材の搬出入のために開とする場合においては、必要に応じて、定期的な総量当量率の測定を行い、総量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのないことを確認する。なお、資機材の搬出入のために大型搬入口扉を開とした場合であっても加工施設全体としての遮蔽能力には影響はなく、周辺監視区域及び敷地境界外の人が居住する可能性のある区域境界上の年間の総量は事業許可における評価値を上回ることはない。 ・加工施設の建物の外壁に設置された扉を交換する工事又は資機材の搬出入のために扉を開とする場合には、工事の期間中、人の不法な侵入を防止できるよう閉止する又は監視人による監視を行う措置を講じる。 ・第1種管理区域の境界（屋内間仕切り壁、外壁、これらの壁に設置された鋼製扉及び床）の工事中において、一時的に開口部が生じる場合、若しくは資機材の搬出入のために第1種管理区域上の扉を開にする場合は、保安規定に基づき、前室を設置する等の措置を講じることにより建物の閉じ込めの機能を維持する。 ・工事に伴い、管理区域以外の区域において、総量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所が生じた場合には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。 ・工事に伴い、気体廃棄設備の系統を停止する場合は、別の系統を稼働させることにより第1種管理区域の負圧を維持する又は保安規定に定める閉じ込めに係る措置を講じた上で気体廃棄設備を停止することにより、建物の閉じ込めの機能を維持する。 ・気体廃棄設備を停止することにより所定の換気能力を確保できないおそれのある場合においては、放射線業務従事者に半面マスク等の保護具を着用させる。 ・工事に伴い、火災感知設備、消火設備、放射線管理施設、通信連絡設備等を一時的に停止する場合においては、代替措置を講じることにより、これらの設備が有する安全機能を維持するか、監視対象の設備・機器を停止する等により、安全機能が不要な状態とする。 ・第1種管理区域における工事で撤去した使用予定のない設備・機器、廢材及び除染作業等により発生する核燃料物質で汚染されたものは、必要に応じて第1種管理区域内で解体し、また、保安規定に基づく廢棄物の什掛品として一時保管した後、200Lドラム缶に収納し、放射性固体廢棄物の保管廢棄施設で保管廢棄する。なお、本加工施設における放射性固体廢棄物の現状の最大保管廢棄能力約11170本（200Lドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値）は、現在の保管廢棄量約8200本を踏まえ、新規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廢棄物の保管廢棄量を十分に吸収できることを確認している。 ・第2種管理区域における工事で撤去した設備・機器及び廢材は、保安規定に基づく放射性廢棄物でない廢棄物（NR）に係る措置の手順に従って廢棄する、又は有効利用する。 ・核燃料物質による汚染のおそれのある部位の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置し、局所排気装置等を使用する等して、汚染の防止を図る。 ・第1種管理区域の設備・機器撤去後の床等の表面は、修復後、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料（難燃性材料）で塗装を施す。 	<p>No. 1-11-6と同じ。</p>	<p>No. 1-11-6と同じ。</p>
5-343	2320	<p>図リーc-1 工事フロー 注釈</p> <p>(注2) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廢材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廢棄物の保管廢棄施設で保管廢棄する。第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廢材は、保安規定に基づく放射性廢棄物でない廢棄物（NR）に係る措置の手順に従って廢棄する。</p>	<p>No. 1-11-6と同じ。</p>	<p>No. 1-11-6と同じ。</p>
5-344	2322	<p>図リーe-1 工事フロー 注釈</p> <p>(注2) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廢材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廢棄物の保管廢棄施設で保管廢棄する。第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廢材は、保安規定に基づく放射性廢棄物でない廢棄物（NR）に係る措置の手順に従って廢棄する。</p>	<p>No. 1-11-6と同じ。</p>	<p>No. 1-11-6と同じ。</p>

(*) 本欄に記載のNo. n-m(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No.*	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-345	2327	図リ-g-2 工事フロー 注釈 (注1) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物(NR)に係る措置の手順に従って廃棄する。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-11-6と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-11-6と同じ。
5-346	2328	図リ-g-3 工事フロー 注釈 (注1) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物(NR)に係る措置の手順に従って廃棄する。	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。
5-347	2330	図リ-h-2 工事フロー 注釈 (注1) 第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物(NR)に係る措置の手順に従って廃棄する。	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。
5-348	2331	図リ-h-3 工事フロー 注釈 (注1) 第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物(NR)に係る措置の手順に従って廃棄する。	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。
5-349	2336	図リ-1-1 工事フロー 注釈 (注1) 第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物(NR)に係る措置の手順に従って廃棄する。	No.1-11-6と同じ。	No.1-11-6と同じ。
5-350	2523	なお、貯蔵施設以外の設備・機器における取扱量は、貯蔵施設の最大取扱量の内数として管理しているが、ここでは保守的に全ての設備・機器の取扱量の総和とする。	No.1-30と同じ。	No.1-30と同じ。
5-351	2524	ウランは耐衝撃性能を有した保護容器及び粉末保管容器に密閉している。保護容器は1設置きで取扱いは最大高さを1m以下で管理するため落下しても破損は生じないが保守的に10%が影響を受けるものとする。また粉末保管容器内については、上記と同様に取り扱う。	No.1-32と同じ。	No.1-32と同じ。
5-352	2524	地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないように、ドラム缶を強固に固定するが、転倒する割合は安全側に10%とする。また、転倒したドラム缶のうち蓋が開く割合として10%見込む。さらに蓋が開いたドラム缶からウランが漏れいする割合として10%見込む。	No.1-31と同じ。	No.1-31と同じ。
5-353	2524	F3 竜巻の竜巻荷重あるいは飛来物による損傷を想定する建物を添5ヌ(n)の第3表に示す。建物内におけるウランを含む設備・機器については、必要に応じて固縛対策を施すため、これらの設備・機器が建物外へ飛散することは無い。また、規則解釈別記に示される考えに従い、固縛等以外のF3 竜巻対策を評価上考慮しないものとしている。	No.1-34と同じ。	No.1-34と同じ。
5-354	2524	添5ヌ(n)の第3表 F3 竜巻の建物への影響 注2：第1加工棟北側に設置する遮蔽壁を兼ねた防護壁及び竜巻のソフト対策として行う車庫の退避措置により、トラックウィング車は第1加工棟に飛来するおそれがないことから、ワゴン車の飛来を想定する。	No.1-35と同じ。	No.1-35と同じ。
5-355	2524	第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟は、想定する飛来物が壁を貫通するおそれがある。第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟の保管廃棄施設では想定する飛来物から直接的な影響を受けるドラム缶に対してDR=1とし、これ以外に飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶の固縛は、専用の治具によりドラム缶の蓋を抑え、蓋が開きにくい措置を講じることからDR=0.01とする。	No.1-31と同じ。	No.1-31と同じ。
5-356	2525	～、降下火砕物が降下したときの対策として、建物に降下火砕物の堆積が認められれば、降下火砕物を除去する措置を講じることとする。ここでは、降下火砕物の除去作業が実施できないことを想定し、降下火砕物の堆積による影響について評価した。～	No.1-20と同じ。	No.1-20と同じ。
5-357	2526	(v) 単一ユニットとしての設備・機器のうち、その形状寸法を制限することが困難な場合は、取り扱う核燃料物質の質量について適切な核的制限値を設ける。質量の核的制限値を設ける場合は二重装荷を想定しても臨界に達するおそれのない質量とする。質量を制限する場合、誤操作等を考慮しても上記の制限値を超えない対策として、信頼性の高いインターロックを設置する。なお、最小臨界質量以下のウランを取り扱う一部の設備・機器については、受け入れる前に、教育・訓練を受けた二人の操作員が核燃料物質の質量を確認し、核的制限値未達であることを確認する。形状寸法、質量のいずれの制限も適用することが困難な場合は、質量又は幾何学的形状の核的制限値を設定し、又はそれらのいずれかか減速条件を組み合わせて制限する。	No.1-96と同じ。	No.1-96と同じ。
5-358	2526	(vi) 核的制限値の維持・管理については以下のとおりとし、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないものとする。(a) ウラン粉末を受け入れる場合、受け入れる前に、材料証明書により濃縮度、化学的組成、密度及び減速条件を表す水素対ウラン原子数比(以下H/Uという。)を確認する。	No.1-107と同じ。	No.1-107と同じ。
5-359	2527	加工施設を臨界安全管理上、次の9つの領域に区分して管理する。	No.1-19と同じ。	No.1-19と同じ。
5-360	2527	(ii) 第2加工棟～ 臨界安全管理の領域において、第2-2領域の第2廃棄物処理室、第2出入管理室及び第2洗濯室、第2-7領域の第2フィルタ室並びに第2放射線管理室については混入する可能性のある場合は、臨界安全管理上特に問題ないことを確認する。	(臨界安全管理) 第33条	基保-037 臨界安全管理基準 8. 混入防止 5. 各部長は、別図5に示す第2-2領域の第2廃棄物処理室、第2出入管理室及び第2洗濯室、並びに第2-7領域の第2フィルタ室及び第2放射線管理室に有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策を講じ、操作員に遵守させる。
5-361	2528	放射線防護上の遮蔽のために壁、屋根、遮蔽壁等を設け、かつ、再生濃縮ウランの貯蔵及び保管廃棄する位置を管理することにより、通常時における貯蔵施設及び放射性廃棄物の保管廃棄施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSv より十分に低減する設計とする。	No.1-24と同じ。	No.1-24と同じ。
5-362	2530	外部放射線に係る線量、物の表面の放射性物質の密度及び空気中の放射性物質濃度を監視・管理する。線量告示に基づき1.3 mSv/3 月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、人の出入りを管理する。	No.1-106と同じ。	No.1-106と同じ。

(*) 本欄に記載のNo.n-m-(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-363	2530	加工施設内にガンマ線エアモニタを設け、施設内の空間線量を監視する。雷離放射線障害防止規則に基づき1mSv/週を超える場所は、放射線業務従事者の出入りを管理することにより、放射線業務従事者の被ばく低減を図る。また、設計基準事故時において放射線業務従事者が、迅速な対応をするために必要な操作ができる設計とする。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-111と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-111と同じ。
5-364	2530	(1) 「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第7条の2の9第1項に基づき加工施設の周辺に周辺監視区域を設定し、その範囲を標識等により明示する。周辺監視区域の境界を添5ハ(ハ)の第1図に示す。	No. 1-113と同じ。	No. 1-113と同じ。
5-365	2530	本加工施設では、核燃料物質等による放射線の管理を確実に実施するために、取り扱う核燃料物質の受入れに当たって、既存施設でこれを使用する際に何ら特別のインパクトを与えないように定められたASTM(米国材料試験協会)(1)及びDOE(米国エネルギー省)(2)の濃縮六フッ化ウランの仕様に基づき受入仕様を定め、また再生濃縮ウランについても安全上重要な核種について受入仕様を定め、受入前に仕様に合致していることを確認する。	No. 1-107と同じ。	No. 1-107と同じ。
5-366	2530	粉末状のウランは、バックイン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造の粉末保管容器に収納して保管し、ウラン粉末の飛散及び漏えいのないように管理する。	No. 1-41と同じ。	No. 1-41と同じ。
5-367	2531	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(4)ウランを収納する設備・機器からの飛散及び漏えいを防止するため、定期的に巡視及び点検等を行い、異常の有無を確認する。巡視及び点検箇所は設備・機器の設計及び改造時にあらかじめ定め、設備・機器の経年変化等を考慮して定期的に見直す。	No. 2-58と同じ。	No. 2-58と同じ。
5-368	2531	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(3)第1種管理区域内の室内の圧力は、高性能エアフィルタ、排風機及び排気ダクトで構成する排気設備によって外気に対して負圧を維持することにより閉じ込めの管理を行い、室内の負圧は差圧計によって監視する。また、排気設備を停止し、当該負圧を維持しない場合にあっては、核燃料物質の取扱いを停止するとともに、加工設備本体の設備における核燃料物質の除去及び貯蔵施設での保管等による閉じ込めの管理を行う。	No. 1-44と同じ。	No. 1-44と同じ。
5-369	2532	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。第1種管理区域内の部屋は、排気設備により閉じ込めの管理を行う場合にあっては、所要の換気を行う等により、空気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める濃度限度以下となるよう管理する。	No. 1-46と同じ。	No. 1-46と同じ。
5-370	2532	設備のクリーニング、工事等でウラン粉末を開閉式フードで取り扱うことが困難な場合は、一時的に簡易的なフードを設置するか操作員が呼吸保護具を着用する作業管理を行い、内部被ばくを防止する。	No. 1-48と同じ。	No. 1-48と同じ。
5-371	2533	火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関し、火災防護基準を参考に、火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び報知、消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。	No. 1-49と同じ。	No. 1-49と同じ。
5-372	2534	(2)可燃性ガスの漏えい防止対策(1)水素ガス及びアンモニア分解ガス(水素3:窒素1混合ガス)①試験開発炉から工程室内に水素ガス及びアンモニア分解ガス(以下「水素ガス等」という。)が漏えい、滞留しないようにするため、試験開発炉の排気筒にはパイロットバーナ又はイグナイターを設置し、水素ガス等を燃焼させてから排出する。②試験開発炉は水素ガス等の漏えい時に工程室内に滞留しないように、換気を行う第1種管理区域に設置する。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 1. 設計想定事象の発生時(内部火災)(続き)の手順書の整備(続き) 25 燃料製造部長は、第2加工棟の第2開発室において、少量の燃料開発又は試験検査で用いる市販の機器について、極少量の水素ガス等を使用するため、当該機器から工程室内に水素ガス等が漏えい、滞留しないよう、当該機器の開口部にはイグナイターを設置し、水素ガス等を燃焼させてから排出する。当該機器は、水素ガス等の漏えい時に工程室内に滞留しないよう、換気を行う第1種管理区域に設置する。なお、水素ガス漏えい検知器、制御盤、感震計及び緊急遮断弁は、加熱炉及び小型雰囲気可変炉と兼用する。	基保-039設計想定事象等対処活動基準 6. 火災等発生時(内部火災) (4)手順書の整備 25 燃料製造部長は、第2加工棟の第2開発室において、少量の燃料開発又は試験検査で用いる市販の機器について、極少量の水素ガス等を使用するため、当該機器から工程室内に水素ガス等が漏えい、滞留しないよう、当該機器の開口部にはイグナイターを設置し、水素ガス等を燃焼させてから排出する。当該機器は、水素ガス等の漏えい時に工程室内に滞留しないよう、換気を行う第1種管理区域に設置する。なお、水素ガス漏えい検知器、制御盤、感震計及び緊急遮断弁は、加熱炉及び小型雰囲気可変炉と兼用する。
5-373	2535	加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。	No. 1-50と同じ。	No. 1-50と同じ。
5-374	2535	空気混入を防止するために火災を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う。	No. 1-51と同じ。	No. 1-51と同じ。
5-375	2535	火災発生時の初期消火活動を確実にするための対策として、火災の発生を防止するため、加工施設の建物への可燃物及び危険物の持込みと保管管理等について定める。(a)本加工施設内で使用する危険物は、消防法に基づく屋内貯蔵所又は少量危険物貯蔵所にて保管し、必要量のみを取り出して加工施設の建物に持ち込み、転倒防止対策を講じた金属製の保管庫に施設保管し、その保管量の管理を行う。(b)加工施設以外の建物も含め、少量のジルコイの加工くずが発生するが(約100g/日/作業場所)、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な二酸化炭素消火器、金属消火器及び乾燥砂(消火用)を配置する。(c)発生したジルコイの加工くずは、作業場所にて金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所にて水没させて保管する管理を行う。(d)可燃物を火災区画に持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを加工施設(建物)に持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。	No. 1-59と同じ。	No. 1-59と同じ。
5-376	2535	③焼却炉内の温度が異常に上昇しないよう、焼却物の投入量を制限するとともに焼却対象物に異常燃焼を起こす物質が混入していないことを事前に確認する管理を行う。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 1. 設計想定事象の発生時(内部火災)(続き)の手順書の整備(続き) 26 燃料製造部長は、焼却炉内の温度が異常に上昇しないよう、焼却物の投入量を制限するとともに焼却対象物に異常燃焼を起こす物質が混入していないことを事前に確認する管理を行う。	基保-039設計想定事象等対処活動基準 6. 火災等発生時(内部火災) (4)手順書の整備 26 燃料製造部長は、焼却炉内の温度が異常に上昇しないよう、焼却物の投入量を制限するとともに焼却対象物に異常燃焼を起こす物質が混入していないことを事前に確認する管理を行う。
5-377	2535	また、ウラン粉末は不燃材であるステンレス鋼製の容器(粉末保管容器)に収容した状態で保管、運搬等の取扱を行う。	No. 1-52と同じ。	No. 1-52と同じ。
5-378	2536	(1)火災感知設備(a)加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備は、消防法に基づき設置する。また、消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検(6カ月に1回)及び総合点検(1年に1回)を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。	No. 1-53と同じ。	No. 1-53と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
			青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所
5-379	2536	表 安全機能を有する施設（消火設備及び火災感知設備）第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟、第1加工棟、第1-3貯蔵棟、発電機・ポンプ棟 消火器 耐震重要度分類（注1）（注1）転倒防止策を講じる。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 4. 設計想定事象の発生時（地震）の手順書の整備 3. 設備管理部長は、消火器の設置に当たっては、転倒防止策を講じる。	基保-039 設計想定事象等対処活動基準 9. 自然現象発生時（地震） (4) 手順書の整備 3 設備管理部長は、消火器の設置に当たっては、転倒防止策を講じる。
5-380	2536	初期消火活動を確実にするため、防火のための組織を編成し、定期的に訓練を実施する。	No. 1-54と同じ。	No. 1-54と同じ。
5-381	2536	火災発生時の初期消火活動を確実にするための対策として、防火のための組織編成、消火訓練、夜間・休日を含む体制の整備、消火設備等の維持管理を行う。また、火災発生時における初期消火活動に必要な通報連絡設備の配備、初期消火活動要員の配置を行うとともに、初期消火活動に必要な消火設備及び資機材の配備を行う。この体制は、重大事故に至るおそれがある事故で想定している火災の複数同時発生時の場合と同一の体制とする。（添付書類七ロ(ハ)参照）	No. 1-60と同じ。	No. 1-60と同じ。
5-382	2537	また、消火活動に必要な防火衣、フィルタ付き防護マスク、投光器等の資機材を分散配置し、アクセスルート確保する。	No. 1-60と同じ。	No. 1-60と同じ。
5-383	2537	安全機能を有する施設に属する消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても加工施設の安全機能を損なわない設計とする。(i) 消火器は消防法に基づく法令点検で使用期限を確認し、使用期限が近付いているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行う。(ii) 消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する。	No. 1-56と同じ。	No. 1-56と同じ。
5-384	2538	ウラン粉末を非密封で取り扱う火災区域内に設置する設備・機器の油圧ユニット等については、油火災の発生防止対策と拡大防止対策を講じる。(a) 油火災の発生防止 ① 油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。② 油圧ユニットの作動油タンクのホース接続部等からの油の漏えいによる火災発生を防止するため、作動油タンクにはオイルパンを設けるとともに周囲を吸着材で囲う。オイルパン内に油が確認された場合は拭き取り等を行う。③ 油圧ホースは適切な時期に交換することとし、劣化による破裂、油の噴出を防止するよう手順書を整備する	No. 1-57と同じ。	No. 1-57と同じ。
5-385	2538	また、火災区画内の火災源に対しては、添5チ(ロ)の第8表に示す延焼防止対策に加えて、火災源の周囲に可燃物を配置しない管理を行うことにより、火災の伝播を防止でき、火災区画内において、火災源から防護対象設備への火災の伝播はない。	No. 1-57と同じ。	No. 1-57と同じ。
5-386	2538	(*) 第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油（以下「廃油」という。）は、液体が漏れ又はこぼれにくく、かつ浸透しにくい金属製容器（液体用ドラム缶）に収納し、受け皿等の汚染の広がりを防止するための措置を講じて、第5廃棄物貯蔵棟に設置した消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所に保管する。このため、廃油が発火したとしても第5廃棄物貯蔵棟内に延焼するおそれはない。また、第5廃棄物貯蔵棟で火災が発生したとしても廃油への延焼のおそれはない。このため、廃油は火災源として考慮しない。	No. 1-100、No. 1-61と同じ。	No. 1-100、No. 1-61と同じ。
5-387	2544	過去に記録された最低気温-7.5℃（大阪管区気象台1945年1月28日）を踏まえ、必要に応じて、安全機能を有する施設に断熱材付きの配管を用いる等の措置を講じることにより、凍結の発生が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。
5-388	2545	敷地で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう地面等に固定固縛を行う。	No. 1-63と同じ。	No. 1-63と同じ。
5-389	2546	更なる安全性余裕を確保するため、藤田スケール3の竜巻の最大風速92 m/sを想定し、風荷重による損傷及び飛来物による貫通に対し、核燃料物質等の施設外への飛散を防止する措置を行う。	No. 1-64と同じ。	No. 1-64と同じ。
5-390	2547	安全設計で想定したF1 竜巻に加え、年超過確率が一桁低いF3 竜巻の最大風速92 m/s に対する防護対策を行うことにより、更なる安全性余裕を確保する。(b) ソフト対策 竜巻襲来時のソフト的な対応を実施するための体制の整備、竜巻襲来が想定される段階で採る措置を以下に示す。① 体制の整備～ ② 注意喚起～ ③ 警戒態勢～	No. 1-65と同じ。	No. 1-65と同じ。
5-391	2547	過去に記録された最低気温-7.5℃（大阪管区気象台1945年1月28日）を踏まえ、必要に応じて、安全機能を有する施設に断熱材付きの配管を用いる等の措置を講じることにより、凍結の発生が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。	No. 1-11-6と同じ。	No. 1-11-6と同じ。
5-392	2548	本加工施設の建物の、降下火砕物の許容堆積厚さを添5ト(ホ)の第5表に示す。本加工施設の屋根は、降下火砕物の堆積厚12 cmを許容できる設計（降下火砕物の密度は湿潤状態を想定して1.5 g/cm ³ とした。）であるが、安全側に気中の降下火砕物の状態を踏まえて降下火砕物の堆積が認められれば除去する措置を講じる。	No. 1-20と同じ。	No. 1-20と同じ。
5-393	2548	その上で、降下火砕物に対し、保守的に積雪の有無にかかわらず、気中の降下火砕物の状態を踏まえて加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに除去する措置を講じることにより、その損傷を防止する。	No. 1-20と同じ。	No. 1-20と同じ。
5-394	2548	作業員が屋根に上るための梯子等の構造を、地震力に対して十分な強度をもって設置するとともに、必要な防護具や資機材を常備する。	No. 1-67と同じ。	No. 1-67と同じ。
5-395	2548	また、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。	No. 1-68と同じ。	No. 1-68と同じ。
5-396	2549	～この堆積速度4 cm/日を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除灰作業を完了するよう手順を定める。	No. 1-69と同じ。	No. 1-69と同じ。
5-397	2549	また、これを超える積雪が生じるおそれがある場合は、除雪等の処置を講じることにより、積雪が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。	No. 1-21と同じ。	No. 1-21と同じ。
5-398	2549	給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施し、万一給気口フィルタが結葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合はフィルタの清掃等を実施し、生物学的事象が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。	No. 1-71と同じ。	No. 1-71と同じ。
5-399	2549	(e) 敷地内に入構する燃料輸送車両については、積載燃料の量を制限して管理するとともに、防護対象施設からの離隔距離を十分確保するよう運搬ルート及び駐車場所を制限する。	No. 1-72と同じ。	No. 1-72と同じ。
5-400	2549	延焼防止に必要な対策活動を実施するための手順、機器及び体制を含めた火災防護に関する計画を定め、内部火災発生時と同様の措置を講じる。	No. 1-732と同じ。	No. 1-732と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
			青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所
5-401	2550	③ 必要となる対策 前項の影響評価結果より、防護対象施設の外壁が損傷を受けないようにするために、以下の対策を講じる。○a 敷地内の竹林の火災影響評価による危険距離は6.2mである。竹林は火災延焼経路において下り傾斜(約30°)であり、また防護対象施設は鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料で造る建物であるため延焼の可能性は低いが、離隔距離を維持できるように延焼の可能性のある森林境界と加工施設との敷地内の草木を伐採し、管理する。	No. 1-74と同じ。	No. 1-74と同じ。
5-402	2551	～各危険物施設の最大貯蔵数量から減じた分を敷地外から供給するため、敷地内において各危険物施設の最大貯蔵数量を超えた取扱いはない。～、敷地内において定められた運搬ルート及び運搬数量を車両により運搬中の状態を評価することにより、防護対象施設に及ぼす影響が最大になる。～	No. 1-75と同じ。	No. 1-75と同じ。
5-403	2552	○c 必要となる対策 ○i 燃料輸送車両 敷地内に入構する車両に対して、運搬する高圧ガス量並びに運搬ルート及び駐車場所を制限して管理することにより、想定爆発源に対して、防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する	No. 1-76と同じ。	No. 1-76と同じ。
5-404	2552	i 燃料輸送車両 添5リ(付)の第6図に示すように、第1高圧ガス貯蔵施設及びボンベ置場(1)は敷地西方に移設する。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 2. 設計想定事象の発生時(外部火災)の手順書の整備 7 燃料製造部長は、敷地西方に移設した第1高圧ガス貯蔵施設及びボンベ置場(1)について、それらの位置を変更しないように管理する。これにより、防護対象施設(第2加工棟)からの離隔距離を危険限界距離以上に確保できる状態を維持する。	基保-039設計想定事象等対処活動基準 7. 火災等発生時(外部火災) (4) 手順書の整備 7 燃料製造部長は、敷地西方に移設した第1高圧ガス貯蔵施設及びボンベ置場(1)について、それらの位置を変更しないように管理する。これにより、防護対象施設(第2加工棟)からの離隔距離を危険限界距離以上に確保できる状態を維持する。
5-405	2552	(a) 二次的影響への対策 ① ばい煙が加工施設に流入するおそれが生じた場合には、給気設備を停止し、流入を防止する措置を講じる。② 大量の有毒ガスを取り扱う施設は、敷地の近隣にはないため、防護対象施設に対する有毒ガスの影響は考慮しない。	No. 1-77と同じ。	No. 1-77と同じ。
5-406	2552	加工施設を設置する事業所は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為を防止する。	(加工施設への人の不法な侵入等の防止) 第46条の2 (4) 敷地外から爆発物又は易燃性を有する物品、液体状の燃焼物、可燃物を運び出し、その他の危険物が持ち込まれることを防止する。点検に係る業務については、手順を作成し、定期的に教育を行う。	基保-035周辺監視区域管理基準 4. 加工施設への人の不法な侵入等の防止 4-1 人の不法な侵入及び核燃料物質等の不法な移動の防止 (3) 環境安全部長は、核燃料物質等の不法な移動を防止するため、 4-2 不正な物件の持ち込み防止 環境安全部長は、敷地外から爆発物又は有害物質が持ち込まれることを防止するため、点検に係る具体的な方法については、核物質防護に関する情報として核物質防護規定に基づいて別に定め、定期的に教育を行う。
5-407	2553	(i) 障壁等による区画 また、侵入検知器、監視カメラ等の不法侵入防止等防止設備の機能を維持するための点検、保守管理を実施する。	No. 1-78と同じ。	No. 1-78と同じ。
5-408	2553	(ii) 出入管理 加工施設へ常時立ち入る放射線業務従事者に対しては、IDカードにより加工施設の出入管理を行う。一時立ち入者に対しては、その身分及び立ち入りの必要性を確認の上、立ち入りを認めたことを証明する書面等を常に容易に確認できるよう所持させる。また、常時立ち入ることがない加工施設では、出入口を施錠管理する	No. 1-79と同じ。	No. 1-79と同じ。
5-409	2553	(iv) 核燃料物質の敷地内の人による不法な移動の防止 核燃料物質の敷地内の人による不法な移動を防止するため、加工施設への出入口の防犯カメラによる監視、施錠管理及び巡視を行う。また、核燃料物質の移動は、所定の手順に基づき承認を得てから実施し、加工施設の敷地内において、金属探知機、核物質検知装置等による持ち出し点検及び常時監視を行う。	No. 1-80と同じ。	No. 1-80と同じ。
5-410	2553	加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持ち込みを防止するため、敷地内においては積載物の点検を行う。加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための点検及び検査に係る業務については、手順を作成してそれに基づいて実施するとともに、定期的に教育を実施する。	No. 1-81と同じ。	No. 1-81と同じ。
5-411	2553	(i) 外部からの不正アクセスの防止 本加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、社内コンピュータシステムの接続はなく外部と物理的に遮断した設計とし、電気通信回路を通じた外部からの不正アクセスによる妨害行為又は破壊行為を遮断する。	No. 1-23と同じ。	No. 1-23と同じ。
5-412	2553	(i) 外部からの不正アクセスの防止 また、社内コンピュータシステムと外部インターネット網との接続箇所にファイアウォールを設置する。敷地内において、敷地外からの不正アクセス行為の発生を防止する。	No. 1-82と同じ。	No. 1-82と同じ。
5-413	2553	内部での不正操作を防止するため、加工施設における製造管理システム及び核物質防護システムに対する調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行う。	No. 1-23と同じ。	No. 1-23と同じ。
5-414	2553		No. 1-85と同じ。	No. 1-85と同じ。
5-415	2555	洪水、被水及び蒸気に対して、(I)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(i) 洪水に対する安全設計 (i) 溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地盤力を超えない程度の地盤加減速度を検出した時点で、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止し、また第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。	No. 1-86と同じ。	No. 1-86と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-416	2556	③ 当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防ぐため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 1. 設計想定事象の発生時（内部火災）（続き）の資機材の配備（続き） 18 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防ぐため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。 19 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防ぐため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 基保-039 設計想定事象等対処活動基準 6. 火災等発生時（内部火災） (3) 必要な電源その他資機材の配備 18 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防ぐため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。 19 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防ぐため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。
6-417	2556	設水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(ii) ⑥ ウラン取扱い時に水の侵入を防止するため、開口部を閉じし水密を維持する構造（レバーロックアラ型閉じ込みキャップ又は水密バルブの閉じ込み弁）とし、閉じ込みキャップを取りつけて更に金属製の防水カバーを閉止する、閉じ込み弁の上部に更に設置したゲートバルブを閉止する、投入口の漏水検知により閉じ込み弁を閉止するとともに被水防止の蓋を設置する、閉じ込み弁が開放している間の浸水の可能性を低減するためウラン投入時の閉じ込み弁開閉操作をペダルが踏まれていない間は蓋を閉止する機能をもつフトペダル式とする、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込み弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化するとともに、火災時の水消火による水の侵入を防止するため火災発生時は投入操作を停止し閉じ込み弁等を閉じる。	No.1-87と同じ。	No.1-87と同じ。
6-418	2558	設水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(ii) 被水に対する安全設計(d) 被水し水の侵入により電気火災が発生するおそれがある電気・計装盤は、浸水水位より高い位置に配置し、漏電遮断器を設置するとともに、防水カバーを設置する又は電源を遮断する措置を講じる。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
6-419	2558	設水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(iii) 蒸気に対する安全設計 (a) 蒸気発生装置の稼働時には操作員が監視し、蒸気漏えいが発生した場合には、直ちに蒸気発生装置のヒータ電源遮断及び配管の弁の閉止を行う。	No.1-88と同じ。	No.1-88と同じ。
6-420	2559	～漏水箇所の隔離時間は、溢水発生から手動遮断弁を閉止するまでの所要時間とし、以下の条件に基づき、添5リ(n)の第3表に示すとおり合計35分とした。この間のポンプの定格流量による給水を溢水量として設定する。・稼働時には第1種管理区域内には、常時、作業者を配置するが、建物外から作業者（設備担当）が駆け付けて閉止する場合を想定。・第2種管理区域に対しては、着替えに要する時間は不要であるが、第1種管理区域と同じ所要時間を想定。流出流量は、貫通クラックの面積、損失係数、水頭を用いて次式により求める。～	No.1-89と同じ。	No.1-89と同じ。
6-421	2559	本加工施設の火災の拡大防止に対しては、粉末消火設備による消火を前提として大型粉末消火器を設置し、あわせて屋内消火栓及び屋外消火栓を設置する。～	No.1-90と同じ。	No.1-90と同じ。
6-422	2559	～各系統の送水は耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度を検知した時点で、第2加工棟への給水ポンプは自動停止し、第1廃棄物貯蔵棟への上水配管に設けた緊急遮断弁は自動遮断する設計であるが、保守的に給水ポンプを手動で停止又は手動遮断弁を閉止するまでの給水も含めた溢水量とする。～	No.1-86と同じ。	No.1-86と同じ。
6-423	2559	～第2加工棟に対しては地震発生から各系統の給水ポンプの電源遮断まで、第1廃棄物貯蔵棟においては手動遮断弁（屋外）を閉止するまでの所要時間とし、添5リ(n)の第5表に示すとおり合計15分とした。この間のポンプの定格流量による給水を溢水量として設定する。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 3. 設計想定事象の発生時（内部溢水）の手順書の整備 1 設備管理部長は、溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度（震度5弱以上）を検知した時点で、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止し、また第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。漏水箇所の隔離時間は、第2加工棟に対しては地震発生から各系統の給水ポンプの電源遮断まで、第1廃棄物貯蔵棟においては手動遮断弁（屋外）を閉止するまでの所要時間とし、15分以内とする。	基保-039 設計想定事象等対処活動基準 8. 内部溢水発生時 (4) 手順書の整備 1 設備管理部長は、溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度（震度5弱以上）を検知した時点で、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止し、また第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。漏水箇所の隔離時間は、第2加工棟に対しては地震発生から各系統の給水ポンプの電源遮断まで、第1廃棄物貯蔵棟においては手動遮断弁（屋外）を閉止するまでの所要時間とし、15分以内とする。
6-424	2559	安全機能を有する施設は、誤操作を防止するための措置を講じるとともに、設計基準事故が発生した状況下であっても容易に操作できるよう設計する。	No.1-92と同じ。	No.1-92と同じ。
6-425	2559	(1) 誤操作を防止するための措置 安全機能を有する施設は、人間工学上の諸因子を考慮して、誤操作を生じにくいように、盤の配置及び操作器具、弁等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できるよう留意すること、保守点検において誤りを生じにくいよう留意すること等の措置を講じた設計とする。～	No.1-93と同じ。	No.1-93と同じ。
6-426	2559	(1) 誤操作を防止するための措置 安全機能を有する施設は、人間工学上の諸因子を考慮して、誤操作を生じにくいように、盤の配置及び操作器具、弁等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できるよう留意すること、保守点検において誤りを生じにくいよう留意すること等の措置を講じた設計とする。 ～(ii) 加工施設の状態を確認しながら操作できるように、設備・機器の近傍に操作盤を配置するとともに、弁及びバルブには開閉を表示する。	No.3-179と同じ。	No.3-179と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-427	2559	(1) 誤操作を防止するための措置 安全機能を有する施設は、人間工学上の諸因子を考慮して、誤操作を生じにくいように、盤の配置及び操作器具、弁等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できるよう留意すること、保守点検において誤りを生じにくいよう留意すること等の措置を講じた設計とする。 (i) 操作員が操作すべきスイッチを間違えないように、必要に応じて保護カバー又は鍵付きスイッチを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できる措置を講じる。(ii) 異常を正確かつ迅速に把握するため、警報集中表示盤には、設備・機器の異常内容ごとに表示ランプを設ける。(iv) 保守点検における誤りを生じにくいように、設備の色を管理区域ごとに統一する、配管に流体の種類を明示する等の措置を講じる。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 3-180と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 3-180と同じ。
5-428	2559	(2) 操作の容易性 設計基準事故の発生後、ある時間までは、操作員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。また、設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）であっても、簡素な手順によって必要な操作が行える等の操作員に与える負荷を小さくすることができるよう考慮する。～	No. 1-94と同じ。	No. 1-94と同じ。
5-429	2561	また、本加工施設には飛来物となり得る高速回転物を設置しない設計とする。	No. 1-95と同じ。	No. 1-95と同じ。
5-430	2564	設備・機器においてウランを取り扱う際に質量制限の逸脱を防止するため、質量を制限するインターロックを二重化するか、質量を制限するインターロックと人的管理を組み合わせる又は、人的管理によるダブルチェックにより管理する。核燃料物質をバッチごとに取り扱う設備・機器では、核燃料物質の移動の考慮として、移動先の設備・機器の核的制限値を満足する状態にならなければ移動元から移動させようとしても移動することができないインターロックと、人的管理を組み合わせる。また、第2分析室及び第2開発室は人的管理によるダブルチェックにより管理する。	No. 1-96と同じ。	No. 1-96と同じ。
5-431	2564	粉末、ペレットや燃料棒を収納した所定の容器または燃料集合体を貯蔵施設から加工施設の各工程へ搬送する際などの容器等と設備間の距離距離については、固定した軌道道を走行する台車に容器を積載すること又は定められた経路上で運搬台車を用いることにより、他設備との距離をとる。	(臨界安全管理) 第33条 ～各部長は、別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程について、第2-2領域内の核的に安全な配置を維持するために作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(4)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。～ (4) 別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程では、別表4の運転管理方法に従い、運搬台車の移動の制限として、設備間を移動する核燃料物質の移動範囲及び取扱量の制限を行うこと。 別表4 臨界安全管理に係る核的制限値 第2加工棟 成形施設 スクラップ保管ラックF型運搬台車 第2加工棟 成形施設 ペレット運搬台車No.3 運転管理方法 ・本運搬台車の移動する通路を定め、ペレット保管容器（保管容器G型）1段で取り扱う。	要保-037 臨界安全管理基準 別表-1 臨界安全管理に係る核的制限値及びその遵守方法 第2加工棟 貯蔵施設 スクラップ保管ラックF型 運転管理方法 ・本運搬台車の移動する通路を定め、ペレット保管容器（保管容器G型）1段で取り扱う。 第2加工棟 その他加工設備の附属施設 スクラップ保管ラックF型 運転管理方法 ・本運搬台車の移動する通路を定め、ペレット保管容器（保管容器G型）1段で取り扱う。
5-432	2564	可燃性物質（油類）は取扱量や保管場所を管理し、管理区域内では火気の使用を可能な限り制限して管理する。	No. 1-97と同じ。	No. 1-97と同じ。
5-433	2566	第1種管理区域の空気中のウランの建物からの漏えいを防止するため、建物は漏えいの少ない構造とし、また、給排気設備により室内が外気より負圧になるよう維持する。	No. 1-44と同じ。	No. 1-44と同じ。
5-434	2566	A.設備損傷による閉じ込め機能の不全 第1種管理区域においてウランが漏えいした場合には、空気中のウラン濃度をダストモニタにより監視し警報を発する設計及びエアスニファにより検知する設計とすることにより、操作員は設備損傷の可能性を想定し、設備からのウラン漏えいの拡大防止措置を講じる。	No. 2-117と同じ。	No. 2-117と同じ。
5-435	2566	A.設備損傷による閉じ込め機能の不全 また、第1種管理区域を給排気設備により負圧に維持することにより、建物からのウラン漏えいを防止するとし、また、第1種管理区域の空気は、排気系統に設置する高性能エアフィルタにより漏えいしたウラン粉末を除去した後、排気する設計とする。	No. 1-44と同じ。	No. 1-44と同じ。
5-436	2566	B.火災による閉じ込め機能の不全 当該事象が発生した場合、管理区域における自動火災報知設備により警報を発する設計とすることにより、操作員は初期消火活動を実施し拡大防止措置を講じる。	No. 2-118と同じ。	No. 2-118と同じ。
5-437	2566	D.排気設備停止による閉じ込め機能の不全（負圧維持の異常による閉じ込め機能の不全）① 第1種管理区域の室内の負圧の維持が不可能となるが、建物は漏えいの少ない構造とし、防火ダンパー閉止により建物からのウランの漏えいを防止する。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3 関係） 10. 設計想定事象の発生時（その他） 手順書の整備 4 設備管理部長は、第1種管理区域の室内の負圧の維持が不可能となる場合への備えとして、建物は漏えいの少ない構造とし、防火ダンパー閉止により建物からのウランの漏えいを防止する。	基保-039 設計想定事象等対処活動基準 14. その他の設計想定事象等 (4) 手順書の整備 4 設備管理部長は、第1種管理区域の室内の負圧の維持が不可能となる場合への備えとして、建物は漏えいの少ない構造とし、防火ダンパー閉止により建物からのウランの漏えいを防止する。
5-438	2567	なお、本加工施設においては、崩壊熱除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を取り扱わない。	No. 1-99と同じ。	No. 1-99と同じ。
5-439	2567	また、粉末、ペレット及び燃料集合体の輸送容器については、収納する核燃料物質に応じて、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」に基づき臨界安全性が確認されたもののみを取り扱う。	No. 3-243と同じ。	No. 3-243と同じ。
5-440	2568	放射性液体廃棄物は、本加工施設の廃液処理設備で処理した後、貯槽に貯留し、廃液に含まれる放射性物質の濃度を合理的に達成できる限り低減し、熱量告示に定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下であることを確認した後、施設外へ放出する。	No. 1-27と同じ。	No. 1-27と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-441	2568	放射性物質によって汚染された又は汚染されたおそれのある油類廃棄物等の液体廃棄物は保管容器し、焼却可能な廃油は焼却設備で焼却した後、その焼却灰を放射性固体廃棄物として保管廃棄する。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-103と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-103と同じ。
5-442	2568	さらに、加工施設周辺の公衆に対する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に、合理的に達成できる限り低減する。	No. 3-270と同じ。	No. 3-270と同じ。
5-443	2569	第1廃棄物貯蔵棟では放射性固体廃棄物の減容処理、廃油の焼却減容及び持出し物品の除染処理を行う。	No. 1-100と同じ。	No. 1-100と同じ。
5-444	2569	固体廃棄物は、可燃物、難燃物、不燃物、フィルタに分類し、必要に応じて減容処理を行い、汚染の広がりを防止するための措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し、保管廃棄する。	No. 1-100と同じ。	No. 1-100と同じ。
5-445	2569	保管廃棄する固体廃棄物中に含まれるウラン量については、その量を確認し管理する。	No. 1-102と同じ。	No. 1-102と同じ。
5-446	2569	なお、保管廃棄する固体廃棄物中に含まれるウラン量については、その量を確認し管理する。	別図3 放射性廃棄物の保管廃棄設備 注4) 保管廃棄する放射性固体廃棄物中に含まれるウラン量については、放射線測定装置を用いた測定等によりその量を確認する。	基保-009放射性廃棄物管理基準 6. 保管方法 6-1 放射性固体廃棄物 環境安全部長は、放射性固体廃棄物（液体を除くゴミ類）が入ったドラム缶を図2に示す第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟又は第1加工棟で保管する。また、廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び天型機殻等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟又は第1加工棟で保管する。また、保管廃棄する放射性固体廃棄物中に含まれるウラン量については、放射線測定装置を用いた測定等によりその量を確認する。
5-447	2569	なお、保管廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするものは、必要に応じて、金属製容器に収納し、保安規定に定める区画に一時的に保管する。	No. 1-104と同じ。	No. 1-104と同じ。
5-448	2569	(Ⅲ) ダストモニタ及びガンマ線エリアモニタによる測定値を表示するための放射線監視盤等を設けるとともに、通常状態から逸脱するような異常が検知された場合において関係管理者等に通報できるようにする。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 10. 設計想定事象の発生時(その他)(続き)の手順書の整備(続き) 11 環境安全部長は、通常状態から逸脱するような異常が検知された場合において、当該区域への立入制限の表示を行うとともに、速やかに担当部長にその事実を通知する。	基保-039設計想定事象等対処活動基準 1.4. その他の設計想定事象等 (4) 手順書の整備 11 環境安全部長は、通常状態から逸脱するような異常が検知された場合において、当該区域への立入制限の表示を行うとともに、速やかに担当部長にその事実を通知する。
5-449	2570	～なお、リサイクルする空気は、ダストモニタにより濃度を連続的に測定し、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(原子力規制委員会告示第8号)(以下「線量告示」という。)に定める放射線業務従事者の呼吸する空気中の濃度限度を超えるおそれのある場合には、リサイクルを中止し、ワンスルー方式に切り換える。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 10. 設計想定事象の発生時(その他)(続き)の手順書の整備(続き) 12 リサイクルする空気は、ダストモニタにより空気中の放射性物質濃度を連続的に測定し、線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度を超えるおそれのある場合には、設備管理部長は、リサイクルを中止し、手動によりワンスルー方式に切り換える。	基保-039設計想定事象等対処活動基準 1.4. その他の設計想定事象等 (4) 手順書の整備 12 リサイクルする空気は、ダストモニタにより空気中の放射性物質濃度を連続的に測定し、線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度を超えるおそれのある場合には、設備管理部長は、リサイクルを中止し、手動によりワンスルー方式に切り換える。
5-450	2570	管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度等の放射線管理に必要な情報を管理区域の出入口等に表示できる設計とする。	No. 1-105と同じ。	No. 1-105と同じ。
5-451	2570	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(2) 管理区域においては線量、表面密度及び空気中の放射性物質濃度を定期的に測定し、管理する。	No. 1-106と同じ。	No. 1-106と同じ。
5-452	2570	(1) 放射線業務従事者の要件 年齢、教育程度、被ばく履歴及び健康診断の結果に基づき、設定の要件を満たす者を放射線業務従事者に指定する。、他	No. 1-110と同じ。	No. 1-110と同じ。
5-453	2571	排気口から放出される排気中の放射性物質濃度は、ダストモニタにより連続的に監視し、異常時には自動的に警報を発する設計とする。	(放射性気体廃棄物) 第75条 2. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、ダストモニタ(排気用モニタ)等により連続的に監視するとともに、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。	基保-001放射線管理基準 18-3 排気口の放射性気体廃棄物の管理(第75条1項、2項) 環境安全部長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するため以下の管理を行う。 排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度(3ヶ月についての平均値が10nBq/cm ³ (U234))を超えないようにするため、排気口に排気用モニタを設置し排気中の放射性物質濃度が表8に定める管理目標値(3ヶ月についての平均値が1.5nBq/cm ³ (U234))以下であることを確認する。 環境安全部長は、排気用モニタのろ紙の測定記録である「排気中放射性物質濃度測定記録」またはチャート紙により放射性物質の濃度及び放出量を連続的に確認する。
5-454	2571	設計基準事故時に迅速に対応できるように、放射性物質の濃度を監視及び測定するためのエアスニファ及びダストモニタを設けるとともに可搬式ダストサンブラ、低バックグラウンドカウンタ及びサーベイメータを備え、設計基準事故時に加工施設からの等方的な放出が想定されるガンマ線を検知するためのモニタリングポストを設けるとともにガンマ線エリアモニタ及びサーベイメータを備える。また、風向、風速等の気象状況を監視及び測定するための気象観測装置を備える。	(線量当量等の測定) 第52条 4. 環境安全部長は、別図2-(2)に示す周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。なお、モニタリングポストが故障等により機能しない場合には、サーベイメータにて対応する。	基保-001放射線管理基準 12. 線量当量等の測定 12-5 空間放射線量率の監視(第52条第4項) 環境安全部長は、図1-(1)に示す周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。監視はモニタリングポストの放射線監視装置又は警報表示盤により行う。なお、モニタリングポストが故障等により機能しない場合には、サーベイメータにて対応する。
5-455	2571	監視及び測定により得られた情報を放射線監視盤等に表示できる設計とするともに、緊急対策本部を設置する部屋にも表示する。	No. 1-112と同じ。	No. 1-112と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-456	2571	また、気体及び液体廃棄物の放出に当たっては放出管理を行うとともに、さらに異常がないことを確認するため、周辺監視区域外における土壌等の放射性物質濃度を定期的に測定する。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-114と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-114と同じ。
5-457	2571	また、風向、風速、降雨量及び大気温度の気象状況を気象観測装置により連続的に測定する。	(線量当量等の測定) 第52条 5. 環境安全部長は、気象観測装置が地震等の影響により使用不能となった場合には、代替手段により気象情報を入手して対応する。	基保-001放射線管理基準 12. 線量当量等の測定 12-2 線量当量等の監視及び測定 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を表4及び表5に定めるところにより測定する。 表5 線量当量等の測定方法 測定方法 気象観測装置による測定(注)気象観測装置が地震等の影響により使用不能となった場合には、代替手段により気象情報を入手して対応する。
5-458	2572	長期にわたって給電の必要が生じた場合、必要な安全対策を講じた上、負荷設備を少消費系統又は待機状態に切り替えることによって、非常用電源設備は外部からの燃料供給がなくとも、貯蔵した燃料により7日以上安全機能を確保するために必要な設備が作動し得る給電を維持する設計とする。	No. 1-115と同じ。	No. 1-115と同じ。
5-459	2573	設計基準を超える条件として機器の多重故障等を仮定し、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定して、重大事故に至るおそれがある事故の拡大を防止することにより重大事故の発生を防止するとともに、重大事故に至るおそれがある事故の発生時に放射性物質の放出量を実行可能な限り低くするため、財産保護に優先して安全確保に必要な施設及び体制を整備する。～	No. 1-116と同じ。	No. 1-116と同じ。
5-460	2573	重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の条件等を適切に設定し、それらに対して具体的かつ実行可能な対策を用意し、想定される事故に対して有効な効果が期待できる手順を定める。	No. 1-117と同じ。	No. 1-117と同じ。
5-461	2573	大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）への対処については、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一の体制とする。建物の大規模損壊に伴い発生するおそれがあるウランの飛散に対応するための資機材及び手順書を整備する。	No. 1-118と同じ。	No. 1-118と同じ。
5-462	2573	事故の発生条件として、設計基準事故を超える条件で建物及び設備・機器に損傷等が発生したと想定する。具体的には、外的事象において設計基準を超える地震等の外力、内的事象においては、安全機能を有する施設における機器の複数の故障等が各工程に及ぼす影響と工程において取り扱うウランの性状を考慮し、核燃料物質等を閉じ込める機能の著しい喪失に至る可能性のあるものを、重大事故に至るおそれがある事故として選定する。	No. 3-205と同じ。	No. 3-205と同じ。
5-463	2575	火災の複数同時発生を想定に加えて、全交流電源喪失を考慮する。夜間において全交流電源喪失が発生することを想定し、可搬式発電機を備える。また、投光器、携帯用照明等の照明具類を備える。	No. 1-119と同じ。	No. 1-119と同じ。
5-464	2576	重大事故に至るおそれがある事故の具体的想定として設定した火災の複数同時発生に対して全交流電源喪失を考慮し、重大事故に至るおそれがある事故の拡大を防止することにより重大事故の発生を防止するとともに、重大事故に至るおそれがある事故の発生時に放射性物質の放出量を実行可能な限り低くする方針を踏まえた対策をとる。～	No. 1-120と同じ。	No. 1-120と同じ。
5-465	2576	～火災発生後の要員参集に応じて早期に参集する緊急時消火班は、初動対応要員による消火活動の状況に応じて、他の火災発生場所若しくは建物外からの放水活動、扉冷却を行う者である。可搬消防ポンプ、屋内消火栓又は屋外消火栓を使用するため、最低3名以上で活動を実施する。	No. 1-121と同じ。	No. 1-121と同じ。
5-466	2577	(ii) 事故時の活動拠点及び資機材 事故時に活動の拠点として機能する場所は、第2加工棟での火災の複数同時発生の影響を考慮し、第2加工棟から離れた事務棟に設置する。また、地震、竜巻等の影響により事務棟が損傷する場合を考慮し、事務棟と同様に第2加工棟から離れた保安棟を予備の活動拠点とする。～	No. 1-122と同じ。	No. 1-122と同じ。
5-467	2577	iii) アクセスルート 第2加工棟の複数の火災区画における火災の同時発生に備えて、必要な資機材を第2加工棟の他、敷地内に分散して保管する。資機材の保管場所からは、添7ロ(6)の第2図に示すとおり、第2加工棟の事故発生場所にアクセスできる。～	No. 1-123と同じ。	No. 1-123と同じ。
5-468	2578	(iv) 対策の流れ 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合は、以下の対策を実施する。～	No. 1-124と同じ。	No. 1-124と同じ。
5-469	2578	(v) 時間経過 以上の対応の流れに従った時間経過を添7ロ(6)の第4図に示す。夜間及び休日において重大事故に至るおそれがある事故として、第2加工棟の複数の火災区画において火災が同時に発生した場合であっても、要員が揃うまでの最も少ない人数により必要な初動対応が実施可能であり～	No. 1-125と同じ。	No. 1-125と同じ。
5-470	2578	重大事故に至るおそれがある事故の対処として、核燃料物質等の閉じ込め機能喪失の発生及び拡大の防止に必要な措置を講じることとし、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合における当該事故等の確かつ柔軟に対処するために必要な人員の確保等、体制を整備するとともに、資機材及び手順書を整備し、訓練を実施する。	No. 1-126と同じ。	No. 1-126と同じ。
5-471	2578	(1) 体制の整備 体制としては、夜間及び休日を想定した初期段階、緊急時消火班到着時の段階及び事業所防災組織の要員参集後の段階の3段階の体制に分け、事故時の活動拠点の設置、適切な人員配置、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。～	No. 1-127と同じ。	No. 1-127と同じ。
5-472	2579	(2) 資機材の整備 事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用器具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備する～	No. 1-128と同じ。	No. 1-128と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-473	2579	(2) 資機材の整備 事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれることがないよう、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して配備すること、固縛等の転倒・飛散対策を講じることを考慮し保管場所、保管方法、数量を定め保管する。また、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。資機材の保管庫は、地震等で損傷しても内部の資機材を取り出し可能な堅牢で単純な構造のコンテナ等を地面に固縛したものである。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時（続き）の資機材の配備 3 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない管理を行う。大地震時において倒木等が道を塞ぐ場合等を考慮して、事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。資機材の保管庫は、地震等で損傷しても内部の資機材を取り出し可能な堅牢で単純な構造のコンテナ等を地面に固縛したものである。	基保-039設計想定事象等対処活動基準 1.5. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (3) 必要な電源その他資機材の配備 3 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない管理を行う。大地震時において倒木等が道を塞ぐ場合等を考慮して、事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。資機材の保管庫は、地震等で損傷しても内部の資機材を取り出し可能な堅牢で単純な構造のコンテナ等を地面に固縛したものである。
5-474	2579	(3) 手順書の整備 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の措置に必要な手順書では、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するため、全交流電源喪失、計測機器による監視機能喪失まで想定し、必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。～	No.1-129と同じ。	No.1-129と同じ。
5-475	2579	(4) 訓練の実施 訓練では、放射性物質の作業環境への影響、時間帯、悪天候を考慮した複数の環境条件を想定し、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要員を対象とした教育・訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。～	No.1-130と同じ。	No.1-130と同じ。
5-476	2580	大規模損壊が発生した場合における体制については、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一とする。～	No.1-131と同じ。	No.1-131と同じ。
5-477	2580	(4) 核燃料物質の貯蔵施設の変更 ・電巻対策のため、第2加工棟の分析試料の貯蔵設備を新設するとともに、この新設に伴う最大貯蔵能力の増分を相殺するよう、第2加工棟の試験開発試料の貯蔵施設の最大貯蔵能力を縮小する。	別表15 核燃料物質の最大貯蔵数量（第70条関係） (5) 第2加工棟 0.022tonU 0.083tonU	基保-003加工施設の操作基準（燃料製造部） 第3表核燃料物質の最大貯蔵能力 83kg-U 基保-003加工施設の操作基準（品質保証部） 4-15 核燃料物質の貯蔵 ② 品質保証部長は、貯蔵施設の貯蔵数量について第3表に示す最大貯蔵容量以下とすること。また、品質保証部長に指示された者は、貯蔵量を確認し、品質保証部長の確認を受けること。 (第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力) 0.022ton-Uを追加)
5-478	2580	(5) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更 ・地震及び電巻対策のため、第1加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟の放射性廃棄物を収納したドラム缶は、専用治具による連結固縛等により、転倒及び飛散を防止する。	No.1-31と同じ。	No.1-31と同じ。
5-479	2580	(5) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更 ・地震及び電巻対策のため、液体廃棄物の保管廃棄設備の安全性の向上を図り、第2廃棄物貯蔵棟を撤去し代替施設として第5廃棄物貯蔵棟を新設する。	No.4-69と同じ。	No.4-69と同じ。
5-480	2581	(8) 主要な構造の変更 ・火災対策のため、第1-3貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟の周辺にある敷地内の竹林を一部伐採する。	No.1-74と同じ。	No.1-74と同じ。
5-481	2581	(1) 第1加工棟の加工施設を加工施設外の施設とする変更 ・ウランの加工を行うために昭和53年9月6日付け53安（核規）第198号をもって加工の事業の変更許可を受けて新設した非管理区域の第1事務室の一部、第2種管理区域の第1集合体保管室（その後の名称変更により現在、第1-3部品加工室）、第1部品加工室（同 第1-1資材保管室）及び第1輸送容器保管室（同第1-4部品加工室）について、その後、加工を行わなくなったことから、平成10年10月20日付け10安（核規）第676号をもって加工の事業の変更許可を受けて非管理区域に変更したところであるが、今後、当該室において核燃料物質等の取扱いの計画がないことから加工施設外の施設に変更する。	No.2-155と同じ。	No.2-155と同じ。
5-482	2581	(2) 核燃料物質の貯蔵施設に係る加工の方法の記載の変更 ・事業所外から受け入れた核燃料物質を輸送物の形態で貯蔵するため、第1加工棟の酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット及び燃料集合体の貯蔵設備を撤去するとともに、当該室を輸送物に用いた貯蔵施設にする。この変更により、事業所外から受入時は、当該室に搬入し通関等の必要な手続きを行うこととし、また出荷時も搬出まで当該室にて保管するため、申請書における加工の方法の記載を見直すこととする。さらに加工施設のリスクの低減を図るため、最大貯蔵能力を削減する。	No.2-156と同じ。	No.2-156と同じ。
5-483	2581	(3) 核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の変更 ・加工施設のリスクの低減を図るため、第1-3貯蔵棟の酸化ウラン粉末、第2加工棟の酸化ウランペレット及び燃料集合体の貯蔵施設の最大貯蔵能力を、それぞれからに、からに、からに削減する。	No.2-157と同じ。	No.2-157と同じ。
5-484	2581	(4) 加工施設の設備・機器の撤去 ・加工施設のリスクの低減を図るため、第2加工棟の燃料集合体の貯蔵設備（最大貯蔵能力）を撤去する。	No.2-158と同じ。	No.2-158と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-485	2581	・加工施設のリスクの低減を図るため、第2加工棟()の試験開発設備及び貯蔵設備(最大貯蔵能力())を撤去するとともに、第3開発室から第2-1作業支援室に部屋名称を変更する。第1種管理区域に設置した設備の撤去に当たっては、設備・機器の付着ウランの回収後、ダクトの閉止措置により、加工施設全体の閉じ込めの機能を維持する。発生する廃棄物は、除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-133と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No. 1-133と同じ。
5-486	2581	(5) 核的制限値の変更 ・最新知見の反映とウランの取扱いに則し適正化を図るため、第2加工棟第2-1混合室、第2-2混合室、第2-1ペレット室、第2-1燃料棒加工室及び第2-1組立室の核的制限値を変更する。最新知見の反映として、文献値に基づく形状寸法制限である直径制限値を変更する。実際のウランの取扱いに則し適正化を図るため、粉末缶リフター及び粉末缶受台に対する制限方法を容積制限から形状寸法制限に変更し、粉末缶昇降リフト及び粉末缶移動機に対する制限方法を質量制限から形状寸法制限に変更する。また、その他の変更として、臨界計算の計算結果について、臨界計算コードKENO-IV及び臨界計算コードKENO V.a (27 群ライブラリ)を用いて計算していたものを変更し、臨界計算コードKENO V.a (44 群ライブラリ)を用いて計算したものに統一する。なお、これに伴う計算モデル及び核的制限値に変更はない。	No. 2-160と同じ。	No. 2-160と同じ。
5-487	2582	表1に示す第2加工棟 第2-1 混合室及び第2-1ペレット室の成形施設及び核燃料物質の貯蔵施設、第1-3貯蔵棟の建物、核燃料物質の貯蔵施設、放射線管理施設及びその他加工設備の附属施設は、後半申請の加工施設として工事を終えて適合確認を受ける。後半申請の加工施設では、適合確認を受けるまで核燃料物質を取り扱わないことを保安規定に定める。また、後半申請の加工施設の停止期間中の施設の運転管理、維持管理についても、保安規定に定める。	(施設管理に係る計画及び実施) 第58条 設備管理部長は、加工施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(第11条、第15条の3、第17条、第58条以降において以下「施設管理」という。)の計画として、第59条の2から第65条の3に記載する事項を定めた使用前事業者検査、定期事業者検査、保全計画、補修及び改造、給排気設備の停止に係る措置、並びに後半申請の加工施設の停止期間中の措置に関する基準を定める。 (後半申請の加工施設の停止期間中の措置) 第65条の3 各部長は、後半申請の加工施設が新規規制基準への適合性の確認が完了する前に、前半申請の加工施設を先行使用することによって、第62条の9に定める保全計画を策定し、これに基づき後半申請の加工施設に対する保全に関する措置を実施する。この計画には、添付4に示す後半申請の加工施設に対する保全に関する措置において規定する事項を含める。 2 各部長は、後半申請の加工施設が新規規制基準への適合性の確認を受けるまでの間、後半申請の加工施設に対する保全に関する措置として、後半申請の加工施設において核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を禁止する措置を講じる。 ※：平成30年3月28日付け原規規発第1803284号をもって許可を受けた新規規制基準に基づく加工事業変更許可申請書の変更の届出により工事計画を変更し、新規規制基準適合のための設計及び工事の計画の認可を受けた加工施設を「前半申請の加工施設」とし、今後、新規規制基準適合のための設計及び工事の計画の認可を受ける加工施設を「後半申請の加工施設」とした。前半申請の加工施設について、使用前検査合格証及び使用前確認証の交付を受けることにより先行して施設を使用するに当たり、前半申請の加工施設に対して後半申請の加工施設が及ぼす影響を及ぼさないことを確認している(添付4)。	基保-018補修及び改造基準 4.7 後半申請の加工施設に対する保全に関する措置 各部長は、後半申請の加工施設では、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物及び放射性廃棄物の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わない。 燃料製造部長は、原料搬送設備No.2 粉末缶台車、ペレット搬送設備No.3 ペレット保管箱台車は、それぞれ第2-1混合室、第2-1ペレット室に設備の一部を設備しているが、第2-1混合室、第2-1ペレット室に核燃料物質を搬送しないよう電源を遮断する措置を講じる。
5-488	2787	(核燃料物質の臨界防止) ○核的制限値を有する設備・機器 [4.1-F1] 粉末、ペレットや燃料棒を収納した所定の容器を設備・機器に保管する貯蔵施設では、「形状寸法に対する核的制限値の設定に関する事項(記載No.2-2)」のとおり、核的制限値として棚配列の間隔を設定している。	(核燃料物質の貯蔵) 第70条 (1) 所定の容器に収納して核燃料物質の貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。	基保-003加工施設の操作基準(燃料製造部) 4-15 核燃料物質の貯蔵 (1) 核燃料物質の貯蔵 ① 燃料製造部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは定められた貯蔵方法により、粉末、ペレットや燃料棒は所定の容器に収納し、貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。
5-489	2792	(核燃料物質の臨界防止) ○2ton 天井クレーンNo.1、2、8ton 天井クレーン 2ton 天井クレーンNo.1及び2、8ton 天井クレーンは、搬送元である第2-4領域及び搬送先である第2-6領域において単一ユニットを設定しており、搬送中の状態を複数ユニットの臨界安全評価に包含している。また、2ton 天井クレーンNo.1及び2、8ton 天井クレーンは設備自身の幅と近接防止構造によって、設備間を密着させたとしても搬送する燃料集合体間の距離を3.7m以上に保持する。したがって単一ユニット間の隔離の条件を満たすことから、2ton 天井クレーンNo.1及び2、8ton 天井クレーンで取り扱う燃料集合体の間で中性子相互作用は生じない。	別表4 臨界安全管理に係る制限値(続き) (注7) 近接防止構造により、2ton 天井クレーンNo.1及び2、8ton 天井クレーンの近接を防止し、取り扱う燃料集合体間で中性子相互作用を生じない。	(近接防止構造は、設工認で検査、確認しており、下部規定に定める事項はない)

(*) 本欄に記載のNo. n-m-(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-490	2823	(外部からの衝撃による損傷の防止) (3) 極低温 (凍結) ○非常用電源設備No.2 非常用発電機、非常用電源設備 A 非常用発電機 [S.1-F2] 屋外に設置する非常用電源設備No.2 非常用発電機、非常用電源設備 A 非常用発電機で使用する冷却水には、IIS K 2234 に定める不凍液を混合する。また、屋外設置の発電機には、不凍液の混合に加えて発電機内のヒータで冷却水の保温を行うため、大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5℃でも作動する。 ～ また、屋外に設置する設備における凍結の発生が安全機能に影響を及ぼさないようにするための措置は、保安規定に定めて管理する。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30 条の3 関係) 6. 設計想定事象の発生時 (極低温 (凍結)) の資機材の配備 1 設備管理部長は、屋外に設置する非常用電源設備の非常用発電機については、使用する冷却水に不凍液を混合するとともに、非常用発電機内のヒータで冷却水の保温を行い、大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5℃でも作動するようにする。 2 設備管理部長は、極低温 (凍結) 発生時に必要な資機材を配備する。 手順書の整備 1 設備管理部長は、極低温 (凍結) 発生時には、屋外に設置する設備における凍結の発生が安全機能に影響を及ぼさないようにするための措置を講じる。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 基本-039 設計想定事象等対処活動基準 1.6. 極低温 (凍結) (3) 必要な電源その他資機材の配備 1 設備管理部長は、屋外に設置する非常用電源設備の非常用発電機については、使用する冷却水に不凍液を混合するとともに、非常用発電機内のヒータで冷却水の保温を行い、大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5℃でも作動するようにする。 2 設備管理部長は、極低温 (凍結) 発生時に必要な資機材を配備する。 (4) 手順書の整備 1 設備管理部長は、極低温 (凍結) 発生時には、屋外に設置する設備における凍結の発生が安全機能に影響を及ぼさないようにするための措置を講じる。
5-491	2826	(外部からの衝撃による損傷の防止) (5) 積雪 ○第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟 [S.1-B4] 第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟は、大阪府建築基準法施行細則に定める29 cm の積雪に耐えられる設計とする。 積雪に係る設計方針を付属書類 5 に示す。また、これを超える積雪が生じるおそれがある場合における除雪等の措置は、保安規定に定める。	No.1-20と同じ。	No.1-20と同じ。
5-492	2827	(外部からの衝撃による損傷の防止) (6) 生物学的事象 ○第2 加工棟、第1 廃棄物貯蔵棟の気体廃棄設備 [S.1-F4] 第2 加工棟の第1 種管理区域の換気のため、給気口を設けて気体廃棄設備No.1 を接続する。気体廃棄設備No.1 の給気口にはフィルタを設けることにより枯葉、昆虫又は動物の侵入を防止する構造とする。また、第1 廃棄物貯蔵棟の第1 種管理区域の換気のため、給気口を設けて気体廃棄設備No.2 を接続する。気体廃棄設備No.2 の給気口にはフィルタを設けることにより枯葉、昆虫又は動物の侵入を防止する構造とする。 保安規定に基づき、給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施し、万一給気口のフィルタが枯葉、昆虫又は動物により塞がるか、そのおそれが生じた場合は、フィルタの清掃等を実施し、生物学的事象が安全機能に影響を及ぼさないようにする。	No.1-71と同じ。	No.1-71と同じ。
5-493	2831	(外部からの衝撃による損傷の防止) (1) 森林火災、近隣工場等の火災・爆発、交通事故による火災・爆発、航空機落下火災 ○第1 廃棄物貯蔵棟 (緊急設備 防護壁又は防護柵 (W1 防護壁) 含む。)、第3 廃棄物貯蔵棟 (緊急設備 防護壁又は防護柵 (W3 防護壁) 含む。) [S.2-B2] ～加工事業変更許可申請書に示したとおり、加工施設外の火災・爆発及び敷地内危険物施設の火災・爆発に対し、加工施設敷地内におけるボンベ置場 (I) 及び第1 高圧ガス貯蔵施設 (アンモニアタンク) の移設や燃料輸送車両の構内通行ルート及び駐車位置の制限を行うことにより、安全性を確保する。～	No.1-75と同じ。	No.1-75と同じ。
5-494	2839	(加工施設への人の不法な侵入等の防止) ○第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟 [9.1-B1] 加工施設を設置する事業所には、加工施設の周辺に周辺監視区域を設け、周辺監視区域の境界にはフェンス等を設置し、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止するとともに、加工施設の建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有することにより、加工施設への人の不法な侵入を防止する。 侵入検知器、監視カメラ等の監視装置による集中監視を行うとともに、周辺監視区域内の定期的な巡視を行うことにより、加工施設への人の不法な侵入を監視する。また、侵入検知器、監視カメラ等の不法侵入防止設備の点検、保守を行い、その機能を維持する。 管理上の人の区分に応じて、管理区域を設定する加工施設の建物へ常時立ち入る放射線業務従事者に対してはID カードによる出入管理を行うことにより、加工施設への人の不法な侵入を防止する。また、常時立ち入ることがない管理区域を設定する加工施設の建物では、出入口を施錠管理する。 核燃料物質等の移動は所定の手順に基づき承認を得てから実施し、加工施設の建物の [] において金属探知機、核物質検知装置等による持出し点検及び監視を行うことにより、周辺監視区域内の人による核燃料物質等の不法な移動を防止する。 [] 入構車両においては積載荷物の点検を行うことにより、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件等が持ち込まれることを防止する。点検に係る業務については、手順を作成し、定期的に教育を行う。 これらの加工施設への人の不法な侵入等の防止に係る措置は、保安規定に定めて管理する。	No.1-79、No.1-80、No.1-81と同じ。	No.1-79、No.1-80、No.1-81と同じ。
5-495	2847	(閉じ込めの機能) ○第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟 [10.1-B1] 総量告示に基づき1.3 mSv/3 月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域 (第2 種管理区域) とそうでない区域 (第1 種管理区域) とに区分して保安規定に定めて管理する。 第1 廃棄物貯蔵棟には第1 種管理区域と第2 種管理区域を設定し、第3 廃棄物貯蔵棟には汚染の発生するおそれのない区域である第2 種管理区域のみを設定する。 なお、発電機・ポンプ棟は核燃料物質等を収納しないことから、管理区域の設定は行わない。	No.1-103、No.1-106と同じ。	No.1-103、No.1-106と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m-(k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-496	2861	(閉じ込めの機能) ○第2-1燃料集合体保管区域、第2-2燃料集合体保管区域、第2-3燃料集合体保管区域、第2-4燃料集合体保管区域、5ton天井クレーン [10.1-F2] ウランを核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づいて閉じ込めの機能を確認した輸送容器に密閉して取り扱う又は貯蔵する。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 別表4 臨界安全管理に係る制限値(続き) 第1加工棟 第1-1輸送物保管室 第1-1輸送物保管区域 運転管理方法 第2加工棟 第2輸送容器保管室 第2-1燃料集合体保管区域 運転管理方法 第2加工棟 第2梱包室 第2-2燃料集合体保管区域 運転管理方法 第2加工棟 第2梱包室 第2-3燃料集合体保管区域 運転管理方法 第2加工棟 第2輸送容器保管室 第2-4燃料集合体保管区域 運転管理方法 第2加工棟 第2輸送容器保管室 5ton天井クレーン 運転管理方法 ～核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 基保-003加工施設の操作基準(燃料製造部) 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 (輸送容器に密閉して貯蔵する各貯蔵施設の記載に左記管理事項の注記を追記する)
5-497	2868	(火災等による損傷の防止) ○消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋内消火栓、消火設備 可搬消防ポンプ、消火設備消火器、消火設備 自動式の消火設備 [11.1-F1] ～消火器は消防法に基づく法令点検で使用期限を確認し、使用期限が近づいているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行うとともに消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する構造のものを用いることを保安規定に定める。～	No.1-56、No.1-59と同じ。	No.1-56、No.1-59と同じ。
5-498	2869	(火災等による損傷の防止) ○第1加工棟の屋外消火栓、第2加工棟の屋内消火栓に関わるアクセスルート [11.1-F1] 第1加工棟に設置する屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から第1加工棟の各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。 第2加工棟に設置する屋内消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から第2加工棟へのアクセスルート及び屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。	No.1-62と同じ。	No.1-62と同じ。
5-499	2875	(火災等による損傷の防止) ○気体廃棄設備No.1、気体廃棄設備No.2 [11.3-F3] 第1種管理区域の負圧を維持する気体廃棄設備のフィルタユニット及びフィルタユニット(設備排気用)に用いる高性能エアフィルタのろ材はガラス繊維製を使用し、鋼製のケースに収納した状態で使用する。また、第1種管理区域のダクトは鋼製とする。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 3. 設計想定事象の発生時(内部溢水)の資材の配備 2 設備管理部長は、溢水時の閉じ込めの機能の確保のため、気体廃棄設備のフィルタユニット及びフィルタユニット(設備排気用)を鋼製のケースに収納することにより、火災時の消火水等が侵入しない対策を講じる。	基保-039設計想定事象等対処活動基準 8. 内部溢水発生時 (3) 必要な電源その他資材の配備 2 設備管理部長は、溢水時の閉じ込めの機能の確保のため、気体廃棄設備のフィルタユニット及びフィルタユニット(設備排気用)を鋼製のケースに収納することにより、火災時の消火水等が侵入しない対策を講じる。
5-500	2877	(火災等による損傷の防止) ○第1廃棄物貯蔵棟 [11.3-B2] 電源に接続する設備については、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、配線用遮断器を設け、また、導通部が没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する措置を保安規定に定めて管理を行う。～	No.2-105(「シール等」に電源遮断の措置が含まれる)と同じ。	No.2-105(「シール等」に電源遮断の措置が含まれる)と同じ。
5-501	2883	(火災等による損傷の防止) ○第1廃棄物貯蔵棟 [11.5-B1] 第1廃棄物貯蔵棟の可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第1種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、気体廃棄設備No.2により平均6回/時以上換気を行う。 ○気体廃棄設備No.1、気体廃棄設備No.2 [11.5-F1] 第2加工棟の可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第1種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、気体廃棄設備No.1により平均6回/時以上の換気を行う。 第1廃棄物貯蔵棟の可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第1種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、気体廃棄設備No.2により平均6回/時以上の換気を行う。	No.1-46(閉じ込めの管理として空気濃度限度の管理の中で実施)と同じ。	No.1-46(閉じ込めの管理として空気濃度限度の管理の中で実施)と同じ。
5-502	2910	(加工施設内における溢水による損傷の防止) ○第1廃棄物貯蔵棟 [12.1-B2] 電源に接続する設備は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、また、導通部が各溢水防護区画の没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する措置を保安規定に定めて管理を行う。	No.2-105(「シール等」に電源遮断の措置が含まれる)と同じ。	No.2-105(「シール等」に電源遮断の措置が含まれる)と同じ。
5-503	2910	(加工施設内における溢水による損傷の防止) ○第2加工棟に設置する設備・機器 [12.1-F3] 本申請対象のウランを取り扱う設備に接続する電気・計装盤について、設置場所及び被水のおそれの有無を次表に示す。被水のおそれのある設備・機器の電気・計装盤は、設置場所想定する没水水位に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する設計としている。 溢水による損傷の防止に係る設計方針を付属書類9-1に示す。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-504	2928	(安全機能を有する施設) ○全ての安全機能を有する施設 [14.2-F1] [14.2-B1] 以下の設計の基本方針に基づいて、安全機能を確保するための検査及び試験並びにこれらの安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所(必要な配置、空間及びアクセス性を備えた場所)に設置する。 ・本設備の配置及び構造上の特徴、並びに設備の経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。 ・保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。 ・保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-1、No.1-3と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No.1-1、No.1-3と同じ。
5-505	2936	(核燃料物質の貯蔵施設) 本加工施設においては、 <u>崩壊熱除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を取り扱わないため</u> 、該当しない。	No.1-99と同じ。	No.1-99と同じ。
5-506	2977	(放射線管理施設) ○ハンドフットクロスモニタ [19.1-F1] 第1種管理区域からの退出者の身体の放射性物質の表面密度を計測し、汚染の有無を確認するため、第2加工棟の第2出入管理室及び第2-2燃料棒加工室並びに第1廃棄物貯蔵棟のW1出入管理室にハンドフットクロスモニタを設置する。 ～ 当該機器が故障等により使用不能となった場合には、保安規定に基づき、サーベイメータによる退出時の汚染検査を行う。	(第1種管理区域への出入管理) 第45条 (2) 退出する場合は、 <u>ハンドフットクロスモニタ等により</u> 、身体及び身体に着用している物の表面密度の検査をすること。 <u>なお、ハンドフットクロスモニタが故障等により使用不能となった場合には、サーベイメータにて対応する。</u>	基保-001放射線管理基準 6. 第1種管理区域への出入管理 6-3 第1種管理区域に立ち入る者に対する遵守させる措置 (2) 第1種管理区域からの退出時は、退出モニタ(ハンドフットクロスモニタ)及び物品搬出モニタで身体及び身体に着用している物の汚染の検査を実施する。退出モニタで身体の汚染検査を実施する場合、汚染されやすい部位である手、足を検査する。ただし手、足以外に汚染のおそれのある場合は、退出モニタのクロスモニタで汚染の検査を実施する。 <u>なお、ハンドフットクロスモニタが故障等により使用不能となった場合には、サーベイメータにて対応する。</u>
5-507	2984	(廃棄施設) ○気体廃棄設備No.1、気体廃棄設備No.2 [20.1-F5] フィルタユニット及びフィルタユニット(設備排気用)は内包するプレフィルタ及び高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計(フィルタ用)を設けることにより、機能を適切に維持する。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 10. 設計想定事象の発生時(その他)(続き)の資機材の配備(続き) 17 設備管理部長は、フィルタユニットは内包する高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計を設けることにより、機能を適切に維持する。	基保-039設計想定事象等対処活動基準 14. その他の設計想定事象等 (3) 必要な電源その他資機材の配備 17 設備管理部長は、フィルタユニットは内包する高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計を設けることにより、機能を適切に維持する。
5-508	2986	(廃棄施設) 流し(手洗い、シャワー)及び空調ドレン水タンクは、通常時において有意な核燃料物質が混入しないよう保安規定に定めて管理するため、液体廃棄物を取り扱う設備ではない。	(放射性液体廃棄物) 第74条 2. 環境安全部長は、前項の排水口より放射性液体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排水貯槽内における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。また、第1種管理区域内の流し(手洗い、シャワー)及び空調ドレン水タンクには、通常時において有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策を講じ、放射線業務従事者に遵守させる。	基保-001放射線管理基準 17-4 排水口の放射性液体廃棄物の管理 排水口(3次排水)からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度(3ヶ月についての平均値が20mBq/cm ³ (U234))を超えないようにするため、排水槽または貯留槽より排水を放出しようとするときは、その都度槽内の排水中の放射性物質濃度を測定し、その排水中の放射性物質濃度が、表8の水中の放射性物質濃度が管理目標値(3ヶ月についての平均値が8mBq/cm ³ (U234))以下であることを確認する。また、第1種管理区域内の流し(手洗い、シャワー)及び空調ドレン水タンクには、通常時において有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策を講じ、放射線業務従事者に遵守させる。
5-509	2995	(換気設備) ○第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、気体廃棄設備No.1、気体廃棄設備No.2 [23.1-B1][23.1-F1] 気体廃棄設備を設置する第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備により平均6回/時以上の換気を行う設計とする。	No.1-46と同じ。	No.1-46と同じ。
5-510	2999	(非常用電源設備) ○非常用電源設備No.1 非常用発電機、非常用電源設備No.2 非常用発電機、非常用電源設備A 非常用発電機 [24.1-F1] ～非常用電源設備に接続する負荷容量を増やす場合は、発電定格容量以内とする管理を行う。	No.4-291と同じ。	No.4-291と同じ。
5-511	3014	(その他許可で求める仕様) ○保管廃棄設備第1廃棄物貯蔵室 廃棄物保管区域、保管廃棄設備第3廃棄物貯蔵室 廃棄物保管区域 [99-F5] 地震対策として、保安規定に基づき各廃棄物保管区域ごとに使用するドラム缶、金属容器の種類、段数、配置を制限し、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止措置を講じる。 200Lドラム缶を使用する場合の段数、配置は、以下の管理を行う。～ また、竜巻対策として、保安規定に基づき放射性廃棄物を収納したドラム缶は、竜巻(風速92m/s)が発生したときに飛散することのないよう空力パラメータが0.0032以下となるように固縛する措置を講じる管理を行う。	No.1-31、No.1-103と同じ。	No.1-31、No.1-103と同じ。

(*) 本欄に記載のNo.n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-512	3077	添1表参2 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点 火災等による損傷の防止<火災区域、火災区画の変更> 本設工認申請 詳細設計 [11.3-B2] 第2加工棟は建築基準法施行令第百二十二条に基づく防火区画を火災区域として設定する。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。ただし、火災区域内に第1種管理区域とそれ以外の区域を含む場合は、第1種管理区域の境界に耐火性を有する壁を設け、第1種管理区域とそれ以外の区域を別の火災区画に設定する。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 No.3-11と同じ。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 No.3-11と同じ。
5-513	3196	○放射性固体廃棄物の廃棄工程 *2：フォークリフト、ドラム缶運搬車、また上階へはチェンブロックにて行う。	別図3 放射性廃棄物の保管廃棄設備 注3) ドラム缶その他の金属製容器を運搬するに当たっては、運搬設備（フォークリフト、ドラムボータ）を使用する。	基保-009放射性廃棄物管理基準 3. 保管廃棄物の取扱い 3-3 梱包（封入） ①各部長は、放射性固体廃棄物をポリシート等で密封の上ドラム缶または金属製容器に収納する。また、フィルタは、ポリシート等による汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、廃棄物登録手続きの際に金属製容器から取り出して、第2廃棄物処理室より廃棄物貯蔵棟へ搬出する。金属製容器に収納することが困難な場合はポリシート等で密封する。なお、ドラム缶その他の金属製容器を運搬するに当たっては、運搬設備（フォークリフト、ドラムボータ）を使用する。
5-514	3295	付属書類1 参考資料4 運搬台車によるウランの移動中の評価 3 評価結果 なお、この結果は、運搬台車（粉末）と運搬台車（ペレット）のいずれかを2台同時に使用することを評価したものであるが、運搬台車（粉末）と運搬台車（ペレット）の1台ずつを同時に使用することの評価を包含するものとなっているため、運搬台車のタイプの組み合わせは制限することなく、2台以下で使用することの核的な安全を確認したものとなっている。保安規定に基づいて定めた通路は、得られた離隔距離を全て満たすことを確認している。保安規定に基づいて、通路を所定の運搬台車を用いて搬送することを管理する。	別表4 臨界安全管理に係る制限値（続き） 第2加工棟 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室 焙焼炉No.2-1運搬台車 運転管理方法 第2加工棟 第2-1ペレット検査室 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室 スクラップ保管ラックF型運搬台車 第2加工棟 第2-1ペレット検査室 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-2混合室 ペレット運搬台車No.3 ・～酸化ウランを運搬する場合には、第2-2領域内で使用される運搬台車が2台以下であることを確認した上で、本運搬台車を使用できる管理とする。～	要保-037臨界安全管理基準 別表-1 臨界安全管理に係る核的制限値及びその遵守方法 (左記の3つの運搬台車の運転管理方法の記載に、第2-2領域内で使用される運搬台車が2台以下であることを確認する旨の記載を追加する。)
5-515	3494	付属書類4 外部からの衝撃（竜巻）による損傷の防止に関する基本方針書 1. 2 加工施設に大きな影響を及ぼすおそれがある竜巻に対する設計 ～また、更なる安全向上策として、F3 竜巻が発生した場合に建物が損傷したとしても、核燃料物質等の施設外への飛散を防止する措置を行うとしている。～	No.1-64と同じ。	No.1-64と同じ。
5-516	3514	付属書類5 外部からの衝撃（積雪及び降下火砕物）による損傷の防止に関する基本方針書 1. 設計方針 ～また、上記対策に加えて気中の降下火砕物の状態を踏まえ、加工施設で降下火砕物が観測された時点で速やかに除去する措置を講じることで、更なる安全を確保する。また、当該措置を実施するにあたり、昇降設備のない屋根には梯子等を設置するとともに、必要な防護具や資機材を常備することとする。	No.1-20と同じ。	No.1-20と同じ。
5-517	3645	付属書類9-1 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する基本方針書 3. 溢水評価 3. 2 溢水評価における溢水防護区画の設定 第1種管理区域の溢水防護区画については、ウランを取り扱う設備・機器及び気体廃棄設備の没水、被水の観点での防護を設置するとともに、閉じ込めの観点からウランが存在する溢水防護区画内の溢水が第1種管理区域外へ流出することを防止する。 第2種管理区域の溢水防護区画については、ウランを取り扱う設備・機器の没水及び気体廃棄設備の没水、被水の観点での防護を設置するとともに、第1種管理区域内へ流出することを防止する。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 3. 設計想定事象の発生時（内部溢水）の手順書の整備 5 設備管理部長は、防護対象設備のある第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟について、溢水経路を考慮し、溢水防護区画を設定する。第1種管理区域の溢水防護区画については、ウランを取り扱う設備・機器及び気体廃棄設備の没水、被水の観点での防護を設置するとともに、閉じ込めの観点からウランが存在する溢水防護区画内の溢水が第1種管理区域外へ流出することを防止する。第2種管理区域の溢水防護区画については、ウランを取り扱う設備・機器の没水及び気体廃棄設備の没水、被水の観点での防護を設置するとともに、第1種管理区域内へ流出することを防止する。	基保-039設計想定事象等対処活動基準 8. 内部溢水発生時 (4) 手順書の整備 5 設備管理部長は、防護対象設備のある第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟について、溢水経路を考慮し、溢水防護区画を設定する。第1種管理区域の溢水防護区画については、ウランを取り扱う設備・機器及び気体廃棄設備の没水、被水の観点での防護を設置するとともに、閉じ込めの観点からウランが存在する溢水防護区画内の溢水が第1種管理区域外へ流出することを防止する。第2種管理区域の溢水防護区画については、ウランを取り扱う設備・機器の没水及び気体廃棄設備の没水、被水の観点での防護を設置するとともに、第1種管理区域内へ流出することを防止する。
5-518	3665	付属書類9-1 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する基本方針書 4. 第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟における溢水に対する安全設計 4. 2 被水に対する安全設計 (d) 被水し水の侵入により電気火災が発生するおそれがある電気・計装盤は、没水水位より高い位置に配置し、漏電遮断器を設置するとともに、防水カバーを設置する又は電源を遮断する措置を講じる。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。
5-519	3666	付属書類9-1 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する基本方針書 5. 本申請における内部溢水対策 5. 3 電気火災の発生防止 ・ウランを取り扱う設備に接続する電気・計装盤で被水のおそれのあるものについては、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、漏電遮断器を没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じる。	No.2-105と同じ。	No.2-105と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。

No. *	設工記 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-520	3703	付属書類 1 0 安全機能となるインターロックに関する基本方針書 3. 3. 1 表 2 臨界防止に関するインターロック 研削個数超過防止インターロック センタレス研削装置No.2-1 センタレス研削盤 インターロック設定値 61000 個	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 別表 4 臨界安全管理に係る制限値（続き） 第2加工棟 第2-2ペレット室 センタレス研削装置No.2-1 センタレス研削盤 運転管理方法 第2加工棟 第2-2ペレット室 センタレス研削装置No.2-1 研削屑回収装置 運転管理方法 第2加工棟 第2-2混合室 焙焼炉No.2-1 研削屑乾燥機 運転管理方法 第2加工棟 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室 焙焼炉No.2-1 運転台車 運転管理方法 ・センタレス研削盤の運転期間は所定のペレット研削個数（61000 個以下）に達するまで～	基保-0 3 7 臨界安全管理基準 別表-1 臨界安全管理に係る核的制限値及びその遵守方法 焙焼炉 運転台車 運転管理方法 ・本運転台車の移動する道路を定め、研削屑回収装置から回収した研削屑回収 1 個（センタレス研削盤の運転期間は所定のペレット研削個数（61000 個以下）に達するまで）で酸化ウラン研削屑を取り扱う。
5-521	3720	付属書類 1 1 遮蔽に関する基本方針書 1. 設計方針 1. 1 周辺監視区域等の設定 管理区域の周辺に周辺監視区域を設定し、周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度を越えないようにする。 また、東西及び北側の敷地境界に隣接して、住友電気工業株式会社との「賃貸借契約書」により人の居住を制限する地域を設け、敷地境界外の人の居住する可能性のある区域における公衆の外部被ばくを合理的に達成可能な限り低くする。 周辺監視区域等の設定について、加工事業変更許可申請書に示した評価からの変更点はない。	No. 3-270と同じ。	No. 3-270と同じ。
5-522	3720	付属書類 1 1 遮蔽に関する基本方針書 1. 設計方針 1. 2 貯蔵等の管理 周辺監視区域境界及び敷地境界外の人の居住する可能性のある区域において、本加工施設のウランの貯蔵及び放射性廃棄物の保管廃棄に起因する線量を合理的に達成可能な限り低くするために、必要に応じて建物等に放射線遮蔽を講じる。また、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの貯蔵等については、その影響が低くなるようにするため、設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置する。～	No. 1-24と同じ。	No. 1-24と同じ。
5-523	3740	付属書類 1 3 その他許可で求める仕様（放射性廃棄物ドラム缶）の転倒防止策に関する基本方針書 1. 設計方針 廃棄物保管区域で保管廃棄に用いるドラム缶等の金属製容器は、事業変更許可申請書では、更なる安全対策として耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じるとしている。 本設工認申請書における第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物貯蔵棟では保管廃棄に用いる200Lドラム缶は3段積み以下で固縛し転倒防止策を講じる。	No. 1-31と同じ。	No. 1-31と同じ。
5-524	3740	付属書類 1 3 その他許可で求める仕様（放射性廃棄物ドラム缶）の転倒防止策に関する基本方針書 1. 設計方針 ～耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策として、耐震重要度分類第1類相当（水平震度1.0G）の地震力により金属容器が転倒するおそれがないように以下の設計の固縛、配列とする。 ドラム缶1段置き：ラッシングベルトにて固縛し、転倒しない配列。 ドラム缶2段及び3段積み：スキッド、パレット、ワイヤスリング等を用いて固縛し、さらに隣り合うそれぞれのパレットをボルトにて連結し、転倒しない配列。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 5. 設計想定事象の発生時（竜巻）（続き）の手順書の整備 3 燃料製造部長は、竜巻によって影響を受ける廃棄物貯蔵室内の廃棄物ドラム缶について、2段又は3段積みの場合には、鋼製のパレットに積載して専用治具によって固縛し、さらに、パレット間をボルトにて連結し保管する。また、平積みの場合には、ラッシングベルトにて固縛を行い、必要に応じてさらに、床に対しても固定を講じる。	基保-0 3 9 設計想定事象等対処活動基準 1 0. 自然現象発生時（竜巻） （4）手順書の整備 3 燃料製造部長は、竜巻によって影響を受ける廃棄物貯蔵室内の廃棄物ドラム缶について、2段又は3段積みの場合には、鋼製のパレットに積載して専用治具によって固縛し、さらに、パレット間をボルトにて連結し保管する。また、平積みの場合には、ラッシングベルトにて固縛を行い、必要に応じてさらに、床に対しても固定を講じる。
5-525	3750	付属書類 1 4 適合性確認を先送りする施設の先行使用する施設への波及的影響に関する説明書 2. 後半申請の施設に対する保安措置及び前半申請の施設への波及的影響有無の確認 ・前半申請の施設である[5025]原料搬送設備No.2 粉末台車（第1次設工認にて認可）は、[] にわたって設置している設備であるが、後半申請の施設を配置している [] に核燃料物質を搬送することがないように電源を遮断する措置を保安規定に定めて管理する。	添付4 後半申請の加工施設に対する保安に関する措置において規定する事項（第65条の3関係） 3. 第2加工棟内における後半申請の加工施設に対する保安に関する措置（続き） 搬送設備 【管理項目】後半申請の加工施設では、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物及び放射性廃棄物の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わない。 【管理項目】原料搬送設備No.2 粉末台車、パレット搬送設備No.3 ペレット保管箱台車は、それぞれ [] に設備の一部を設置しているが、[] に核燃料物質を搬送しないよう電源を遮断する措置を講じる。	基保-0 0 3 加工施設の操作基準（燃料製造部） 4-1 8 後半申請の加工施設に対する保安に関する措置 各部署は、第5表に示す後半申請の加工施設では、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物及び放射性廃棄物の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わない。 燃料製造部長は、原料搬送設備No.2 粉末台車、パレット搬送設備No.3 ペレット保管箱台車は、それぞれ [] に設備の一部を設置しているが、[] に核燃料物質を搬送しないよう電源を遮断する措置を講じる。
5-526	3750	付属書類 1 4 適合性確認を先送りする施設の先行使用する施設への波及的影響に関する説明書 2. 後半申請の施設に対する保安措置及び前半申請の施設への波及的影響有無の確認 ・前半申請の施設である[5042]パレット搬送設備No.3 ペレット保管箱台車（第5次設工認にて申請）は、[] にわたって設置している設備であるが、後半申請の施設を配置している [] に核燃料物質を搬送することがないように電源を遮断する措置を保安規定に定めて管理する。	No. 5-525と同じ。	No. 5-525と同じ。
5-527	3750	付属書類 1 4 適合性確認を先送りする施設の先行使用する施設への波及的影響に関する説明書 2. 後半申請の施設に対する保安措置及び前半申請の施設への波及的影響有無の確認 ・後半申請の施設では、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物及び放射性廃棄物の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないことを保安規定に定める。	No. 5-525と同じ。	No. 5-525と同じ。

(*) 本欄に記載のNo. n-m(-k)は、nは第n次設工認の記載である旨を示し、m、kは通し番号を示す。